

平成22年第2回

香美市議会定例会会議録

平成22年 3月 3日 開 会
平成22年 3月16日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 3 日 水曜日

平成22年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年3月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月3日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 4号 平成22年度香美市一般会計予算
- 議案第 5号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成22年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 10号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 11号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 12号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 13号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 14号 平成22年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 15号 平成22年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 16号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 17号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 18号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 19号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 20号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 21号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 24号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市退職手当審査会設置条例の制定について
- 議案第 33号 香美市私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 36号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について
- 議案第 37号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 38号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

- 推薦第 1号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 2号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 3号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 4号 香美市農業委員会委員の推薦について

議事日程

平成22年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成22年3月3日(水) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

(1) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

香美市土地開発公社平成22年度事業計画及び会計予算

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第4 | 議案第 | 4号 | 平成22年度香美市一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 5号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 6号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第 | 7号 | 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算 |
| 日程第8 | 議案第 | 8号 | 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第 | 9号 | 平成22年度香美市老人保健特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 | 10号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予
算 |
| 日程第11 | 議案第 | 11号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予
算 |
| 日程第12 | 議案第 | 12号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業
勘定）予算 |
| 日程第13 | 議案第 | 13号 | 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第 | 14号 | 平成22年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第 | 15号 | 平成22年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第16 | 議案第 | 16号 | 平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第17 | 議案第 | 17号 | 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4
号） |
| 日程第18 | 議案第 | 18号 | 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第
3号） |
| 日程第19 | 議案第 | 19号 | 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第 | 20号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補
正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第 | 21号 | 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 | 22号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一
般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |

日程第23	議案第	23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	24号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	25号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	26号	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	27号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	28号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	29号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	30号	香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	31号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第32	議案第	32号	香美市退職手当審査会設置条例の制定について
日程第33	議案第	33号	香美市私債権の管理に関する条例の制定について
日程第34	議案第	34号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第35	議案第	35号	香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第36	議案第	36号	香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について
日程第37	議案第	37号	市有財産の無償貸付けについて
日程第38	議案第	38号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第39	議案第	39号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第40	推薦第	1号	香美市農業委員会委員の推薦について
日程第41	推薦第	2号	香美市農業委員会委員の推薦について
日程第42	推薦第	3号	香美市農業委員会委員の推薦について
日程第43	推薦第	4号	香美市農業委員会委員の推薦について

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、21番、西山 武君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成22年第2回香美市議会定例会を開会をいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成22年第2回香美市議会定例会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

寒かった冬も去りいよいよ3月、万物躍動の季節を迎えました。平成22年第2回香美市議会定例会を開会するに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

さて、カナダのバンクーバーでの冬季オリンピックが世界じゅうの耳目を集めていましたが、南米チリで2月27日に発生したマグニチュード8.8の巨大地震では、28日に本県でも須崎市の須崎港で1.2メートルの津波が観測をされました。防災を初め市民の安心、安全な生活の確保など、地方自治体にもさらに重要な課題への取り組みが一段と求められてまいりました。

本市も3月1日には合併後4年が満了し、5年目を迎えての重要な議会であります。この4年間、合併協定に基づく香美市建設の基礎固めと市政発展、市民福祉の向上、健全な行財政の運営のため、執行部、議会が協力し、一定の成果を上げてまいりました。現在、新庁舎建設も順調に進んでおり、平成23年には完成の予定であります。3月議会には、平成22年度の一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算などの審議を行う重要な議会であります。議員各位には、住民の代表として重い職責にかんがみ、議会活動の中で議論を尽くし、議会の位置づけと責務、議会活動を通じて地方自治の充実と住民福祉の向上に努めるとともに説明責任を果たしていかなければなりません。

本議会には、推薦案件4件、議案第4号から議案第39号までの36議案と追加議案等も予定をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて19番、前田泰祐君、21番、西山 武君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、2月26日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。本日招集されました平成22年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月26日に開催をしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり、本日から3月16日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明に引き続き、議案第16号と議案第18号を審議から採決まで進める必要があります。議案第16号は、平成21年度中に子ども手当に係るシステム整備を行うための補正予算等があり、予算執行及び整備に必要な期間を確保するため、議案第18号は、事業の繰越明許をするための予算執行及び事務手続等の都合により議決を必要とするものであります。この2件について、本日委員会付託を省略し本会議で審議、採決をすることに決定をしました。

会期2日目、4日から会期6日目、8日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、9日から会期9日目、11日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目、12日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会への付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたします。

会期11日目から13日までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日16日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議方式で審議、採決を行います。追加案件として議員提案の意見書案のほかに執行部から2件予定されております。1件は、4月から消防職員の勤務体制が変更されることに伴い、夜間勤務手当を新設するため一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、もう1件は、鏡野中学校の耐震改修工事が会期中に入札予定となっており、工事請負契約の締結についての案件の申し出があっております。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等について協議を行いました。請願、発議はなく、今期定例会に提起された陳情5件はいずれも意見書の提出を求めるものであり、意見書の提出においては議員が市議会の書式で意見書案を整え提出をすることになっていることの確認と、意見書の提出を求める陳情書の取り扱いについては、議員が事前に事務局で閲覧できることとしました。なお、陳情に基づく意見書案は3件提出されております。

続いて、今期定例会に議員からの提出の意見書案が7件提案されており、いずれも市議会の書式が整っておりましたので、この意見書案の取り扱いについて協議をいたしました。この意見書案のうち意見書案第1号及び意見書案第2号については、提出者を総

務常任委員長、賛成者を教育厚生常任委員長、産業建設委員長として全会一致を目指して、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号、意見書案第6号、意見書案第7号については、賛成者等の署名を整え最終日に追加案件として上程される予定です。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、10日木曜日午前10時までをお願いをいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、議会運営委員会で協議をしたその他の件についてご報告いたします。

1点目に、農業委員会の議会推薦者についてを議題としました。本件は農業委員会委員が2月28日任期満了となり、新委員による総会が3月4日に予定されていることから2月23日に農業委員会から要請のあったもので、候補者について協議を行いました。意見として、産業建設常任委員長が候補者になっていない。土佐山田町内の候補者がいない。繁藤地区が空白状態になっているのでは。合併協議の際の香北2名、物部2名が今回もそのまま適用されている。香北、物部については農業団体推薦者もいるなどの意見が出されましたが、協議の結果、今回は総会まで期間もなく農業委員会の審議、審査の円滑な運営上やむを得ないが、今後の対応として議会推薦者の選任においての議会の意見を農業委員会に伝えるとともに明確にした文書を送付することとし、候補者の推薦については原案どおりとすることに決定をしました。この結果、農業委員会の議会推薦者については、推薦第1号、推薦第2号、推薦第3号、推薦第4号とし、本日委員会付託を省略し本会議で議題とします。なお、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し採決します。

2点目に、本日、庁舎建設特別委員会終了後に議員協議会を開催をいたします。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告をこれで終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長、委員長、ミスプリ。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 済みません。訂正をお願いいたします。次に、一般質問の通告は、「会期2日目、10日木曜日」ということでしたが、ミスプリでございまして、「4日木曜日」ということで訂正をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月16日までの14日間としたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月16日までの14日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

まず、防犯灯の補助制度に関する適切な措置を求める要望書及び高知工科大学と連携したまちづくりの推進に関する提言書を市長に提出しましたので、お手元に配付をしておきました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成22年度事業計画・資金計画及び会計予算の提出がありました。なお、財団法人香美市開発公社については、解散を予定し、清算の手續中につき、清算終了後の6月定例会で報告がされます。

また、財団法人奥物部開発公社の平成22年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算については、3月末までに開催する理事会の開催後に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成22年度収支予算書及び事業計画書については、3月末までに開催する理事会の開催後に、株式会社香北ふるさと公社の平成22年度事業計画及び収支予算書については、3月末までに開催する株主総会の開催後に議会に報告されることになるため、書類の提出及び報告のための議員協議会の開催は6月議会定例会となりますので、その点をご了解をいただきたいと存じます。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎です。12月議会以降、閉会中の1月13日に行政視察及び1月28日、2月19日に行財政改革推進特別委員会を開会いたしました。順次報告いたします。

1月13日の視察研修は、南国市を訪問し、行政改革及び財政改革の取り組みについて研修を行ってまいりました。企画課、財政課より平成17年度より平成21年度までの財政再建の取り組み、集中改革プランによる歳出削減、歳入増の実績について説明を受け、委員からもさまざまな角度から質問もさせていただき、有意義な研修となりました。

1月28日の議題は、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、市税等の滞納整理の状況について、4点目、保育料、給食費の滞納整理等の状況について、5点目、各種施設の管理委託及びその他の委託業務についての提言書に係る執行部の回答について、6点目、南国市行政視察の感想、意見等についてであります。

1点目、住新の滞納整理等の状況については、前回委員会で質疑のあった競売後の

配当は最長2カ月以内であるとのこと、内容証明を送付にて返答のなかった方が支払督促にて異議が出され訴訟へ移行した案件について説明があり、質疑では、残債は他の訴訟と比較すると少額だが、市からの手紙等も無視、支払いも本人都合で行っている。この際、公の場にて約束を取りつけることを目的としている。また、連帯保証人にも接触しているが支払える状況ではないとのこと。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、訴訟後、話し合いにて任意退去に至り訴訟を取り下げたケース、訴訟準備中の案件の説明、連帯保証人確保は結果に結びついていない。水道使用料では、給水停止の直前に入金するケース等の説明あり。また、過年度分徴収率が10%低下の背景について具体的な説明がありました。請求対象等について今後検討を行うこととしました。

3点目、市税等の滞納整理の状況については、平成20年度、平成21年度の徴収実績、滞納整理について、また、公売に至る流れ、インターネット公売について収納管理課より詳細な説明あり。税務課からは、給与からの特別徴収にて滞納減少の期待が示される。保険課から、国保税現年分滞納者には電話催促を行う。1期5万円以上の方には納期の延長についてお知らせをする。後期高齢者医療への移行に伴う収納率低下は1%、結果92.67%であった。しかし、国が全体に1%下げたため92%以上となり、調整交付金に影響はなかった。介護保険料は税等より後回しとなる傾向があり、新たに65歳になられた方は当初は普通徴収であり滞納を生んでいる。質疑では、工科大留学生の滞納改善の取り組みについて、委託料差し押さえの実態について、ネット公売の人員体制等について説明を受けました。

4点目、保育料、給食費の滞納整理等の状況については、収納管理課より徴収実績、督促、催告状況及び処分状況について報告あり。課題及び問題点として保護者の未就労、低収入、無資産状態等があり徴収困難な状況がある。原課からは、入所申し込み時に時間をかけて面談を行い、収納管理課とも連携をとりつつ分納誓約させている。給食費滞納者への内容証明送付は、後の事務を考えると1回5件から7件が限度であり、なかなか前進していない。質疑では、保育料、給食費の給与差し押さえ可能額について、不納欠損の詳細、また、今後保育料滞納解消のため子ども手当の差し押さえを視野に入れているとの答弁があり。

5点目、各種施設の管理委託及びその他の委託業務についての提言書に係る執行部の回答については、格段の意見もなく推移を見ていくこととなりました。

6点目、南国市行政視察の意見、感想については、南国市の財政状況改善に行政として年度を区切り計画に沿って具体的に取り組み成果を上げている点、あわせて随時検証も行い今後の計画に反映させている点、今後本市においても参考とすべきとの感想あり。

次に、2月19日開催の委員会について報告をいたします。

協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市

営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、市有財産の管理、活用状況と今後の計画について、4点目、防犯灯の整備状況並びに調整事項等についてであります。

1点目、住新の滞納整理等の状況については、前回審査案件の訴訟移行後出された和解条件について、本市の基準からの対応策について、残債の状況等から審査、和解、合意事項について、再度の口座振替、合意時の内容についての具体的説明の必要性等について提案がなされました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、明け渡し訴訟準備が完了している1件の報告の後、水道使用料滞納における少額の督促者の状況について質疑あり。

3点目、市有財産の管理、活用状況と今後の計画については、財政課管理の普通財産について、売却実績、計画、賃貸借実績、庁舎建設後の利用、現在の庁舎利用計画等について説明を受け審査を行いました。質疑では、庁舎建設後は賃借物件は可能な限り返す方向で検討すべき、旧竹串生産販売組合跡地の扱い、交付金事業での取り壊しについて、ネットにての売却について等意見あり。

4点目、防犯灯の整備状況並びに調整事項等については、担当課より現状説明の後、審査を行いました。合併後、維持費助成等に格差を生じたままの現状打開には今後の事務、また公平、公正の観点から香北町の例に倣い全額公費負担をすべきとの意見が総意となり、過日、市長に決議事項を要望いたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本 節でございます。まちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告します。

昨年12月に報告の際に抜かしていました11月17日の委員会の件から報告します。

まず、当日は高知工科大学から地域連携機構特任教授、社会マネジメント研究所地域活性化研究員の永野先生から高知県の森林資源ポテンシャルについてとオーストリアのバイオマスエネルギーについて、視察、研修報告とあわせて説明をしていただきました。高知県の森林面積は約60万ヘクタールで、成長量は1ヘクタール当たり約10立方メートルが一般的な成長量であろうということでもあります。A重油に換算した場合、150万キロリットル相当のエネルギーとなるということです。高知県の切り捨て間伐が約50万立方メートル以上毎年行われて、用材となるものが約42万立方メートル、山に

残した残材が約 17万5,000立方メートル、合わせて約 110万立方メートル、製材所の残材が約 25万立方メートルあり、県外から入ってきた残材約 25万立方メートルで約 150万立方メートルとなります。これをエネルギーに換算した場合には約 150万キロリットルA重油となり、リットル当たり 70円とすると約 1,000億円を超える経済価値が毎年成長しているということでもあります。

次に、オーストリアのバイオマスについて、人口 4,000人程度のまちでオーストリアで一番貧しい地域と言われた地域に、1990年代中盤ぐらいから首長になった方が新しい政策を立案して世界でも有数のバイオマスエネルギーを取り入れてバイオマス先進地になっているということでもあります。1990年代初期には余りにも貧しくて、首長になった方がどうやったら貧しさから抜け出せるかということで皆の共通項を出したときに、それはエネルギー費をまず削ろうじゃないかと、外へ払うのをやめようということで、村から外に払っていたエネルギー費が 620万ユーロ、日本円にして約 140倍掛けたぐらいの額になるということですが、電力、熱量を外へ払っていたものを払わずに、自分たちの必要なエネルギーは自分たちでつくろうということでバイオマス施設を建設して、結果、2005年には 1,380万ユーロの生産ができたということでもあります。今までは 620万ユーロを外へ払っていたものが今度は 760万ユーロ外へ売れることになったので、めちゃくちゃ豊かになったということで、これまでこの地域では 7割の人口が出稼ぎに行っていた状態で、老人と子ども以外はほとんど出稼ぎに行っていた状態であり、農業も国際競争力が落ちてきて、林業もほとんど手をつけられず出稼ぎのみで村を支えてきたが、エネルギーという視点で切りかえたことによって新たに 1,100人の雇用が生み出されたということですが、また、最近の調べでは 1,300人に雇用がふえているということでもあります。余ったエネルギーを外に売ることが動き始めて、海外の主要な企業が今 51社この村のセンターに拠点を置いて研究活動をして情報交換をしているということでもあります。一気に先端的なことをやって成功したということで、世界じゅうからこの村をエコ・ツーリズムということで訪れてきているということでもあります。

オーストリアに 7万トン生産のペレット工場があるということですが、現在、日本のペレット工場は 52カ所あるが、2カ所を除いた工場の平均生産量は 1,100トン程度ということですが、その程度の生産工場では生産費が非常に高くなる。7万トンの工場生産したペレットは、配送費も含めてキロ当たり大体 26円を出しているということです。従業員が 20人程度であるようですが、方向を変えて四国電力の総売り上げが 6,300億円、電灯費だけで 4,300億円から 4,500億円ということですが、80万人県民が払っている電力料は 800億円を切っているということでもあります。角度を変えて将来的な見地に立てば、石油や食料と同じようにこのままでいけばペレット燃料も海外に依存するような日本になるのではないかと、ばかな政策をやっているということではないかということです。CO₂ 25%の削減は絶対に無理であろう、これからは

環境税等がかかってくることを覚悟しておいたほうがよいのではないかとということです。

今後の展望として、エネルギー問題は石油からバイオマス、風力、ソーラー、太陽系へとシフトとしていくであろう、またいかざるを得ない状況になりつつあり、対応を早くするか遅くするか、石油からペレットにかえるだけで、高知県のハウス全部を木質ペレットで賄ったとしても11万トンから12万トンあったら十分で、原材料としては林地残材だけで、あるいは製材から出てくる端材だけで間に合うということが予測されるということです。CO₂25%削減が動き出したらやらざるを得ない状況になってくる、国がやらなければ県にもしくは地方自治体がそういった政策、条例をつくるなりしてやることになるのではないかと、やるなら後発か先発か決断の時期が将来を左右することになるのではないかとということでもあります。

CO₂排出量の比較で東京と高知では高知のほうが多く出しているということですが、交通機関が少なく自動車が多いということ。

この後質問、応答の形で進めましたが長くなりますので省略しまして、工科大との連携協議会の経過の一部について。

質問で、工科大との連携協議会を行った後、課長会等へどんな形で落としているか。応答、連携協議会での結果について情報提供はしてない。全体の調整をするという機能しか持っていないので、課長会に報告するとかの形は現在はない。それと、関係する課がこの構成メンバーに加入することについては、発足時に議論して結果的に現在のような形になっていると、関係する議案のときは関係課長等もオブザーバー的に出席してもらう。議会にそういった検討もせんといかんということもあるが、やはり加えておくべきとなれば会のほうへは伝えていきたいと思っている。

基本的な問題が提案されたところであるが、工科大と市の行政機関との連携、農政、林政、1次産業の振興策、将来に向かってのエネルギー燃料の問題、避けて通れない課題は多く、市民の定住、生活の安定、また、工科大に関して、一つは学生の親元に余り負担をかけることなく、安心して勉学に励むことができる施策を市としても考えていただきたい。

最後に、工科大の永野先生から今日のお話を含めて固めていくようであれば方向性は見えたのでということで、今後のご指導、ご協力を期待できるものと思います。

以上、あらましでございますが、昨年11月17日のまちづくり推進特別委員会の経過であります。

次に、本年1月19日委員会の会議の経過と結果について報告します。

午前9時開会、議題は高知工科大学と連携したまちづくりの推進についてであります。

まず、学生生活への市の支援策について、奨学金制度や学生表彰など市の支援策の進捗状況について企画課から説明があり、現段階では工科大のほうから要請があることに對して市としては企画課のほうで検討しているが、話し合いが整えば3月議会で対応をしていきたいということですが、奨学金ということになれば香美市としては工科

大だけということにもならんのではないか、バランスを欠かない形で工科大と連携を構築することを考えなければならない、最終事務レベル作業の状況になっているということでもあります。

委員からの質問で、工科大から奨学金について具体的な提示がなければこちらからしっかりしたものを持つ必要があるのではないか。予算の規模、対象人数は無策の状況なのか。企画課から、何も持たずに公的に受ける立場であるのかということですが、そういう形でもなし、工科大に対して香美市を支援していただける状況を織り込んだ形のものにしていただければありがたい。そこを起点に工科大がどういう形の奨学金制度を組み立てるか。現役の学生さんにはまちの中でそれぞれ現役時代につながっていただき、将来的に卒業後もつながっていただくようなシステムを持っていただければ香美市としては支援していく前提ができるであろう。福祉的な思いでの奨学金制度があれば、市としては既に持っているわけで、それからほかの市以外の大学に行っている子どもたちとの関係もあり、工科大と香美市との間に何をつくっていくか、香美市としてお願いしたいことは言っている。さまざまなイベント等をお手伝いをしていただいているが、これも奨学金を受けるということによって主体をもって学生に声かけをするということをお願いし、期待したい。

福祉面からの奨学金については、市教委が制度を持っている。過去には市の制度については工科大生も利用していた経過もあります。経済的な事情で就学が大変ということになればこの制度の利用が可能である。今回の件については、工科大生と香美市ということに着目した支援策という立場をとっていることから、工科大から支援を持って入ってきている分については、そのスタンスとして市を応援していただく福祉対策ではなく地域振興といったものにかかわる立場でのつくり込みをお願いしている状況であるということです。

質問で、確認しますが、本市の1万3,000円の奨学金は本市在住の方だけで県外から来た人たちにはリンクしないことであるが、住民票を移せば奨学金の申請はできるのか。応答、福祉面からの奨学金については1年時にはそういう問題があるかも、住民票をこちらに置けば2年時から奨学金の受給申請は可能であると判断をしている。一方で、地域振興での立場で奨学金となれば、これが個人の場合は当然香美市に住所を置いていただきたい。住民票を置く置かんということではなく香美市に現住するということが一定の基準になるかと思う。一方で、地域支援の立場での奨学金については、必ずしも個人でなくても、工科大のほうで団体をつくって市を応援するようなものがあれば対象として何らやぶさかではない。奨学金を支給する個人、団体を選択するのであればそれはそれでステップとなるが、団体については、当然住所があるなしについては不問事項となると思う。

奨学金制度なるものは単年度主義で業務がいつていると思う。それで1年時の資格を4年間ということではない。年度ごとの申請で受給を判断することになると思う。

質問、奨学金制度は国レベルでもかなり拡大されてきている。香美市としても工科大に対して何らかの援助のようなことは必要であると思うが、奨学金だけに絞らず、マンション、アパートの家賃といったようなことで1割でも2割でも助成策というものはどうであろうか。応答、市は市、執行部は執行部として工科大からの要望についてどう向き合うかと考え、必要な作業を進めている。一方、特別委員会も議会も工科大から求められているということがあるわけで、特別委員会としての役割という部分で見ると提言ということになろうと思います。住居対策、住居費に対する部分について、議会として、特別委員会として行政に物を申す、提言するという形で出させていただくのが筋ではないかという気がします。

質問、意見、地域振興につながるような支援で、日用品等工科大生の市内購入が63%から68%、市と商工会が話し合っただけで支援策ができないか、香美市の振興につながるようなことはできないか。応答、今の2人の言われた意見、議会としてそういうものをさすべきやと、したらえいということについては、議論して提言にまとめて出していただければよいのではないかということでもあります。

次に、学生に魅力のある地域づくりであります。これまでの経過等のあらましについて高橋商工観光課長から説明を受けた後、各委員からの発言であります。主として現状を見た上での政策提案的な発言でありましたので、取りまとめまして提言することにしてあります。

この後、環境等の施策の連携、ユズの加工施設整備の連携等については、宮地農政課長に出席していただき、現状の説明を受けて会議を進めました。振興策についての課題は今後であります。

時間の関係もありますので、以上で1月19日の委員会についての報告を終わります。

次に、2月16日のまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について、午前9時開会、議題は森林資源の活用対策と高知工科大学との連携したまちづくり推進についての提言書案についてであります。

まず、森林資源の活用対策について。この件については執行部側から岡本林政課長、横谷環境課長の2人に出席していただきまして、現在の状況と今後の計画見通し等について説明を受けた後、審査、協議を進めました。

横谷課長からの説明で、化石燃料にかわる新エネルギーとして基礎データの収集、新エネルギーの賦存量、利用可能性の調査、導入、普及についての基本計画、物部川上流の森林資源の活用、木質バイオマスの活用方法、現在、県外バイオマス施設における生産されたペレットの使用実験中のことなどについて説明を受けた後、岡本林政課長から、香南香美地域新エネルギービジョン策定のオブザーバーとして参加された状況、経過等について説明を受けました。資料も緑の分権改革推進事業という文書で総務省に提出された提案書についての説明であります。その中で取り組みの内容について、バイオマスエネルギーの賦存量と需要先の必要量、マッチングコスト分析、事業実施協力者

の状況、財政的支援策の状況など事業化の判断を行った上で、一応香美森林組合、物部森林組合、工科大を含めて話し合いをしました。森林組合も採算が立って経済的に成り立つようであれば取り組みを考えてみたいということでもあります。説明関係については資料もありますので、以上でおきます。

委員からの質問と担当課長の回答の内容は、現時点でバイオマス施設を設置して燃料となるペレットの価格が化石燃料と高くても同等かできれば化石燃料より安くならなければ成功はしないのではないかと。現在の見通しでは原材料となる木材は伐出運搬費で1立方メートル1万円はかかる。バイオマス施設としては1立方メートル当たり4,000円程度でなくてはペレット1キログラム当たり35円の値段にはならない。商品にとっては35円から高くなれば化石燃料が安くなるということになるのではないかと。要は、原材料となる木材を1立方メートル当たり高くても4,000円程度で工場に搬入できる対策を講じなければならないが、現在の状況ではこれは100%可能性はない。林家の収入はゼロで伐出運搬事業者は1立方メートル当たり6,000円の負担をしなければならないということになるが、それは当然できることではないのでこのままではこの事業は成り立たないことになるが、この不足分の事業費については国費でということにならざるを得ない。CO₂削減25%という目標も決定していることから、政府としても森林対策からの実現を考えざるを得ないのではないかと。現在、計画進行中のバイオマス関連の事業研究調査は5,000万円で委託されているということでもあります。

以上が森林資源活用対策についてであります。

次に、高知工科大学と連携したまちづくりの推進に関する提言書について。本提言書については、学生生活実態調査を参考にし、市の担当部署から各課等の高知工科大学等の連携状況の説明を受け高知工科大学側の意見聴取を行い、合計5回の委員会での委員の意見を踏まえて執行部に提言できる形の書式に整え提言書を作成。この提言書5項目の案文全体について協議を行い、3月2日に市長に提言したものであります。

以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算から、日程第39、議案第39号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてまで、以上36件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第4号から議案第39号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。平成22年第2回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中をご参集いただきましてあ

りがとうございます。また、日ごろは市政運営全般にわたりましてご助言、ご指導いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、先日発生いたしましたチリ大地震は死者数700名を越す大災害となり、また、その影響によりますところの津波は日本にまで到達をし、太平洋に面した各県同様本県の沿岸部の市町村もその対策、対応に追われました。1月の20万人を超える死者を出したハイチ大地震と連続する大地震の発生は、本県を直撃する南海地震の発生確率の高まる中で強い緊張感を持たざるを得ません。今後、危機管理体制の構築と意識の高揚など、有事に対する備えを怠ることのないよう一層の努力が必要と強く感じております。改めまして両地震で亡くなられました皆様方、そして被災された方々に心からのご冥福とお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、諸般の報告と今期議会に提案をいたしております議案の提案説明をさせていただきます。

まず、諸般の報告でございますが、総務課からは、お手元にお配りしておりますのでご参照いただきたいと思います。地域審議会につきましては、12月3日、3地域合同の審議会を行いました。そして、今後も地域審議会の継続が確認をされまして、公募委員を募集した結果、各地域定数5名に対しまして土佐山田地域が3名、香北地域が5名、物部地域が6名の応募がございました。さらに公共的団体への選出依頼、学識経験者委員の選出を行いまして、4月1日から新組織でスタートする予定であります。

財政課から、新庁舎建設の進捗状況につきましては、昨年12月に着工いたしました工事は順調に進み、現在、基礎工事に入っています。施工業者には工法の工夫や防音対策を講じることによりまして騒音、振動の低減化に努めてもらっておりますが、騒音や振動の発生を抑制し切れない作業もございまして、周辺住民の皆様にはたびたびご迷惑をおかけをいたしております。今後とも騒音、振動、また工事車両の通行による交通渋滞などを配慮しながら工事を進めてまいります。

企画課からは、姉妹都市ラーゴ市への訪問交流につきましては、昭和44年7月11日に姉妹都市締結をいたしましたアメリカ・ラーゴ市とは近年、5年ごとに相互で訪問交流を行っております。本年度は40周年を記念して2月3日から9日の間までに6名が訪問をし、市挙げての歓迎の中、盟約調印や市民との交流会などが行われ、ますます友好のきずなを強めてまいりました。また、同時期に山田高校生14名が同じくラーゴ高校での短期留学を行いました。

行政事務の広域化の取り組みにつきましては、市町村の広域連携を促進するため事務事業の共同化を可能にする自治法改正、法令による基礎自治体への権限移譲や義務づけの見直しなどを図る地域主権戦略大綱が新政権のもとの夏までに取りまとめ、平成22年度中に関連法案が作成される予定など新政権のもと分権改革が加速度的に進められようといったしておることを受けまして、行政事務の共同処理の拡充に向けた検討、協議を行うため南国市、香南市との3市によりますところの協議組織を設置をする調整作業

に取りかかっております。

財団法人香美市開発公社の解散につきましては、香美市の開発による産業経済の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的として昭和46年1月18日に設立をされましたが、平成21年11月1日時点で保有する公共用地などはなく、また、次年度以降の事業計画を有しないため解散することといたしました。平成21年12月2日の理事会におきまして同意議案が可決され、同月24日に知事の認可を受けました。その後、清算にかかる所要手続を進めており、3月中にはすべての事務が完了する予定であります。

収納管理課からは、税等滞納における差し押さえ動産のインターネット公売による換価についてでございます。平成21年度に香美市インターネット公売ガイドラインを策定し、初めて差し押さえ動産をインターネット公売に出品しました。10月、11月、1月の3回実施し、全物品が落札の上換価され滞納税等に充当されました。差し押さえ動産の総数は106点で、主なものは軽四乗用車、225ccバイク、打ち刃物などその他を含めたものでございますが、なお、軽四乗用車、225ccバイクを除く104点は、搜索の上差し押さえたものとなっております。インターネット公売に参加するには、1回につき完納するまでに約3カ月の日数がかかりますが、全国展開できる強みがありました。大人数の目に物品が紹介されるため驚くほどの成果が上がりました。換価代金は、106点で見積価格6万3,600円のものが85万3,690円となりました。

農政課からは、農業関係につきまして、村づくり交付金による秦山町水路改修工事は完成をし、次年度に向けて測量委託業務も年度内完了予定であります。

農地災害は、水路改修など被災時期や渇水期工事が年度末に集中し、7件を繰り越し事業としております。

県営施工による船谷池の改修は、進捗率が約60%で12月には完成予定となっております。

農業施策における自給率向上のための戸別所得補償制度も骨格が固まり、その対応を関係機関とともに調整しております。また、3期対策による中山間地域直接支払制度も高齢化の進行に配慮した制度に見直され、5年間引き続き実施するよう進めております。

農業委員会につきましては、農業委員会委員の任期満了に伴う改選がございまして、30名の委員が決定をしました。なお、第1選挙区では定数8名に対し9名の立候補届け出があり、2月21日に投開票が行われ8名の当選者が決定しました。第2、第3、第4選挙区は、定数どおりの立候補があり無投票となりました。

商工観光課から、観光につきまして、土佐山田駅前に建設中の交流施設香美市いんぷおめーしょんの本体工事が完了いたしました。敷地面積69.36平方メートル、建築面積39.54平方メートル、木造平家建てで車いすの方にもご来場いただける設計となっております。アンパンマンのキャラクターを活用した外装、周辺駅前広場舗装、施設内の楽しい仕掛けなども設けておりまして、4月1日にオープンをいたします。

建設都計課から、土木関係につきましては、辺地対策事業で取り組んでおります市道有谷線、谷相線改良工事は年度内完了の予定であります。西後入線改良工事につきましては繰り越し施工の予定です。

また、過疎対策事業で取り組んでおります市道大平南岸線改良工事は完成しております。市道猪野々西線測量委託業務は年度内完了の予定です。

道路整備交付金事業の市道大栃山崎線改良工事は年度内完了の予定です。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で取り組んでいます市道美良布駅線舗装側溝改修工事ほか6件の道路改修、舗装補修、橋梁塗りかえ工事などは年度内完了の予定でございますが、中組7号線改良工事につきましては繰り越し施工の予定であります。

次に、平成20年度繰り越しの地域活性化・生活対策臨時交付金事業の実施いたしておりました市道商店街通り側溝改修工事ほか5件の道路改良、舗装補修、排水路改修工事につきましては年度内に完了予定です。

がけくずれ住家防災対策関係ですが、7件の事業採択が決定しまして6件が完了しており、残り1件につきましても年度内完了の予定であります。

都市計画関係につきましては、まちづくり交付金事業で取り組んでおります秦山公園駐車場整備工事及び高質空間形成事業のソーラー照明設置工事は年度内完了の予定です。なお、駐車台数は約100台を計画をいたしております。

災害復旧事業関係につきましては、補助災害復旧事業10件、単独災害復旧事業4件、あわせて14件が発生しましたが、すべて年度内完了の予定であります。

下水道課から、事業の進捗につきまして報告します。雨水事業であります中央雨水幹線の雨水排水路整備工事は年度内完成に向け工事を進めておりましたが、県工事との工期調整が必要となり、平成22年度への繰り越し工事として本日補正予算を提案をさせていただいております。工事完成は雨季前であります5月末ごろを予定をいたしております。

公共汚水事業を楠目地区で2件、農業集落排水事業を逆川地区で1件の計3件の污水管渠工事を進めておりますが、楠目地区の1件は既に完了いたしております。残り2件につきましても舗装工事などの附帯工事を若干残すものとなっております。現在、完成検査に向けた準備に入っております。

環境課からは、香美市地球温暖化対策地域推進計画の策定につきまして、県の補助金を受けまして市民、事業者、行政が協働のもと地域の特性を生かした地球温暖化対策の実施や環境に配慮したまちづくりを目的とした香美市地球温暖化対策地域推進計画がこのたび策定をされました。計画の概要は、温室効果ガス削減目標、目標達成のための対策、施策、温室効果ガス削減重点施策、計画の推進体制、進行管理などとなっております。

林政課から、林業振興につきましては、第3－四半期までの間に間伐実施各事業で保育間伐が306.96ヘクタール、搬出間伐が3,609立米が完了し、現在、第4－四

半期を実施中であります。作業道の開設につきましては、25路線中11路線が完了し残り14路線を施工中であります。

協働の森づくり事業につきましては、2月4日に高知県庁におきまして、関係者出席のもとセントラルグループ香美市物部の森パートナーズ協定を締結をいたしました。協定の内容は、3年間で90万円の協賛金を活用し、市有林の間伐やセントラルグループ社員などの環境教育活動を行います。

3月1日から5月31日までは春の緑の募金強化月間です。そこで、香美市支部では、4月から5月にかけて例年どおり家庭募金を中心とした募金活動を行い、集められた募金は高知県森と緑の会を通じて各種緑化活動などに活用されることとなります。

有害鳥獣被害対策につきましては、2月22日現在で有害鳥獣による被害件数は70件となっております。昨年度に比べまして大幅に増加し、被害面積は12.7ヘクタール、被害金額は3,391万円となっております。有害鳥獣捕獲につきましては、主な有害鳥獣の捕獲頭数がニホンジカ810頭、イノシシ33頭、猿15頭、ハクビシン17頭となっております。狩猟期間に実施されている高知県シカ個体数調整事業につきましては345頭が捕獲され、昨年同期に比べまして捕獲頭数が伸びております。年度末までに有害鳥獣捕獲と合わせて1,300頭前後の捕獲を見込んでおります。

香美市シカ個体数調整事業につきましては、国指定剣山山系鳥獣保護区内の白髪山より東の部分で2回実施をいたしました。10頭の捕獲がございました。今後も天候の様子を見て順次実施していく予定であります。また、来年度につきましても、引き続き香美市が事業主体となりまして行うことといたしております。

被害防止さくにつきましては、電気牧さくが5,350メートル、ネット牧さくが5,441メートル、トタン牧さくが30メートルの計1万821メートルが設置され、香美市鳥獣被害防止計画では目標数値といたしてございました1万600メートルを達成をいたしております。

阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会におきましては、捕獲おり10基と幼木保護カバー1,400本の設置を行いました。また、3月下旬には徳島県那賀町のゆず振興センターで講演会、那賀町と香美市で現地研修会を計画をいたしております。

森林土木事業につきましては、昨年7月の豪雨によります林道岡ノ内別府線、御在所線の2カ所の山腹崩壊につきましてはの林道災害復旧工事は2月中旬に完了いたしました。平成20年度繰り越し林道整備事業で追加発注工事の押谷線開設工事は、3月25日に完了予定となっております。なお、平成21年度事業の御在所線、影仙頭線、押谷線開設工事につきましては、平成22年度への繰り越し施工の予定となっております。平成20年度繰り越し事業の林道緊急整備事業9件のうち林道舗装事業4件、林道改良事業3件につきましては完了し、現在、林道改良事業2件を施工中で3月末完了予定であります。

学校教育課からは、学校施設の耐震化につきまして平成20年8月に香美市学校施設

耐震化推進計画を策定し、学校施設の耐震化を進めております。このほど山田小学校と香北中学校の耐震改修工事が完了いたしました。続きまして、鏡野中学校及び繁藤小・中学校耐震改修工事を予定をいたしております。

生涯学習課から、成人式につきましては、1月10日の日曜日、高知工科大学講堂におきまして成人式が開催されました。本年の対象者281人のうち204人の出席がございました。厳粛な雰囲気の中に進められ、式典の後、鏡野吹奏楽団によります演奏が行われ新成人の門出をお祝いをいたしました。

幼保支援課から、保育園建設につきまして、B保育園の建設につきましては現在造成工事を行っております。順調な進捗で3月末には完了する予定です。同時に実施設計にも取り組んでおりまして、これも3月末の完成予定となっております。また、保育園の名称につきましては、公募により決定しようと広報で募集をいたしております。

消防課から、平成21年の火災、救急及び救助出動件数でございますが、火災件数が20件、損害額5,115万7,000円、救急出動件数1,561件、救助出動件数13件となっております。平成20年度と比較しまして、火災6件、救急出動108件、救助出動2件の増加となっております。以下、表にしてありますのでごらんいただきたいと思っております。

消防防災施設整備事業につきましては、平成21年度消防防災施設整備費国庫補助事業で整備を進めておりました耐震性貯水槽新設工事はすべて完了いたしました。また、単独事業の水槽付消防ポンプ自動車は2月19日に納入され、消防署に配備済みであります。

次に、平成22年度当初予算の施政方針並びに提案理由の説明を申し上げます。

現在の日本経済は、これまでの経済対策や海外経済の改善を背景に景気は持ち直しの傾向にあるものの、自律性に乏しく、失業率は高水準になるなど、依然として厳しい状況が続いています。1月に閣議決定されました平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によりますと、平成22年度の我が国の経済見通しは、国による緊急経済対策や家計を支援する施策などにより、民間需要が底がたく推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されるなど景気は緩やかに回復していると思われています。そのため、平成22年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれますとともに、名目成長率も0.4%と同様にプラスに転じる見込みとなっております。しかしながら、先行きリスクとして雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによります需要低迷、海外景気の下ぶれ、為替市場の動向などに留意する必要があるとの認識も示されております。

こうした状況のもと平成22年度の地方財政につきましては、景気後退に伴い地方税収入や地方交付税の原資である国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費や公債費が高い水準を推移することなどにより財源不足が大幅に拡大すると予測しています。そのため、国の取り組みと歩調を合わせて人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野

にわたり厳しく抑制を図ることを指示した一方で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することとしたことにより、地方財政の歳入歳出規模は82.1兆円、前年度比0.5%減となったものの、公債費を除く地方一般歳出の規模は66.3兆円、前年度比0.2%増となっております。

地方財政計画においては、地方主権の確立に向け地域経済の振興や雇用創出を図りながら個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化などを推し進めつつも地方財政の運営に支障が生じることのないよう、地方交付税は6.8%増、臨時財政対策債は49.7%増とし、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は、3.6兆円の増額となっております。前年度に創設された地域雇用創出推進費は廃止されたものの、地域活性化・雇用等臨時特例債の創設による別枠の加算や地方再生対策費が引き続き措置されるなど、雇用創出、地域の元気対策の財源としての経済、財政状況の厳しい自治体に対して重点的に配分されていることとなっており、本市もまたその恩恵を受けることとなります。そのため税収等が減少するものの歳入の一般財源などは一定確保されたものとなっております。しかし、今回の措置は臨時措置であることから、今後も地方の財政需要に適切に対応し、安定した財源確保の観点から地方交付税の充実を要望していかなくてはなりません。

予算編成におきましては、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくため、昨年度から導入しました一般財源額を配分する枠配分予算や普通建設事業費の総枠の設定を引き続き行いました。本年度も限られた財源の中、中期財政計画の柱である防災対策基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実及び庁舎建設関連や住環境の整備などを重点施策として、安全で安心なまちづくりを目指し取り組んでおります。特に庁舎建設事業、共聴施設整備事業につきましては大幅な増額となっております。また、主な新規事業としましては、災害時要援護者支援計画整備事業、高性能林業機械等整備事業費補助金、鹿肉特産品開発・販路拡大事業、あったかふれあいセンター事業、介護基盤緊急整備事業費補助金、物部歯科診療所移転改築事業、新町西町線都市計画変更事業などとなっております。

それでは、平成22年度の一般会計予算規模の説明をさせていただきます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は159億9,000万円で、前年度141億7,600万円と比べて18億1,400万円、12.8%の増となっております。

歳入では、景気低迷による住民税の減収などにより市税が23億4,498万1,000円で、地方譲与税や各種交付金では、配当割交付金が増となっているほかはすべて減収となっております。また、地方交付税は普通交付税で、前年度実績や地域活性化・雇用等臨時特例債の創設により別枠の加算額などを勘案し61億8,000万円となっております。

繰入金につきましては、本年度も歳入不足を補うための財政調整基金繰入金の計上は

なく、庁舎建設基金繰入金 2 億 3,400 万円を含め特定の目的に充てるための基金繰入金が 2 億 3,466 万 2,000 円となっております。

市債につきましては、交付税の振りかえ財源として臨時財政対策債が 9 億円となっております。庁舎建設事業や合併振興基金積み立てに伴う合併特例債 1 億 9,150 万円、保育園建設事業債 4 億 740 万円などによりまして、総額で 3 億 1 億 6,690 万円となっております。

歳出を性質別に大別しますと、義務的経費が 7 億 7,595 万円、投資的経費が 3 億 1 億 8,549 万 7,000 円、その他の経費が 5 億 2,855 万 3,000 円となっております。また、総予算に占める割合は義務的経費が 47.3%、投資的経費が 19.9%、その他経費が 32.8%となっております。

以上が平成 22 年度一般会計予算案の説明でございます。審査のほどをよろしく願いをいたします。なお、詳細につきましては、提案説明書をご参照いただきたいと思います。

続きまして、今期定例会に提案をいたしております議案についての提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第 4 号は、先ほど説明をいたしました平成 22 年度香美市一般会計予算になります。

議案第 5 号から議案第 13 号は、平成 22 年度の各特別会計予算でございます。

議案第 14 号、議案第 15 号は、平成 22 年度の各企業会計予算でございます。

次に、議案第 16 号は、平成 21 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）です。今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額に 9,206 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算それぞれ 1 億 6 億 8 億 2 億 6 億 3 万 4,000 円といたしました。

概要は、歳入では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金の追加、公共土木施設災害復旧費負担金、公立中学校耐震化促進事業費補助金、義務教育施設整備事業債の減額が主なもので、歳出では、国の第 2 次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業及び緑の分権改革推進事業の追加、秦山公園整備事業、中学校耐震改修事業、公共土木施設災害復旧事業の減額が主なものとなっております。

議案第 17 号から議案第 20 号は、平成 21 年度の各特別会計補正予算についてです。

議案第 21 号から議案第 30 号は、条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 31 号から議案第 35 号は、条例の制定についてです。

議案第 36 号は、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約についてであります。

議案第 37 号は、市有財産の無償貸付けについてとなっております。

以上、平成 22 年度香美市一般会計予算など議案 36 件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位に

おかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（中澤愛水君） これでする市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。
暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時33分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成22年度事業計画・資金計画及び会計予算について質疑を受けたいと思います。

なお、財団法人香美市開発公社については、解散を決定をし、清算の手續中につき清算終了後の6月定例会時に質疑を行うこととし、平成18年1月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成22年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算及び同じく平成18年3月から制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成22年度収支予算書及び事業計画書、同じく平成18年8月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成22年度事業計画及び収支予算書については、別途に議員協議会で質疑応答の機会を持つことにいたします。

それでは、香美市土地開発公社の事業計画・資金計画及び会計予算について質疑はありませんか。質疑はありませんか。

- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第16号につきましては、平成21年度じゅうに子ども手当に係るシステム整備を行う予算執行及び整備に必要な期間確保のためなどの予算執行上の理由により、議案第18号は、事業の繰越明許をするための予算執行及び事務手続等の都合により、推薦第1号、推薦第2号、推薦第3号、推薦第4号は、農業委員会の総会を控え、農業委員会の審議、審査の円滑な運営を図るため、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し本会議方式により審議に付し採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、日程第16、議案第16号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

- 財政課長（後藤博明君） それでは、私のほうから平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）の説明をいたします。

議案第16号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）

平成21年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,206万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億263万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成22年3月3日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

国の第2次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の追加、鏡野中学校耐震改修工事及び公共土木施設災害復旧事業の減額等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳につきましては、議案16-51ページ、提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）提案説明書

今回の補正の予算の規模は、歳入歳出予算の総額に9,206万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ168億263万4,000円としました。

概要は、歳入では地域活性化・きめ細かな臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金の追加、公共土木施設災害復旧費負担金、公立中学校耐震化促進事業費補助金、義務教育施設整備事業債の減額が主なもので、歳出では、国の第2次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業及び緑の分権改革推進事業の追加、泰山公園整備事業、中学校耐震改修事業、公共土木施設災害復旧事業の減額が主なものになっております。

以下、歳入歳出予算の款別の補正予算の概略については省略させていただきますのでご参照ください。

続きまして、議案16-8ページ、議案16-9ページでございます「第2表 繰越明許費補正」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、表のとおり40件の事業につきまして翌年度に繰り越して使用できる金額をそれぞれ補正額後の金額のとおりとし、7億9,469万9,000円を追加し、

合計18億336万1,000円としました。このうちほとんどがきめ細かな交付金事業に関連するものでございます。きめ細かな関連するものとしまして、19件がきめ細かなで3億4,300万円余りの分となっております。

次に、議案16-10ページ、「第3表 債務負担行為補正」についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、表のとおり2件の業務につきまして、期間、限度額を記載のとおりとして追加するものでございます。なお、調書につきましては、議案16-50ページにございますのでご参照ください。

次に、同じく議案16-10ページ、「第4表 地方債補正」につきましてご説明申し上げます。

農業施設整備事業債は、160万円を追加しまして限度額1,650万円に、急傾斜地崩壊対策事業債は、40万円を追加しまして限度額380万円に、義務教育施設整備事業債は、1,530万円を追加して限度額5億9,250万円にしました。補正後の起債限度額の総額は1,730万円増の24億4,258万1,000円としました。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。なお、内訳につきましては、議案16-54ページにございますのでご参照ください。今回からA3にさせていただいておりますのでよろしく。

これで補足説明終わりますのでご審議よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） まず、お尋ねしたいですが、歳入の議案16-14ページ、きめ細かな臨時交付金、先ほどからずっときめ細かなというのが出ておりますが、それと、もう一つ、議案16-22ページの緑の分権改革推進事業費委託金、これほとんど県費かと思うんですが、委託事業ということですが、このきめ細かな臨時交付金とこの緑の分権改革推進事業のこの交付金の内訳といいますか、どういうことで来ることになったのか、この経過、きめ細かなほうは2次補正で決まったものと思いますがどういう事業に、ハード事業だけと聞いておりますけど、その性質、用途などを聞かせてください。それで、議案16-22ページの出のほうでは委託事業になってますけど、どういう事業に対するものなのかちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案16-14ページのきめ細かな分ですかね。

○4番（大岸眞弓君） ごめんなさい。全体です。ほかにもきめ細かなというのはたくさん出てきますけどこの補正で初めて見る名前なものですから、どういう経過で決まってどういう事業に使えてというくりがあるのか、その辺をお聞きしたいわけですが。

○議長（中澤愛水君） 別の質問に対しての答弁はちょっと、要綱を持ってくるよう
でありますので。（後に説明あり）

○4番（大岸眞弓君） 緑の分権のほうはわかりますか、1個。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） まず、議案16-22ページの農林業費県委託金、緑の
分権改革推進事業費委託金の5,000万円でございます。これの経過でございますが、
総務省ではクリーンエネルギーなどの地域資源を活用しまして、最大限活用することに
より地域の活性化とかきずなの再生を図り、分散自立型、地産地消型社会へと、それと
地域の持久力と創富力を高める地域主権型社会への転換を目指す緑の分権改革を推進し
ております。その対策としまして、クリーンエネルギー資源の保存量の調査及びクリー
ンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を行う取り組みについて募集を行
うとこういうことで、現在物部川流域としまして事業提案書を総務省に提出しておりま
す。この推進事業につきましては、当初、高知県から高知工科大学に直接事業委託を行
う方向で県が考えていたようですが、総務省のほうから市を通して高知工科大学に委託
するやり方でやっていただきたいとの話がありまして、今回、香美市から高知工科大学
に委託する緑の分権改革推進事業委託ということで5,000万円を計上させていただ
いております。

それと、36ページの、議案16-36ページです。どういう事業かということでご
ざいますが…。

○4番（大岸眞弓君） 入ですので構いません。それでわかりました。

○林政課長（岡本博臣君） ないです。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大岸議員さんの質問にお答えします。

地域のきめ細かな臨時交付金につきましては、通知文書のみですが、経過としまして、
地域活性化・きめ細かな臨時交付金制度要綱というものが平成22年1月29日付で内
閣府事務次官、総務事務次官等々で定められております。それに伴いまして、私ども香
美市におきましては要綱第1項めで地域活性化・きめ細かな交付金事業は平成21年1
2月8日に閣議決定されたという、閣議設定されて、いわゆるあしたの安心と成長のた
めの緊急経済対策において通常のハード、今まで地域活性化、生活対策いろいろやって
きておりますけど、それ以外にもほとんどのものが適用されるというふうな趣旨で来て
まして、香美市におきましては、それ以外で改めてまた各課募集しまして今回の補正予
算というふうな経過になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そのきめ細かなほうで19件の事業ですか、今回ずっと列挙
されておりますけど、この中に補助金があったら補助金を引っ張ってきて一般会計から

支出して、これから2010年に事業化してやろうかというふうに計画しておいたものがありますか。それ以外ですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 基本的に平成22年度の当初予算に予算要求がされておいたものを前倒した部分はありません、実際のところ。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 全部じゃない、前倒しをしたものもあるということですね。その事業費の合計額ってどれぐらいですか、わかりましたら。後でも結構ですが。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 済みません。後でお答えさせていただきます。（後に説明あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 済みません。議案16-19ページですけれども、この行旅死亡人取扱負担金ということですが、これについてのちょっとご説明をお願いします。それと、議案16-24ページですけれども、57の高知県商品計画機構残余財産分配金ですけれども、これこの機構は解散したということだと思んですが、もともとどれぐらい出資していたものなのか、そのことをご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案16-19ページの行旅死亡人取扱費負担金についてですけど、これは1人身寄りというか身元不明の方の死亡がありまして、それに伴って葬儀とかしたり公告ですかね、そういったことをした費用が県のほうからおりてきております。その経費です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案16-24ページの57節、高知県商品計画機構残余財産分配金ですけれども、お見込みのとおり解散によるもので、旧香北町が165万円の出資金を出しておりました。その約2分の1程度が分配金で返ってくるようになっております。株主総会で決定しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、議案16-14ページですけれども、先ほど大岸議員も聞かれてたかもしれませんが、その前にちょっとこれきめ細かなかきめ細やかなか、どちらか、これからも使わんといかんと思うんで教えていただきたい、そのどちらなのかということ。

それと、もう1点、農林水産業費分担金の中のきめ細かな臨時交付金事業分担金とい

う性質ですが、それが後に出てくる議案16-17ページの総務費国庫補助金の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の部分とは、これは別の科目で扱われますので同列とは思わないんですが、その違い等の説明と、それと、議案16-17ページの上にあります公共投資臨時交付金のほうはもうほとんど終わってる、3月末で終わりを見んといかんと思うんですが、そこら辺のところはもう整理されてる方向なのかという点について確認をします。

○議長（中澤愛水君） 用語はえいかえ、その前に用語の説明は。
農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 山崎議員のご質問にお答えをします。

私どもはもうきめ細やかと、細やか細やかと解釈をせずと読んでおります。

議案16-14ページの分担金、これはあくまで農業施設の改修に伴う分担金条例に基づく分担金でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 細やかなのか細かなという分につきましては、振り仮名を振られておりませんので細やかというふうな表現で一応やらさせていただきます。

それと、何やったかね、議案16-17ページの公共投資のほう。公共投資につきましては、6月あたりから補正にかけまして増減がありまして、現在、確定しておる部分についてこれに計上させていただいておると、若干まだ残っておるということです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで歳入の質疑を終わります。
次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 議案16-45ページの10款、教育費、3項、中学校費でお伺いしますが、節の13の委託料で中学校の耐震の900万円減額、そして、15節の工事費請負費で1億2,376万5,000円の中で中学校の分が1億2,786万円の減額になっております。これは、9月の補正で仮校舎の建設について1億8,200万円ちょっとやったと思いますが、当初予算から6カ月ぐらいして補正をしたわけですが、また6カ月ぐらいあけて今度補正で減額でございますが、このどういうことで仮校舎が、これは当初びっくりしたわけですが、こういったことやっていかななくてもできるようなことで設計の見直しをしたのかどうか、ちょっと説明をそのところ詳しくしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

まず、委託料の900万円の件ですけれども、香北、鏡野の入札減というようなところになります。それと、15の工事請負費の件ですけれども、お見込みのとおり仮校舎を1億8,000万円ほど昨年9月に補正をして承認をいただいたところですが、その後ずっと検討をしてまいりました。その中で間もなく入札等もありますけれども、春休み、夏休みまた冬休みと、それと土日の工事の中で仮校舎がなくてもできるというようなことになりまして、今回、仮校舎の分とあと差し引きありまして、昇降場がありますけれども、風の通るそこへ仕切りをつくるような工事とかも入ってまいりましたので、その差し引きでこのような減額にさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番です。

議案16-37ページ、区分の15で八王子公園トイレ整備工事で1,500万円、これはちょっとどんなトイレができるんかということと、ほいで、議案16-45ページに鏡野の市民グラウンド、中学校トイレ、これ450万円ほどの予算が組まれておりますけど、これは450万円いうたら、おおよそいうたら便器だけかえるもんかどうか、そこらの概要をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

議案16-37ページの15節、工事請負費の八王子公園のトイレ整備工事でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用いたしまして、トイレ水洗化と身障者のトイレを増設します、男子トイレ、女子トイレを。それから、掃除道具を入れるような設備としています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田隆君） 織田議員のご質問にお答えします。

議案16-45ページですけれども、鏡野中学校のトイレですけれども、市民グラウンドの、これについては、平成21年から供用区域ということで、平成23年度までに水洗引き込みをするということになってます。それで、今回は内装の改修、水洗化はトイレもちろんかえますけれども、そういうところで計上をさせていただきました。きめ細かな交付金を活用させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連ですが、鏡野中学校トイレという位置づけですけど、私も質問させてもらったときは生涯学習課のほうで答弁いただいたんですが、予算としては学校管理費の中でという位置づけになるのか、私どもは生涯学習課のほうやるん

かなと思ってたんですが、そこら辺はどういう経過でここに組み込まれたのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えします。

市民グラウンドの中にトイレありますけれども、学校施設台帳の中にトイレは載っておりますので、今回学校施設の一部として計上させていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） くどいようですが、学校施設という位置づけやったら児童・生徒が優先で市民が使われないらあいう、もちろんそんなことは決してないわけですね。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

ええ、だれが使っていただいても結構です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 実際、掃除等については中学生等が今まではやられてたと思いますが、新しくなったときに管理委託していくような方向なのか、それとも学校施設いうことで中学生がやっていくのか、そこら辺のところをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） お答えいたします。

これまでも中学の生徒さんをお願いしてやっていただいております。トイレトーパー等の交換もしていただいておりますので、引き続いて中学校のほうでお世話していただきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案16-37ページの13の委託料、別府森林総合利用施設管理委託料が増額されてますが、これのご説明をお願いします。

それと、議案16-27ページの6目の企画費の中の18、19のそれぞれ、18の備品購入費がこの減額によってゼロになってますよね、コミュニティー助成事業もゼロに、こういう今回の補正で全くゼロになる項目が幾つかありますが、それはその事業が行われなくなった、もしくは別の何か事業に振りかえたとかいうことがあるがでしょうか。ほんで、その分では就労支援員の報酬だとか新規農業就労者なんかもゼロになってますけれど、済みません、ご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 依光議員さんの企画費に対するご質問にお答えをいたします。

これは宝くじの助成事業を予定をしておりましたけれども、本年2件不採択になりましたので確定しましたから減額をしておるところでございます。次世代交流施設機器整備事業というのは、カラー複合機であるとか会議用テーブル、いす、パソコンを購入して自治会活動用に使っていただくことを想定をしておりましたけれども、残念ながら不採択になりました。もう一つのコミュニティー助成事業につきましては、知恵袋の会という民間の活動団体から要請のございました事業ですけれども、これにつきましても不採択ということになりました。なお、知恵袋の会についてはテントそれからシャワーユニットそれから物置とかいうものを考えておりましたけれども、落ちましたが、平成22年度も引き続き要望はまた上げていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 依光美代子議員のご質問にお答えいたします。

議案16-37ページ、13節、委託料です。別府森林総合利用施設管理委託料ですけれども、4月から9月までは比較的順調に伸びておりましたけれども、10月、11月の紅葉の時期に前年割れをいたしまして、1月までに約4,374人の集客の減少となりました。書き入れ時期の紅葉の時期に減少となりましたのは、例年紅葉の期間は長期にわたるのに対しまして、平成21年度は前半に集中しまして後半散ってしまったために集客力が落ちました。そのため購買数もかなり減少したということです。要は、一番大きな原因は経済の落ち込みによる、経済不況によるものと思われま。

以上です。

済みません。支出のほうですけれども、収入の減少に伴う要件もございまして、250万円の経費も削減していますけれども、食材の仕入れ等もありまして500万円の補正をお願いすることになりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 依光議員のご質問にお答えします。

新規就農支援事業、対象者がなくなったということで、いや、失礼しました。なくなって対象者が、中止になったということです。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 依光議員のご質問にお答えします。

就労支援員の報酬がなくなったとかゼロになったということですが、これについて昨年10月に住宅手当の緊急特別措置事業というのが始まりまして、その中で就労支援員を雇うことによって補正をさせてもらっておりましたけど、一応探しておりましたけどどうしても適任者がいなかったということと、住宅手当の申請者が予想して

たより少なかったっていうことがありまして、どうしても急いで雇用しなければならな
いっていうことがなかったために今回もう減額したところです。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案16-37ページのべふの関連で少しお尋ねしたいんですが、コンサル入れてい
ろいろ判断をしていくということでしたが、それは結果どのような時点まできたのか、
その点をお聞かせください。

それから、議案16-33ページですが、予防費の中で新型インフルエンザの接種助
成事業関連ありますが、これが補正もあったと思うんですけど丸々繰越明許になってる
と思うんですが、すべてやはり繰越明許にしなければならないほどレセプト含めてやっ
ぱりおくれるのかなという気がしてるんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

議案16-37ページの13節の件ですが、コンサルに入っていたのは11月
になってからです。一番の改善はまず食からということで、12月17日からレストラ
ンでは新メニューをしてお客様の反応を聞きながら、改革をしながら現在進行しており
ます。宿泊メニューについても現在刷新中です。そのほかチップボイラーに、これは2
月15日ですがしましたので、今後年間250万円程度の削減も見込まれますし、コン
サルさんも職員の意識改革を図っているところですので、節約できるところは十分節約
していくという形をとっております。そのほか宿泊ネットの予約が3月1日から開始す
ることになっております。また、営業計画といいますか、営業に實質行くことも3月1
日から始めております。すぐには結果がまだ出てきておりませんが、平成22年
度に期待をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎龍太郎議員さんのご質問にお答えいたし
ます。

新型インフルエンザ接種助成事業は、補助事業ですので支払いの月が1月までが旧年
度ということですがけれども、国の方針で繰越明許でやるということになっておりますの
でそういう計上をさせていただきました。それから、今まで計上させていただいており
ましたのは、基礎疾患を持った方の接種に対するものでして、現在は健康成人どなたで
も接種が可能ですので、その方々に対する非課税者と生保の方との補正で計上させてい
ただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

再度べふについてお尋ねするんですけれども、企画課長がおっしゃったかと記憶しておるんですけど、コンサル入ってめどがなければやめる方向というか、そういうことらも指摘される可能性もあるみたいなことは言われてましたわね。そこら辺の判断、経費削減も含めて努力されてるといっては、その大前提のところの結果がこれは判断として努力によっていけるといふ大もとがあったのか、それともそれは明確な判断はコンサルとしては示されなかったのか、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

今回、べふ峡温泉につきましては、背水の陣という意識を持って臨むということでコンサルに入っていただきました。現在、その経営改善を含めて途上にあるということにつきましては、今、先ほど高橋課長から答弁をしたとおりでございますけれども、やはり改善をすると言いながらもなかなか時間のかかる問題でもございますし、少なくともこの年度では方向性と具体のものをそこに樹立をしていくというこの2つを大きなテーマとして考えております。実際問題、現在公社に指定管理をしております期間というのは平成22年度までですから、少なくとも平成22年度にその方向性あるいは具体的な改善というものが見えてこなければ、次の指定管理にあってはどうするかということは少なくとも行政として判断をしなければならぬ状態にあらうかと思っております。ただいまのご質問、最後の部分はちょっとわかりませんでしたけれども、そういう認識と考え方でおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 私が聞きたいのはその前段で、以前の課長の説明では地域環境とか、それから顧客とかあらゆる数字を出してこれが改善がきく、そういう施設であるというふうな明確な示唆をするみたいなことを言ってたと思うんです。その示唆があったのかなかったのか、ないのにやたらするずるそういう平成22年度をめどにというふうな、何か以前聞いたよりは先のことを言われてるというふうに聞けるんですが、その前段のところをお聞きしたいと申してるところです。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

2つの段階に分けて今回は整理をしていくということを申し上げました。1つは、経営等の内容を見て努力あるいは工夫をしても経営が成り立たないという状況であるならばその段階の診断でコンサル業務を終えると、すなわちその報告をもって第1段階で結論をなすということでございます。一定その手を加えること、すなわち工夫あるいは改善をすることによって経営のめどが立つということがあるんならば次の段階に進んで教育あるいは指導をしていただくという形でコンサルさんとの話を当初にしました。その説明をしてきたと思います。コンサルさんのほうからは、第1段階の部分につきまして

は第1段階の報告として売り上げ計画あるいはCS、DS、これは顧客に対する対応の問題とかいうこと含めてですけれどもこういったものの見直し、改善をすることによって経営改善にはつながるといふ結論はいただきましたので、第2段階に進んで現在作業をさせていただいております。その報告書の中では、例えば先ほど高橋課長も申しましたようなレストランメニューの変更、それから地産食材の活用、それから宿泊、日帰り料理の定期的なリニューアル、飲食部門の再構成。それから、売店商品の入れかえとかレイアウト変更、非常に中身的に細かいものもたくさんございますけれども、大まかなこと申しておりますが、あるいはネットの活用、それから高品質な宿づくりをするべきこと、それから広告、宣伝のあり方、それから売上原価の見直し、人件費の見直し。それから、ここが重要な部分ではございますけれども定期的な社内研修とかいったそういった内部の意識改革を含めた人材養成、育成を伴います研修、それから代理店との関係の再構築とかいうところ、さまざまな項目をいただいてこれにそれぞれ具体的な取り組み、それから改善、それから指導を行っておるといふような状況でございます。一応この結論については3月末にいただくということになっておりますので、まだそこまでは至っておりません。そういった経過をたどって現在に至っておるといふ状況でございますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案16-31ページの1目の15節の工事請負費、児童遊園整備工事、これはどこをするのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 依光議員のご質問にお答えします。

予定しておりますところは、黒土児童遊園と宝町児童遊園地と西町児童遊園地を予定しております。ちょっと遊具とかが古くなったりしておりますので、そういったものの修繕とかを予定しております。これも地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業により行うものです。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 1点だけお聞きします。議案16-33ページのインフルエンザですが、あんまり聞かなくなりましたけど現在どういう状況でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 現在はかなり終息しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

議案16-30ページですけれども、19節の地域介護・福祉空間整備等交付金ですが、これ当初間崎病院の分かと思うんですけれども、当初の予算そのまま減額になって

ましてまた平成22年度には計上されてますけれども、この間崎病院のほうは介護老人保健施設に転換予定に平成21年度ぐらいになってたかと思うんですけれども、そのあたりも含めて経過のほうをご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案16-30ページ、老人福祉費、19節の1,350万円の関係のご質問にお答えします。

平成21年度でご質問のとおり療養病床の転換の事業を出してございましたけれども、採択にならなかったために今回の減額です。それで、平成22年度においても同じように申請をしたいということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

先ほど依光議員の質問に関連して、まず、議案16-31ページのその児童遊園整備工事ですけども、本議会で児童遊園の条例等も整備されてるというふうな認識をしてるんですけれども、実際問題こういう遊具等の部分は私も見らせてもらったんですけどかなり傷んでるところがあると思います。子どもたちの安全のためには修繕は大事だと思いますが、こういうときにやっぱり本市の制度であります小規模の塗装業者がただ登録されてるかわからないんですが、そういうところを実際利用する考えはお持ちなのか、その点をまず1点。

そして、議案16-22ページの先ほど林政課長説明の途中で終わったみたいなんです、この緑の分権改革推進事業費委託金、工科大学への委託っていうことはわかって中身も入のほうでは若干言われたんですが、もう少しちょっと具体的に、物部川に関連するということも言われてたんですがちょっと説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 議案16-36ページの緑の分権改革推進事業委託5,000万円ですけど、これにつきましては、事業の内容でございますが、物部川流域としまして事業計画書を国に出します。そして、認可がございましたら事業を行っていくということです。現在、国の予算額が39億円ということで、それに対して48億円の提案が来ておるようです。それで、国のほうとしましては、できるだけ拾い上げたいということで一地域5,000万円ということですが、それをちょっと減額してでも多く拾い上げたいということで行っていくようでございます。それで、事業の内容ですが、実証調査、かんきつ果樹ハウスでの実証試験ということで680万円、それと設置工事費が80万円、それから委員会の経費とか15万円、それからシステムの機能影響評価200万円とか、あと森林からペレット工場までの供給体制の実証評価、これに1,470万円、それからペレット工場建設計画策定までの先進事例調査が400万円

とかこういう形で、ほかにもございますけど5,000万円事業を積み上げましてこれを工科大学に委託するというところでございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

今回のこの遊具ですけど、早急に撤去とか修繕を要するような遊具でして、まずブランコの修繕とか、それから滑り台付のジャングルジムとか2連鉄棒の修繕と、それから西町児童遊園地にあります滑り台とブランコの複合遊具、これはもう撤去しなければいけないということで、そうすると全く遊具がなくなりますのでかわりのブランコ、滑り台とかの新設を考えておりますけど、そういったことができるような業者を今後選定していくことになると思いますけど、まだ具体的にどこの業者とかがっていうところは決まっておられません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） せんだって一般質問させてもろうたときに、建設都計課長のほうからは緊急雇用も使って管理委託ということも視野に入れてやると、都市公園の関係では、それは言われたと思うんですが、児童公園の関係では、今回こういう補正が出てくることが遊具の状況等もよろしくないということと相まって日常の管理委託の部分でその点は改善されていってるのか、建設都計課と同じように緊急雇用を使ってやっていくというふうな方向性なのか、その点を確認しておきます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 児童遊園につきましては、職員が定期的に回って点検とかはしております。ただ、専門的な知識がどうしても乏しいところがありますので、今回のこの遊具の修繕とかにつきましても点検をしている中で心配なところっていう部分がありまして、そこは専門の業者、泰山公園を管理している業者が来たときにあわせてちょっと見てもらったところ、これは修繕を要するとかっていう意見をもらいまして今回の補正になっております。職員とかが定期的には点検をしておりますけど、今の児童遊園にあります遊具っていうのは、もうある面耐用年数も過ぎておりますような、古くなっておりますので、専門的なところからいきますとやっぱり職員の管理では限界ありますので、必要な場合にに応じてはそういった専門の業者に見てもらいながら点検をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで歳出の質疑を終わります。

これで質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第16号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 議案第18号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案を説明させていただきます。議案18-2ページをお願いいたします。

平成21年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成22年3月3日提出、香美市長 門脇楨夫

提案理由

事業繰越の必要が生じたため、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費といたしまして、1款、下水道費、2項、下水道施設費の浸水対策下水道事業といたしまして2,481万円の繰り越しを予定しております。中身につきましては、中央雨水幹線、終末吐き出し部の雨水排水路整備工事といたしまして延長約29メートルの雨水排水路を現在施工しておりますが、その中から平成21年度の前払い金を除く1,658万5,800円を繰り越しいたします。また、これに伴いました中央雨水幹線雨水排水路のゲート設備設置工事といたしまして、管理橋を含みます小型水門設備を1式発注しております。このうちで平成21年度の前払い金を除きます812万7,000円を繰り越しいたします。これらに伴う事務費といたしまして、8万7,200円及び端数調整の1万円を加えた2,481万円が今回の合計の繰越明許費でございます。

次のページ、議案18-4ページをお願いいたします。

提案説明書につきまして、概要についてですが、1款、下水道費、2項、下水道施設費で、浸水対策下水道事業の繰越明許費額を2,481万円に設定します。県施行の河川工事との工期調整のために事業繰り越しが必要となったことによるものでございます。工事の完成につきましては、先ほど市長のほうからご報告させていただきましたように

5月末を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第18号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、推薦第1号から、日程第43、推薦第4号までの香美市農業委員会委員の推薦についてを一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、千頭洋一君と坂本 節君の退席を求めます。

（千頭洋一君、坂本 節君、退席）

○議長（中澤愛水君） まず、提出者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 推薦第1号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年3月3日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊 趣旨説明をいたします。川村澄雄氏が議会推薦の香美市議会農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものです。

推薦第2号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年3月3日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊 趣旨説明といたしまして、千頭洋一議員が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものです。

推薦第3号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年3月3日提出、香美市議会議員 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊 趣旨説明といたしまして、坂本 節議員が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものです。

推薦第4号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年3月3日提出、香美市議会議員 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊 趣旨説明といたしまして、佐々木永明氏が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、推薦第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、推薦第1号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

これから、推薦第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、推薦第2号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

これから、推薦第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、推薦第3号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

これから、推薦第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よっ

て、推薦第4号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

ここで千頭洋一君と坂本 節君の入場を許可します。

(千頭洋一君、坂本 節君、着席)

○議長(中澤愛水君) 千頭洋一君と坂本 節君に告知をいたします。

先ほどの会議におきまして、議会が推薦する香美市農業委員会委員は、川村澄雄君、千頭洋一君、坂本 節君、佐々木永明君、以上の4人の方を推薦することに決定をしました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は3月9日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午前11時41分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 2 年 3 月 9 日 火曜日

平成22年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年3月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月9日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	22番	西村芳成
11番	片岡守春	23番	坂本節
12番	久保信彦	24番	石川彰宏
13番	竹平豊久	25番	中澤愛水

欠席の議員

8番 小松紀夫

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長兼選挙管理委員会書記長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	岡本 博臣
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	竹内 敬
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦	地域振興課長	西村 博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成22年3月9日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 1番 山 岡 義 一 君
- ② 7番 千 頭 洋 一 君
- ③ 11番 片 岡 守 春 君
- ④ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑤ 10番 山 崎 晃 子 君
- ⑥ 5番 織 田 秀 幸 君
- ⑦ 12番 久 保 信 彦 君
- ⑧ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑨ 18番 山 本 芳 男 君
- ⑩ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑪ 20番 大 石 綏 子 君
- ⑫ 15番 依 光 美代子 君
- ⑬ 17番 竹 内 俊 夫 君
- ⑭ 19番 前 田 泰 祐 君
- ⑮ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑯ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、21番、西山 武君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。8番、小松紀夫君は、通院のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） はい。おはようございます。山岡義一でございますが、今回の一般質問のトップバッターでございますが、質問の通告順のくじ引きで1番を引いてくれました比与森議員にお礼を申し上げます。

それでは、順次質問に入らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

一番最初に、人権教育の啓発の問題でございますが、人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画が平成21年11月に完成しました。計画策定の趣旨は、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、市民とともに人権についての教育や啓発を総合的に計画的に進めることが求められております。この行動計画は、平成21年度、2009年を初年度として平成30年度、2018年までの10年間の計画年度とし、国内外の情勢等により適宜見直されるとされております。以上のことから、5つの視点から人権教育・啓発することにしております。共生社会の実現に向けた人権教育・啓発、支え合いの地域づくりに向けた人権教育・啓発、3番目に人権、一人一人を大切にする人権教育・啓発、4番目に生涯学習としての人権教育・啓発、5番目に身近な問題から考える、いわゆる市民の参加・体験型の人権教育の啓発でございます。

以上の観点から、学校教育、行政職員、関係者、市民に向けての広くこの計画を推進するための市民の説明会を行う必要があると考えますが、このことについて具体的に計画をお聞きをします。

2つ目に、職員の人事異動でございますが、ふれあい交流センターの職員配置は、平成21年度当初には4名の正職員の配置でありました。現在は2名配置となっておりますが、平成22年度の人事異動ではどうするのか、以上についてお尋ね申します。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） おはようございます。山岡議員の人権教育の啓発についてのご質問にお答えいたします。

重要課題としてさまざまな人権問題の解決に向けて平成20年度より取り組んでまいりました人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画は、おかげさまで昨年11月に策定できまして、12月に関係機関等に配布することができました。この行動計画を

本市の指針とし、あらゆる場で人権教育・啓発を推進し、人権感覚を高め、人権問題の正しい理解、認識を培い、各種の啓発と相まって人権教育の一層の充実を図る必要があります。

学校教育における人権教育の推進としまして、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取り組みが必要と考えます。教育委員会との連携により、校長会等に出向き充実を図りたいと存じます。

社会教育の推進としまして、生涯学習の視点に立って交流活動など人権に関する多様な学習機会の充実に努めたいと存じます。

説明会につきましては、市の職員の研修会を2月に実施しました。香美市人権学習会では、意識調査の結果を講師に提供し活用いたしました。また、平成22年度におきましては、ふれあい人権学習会等に取り入れて推進していきたいと考えています。

3月1日発行の人権広報あけぼのより意識調査の結果を連載しておりますが、広報等による啓発も順次実施していく予定であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 職員の人事異動につきましてお答えをしたいと思います。

議員もご存じのこととは存じますが、配置をしておりました職員が昨年、治療半ばで体調不良を訴えられまして退職を余儀なくされた。また、大変残念な事件の中で職を失したということがございまして、その後、昨年10月に人事異動を行いまして配置をしたところですが、その者につきましても退職というふうなことになりました。こうした不測の事態のために現在言われるように正職の者が2名という体制でございまして、次期の人事異動では改善を図らなければならないというふうに考えておりました。現在作業をいたしておるところでございしますが、4名体制であるということをおっしゃられるわけでありまして、集中改革プランを現在進めておりました全庁のスリム化を図っておるところでございしますので、どこの部署もすべてこの体制でというふうな絶対的なものではございませんので、そのところもひとつご理解をよろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画の市民への徹底でございしますが、これを先ほどの説明では、あらゆる場での取り組みを積極的に行っていくということですが、市民に対する説明会、これがとても大事やというふうに思います。せっかく立派な計画をつくっておりますので、再度、市民への説明会をどのようにするのか、具体的にご説明をお願い申し上げます。

それから、ふれあい交流センターの職員の人事異動でございしますが、総務課長が申さ

れたように不祥事等によりましてまことに残念な結果となっておりますが、このような不測の事態が起きたのも、やはり職員の人事管理が行き届いてないというような点もあることをございます。全庁のスリム化の関係で職員の数を少なくしまして、職員を4名から3名、2名に減す場合もあるようなこと、先ほどの質問で感じたわけですが、ぜひ現状のこのセンターの状況を見た場合におきまして、前段申し上げました人権教育及び啓発に関する香美市行動計画の策定におきましても当初の計画より随分作成期間が延びたように思っております。これも職員の対策等が、補充等が十分でなかったというように思われます、はっきり申しまして。また、本年2月4日に開催されましたふれあい交流センターの運営審議会、13名までの委員でございますが、この審議会の場の中で職員の数の補充につきまして委員から意見が出まして、私と議員の代表としまして島岡議員がこの委員になっております。2人の間においてよく話し合いをして、総務課長、市長との協議をするようにと厳しく言われております。再度この3月の異動では十分な結果を出していただきたいというふうに思います。再度、質問をいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡議員の2回目のご質問にお答えします。

市民への説明会につきましては、従来ふれあい交流センターから出向きまして、物部地区、香北地区へ学習会に出向いております。その学習会にももちろんのこと、この行動計画の趣旨等を説明をして回りたいと思っておりますし、また、ふれあい交流センターで何回か行っております人権研修会、これももちろん行動計画を説明して、先ほど申しましたように正しい理解、認識等を求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 人事異動に関します2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃられるように配置した職員の役割の大切さから十分配慮して人事異動にかかわれど、こういうお話でございますけれども、やはり今進めております組織再編のこともございますし、長期的な視野に立ちまして市役所全体の職員の配置ということも考慮をしてやっていかなければならないというふうに思いますので、その中から、そうした今言われたことの重要性も加味して人事異動に取りかからなければならないと思っておりますので、この3月の人事異動につきましても、その点から十分に配慮した取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） ふれあい交流センターの人権教育の啓発の市民への説明会で

ございますが、せっかくこのような立派な冊子をこれいただきましたので、これがなお、いかにふれあい交流センターの活動が大事であるかということが問われるところでございますが、どうかその点よろしく願い申し上げます。回答は要りません。

また、ふれあい交流センターの職員の配置の問題でございますが、ぜひいうことでございますので、これ以上質問はできません。どうか委員ともども13名の委員が市長に会いに行くと言っております。これをやってえいのかどうかわかりませんが、これを会う必要がないようにひとつよろしゅうにお願いを申し上げます。

以上で質問終わります。回答は要りません。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭です。改めましておはようございます。質問する前にちょっと一般質問の通告書の中で一部訂正をお願いしたいんですが、2ページ目の「マイクロバス存続を」というところの1行目に、「本市は、マイクロバスを3台所有している」と書いてございますが、実際その後調べてみましたら4台ということでございますので、ここを「4台」に訂正をお願いしたいと思います。

平成22年第2回の定例会におきまして、2番目の一般質問を通告書に従いまして質問をさせていただきますが、誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

私は、今回4点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、人口減少社会の対応策についてでございます。

香美市は、平成19年3月に策定されました第1次香美市振興計画によりますと、昭和30年代までは4万人を超えていた総人口は、昭和40年代に入ると4万人を割り、その後現在まで徐々に減少し、平成17年の国勢調査の結果では3万257人となったわけでございます。また、今年10月にも国勢調査があろうかと思いますが、どのような結果になるのでしょうか。合併当時、住民基本台帳では2万9,829人、世帯数が1万2,653世帯が4年後の本年2月1日では2万8,439人、世帯数が1万2,746世帯、すると、昨日お伺いしますとこの3月1日現在では2万8,414人、世帯数が1万2,748世帯といった形になりまして、この4年間で1,415人の減となっております。国立社会保障・人口問題研究所の平成27年度、ですからちょうど平成17年の国勢調査してから10年後の本市の予測人口として2万8,448人でございます。もう既に現在でその予測人口を上回った減少をしておるわけでございます。また、昨年9月1日付でまちづくり推進特別委員会より提言書で市長さんあてに人口の定住策を基本的政策、大項目といたしまして、定住人口の増大や市民生活の安全充実のほかを提言いたしました。この人口減少の現実を踏まえて、以下の件についてお伺いいたします。

まず、1番目に、定住人口の増加が地域発展、振興の根幹であると考えているが、合併後この4年間で人口が1,400人以上減った、この要因とその対応策等基本的な方策等

があればお伺いさせていただきたいと思います。

次に、2番目でございますが、都市計画道路高知山田線、通称あけぼの街道の完成のめどが平成23年度末、つまり平成24年3月末となりました。この決定を踏まえまして、予岳から新佐野大橋間の国道195号線のバイパスについて早期事業化と完成の予定等をお聞きをするものでございます。この件につきましては、平成18年5月議会、それから昨年3月議会でも同様の質問をさせていただきましたが、あけぼの街道、いわゆる鏡野中学校から高知までがめどがついたらその後に検討するというご答弁をいただいておりますが、その後めどもある程度つきかけたというところでございますので、このバイパスを早期に検討をいただきたいと。このバイパスは、合併協議会の際にも旧3町村で意思統一され、県当局も理解されておりましたし、また、国道195号道路期成会においても要望されているとお聞きしております。渋滞解消と通勤、通学の短時間等のためにも早期事業化と完成の予定についてお伺いいたします。

3番目には、人口定住のために高知近郊のベッドタウン化、また市営住宅建設の構想等ございましたらお聞きしたいと思いますが、土佐山田町は高知広域都市計画で市街化区域、調整区域等の線引きがございまして、土地があっても価格高騰、地価高騰と、農地の宅地転用も難しく、香南市、南国市等、香美市以外に居宅を構えるケースも多いとお聞きしております。また、本市の職員さんでも市外から通勤してる方も多いたともお聞きしておりますが、将来的にこの定住人口を増加するために将来の市営住宅建設、宅地造成等の構想がないかお伺いをさせていただきます。

次、第2点目でございますが、第2点目は公平な選挙投開票所従事者の費用弁償についてお伺いさせていただきます。

本年度は選挙年でございます。日ごろ選挙業務に携わっておられる市の職員、特に選挙管理委員会の方々、また投開票作業当日には多くの市の職員さんのご協力に対しまして感謝と敬意を表します。過日2月21日には、恐らく初めてではなかったかと思われませんが農業委員の選挙が1選挙区で実施されました。投票率は20%ほどであったとお聞きしました。どうもご苦労でございました。また、3月28日には市長選挙、恐らく無投票でありましょうが、また、夏には参議院議員選挙、9月には市議会議員選挙、来年4月早々には県議会議員選挙等々が予定されておりますが、お金のことを申し上げまして恐縮ではございますが、平成22年度の予算書案に選挙費として7,782万円が計上されております。そのうち職員の時間外手当として3選挙で1,730万円あります。3つの選挙の予定として1選挙で577万円、その選挙の投開票等、事務等にかかわる休日勤務手当で支給しているからでありましょう。市の職員は1選挙で時間外手当が3万円を超えている職員、平均して2万6,000円の職員もいるとお聞きしました。これは職員に対しては休日の勤務手当、時間外勤務手当で対応しているからであります。他方、一般市民に対しましては、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支給されております。投票所の責任者である投票管理者は日額1

万2,600円、投票立会人、投票事務従事者は1万700円、開票立会人、選挙立会人は8,800円と規定されております。職員と一般市民の間に余りにも乖離がありはしないかと思ひまして、この是正の考えがないかをお伺いするものでございます。

県内のある市では、投票所の投票管理者は一般市民、市の職員の場合とも条例に規定する額、また、内部規定としては、投票従事者は一般市民、市の職員の場合とも投票管理者を超えない額とすると。また、ある市では選挙従事者の報酬等の支給に関する規定を設けているところ。また、ある市では市民の皆様が政治や選挙に関心を持ってもらうため選挙投票の立会人、開票従事者として登録をする方を募集し、投票事務従事者を臨時職員として募集するなどいろいろ規定し格差の是正に努めている行政もございます。

いろいろ調べておりましたら、財団法人明るい選挙推進協会、2009年3月31日発行のナンバー305「私たちの広場」という資料でございますが、いつも議会からいただいておりますが、この資料の中に静岡市のこんな記事が書いてございましたのでちょっとご紹介したいと思ひますが。静岡市、投票事務に高校生を採用。静岡市は3月29日投開票の市議選において、選挙事務の体験による選挙啓発をねらいに、高校生を投票事務に採用しました。教育の一環として市立高校など3校に依頼したところ99人の応募がありました。午前、午後の2交代制で投票所で本人確認を行う名簿対照業務などに従事する予定です。選管主催の研修会にも参加し、選挙の仕組みなどについても学んでいます。マスコミの関心は高く、「将来有権者になる若者に選挙の関心を高めてもらうことがねらいで、同時に生徒の家族にも投票所に足を運んでもらいたい。」との静岡市選管のコメントが報じられておりました。

このように各地域でもいろいろと検討されているようでございます。選挙投開票の当日の事務の業務は長時間で、かつ緊張の中にミスも許されない事務だけにある職員の皆様のご協力なくしてはできない事務作業であります。職員組合との協議も必要でございましょうが、この費用是正についてのお考えをお伺いいたします。

第3点目に、平成22年2月10日付の高知新聞に、市町村幹部に県職員の派遣をとの記事がありました。香美市と高知県との職員間での出向、人事交流等のお考えはないかをお伺いするものでございます。県は積極的に市町村との人事交流をし、職員の資質向上にもつながり効果が期待されておりますが、予定等についてお伺いするものでございます。

旧香北町時代には国の農水省のキャリア組を時期は異なりますが2名、2年間から3年間派遣していただきまして、企画課長、産業課長として派遣していただきました。また、高知県からは2年間3名を建設課長として派遣していただきましたし、平成18年には物部町でも1名派遣していただいたとお聞きしております。国に帰りましても机上論だけではなく、地方、田舎のこの現実を理解していただき非常にありがたいと思っておりますし、また、県の職員さんも県に帰りましては、現在では課長とか所長等の主要ポストについておられます。このように国、県との人と人との交流が、また、相談の

できるパイプがあることは本市香美市にとりましても職務遂行上、大変喜ばしいことではないでしょうかと思います。

高知新聞をごらんになった方もおいでだと思いますが、また、記事をちょっと読ませていただきます。「市町村幹部に県職員派遣」、これ本年2月10日付でございますが、県の方針としまして、「背景に「団塊」退職も」という見出しでございます。「県は9日までに、2010年度の定期人事異動から県の課長、課長補佐級の職員を、市町村の課長級以上の幹部職員として積極的に派遣する方針を固めた。市町村役場の「団塊の世代」の退職に伴う後継者不足も背景にあり、今春はまず要望があった3市町村を対象にする予定。また市町村からの職員受け入れも大幅にふやし、市町村との交流人事を拡大していく。県人事課によると、市町村の課長職以上への派遣は過去にも特例的に行われたきた。しかし、部制をしく高知市を除けば議会答弁に立つ立場になり、「専門分野のトップとして市町村の意思を県職員が決めることになる」と、そんな慎重な意見もあったという経緯がありました。また、「一方、財政難から人事削減を進めてきた市町村は「団塊の世代」の幹部職員が退職した後の後継者難に直面。県産業振興計画の推進、連携体制を強化するねらいもあり、市町村側から派遣要請が相次いだ」ということでございます。「県は今春の異動で、要請があった市町村のうち交流人員面で調整がついた3町村の幹部として、県の課長1人、課長補佐2人を派遣する方針。市町村への派遣は、この3人を含め計16人を予定し、過去3年間では10人前後だった市町村からの受け入れ人事も18人に拡大する予定。」総務部長さんは「市町村からの要請があれば、今後も継続、拡大していく方針だ」という記事がございました。

このように職員の資質向上にもつながり効果が期待されると思いますが、そのような県の派遣と人事交流の予定がないか、その見解をお伺いいたします。

最後に、本市はマイクロバス4台を所有しているが、この3月に担当職員の退職に伴い減車、いわゆる車をなくしていくという方向、マイクロバスをなくしていくという方向をお聞きしましたが、学校の課外授業活動、職員の各種研修会等に今日まで多く利用されてきましたが、今後ともその必要性は十分であると考えますが、このマイクロバスの存続の可能性はないかについてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） おはようございます。千頭議員さんのご質問の人口減少社会の対応策はというご質問のうち、1点目と3点目について私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の定住人口の増加は地域発展の根幹であるが基本方針策はというお尋ねに対してですけれども、言われますようにまち、これは自治体のことをいいますけれども、この存立発展基盤の要素の一つとして人口が交付税算定の指標であることは申すまでもないことですが、国の総人口が減少に向かっている中、よほどの起爆剤を用いない限り

人口を増加させることはなかなか大変なことであると考えております。ご指摘もございましたように、香美市の振興計画の中でも将来人口につきましては、平成28年には推計人口2万6,803人と見込んで、それに振興計画にのっとった政策推進によりまして2万8,800人を政策目標人口としているところです。しかしながら、計画策定後、ご承知のとおり社会経済情勢が大きく変化する中で、樹立をいたしました計画そのものの推進が思うに任せない状況もある中では、相当の努力をもってしてもその実現は並大抵なことではないと悩ましく思っております。

人口だけでとらえてという意味になりますけれども、お隣の香南市のように自衛隊の駐屯という起爆剤により大きく膨らませることなどは特異な例だと言えます。翻って本市におきましては、思うに任せないにしても少子化対策などそれぞれの所管事務として許される条件の中で努力をしているところですが、一方で、今議会で平成22年度当初予算をお諮りしておりますところですが、この中で工科大学への支援政策として補助金を計上しております。これは議会、たしかまちづくり推進特別委員会でございましたか、議員協議会でございましたか、そういった場におきましても、この間、工科大学より市としての大学への支援要請が語られたように、まちのありようが大学の魅力形成に大きくかかわると、すなわち学生募集段階から工科大学を選択する際のキーポイントといいますか、学生さんがこの大学選ぶという選考を言いますけれども、こういった選考に影響を及ぼすような項目であるということが言われておりました。そして、市としてみれば大学の繁栄は香美市の人口増につながることはもとより、経済活動や関連労働人口などさまざまに波及効果をもたらすことを考えれば、香美市のまちづくりにとって工科大学の存在が大きくかかわっていることから、双方にとって共存共栄をしていくことは必要であり、そのための足がかりといいますか、よりどころとしての支援策を講じようとしたところがございます。このことは、大学の立地するまちならではの構成できる施策であると考えております。工科大学は公立大化の効果もございまして、これまで随分心配をしておりました定員割れ問題もありましたが、一定の歯どめがかかっているやに聞き及んでいるところがございます。微々たる支援ではありましても、大学にはぜひ地域活性化とまちの魅力づくりのお手伝いをいただくことにより、人口増という直接的な香美市活性化につなげていただければ幸いです。

基本方針ということですが、振興計画に書かれているさまざまな取り組みによってまちの形をつくること。そして、基本姿勢といいますか、市政として取り巻く状況が大きく変化をしているとは申せ、その実現のために不断の努力をすることに尽きると考えております。

次に、3点目の質問ですが、この中でベットタウン構想についてのお尋ねですが、そもそも現在の広域都市計画、これは昭和45年、新都計法に基づいて市街化区域、それから調整区域の線引きが決定をされたわけですが、その旧土佐山田町時代の総合計画にベットタウン化を明確にしたまちづくり構想が位置づけられていたのです

けども、社会経済情勢等の事情もあり今日に至っているわけです。そして、合併後は広域都市計画区域、これは高知市、南国市、いの町、こういったその区域全体の人口減少の中でU・I・Jターンなどの移住対策なども取り組んでおりますけどもなかなか実績に結びつきませんし、むしろ社会、自然、双方とも減少が増加を上回っているのが現状です。この状況から脱却するには、産業振興対策や大きな住宅関連対策などの施策展開によって人口増を図ることが一策であるとは考えておりますけども、今日の行政を取り巻く状況の中で、現実として行政としての対応はなかなか困難な道のりなのではないかと思っております。

今後につきましては、土佐山田以外の香北あるいは物部地域への展開についてはインフラ基盤整備との兼ね合いもありますが、このあたり今後、総合計画の見直し、これは基本計画については5年をもって見直すということになっておりますけども、そういったタイミングでどうなのかということにしっかり向き合わなければならない課題の一つであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員の人口減少社会への対応策の2番目についてお答えを申し上げます。

昨年3月議会でもご同様のご質問をいただきました。1年を経過しましたので工事は順調に進んでおりますが、平成24年3月の事業完了予定時期や事業予定あるいは内容などは昨年と変わっておりません。同じようなお答えになると思っておりますけども、香美市の合併協議を進めておるときには重要な懸案事項であり、合併効果を高めるものとして、市の大動脈となる同路線の早期着手、完成を県に要望し、当時の土木部長さんの現地視察もいただいております。このため、県もこのバイパスにつきましては、香美市の中心部と香北町や物部町を最短で結ぶ合併支援路線としてのその重要性を認識しております。予岳から新佐野大橋につきましては、現在、県において整備中の国道195号、通称あけぼの街道でございますが、その進捗を見ながら着工時期を検討するというふうに聞いております。どこを通ったらいいのか、街路でやるのか道路事業でやるのかという事業の選択、あるいは地元への説明方法等、県とは協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから人口減少社会の対応策の中で市営住宅建設の構想につきましてと、それと、もう1点、マイクロバスの存続ということについてご答弁させていただきます。

香美市の市営住宅の建設につきましては、平成21年3月の黒土B棟の建設の完了をもちまして現時点では終了しております。現在、今後、公営住宅の新規建設の具体的な

計画はございません。と申しますのは、現在、香美市におきまして管理している公営住宅は、市営住宅が247戸、特定公共賃貸住宅が47戸、ふるさと住宅が5戸の合計299戸となっております。これは土佐山田地区に142戸、香北地区に104戸、物部地区に53戸というふうな状態でやっています。近年の入居者募集状況では、利便性の高い土佐山田地区に集中しておりまして、香北、物部地区の住宅需要が低く推移しております。募集に対して応募のない空き家が発生している状況でもあり、既にある地区では平成19年7月から空き家状態という状況でございます。それで、1年以上の空き家も数軒発生しております。昨日でございますが、入居者選考委員会を行いました。そのうち12戸を募集しまして実数的には13件の申し込みがありましたけど、山田地区が多く、ほかの申し込みはなく、現在、現時点で、きょう時点で8戸の空き家、こういった状況が常々続いております。ということからしましても、現在の管理している住宅の定期的な点検を実施することで現状把握、計画的な修繕、改善等を行いながら、既存住宅を今後も有効活用していくという予定でございます。

次に、マイクロバスの存続をとということでございますが、現在、香美市におきましてマイクロバスにおきましては、財政課管理で通常動いておりますバスが2台、香北支所1台、物部支所1台、合計4台のマイクロバスを所有しておりますが、香北支所、物部支所におきますバスは町内の市営バスの予備車両として待機させておりますので通常は稼働しておりません。ご存じのように、平成21年度末におきまして専属の職員が退職いたします。それに伴いまして、現在2台でおるところのマイクロバス1台を減車、または所管がえ等の方向で考えております。また、もう一人専属職員がおりますが、この方につきましても平成23年度末で退職予定となっておりますので、今のところ、それ以後のマイクロバスの稼働についてはあと2年ありますのでその間に検討していきたいというふうに考えております。ちなみに平成20年のマイクロバスは、これは財政が管理している部分のうちの2台分の送迎実績としまして、1台トヨタ車両25人乗り、それから日産車両が29人乗りとありますが、合計で年間289回、2台ですので1台当たり145回あたり稼働しております。これを月に直しますと1台当たり12回程度稼働しておるというふうになっております。

マイクロバスの必要性ということでございますが、マイクロバスの必要性は十分実績から見てもあると思っておりますが、現在、民間車両を利用できる状態のものにおきましても市バスを利用するという状況でございますので、その辺のところ、利用申請してくる課の日程調整、協力によりましてバス1台の稼働で対応していけるというふうに現在は考えております。平成23年度末までにはどういう形ができるかというふうなことも既に検討しておりまして、専属職員1名、これ人事になりますけど雇用するのか、または外部に委託するのかとかいろいろな検討はありますが、基本的には持つということにつきましてもいろいろな経費がかさんでくるので十分な検討が必要であろうというふうに考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（法光院晶一君） 選挙事務従事者の費用弁償についてお答えをしたいと思います。

選挙につきましては、絶対に不正があってははいけませんし、混乱がなく正確であるということが大変大事なことであります。最近、それに加えて迅速に行えというふうに言われておりました、選挙に携わる者の職責というのは大変大きくなっておるといふふうに思います。したがって、市民の皆さんに選挙にかかわる職務を依頼する際には、職員が配置されておるかどうかということをお大変よく聞かれるわけでありまして、手なれた職員を職務代理者であるとか職務従事者に配置をしているということを条件に承諾をいただくというような場合もございます。したがって、配置する職員につきましては、きめ細かな研修を行っております、非常に厳しい指示も事前に行っておりますのでございます。こうして経験も重ねまして、これまでもいろいろ突発的な事故でありますとか不慮の事態に至りましても、これらの職員が選管との連絡調整に当たり冷静な適切な判断をしてきたということでございます。また、事務につきましても、大変数字が正確でなければならないということで神経を使う事務でございますけれども、これらにつきましても大変、現在精度が高いものとなっておりますのでございます。

職員につきましては、公職選挙法の第273条の中に、選管が市長の承認を得て事務を委嘱したときは、これらの職員は忠実にその事務を執行しなければならないという定めがございます、これに基づきまして市職員が事務執行しておるところでございます。選挙の投票ということになりますと、職員はその前日の夜、調整をされた名簿をとりに行きまして、翌日は7時から選挙が始まるわけでございますので早くから移動していただきまして、投票を終えて、そしてまた、さらに開票の事務に当たると、夜中までやっていただくというふうなことでございます。これらの職員につきましては、事務執行につきましても、通常の間外手当の支給基準に照らして支給をしておるところでございます。つまり、市の職員として働いていただくということでしておるところでございます。

現在、四国4県の情報を集めまして検討しておるところでございますけれども、今統一した状況にはなっておりません。議員のほうでも調査をなされたということでございますが、統一されたものにはなっていない。大変参考になるものもございましてけれども統一はされていない。また、香美市がそれではどういう位置にあるのかということもございまして、香美市が特に突出した状況にあるというものもございまして。しかしながら、近く開かれます県の会議でも意見交換をする予定にしております、議題に上げていただくことにしておりますので、ご質問の趣旨も十分踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。千頭洋一議員の県職員との人事交流はということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

職員交流の形態としましては、県と市町村が職員を交互に派遣し合う人事交流と、また、市町村からの研修職員を県が受け入れる研修派遣というふうな2種類のこうした事業がございます。そうした中で、特に最近、市町村におきまして、特に香美市におきましてもそうですが職員数の削減、これはスリム化を行っているわけでございまして、そうしたものと相まって、同時に、またサービスの増加といいたし、事業量の増加が大きくなってきております。そうした中で、職員への事務量の負担がかさんでいる状況でございまして、人事異動の際にはいつもこうしたことにつきましましては苦慮をしているのが現実でございます。殊に、特に専門職の長期休暇などの場合、県に派遣をお願いをすることもございますが、やはり人事交流は県と双方派遣が原則となっております、今日まで本市ではこのような形で実現はいたしておりませんでした。しかし、昨年本市で開催をいたしました県の市長会におきまして、そうした状況を要望をしたところでございますが、その後、県のほうで検討をされまして、先ほど新聞にもございましたように県のほうからも単独で派遣をするというふうな方向ができたわけでございます。そうした実現可能な方向もできてきましたし、また、来年度ですか、各市町村でそれを活用されてということもあるわけでございます。今後、本市におきましてもこうしたことを活用できるように、また、同時にそうすることによって職員の資質向上にもつなげていけるように、今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。それぞれのご答弁どうもありがとうございました。第2回目の質問をさせていただきます。

まず、定住人口の増加でございますが、企画課長さんが言われますには工科大が本市にはある、それと香南市には今月24日ですか、自衛隊が駐屯してくるといった形でございます。香南市には陸上自衛隊第50普通科連隊が約700名の隊員とその家族の皆さんが駐屯してくるといった形で増加することが大いにあるわけでございますが、先ほどご答弁にもございましたように本市には工科大がございます。その工科大の学生がそのうちのどれぐらいが香美市に住民登録をしてるかということも一つ懸念されるころではないかなと思います。平成17年のときには、国勢調査では3万257人、その当時に住民基本台帳では2万9,800人という形でございますので、約400人強の方が全然ここに住民登録をしてないといったことでございますので、ぜひできるだけ住民登録もしていただいて、香美市のために頑張っていただければということでございます。

それから、ベットタウン化でございますが、確かに昭和45年ごろに制定された、現在とは随分大きく変化しております。これは確かにこの数字見てもわかりますように、核家族化になっていて世帯数は本市でもそんなに減ってないわけでございます。人口は

どんどん減っているけども世帯の数は余り減ってないということは核家族になっているのが現状じゃないかなということですが、将来的にも香北、物部のほうは特に若い方にとりましては将来お子さんが通学するなんかの場合には香北、物部におるよりも山田のほう全然有利と、朝夕の通学時間帯、それからバスの定期代にしても非常に費用がかさむわけですので山田のほうにだんだんと集中してくるのではないかと、このように考えておりますが、話が前後しますけども、できるだけ早く195号線のバイパスを開通させていただければ、本当に佐野から香北、物部の方にとりましては通勤、通学、それにも大きなプラス要因になってくるというふうに考えておりますので、ぜひ早期実現化に向けて頑張ってくださいと思います。

それと、市営住宅の建設等につきまして、いろいろ先ほどご説明いただきました。香美市には299戸の市営住宅等ございまして、山田のほうはなかなか盛況で、香北等のほうでは比較的あいとるといようなことをお聞きしたわけでございます。どういったわけでしょうね、ほとんどもう結婚されて新しく世帯持っても、私のお聞きするところには結構、香南市のほうに流れていく、住宅を構えるといったケースが多いようでございますが、やはりもっと香美市を魅力のある地域していかなきゃいかんじゃないかと、このように考えておりますが、そのあたり何かいい方策等ございましたらひとつまたお伺いさせていただきたいと思っております。

それから、選挙の費用の公正さでございますが、先ほど総務課長さんが言われましたように手なれた職員さんの配置、きめ細かな研修、指示等々によってスムーズに投開票が行われているということでございます。香美市には81カ所ですか、選挙の投票所がございまして。その中に選挙管理者とか立会人、それからそれに対する従事者等々やってみますと、相当多くの職員さんをお願いしてるのが現状やないか。そのためにスムーズな、迅速に行われているということにはありがたく思っておるんですが、先ほどちょっと申しましたようにそれが時間外手当でやってるといった形で、非常に高額になってくる職員さんもおいでるではなかろうかと思っております。確かに時間外手当計算してみますと、時間当たり2,000円とか3,000円の職員さんになりますと時間が長いので2万円、3万円の残業代にはすぐなると思っております。が、その反面、一般市民の選挙管理者等々は、先ほど申しましたように1万円幾らですか、1万2,600円、それから立会人とか従事者は1万700円ということで、余りにもその乖離がないかなということを感じましたので質問させていただきました。なお、もうやはり少しでも是正するようにご検討お願いしたいと思います。

それから、県職員との人事交流でございますが、先ほど市長さんが説明されましたように県と市町村との人事交流、それから研修のための研修派遣等々ございまして、今後、また団塊の世代で課長さん等の退職等も考えられてきますので、ぜひとも県との職員の人事交流についてはご検討お願いしたいなと、かように考えております。

2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭洋一議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

ご質問にお答えするというよりも、どういう姿勢で進めるのかということになるかと思えますけれども、ご指摘のように工科大学の学生の把握というものをどうするかということが我が市の国勢調査に当たっての特徴的な部分であろうかというふうには考えております。と申しますのも、ご承知のように学生につきましては基本的に住民登録をしないままに居住をしておるというのがございますけれども、国勢調査は実際にそこに居住をしておる者の数をカウントするというようになってくるんで、このあたり国勢調査に当たって的確な人口把握、学生の居住関係を把握するということが非常に大事なところでございます。前回、平成17年の国勢調査を私も担当させていただきましたけれども、やはり学生さんの数というものが、実際、住民基本台帳に登録をされていない部分が非常に多うございまして、国勢調査で人口がぐっと上がってくるということがございます。今回も学生がどういう構成をされておるかということ、すなわち県外学生あるいは通学ができない範囲内の県内学生の方がこちらにどれだけ居住をしておるかということにもよりましますけれども、推移を見てみますと、前回から見てそんなに減っておるという状況ではないと思えますので、一定そこら辺で推計人口よりは上回った数字というものが出るという期待をしております。

そういった状況にございますので、最初に戻りますけれども、この国勢調査に当たっては的確な学生さんの居住環境というものを押さえるということも大事でございますし、もう1点は、工科大学のほうにもお願いしておるんですが、学期制をどうとるかということにもよりまします。現在、工科大学はクォーター制をとっておりますけれども、基準日の10月1日には学生がこちらでおって、国勢調査が受けれるような大学の授業のとり方といいますか学期のとり方というものについては、これまでも機会を通じてお願いしてきております。ここらあたりはまた時期が非常に、いいますと、平成22年度の新しい学期を迎えるところの部分では、頭のところでそういうことをお願いしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 千頭議員さんの2回目のご質問にお答えします。

魅力あるまちづくりということで、住宅担当課の答弁ではちょっとできないかもしれませんが、基本的にまちづくりそのものが都市計画のまちづくり事業の中で計画していくべきものでありますので、その中に1つの市営住宅、民間住宅、それから住宅開発とか、そういった部分が含まれてこようかと思われまます。香美市におきましては、高知市中心にしました高知広域都市計画区域の中へ入っております。その中で、香南市とちょっと若干その辺が違う部分がございまして、その辺を考慮していただきたいというふうに考えております。

ただ、公営住宅の建設分につきまして、これは構想を、まだ具体的な話ではございませんのでひとり歩きされても困りますが、専門性といいますか、いわゆる高齢者、例えば、それから障害のある方も専門とする市営住宅、それから、または民間、現在、香美市におきましては工科大の影響でいろいろな民間の住宅が建っております。その中で、いわゆる外部から入ってきていただいた方に家賃補助、市営住宅は建てないかわりに家賃補助をしましよとかいうような構想、まだあくまでも構想でございますので、そういう話し合いは現在のところ担当課のほうではしております。やっぱりそういった特徴のある住宅建設とか、住宅事業といいますか、そういったことをしていきたいというふうな考えは持っておりますけど、これは具体化するとかという保障はございません。よろしく。

○議長（中澤愛水君） 中井君、やらんかえ、都市計画法の中身の答弁。

建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員さんの都市計画の件につきまして、香美市は高知広域都市計画の区域に入っております。高知市、南国市、香美市に用途地域をしいて市街化区域を設定しております。香南市さんのほうにつきましては用途地域の指定がございません。そんなことから、平口にいえばどこでも家が建つという状況にはございます。そのようなことから、地価も香美市から比べれば住宅地に関しては安く手に入るというような状況で、一般市民には建てやすいというような状況にはなっております。ただ、都市計画の考え方からいきますと、調和のとれた発展ということからいきますと、香美市は計画的な都市整備が進められ住宅地と農地とのそれぞれの環境が守られてるといふふうに考えてございますので、人口の減少にはつながっているのかもわかりませんが、都市計画の趣旨を踏まえて現在の環境を守れたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（法光院晶一君） 選挙の費用弁償につきまして、第2回目の質問についてお答えをしたいと思います。

議員のほうからは職員の役割についてはわかるが、それにしても市民との乖離があるのではないかと、そこを再考せよと、こういう趣旨のご質問であろうかと思いますが、そういうことになりますと、同額で報酬を支払うということの提案ということになるかと思いますが、先ほども申し上げましたように市の職員として配置をして仕事をさせておるといふことになるわけで、そうしたものに報酬を出すということが適切であるかどうかということの問題もございます。そのところがまだ整理がされていないというふうに思いますし、報酬それ自体は市の条例、報酬及び費用弁償条例というのがございまして、これに基づいて支出をしておるわけですが、その中に書かれてます選挙に関する費用については、国のほうの法律でございまして選挙等の執行経費の基準に関する

る法律、これの第14条の中に金額が定められてまして、これに基づいてやっておるということでございます。しかしながら、その国の同法には職員の配置に対する支出については定めがないわけでございますので、ここのところは少し時間をいただいて整理をしなければならぬというふうに思います。

ご質問の趣旨とは少し外れるかもしれませんが、私どものほうにとりましても検討しなけりやいけない事情も生じてきております。といいますのは、政権が変わりまして、その中で選挙に関する費用も大変削減をされております。言われる夏に予定されております参議院選挙につきましても大変大きな額が削減をされたというふうになっておりまして、大変見直しをしなければならぬ状況にもなってきております。また、さきに行いました衆議院選挙でも私どもの職員の配置を見ておりまして、職員が非常に不足するような状況になってきております。職員を行政改革の中で削減をしておりますので、管理職の方も含めて参加をしていただかなければならない、あるいは職員の配置についても見直しをしなければいけない状況になってきておりますので、さまざまな事情がございますので、そういうことも含めて、今後言われる内容についてしっかり検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭議員の人事交流の件につきまして、2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

ちなみに現在、合併前に県で派遣研修を経験をしております。今、在職中の職員が旧町村名の中でそれぞれ山田で5名、香北で7名、物部5名、総勢17名が今それぞれの部署で現役として活躍をしております。今後、地方主権の時代を迎え施策の独自性が求められております。職員の専門性、また企画、立案の向上が今後の大きな行政運営には大変大きく要求をされておるわけでございます。そうしたことから、今後、県の幹部職員の派遣要請、また本市職員の派遣研修など人事交流を深め、そしてそのことによりまして職員の資質向上に努めていくような方向に努めていきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番です。それぞれ前向きなご答弁どうもありがとうございました。

先ほどちょっと一つお聞きするのを抜かってましたので、それをお伺いしてもう終わりたいと思います。

ほかでもないマイクロバスの件でございますが、先ほど平成20年度の利用度をお聞きますと2台で289回、平均すると1台が145回、月12回ということは25日の勤務時間としても2日に1回は走っているといたことでございますが、今後、市民のためにも、また、このマイクロバスの利用規定の中にもたくさんの利用ができる団体等が書いてございます。いろいろお聞きしてみますと、小学校、中学校、保育園初め各種団

体等々、それからいろいろの委員会、協議会等が利用できるといった形でございますので、ぜひ減便をしないような方法でひとつご検討いただければと考えております。確かに担当職員さんが退職されて、また補充もなかなか厳しい析ではございますが、香美市民のためにもぜひバスの有効利用をさらにやっていただければと考えておりますが、そのあたりをぜひひとつお願いしたいと思ひまして3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 千頭議員さんの3回目のご質問にお答えします。

市バスの件でございますが、先ほども答弁しましたように平成21年度末で基本的には1台につきましては所管がえまたは減車をするという、これは基本的には決定しております。それと、あとの1台につきましては、今後2年間のうちで専属の方を雇用するのか、外部へ委託するのかというような検討も含めて、これどちらにしても多額な経費が要ります、存続さすためには財政的なもんも含めた上で検討をしていかないかと。そのうちで、先ほど稼働日数を申しましたけど、確かに学校関係では資料によりますと100回余り、それから保育関係で37とか、それから外郭の団体でかなり使っております。ただ、この部分がすべて市バスで運行せないかんものかというような検討も入らないかと思ひます。既に平成22年度予算では、その中に民間バスの借り上げ料を反映してきておる課もございます。そういった香美市におきましては、民間バスを持ってるところが3社ございますが、その方々のご協力を得て活用させていただいて、それから市バスを存続するのであればどういった部分がえいかというようなことを検討していきたいと、これから。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。通告に従ひまして一般質問を行います。

まず、最初に、米の戸別所得補償についてお伺いします。

さきの総選挙では農業つぶしの自・公政権の農政にかわるものとして戸別所得補償が農家から一定の期待を集めました。2010年度に実施するモデル対策の具体的な内容が明らかになりました。モデル対策は、主食米の生産に所得補てんを行う米戸別所得補償モデル事業と水田転作を支援する水田利活用自給力向上事業の2つの柱からなります。米モデル事業は、まず、1点目として、米の生産調整に参加した農家に標準的な米の生産費と標準的な販売価格の差額を定額部分として全国一律に支払うというものであります。2点目として、さらに2010年産米価が標準的な販売価格を下回った場合、それ

との差額を変動部分として支払うというものであります。今、明らかになっているのは標準的な生産費用、米60キログラム当たり1万3,703円、標準的な販売価格は1万1,978円となり、定額部分の単価として差額の1,725円で、面積に換算した場合、10アール当たり1万5,000円を支払うとの内容であります。農水省は、米はコスト割れが恒常的であり、米作に一定水準まで所得を補償する必要があると説明しています。米価下落による所得減を重大問題として認め、生産費を念頭に置いた所得補てんに踏み出した点で一定の方向転換と言えるものです。

問題は、補てん内容が農家の期待にこたえ、稲作経営の危機を打開できる水準になっているかであります。標準的な生産費とした1万3,703円は、農水省の米生産費統計による2008年産の全国平均1万6,690円より3,000円も低い水準となっております。標準的な生産費用を算出する際に、政府の生産費統計に含まれる家族労働費の8割しか見込んでいないのがその要因の1つであります。政府の生産費統計でいう家族労働費は農家労働を零細企業の多い千葉賃金で評価がえしたものであります。国民の命を支える米づくり労働が、こうした低賃金水準のさらに8割という評価で誇りを持てるでしょうか。赤松農水大臣が胸を張るようなこの制度で子や孫に農業を継がせようとするなどとても期待できないのではないのでしょうか。農業の後継者確保は待ったなしですが、それを本格的に追求しようとするなら都市と農村の格差を是正し、農業労働で他産業並みの所得が得られることが不可欠であります。昨年、JAグループの政策提案にもあるように、家族労働費の単価は製造業だけでなく第3次産業も含めた全産業の平均労賃を採用し、その10割を補償すべきだと主張しております。

補てん単価が全国一律というのも問題であります。政府が示す標準的な生産費1万3,703円以下で生産できる地区は北海道だけあります。ちなみに日本を9つのブロックに分けての生産費の統計が農水省より出ておりますが、北海道は今言いましたように政府の決めました標準生産単価からいえば1万2,100円で60キロの米が生産できる。東北地方は1万4,868円、ここも政府の言う基準からいえばもっと高くなっております。北陸地方が1万7,095円、関東地方が1万6,829円、東海地方が1万9,457円、近畿地方が1万9,698円、中国地方が2万1,538円、四国は何と2万3,508円であります。九州が1万9,419円。このように政府の決めてる標準生産価格は非常に低いことがおわかりと思います。平均よりも生産費の高い地方では、赤字の一部が補てんされるにすぎず、水田農業の衰退を防ぐことはできないのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえて質問をするものです。

この事業によって、農業の再生、自給率の向上にどのような影響があり役立つものか、行政としての認識はどうかをお伺いします。

2点目として、水稻作付目標面積が達成できない農家も自給率向上事業に加入することはできるものですが、その中で指定する農産物を生産した場合、販路はどのように確

立するのか、農家の自己責任になるのか、この点をお伺いをするものです。

本市での自給率向上事業に加入する農家戸数をどのように予想しているか、お伺いします。

米のモデル事業、自給率向上事業が実施された場合、本市全体としての所得にはどのような影響があるのかをお尋ねをします。

これは非常に内容が複雑な面もありますが、農家へのPRはどのように考えているか、お尋ねをするものです。

2点目を質問します。救命AEDについて質問します。

突然心肺停止した人に対し、心臓に電気ショックを与えて救命するAEDを市民が使ったのは2008年の1年間で2%にとどまっています。消防庁が全国の消防本部や消防局からデータを集めてまとめたところ、2008年に心筋梗塞などで患者が心肺停止した6万3,283件のうち、病院以外の一般市民の前で起きたケースは2万769件、このうちほぼ半数の9,970件で市民による心肺蘇生が実施されていましたが、AEDが使われたのは429件、2.1%にとどまっています。2005年の46件に比べると10倍近くふえましたが、まだ使用率は低い。消防庁によるとAEDを使わなかった場合、患者の1カ月後の生存率は9.8%でしたが、使用した場合は43.8%で4.5倍にアップする。1カ月後の社会復帰率も未使用では5.6%でしたが、使った場合は38.2%で6.8倍の高率となっています。消防庁は少しでも早く処置をしてもらうことが救命につながると指摘しているところでもあります。厚生労働省研究班によると、AEDの設置台数は約20万台であります。医療機関や消防署以外では、市民が使える場所として公的施設や商業施設、マンションなどに約15万台あります。NPO法人AED普及協会は、AEDの設置数を考えれば使われた件数をもっとふえてもおかしくない、使う人が設置数に追いついていないと嘆いています。使用法が学べる機会は限られているのが現状であります。本市の場合でも自主防災組織での講習ぐらいなものではないでしょうか。

このような現状を踏まえて、AEDは救命のための重要な医療機器であることを理解しなくてはなりません。そのためにAEDの機器そのものの保守管理がとても重要であります。本来作動しなければいけないケースで動かないなど機器のふぐあいが疑われる事例が2001年以降少なくとも328件もあったと報告。厚生労働省は、機器の故障だけでなく使用方法の誤りや点検、管理ミスの可能性もあるとの見解であります。本市ではどうか、保守管理を含め質問をするものです。

まず、第1に、今までにAEDを使用した事例は本市にあるでしょうか、その点をお伺いします。

本市の公共施設等でのAEDが設置されている施設名、設置場所、設置年月日及び保守管理状況、点検担当者と点検記録、設置箇所ごとの保守管理責任者等をとということで資料をお願いをしたので、皆さんにも資料がついておるとおもいます。資料として提出の

あったものは施設名と設置場所と設置年月日であるわけです。ここで質問しますが、点検担当者、各おのおの設置場所での点検担当者の決定と点検記録は実際つけられているかどうかをお尋ねするものであります。

AEDの使用に際し、設置されている施設等の職員全員がその訓練を受けて対応できるようになっているかどうかをお尋ねするものです。

第4として、AEDがだれでも使えるようにするために使用体験の場をふやすべきではないかという点で質問をします。

3点目の市営住宅の問題について質問をします。

市営住宅黒土団地では、B棟とC棟の間にバスケットボール用の施設があります。この施設を利用するのは一定の高学年になって行う競技というか遊びであり、走り回る運動を伴います。1個のボールを奪い合い、力強く走り込んでボールをシュートさせるものです。運動中にはかなり大きな声を発する場合があります。この広場に隣接する住民からは、子どもを寝かす時間なのに外から大声が聞こえるので子どもは寝つかない、洗濯物干し場にボールが飛び込んで敷地内に子どもがいつでも入ってくるので安心できない、ボールが敷地内に入れないように防球ネットの設置要望があるわけであります。これは財政課長さんも知ってのとおり、広場の東側にはちっちゃな子どもさんの遊ぶ遊園地ということで非常に好評でございますけれども、西側に取りつけられているこの施設のことを今私が言っているところでございます。防球ネットを取りつけてもらわないとガラス戸にも球が当たるので非常に家の中におってもびっくりするときがあるということなんです。だから、これぐらいの狭い空間に激しく動き回る競技というかそういう施設をつくること自体、少々無理があるのではないかとということが住民の方からの意見もあり、私も見るところにはそのように感じるわけです。設置に至る経過の中で住民からの要望があったのかどうか、この点を伺って1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 片岡守春議員の米の戸別所得補償についてお答えをさせていただきます。制度の始まる前に検証を十分できたような答えにはなりません、よろしくご了承願いたいと思います。

1点目の役立つかと、自給率向上と農業の再生に役立つかということについてお答えをさせていただきます。

農業の立て直しと食と地域の再生に向け、農山村漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的でございます。ねらいは自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことで、戦略作物やその他の作物の生産拡大を促し、恒常的に赤字に陥っている米作に対し全国一律で補てんする対策をセットで行う制度であります。本当に役立つかとの質問には、農家の選択のもとに経営や所得の向上につながり、水田農業が自給率向上に向け利活用されることと思います。そのためのモデル事業ですが、本市水田の利活用には戦略作物への切

りかえや米農家による園芸や飼料作物への転換は瞬時にできる体制には難しさもあります。需給調整に参加してこなかった農家も調整への取り組みが見込まれますが、制度の参加には選択の基盤ができたものと考えています。

2点目の販路をどのように確立するかについては、今、対策は販売農家に対し主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付をされます。今、販売農家の大半はJAや市場、直販店、直接消費者などが考えられます。販路確立には今までも自己責任で行われてきましたが、今回の戦略作物についても同様の仕組みとなっています。地域の違いが取り組みへの格差も出、その動向もまだ不透明さはありますが、新規需要米の飼料米においては全農系統で販路確立されます。米粉やバイオ燃料用米については実需者の出荷業者、需要者が決定することへの難しさ、またその制約、転売禁止の契約など必要でございます。今、国の動向では加入者のニーズにこたえて情報を発信していくという国の今動きのようでございます。

それと、3点目の加入農家数の戸数でございますが、制度の周知に今、農政事務所、地域協議会において取り組んでいます。農家の本年度の耕作計画はもう昨年より準備が進められています。今回、米の需給調整に参加してなかった農家も対象となることで、理解の上、選択されると思いますが、制度の変更、いろんな諸要件、諸条件の違いによりまして申請数は想定できませんが、生産調整に取り組んでこられた農家や販売農家はもとより、今、水田台帳に記載される水田所有者3,234名が参加予定者と考えています。

4点目の所得にどのような影響があるかとの認識でございますが、制度の内容になりますが、米の価格補償定額助成と10アール当たり1万5,000円、変動部分、当年産販売価格の下落は過去3年間の標準的価格まで補償されたことは、需給調整に参加する農家にとってはその影響となります。生産調整に関係なく、すべての販売農家にとっては、自給力向上に取り組む方は戦略作物及びその他野菜など、10アール当たり最低1万円との選択と考えます。香美市全体という所得のことでございますが、十分な試算はしていませんが、単純に今、対象者3,234名に対し対象水田が約1,400ヘクタール、香美市において仮定しますと、その半数が1万円、700ヘクタールが1万円の単価をいただき、残った700ヘクタールが1万5,000円の単価をいただくという交付金の総枠を受けますと約1億7,000万円程度になろうかと思えます。今、国の予算におきましては5,618億円、この部分でいきますとそれぐらいの、すべて転作率が50%と仮定しまして、すべて野菜で需給調整をされ、その他の部分は稲作をしたという仮定をしますと1億7,000万円。

5点目のPRでございますが、今まで国の動向、また申請の手法、事務の取り扱いなど不確定な部分や情報不足により体制整備に時間を要しています。加入申請が4月からと迫っており、香美市においては今月中に制度の説明会を農政事務所を主体とし、香美市水田農業推進協議会により市内5カ所で5回の説明を実施します。また、市広報、J

A土佐香美広報においても周知について掲載し、円滑な事務処理ができるよう進めていきたいと考えています。

以上お答えします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 片岡守春議員さんのAEDについてお答えいたします。

今までにAEDを使用した事例はとのご質問ですけれども、学校、公共施設等で使用されたという報告は受けたことがございません。

2点目の本市の公共施設等のAED設置状況については、この資料の1ページにございますのでごらんいただきたいと思います。保守管理状況ですが、どの施設においても消耗品の交換管理等は適正に行っております。パット等の交換年月日の記載もされております。点検担当者、保守管理責任者は明確には記載されておきませんが、学校長や担当課長が責任を持って管理しております。

3点目の設置施設等の職員全員が対応できるかについてですが、資料にあります施設におきましては職員研修はどこの施設でも行われております。香美市につきましても、平成18年、平成19年、平成20年、毎年8月に3時間研修を全職員対象に実施しております。

4点目のだれでも使えるようにするために使用体験の場をふやすべきとのご質問ですが、自主防災会等から研修要請が消防本部に来ているようです。今後は防災対策課、消防本部、健康づくり推進課と共同いたしまして、AEDを含め緊急時の各訓練について検討していきたいと考えます。なお、消防本部のほうからの資料提供ですけれども、3時間の救急講習をした回数ですけれども、平成19年が29回で664名の参加、平成20年が23回、649人、平成21年が25回で500人、こういう講習を受けられております。その他の講習ということで、自主防災組織等からの要請についてですけれども、平成19年が28回、延べ836人、平成20年が34回、1,082人、平成21年度が33回で延べ1,022人の方がそれぞれ講習を受けられておるという報告を受けております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さん、市営住宅の管理につきましてのご質問にお答え申し上げます。

ご存じのとおり黒土B棟につきましては、平成21年3月で完成しまして、7月で全18戸の入居が完了しております。経過としまして、一連の黒土団地の建てかえに向けましては、平成13年度から団地住民と計12回のワークショップ、県営住宅の見学等を行い、1階部分には植栽をすることやB棟とC棟の間には近隣のコミュニティーの核として活用されるよう多目的広場と問題の児童遊園を設置する計画が決まっております。

た。当初、児童遊園地のほうにおきましては滑り台、それからピタゴラクライム、これは登っていく遊びの道具でございますが、それから雲梯、それからスプリング遊具等を計画しておりました。ただ、建設工事に入った段階で、途中で雲梯の事故が全国報道されたということで、急遽、現在ご存じのように遊園地のほうにある複合遊具に変更させていただきました。この遊具につきましては、幼児から低学年児童用で、高学年が遊ぶのにはちょっと都合悪いということでありましたので、急遽、多目的広場のほうに問題のバスケットゴールを設置したという経過でございます。これにつきましては、計画変更につきましては、当時の住民との話し合いにつきましてはされておりません。当初は近隣で珍しいという施設でもありまして多数の利用者がご存じのとおりありまして、ボールが当たった音、それから走って騒音、それから1階入居者の前庭への植栽のすき間からボールが煩雑に進入するというような問い合わせが、苦情というかいろいろありまして、消極的ではございますけど多目的広場での遊ぶときの決まりとかいうようなチラシ等も張らせていただきました。そういった対応してきておりましたけれど、現在におきましても入居者の中にはまだ小さな幼児の方もおいでます。それから進入したボールが危険であると問い合わせが続いておりますので、現時点で担当の話の中で当課としましては、多目的広場前の104号室から106号室、1階部分でございますが、の間にフェンスを張るか、それとも多目的広場の外壁に沿ったフェンス、ちょうど南側へフェンスをしておると思うんですけど、そういった形をとるかというような検討を今現在しております。これがどういう形になるかは地域の方と話をされておりませんので、今の当課としての検討はそういう状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をします。

米の問題、この戸別所得補償については非常に内容が複雑であるわけです。平成22年4月から改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途変え使用に罰則が科せられたということで、この戸別補償をもらいながら米をつくるということについては横流しが出てくるんじゃないかという心配がもうはや既に出て、これが市場に流れてきたら、販売する米の価格がどんどんまた下落する可能性があるという心配もされてます。用途限定米穀を販売する場合にはということで、政府のほうでは紙袋等の包装に用途米を表示せよと、加工用米はマル加、米粉用はマル粉、飼料用はマル飼ということにせにゃいかんということなんかも書かれておるんですけども、私や南国の農協の説明を受けた方の説明を聞いて一番心配なのは、今、課長さんも言われておりましたが、直接販売するということが非常に重荷になってくるということであるわけで、この自給率向上のほうの事業がなかなか進んでいかんんじゃないかという心配があるわけです。例えば新規需要米、米粉用とか飼料用、バイオ燃料用の米、それからWC S用の稲、これは根元から稲を刈り取って牛のえさ、飼料のえさにするというものでいえば、

これは10アール当たり8万円もらって、その上でバイオ燃料やWCS用の稲わらをつくった場合に、それを個人で販売するということになれば、当然、牛を飼ってる人らにえさ用のわらを提供しようとするれば、向こうの言う値ですべてを買い取られる可能性があるのではないかと。もう、だから8万円は政府からもらっても、それ以上のものは非常に捨て値で取られると違うかという心配があるわけです。なぜかといえば、そういうものを生産しても値段が折り合わんから手放さんと持ちこたえてというような建物を持っているわけでもなし、1年したらまた来年もつくらないかんとなれば、必ず1年の間にそのものはかしていくということになれば、安くても手放さないかんということになった場合は、やはりそこでも、言うたら百姓さんはまたいじめられるんじゃないかという心配があるわけです。ほんで南国の説明なんかを見ると、大豆、麦は播種米、植える前、種をまく前に契約し、出荷販売契約等を飼料作物、WCS用稲については畜産農家と利用供給協定等を取り交わせてくださいと。また、畜産農家の方は自家用利用計画書等が必要ですと。ソバは収穫及び出荷を行ってくださいと。契約書等の提出のない場合、出荷販売の確認ができなかった場合は助成金の対象にならないということで、なかなかつくったものいかにして有利に個人の農家がはかすことができるかどうかということでは、僕は本当に香美市の農政課としても、今後ここの説明については、大きなやっぱり重荷になるんじゃないかというふうに思います。その点でのご理解はどうなるのか、ひとつお願いをするものです。

それと、もう一つ、やっぱりこの戸別所得補償制度の裏側に何かあるかいうことを僕はやっぱり見ておく必要があるんじゃないかと思えます。それは、こういうやっぱりいきさつを僕はこれは課長さんとも電話でも話したんですけど、この点をもう一回、みんなのものにしておく必要があるんじゃないかと思えますが、2007年の参議院選挙では、民主党の次のビラが反響を呼びましたと。米がたとえ1俵60キログラムが5,000円に下がってしまったとしても、中国からどんなに安い野菜や果物が入ってきても、すべての販売農家の所得は補償され農業は続けられますというビラを流しておるわけ。その中の例えばとして、市場価格が1俵5,000円になった場合には、それにプラス補償額1万円、イコール合計1万5,000円になるんだということを有権者に訴えたわけです。多くの農家の期待は、せめて米が1万5,000円になるというものだったらと、こういう期待を集めて参議院選挙の運動したわけなんです。ここでも僕はやっぱり大きなペテンがあったわけで、ここでも農家の方はやはりかなりだまされたのではないかと。今、私が最初に申しあげましたとおり標準価格は1万3,703円というところで抑えると、ほんで、それ以上はもう米の値段上げないということだったので。だから、そういうからくりもこういう政策にあるということ、どんなになってるかということ。

今年2月28日の高知新聞によれば、政府が策定中の成長戦略で実行、検討する具体的な政策課題がわかりました。農業の戸別所得補償制度をてこに、農産物の関税を引き下げ、自由貿易協定、FTAを推進。2010年度モデル事業としてスタートする所得

補償制度を貿易自由化の安全網と位置づけ、農業関税引き下げと一体的に進めることを求めているわけであります。所得補償制度は、輸入農産物の流入で農産品価格が下落した場合に農家の所得を補てんすることになるため、関税の引き下げのきっかけになる。まさに本当に民主党の農業政策、農政の本質をついてる表現。もっと簡単に言えば、今度の7月に行われる参議院選挙は、この所得補償制度を全面的に掲げて選挙を戦い、選挙が終わればアメリカとの関係、世界のWTOとの交渉を一気に進めていってFTAの交渉も前に進めていくというような非常に危険な内容も持っているということも理解しておかなければならないと思いますけれども、私たちはこれは非常に要注意、要警戒ではないかと思っておりますけれども、この点についてのひとつ責任者としてはどのようにお考えか、認識をお伺いするものです。

救急の関係です、救命の関係ですけれども、今、資料を提出していただいた中では、非常に香美市としては学校関係は全校ということなんです、小・中学校ね。にもかかわらず非常にほかは少ないというように私は思います。だから、これはその建物の中だけで事故が起こるということではなくって、その近く周りでも事故が起きた場合、やはりそこへ走り込んでいって、その器具を持っていって救命することからいえば、僕の一つにはふやすべきではないかということで、例えばということで中央公民館、それから八王子プラザ、図書館、それから少なくとも香北支所、物部支所というところなんかは、今後の対応としてはやっぱりふやしていく必要があるのではないかというように思いますが、その点でのご答弁をお願いするものです。

それから、この設置場所がこういう書類で出てきた場合にはどこどここの事務所とか玄関とかにあるということはわかりますけれども、一般市民はこれどこにあるかということについては非常にわかりにくいということで、福島県の南相馬市といいますか、その場合なんかは、例えば公民館に設置しているところなんかは写真に出ておりますけれども、玄関のドアの高さのもので幅が40センチから50センチほどの高い看板を掲げて、ここにAEDがあるんだという設置場所を指定するものを取りつけてあります。私はそういうことからいっても、市民の方、その緊急時にどこに何があるか、どこにあるかということが明示されるような宣伝といいますか、看板というか、そういうものの取り付けというものが非常に大事ではないかと思っておりますが、その点についてもご答弁をお願いします。

それから、市営住宅でございますけれども、今、課長さんも言われたとおり、104号、105号、106号の方がこの問題については非常に悩んでると。それが3世帯とも本当に大事な赤ちゃんという子どもさんを養育しているご家庭であるということで、ほかのところはボールが入ってくるということはもう全然ないんです、あそこは。その3世帯の方からの要望として、一定今の位置であるならで、今のまま続けるのならネットを、今ナイロンのネットとかそういうようなもんでも丈夫いもんもあるから、ボールさえ入ってこなかったら子どもが遊ぶことについてはあんまり要望もあれば言われんけ

どということ、控えたことでネットの設置ということは言われているんです。その点では、もう一度、明確なご答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、住民との合意ということと今後の問題としては、黒土には近くに黒土児童公園と黒土児童遊園、この2つがあり、1カ所は児童公園のほうはきれいに整備もされておるわけですが、ここの位置に、ちょっとここに配置されてる遊具を移動したら、サッカーとかバスケットゴールの設置の器具の移動なんかも地域の皆さんとも合意ができればのことですけれども、移動も不可能ではないのではないかと。ここなら住民に声が大きゅうても何ら影響ないし、それに伴うフェンスも設置されてるということから、一考するに値するのではないかというふうに思いますがご答弁をお願いします。

2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをします。

1点目いただいた困難さの部分、やはり香美市に実情が合ってるかという部分でございます。

確かに東北、北海道、その地域に違いがございます。今回の制度につきましては、香美市における戦略作物の取り組みは今までも麦、大豆等への取り組みはなかなか困難さがございます。そして、農家が野菜を選択をして園芸を主体にしている香美市におきましては、やはり水田の利活用の中には野菜を主流にして、あとは米で農地のいろんな条件に合致した策をしております。その部分におきましては、香美市においても酪農家、畜産農家もございますが、なかなか一定農家のすべてを引き受けるような契約体制もできません。その中で困難さがすべて全国一律で香美市にしわ寄せが来られたかという部分については、高知県にとっては非常に不利な条件じゃなかろうかと、そういうように思っております。直接販売の部分におきましては、少量多品目をつくられる農家、そしてJA系統で出荷をされる方、市場市場の方もおります。おのおの出荷の証明、販売実績の証明が一つ必要になってきます。これについては、今までも生産調整に基づく農家に対する補てんも今までの1万5,000円の世界よりはずっと下位にありました。今回、少しでも農地を持った土地所有者が経営の中で所得向上にプラスになる部分にはございます。これは皆さんの理解をいただいて加入をお願いしていただきたいと思っております。

2点目につきましては、若干政策的な答弁でございますので、先ほど市長にエールを送っていただきました。自分の思いの中では、さきのWTO、それからミニマムアクセス米、関税の関係、いろいろ国の政策に関連して農業を犠牲にしてはいかんというご答弁をさせていただいておりますので、その部分については市長のほうから答弁させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の米の戸別所得補償に関連して、政策的な部分が出ましたのでお答えをさせていただきます。お答えになるかどうかわかりませんが、私の思いです。

確かに今まで、今日までも農家、農業というものが大変厳しい環境の中で来たということはもうご承知のとおりでございます。いろいろ政策が随分と転換をしてきたわけです。そうした中で、農家自身が振り回されてきた現実というものはもう否めない事実でありますし、また、そうしたことを受けて、今回の新政権交代によりまして新政権が大きな目玉として農業のいわゆる米の戸別所得補償、そうしたものに組み込んでいくということが取り上げられてきました。当初、そうしたことが政策の目玉として選挙戦でも言われてきておりましたので、先ほど片岡議員が言われましたように、議論の中でやはり将来的にはこうした補償をすることによって関税を引き下げ、そして、それと同時に自由貿易協定、F T Aなどの協定をもくろんでおることが一つの議論の的になったことでもございました。そうしたことが根底にあるのではないかとということがやはり見受けられるということは、私自身もそういうような思いをいたしております。特にいろいろな部分を見ましても、この米の戸別補償だけにしましても全国一律、これほど日本全国条件が違う中で一律のやり方を押しつけてくるということ自体も私自身不思議でなりませんし、そうした部分については本当に農家のことを考えた政策であるのかということには疑問を持っております。

また同時に、仕分け作業におきましても、大変農業面の仕分けがかなり厳しい仕分けを受けました。土地改良部分であるとか、あるいはまたさまざまな農業に対する見方、そうしたものが出てきたわけでもあります。特に3月6日の高知新聞にも書かれておりましたが、新しい政府が今月中に改定する食料・農業・農村基本計画の素案の中でも、今まで農協を経由してきておりましたが、こうしたものを排除した、農協を排除した、いわゆる直接支払い、農家への直接支援というものに転換をされたということも書かれておるわけでありまして、こうしたことは今回の所得補償がばらまきの典型だということも言われておりましたので、そうした何か意図的なものがあるのかという点に結びつけいておるのではないかと感じざるを得ないことが、隅々でこうしたことに気がつくわけです。

そういうことで、決して我々、私ども百姓もしてるわけではありますが、そうしたことを犠牲にして政策をしていかれるということは大変私自身としては遺憾に感じておりますので、やはり日本の国土を守っておる農業、農家を本当に考えた上での政策、そうしたものを打ち出していって来てこそ真のやはり責任がある政党であり政治であるというふうを考えております。片岡議員の言われることもごもっともであるということをお聞きしながら、そうして感じたことでもございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

AEDの見取り図といいますか表示についてですけれども、学校関係のはちょっと見に行ったことがなくて済みません。保健福祉センターとかセレネとか大栃診療所等につきましては、玄関口にガラスで外から見えるところにAED設置という表示をしてございます。そして、入りましてAEDが置いてあるところがすぐわかるように、玄関口に皆さんがいつでも持ち出せる位置にAEDは置いてありまして、そこにもAEDはここにありますという表示は明確にしております。

それから、香北支所、物部支所等の設置についてということですが、財政上の問題も考慮しつつ、関係課と今後検討していかなければならない問題だと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんの市営住宅につきまして2回目のご質問に答えいたします。

そもそも近隣の方々とのコミュニティーの核としてよかれと思ひ多目的広場のほうへバスケットのゴールを設置したものでございますけれども、ただ、住民の方との協議もなされずにそのままつけたと、住環境的には好ましく良好ではないという状況を生み出したという事実は確かに認めます。先ほど申しました1階の104号から106号につきましてフェンス、それから網ですか、そういった分を設置する部分につきましては、現時点の部分は良好になろうかと思いますが、そこへ集まってきてバスケットして騒音が出るということについての根本的な解決にはならないというご指摘もございまして、一応この事業につきましても交付金をいただいております、国の検査、それから起債の検査等があります。担当課としましては、最終的には移設、近隣の都市公園のほうへ、これは担当がまず建設都計課になりますのでそっちとの協議せないけませんけど、移設も含めた総合的な中で検討させていただきたいと、すぐさま即効性のあるようなものがないだろうとは思いますが検討していきたいと、本来もともとなかったものでございますので、もとの形に戻そうということも検討をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 片岡議員のご質問にお答えします。

プラザ八王子へのAEDの設置をとのことですが、寄附によりまして平成22年度に設置する予定をしております。

それとまた、黒土児童遊園へのバスケットボール用の施設の移設をとのことでしたけど、突然のご質問で今まで検討したこともありません。ただ、遊園の広さとかスパー

スト、そういったこともあります。またそれから、遊園に設置する施設として適しているのかということもありますので、そういったことも含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前 11時24分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森光俊です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、児童虐待への対策についてお尋ねいたします。

児童虐待の防止等に関する法律では、第1条で、児童に対する虐待の禁止、予防及び早期発見など防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することが目的とされています。第2条では、児童虐待の定義として、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることが定義づけられ、第3条では、「何人も、児童に対し虐待をしてはならない。」とその禁止が定められています。そして、第4条では、国及び地方公共団体に対し、児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童に対しては迅速かつ適切な保護及び支援に努めなければならない責務が定められています。

本年1月24日、東京都江戸川区の小学1年生の岡本海渡君が継父から虐待を受け、搬送先の病院で死亡した事件は記憶に新しいところでございます。事件を少し振り返ってみますと、昨年9月14日、岡本容疑者宅近くの歯科医が、「海渡君の左ほおと両足にあざがある、「パパにぶたれた。ママは見ていて何も言わなかった。」と話している。」との虐待の疑いがあることを電話通報。江戸川区は通学先の区立松本小学校に連絡をしています。小学校では、3日後の17日、担任教諭と校長が家庭訪問し、ほおのあざを確認、その際、継父である岡本容疑者は、「うそをついたのでしつけの意味でやった、二度と殴らない、男の約束だ。」と説明し暴行を認めています。しつけ（躰）という字は、身を美しくと書きます。体に傷と書くしつけなどはなく、全く言語道断の行為であります。昨年10月には、頭痛を理由に11日間連続で欠席。このことに関し校長は、家庭訪問時に二度と暴行をしないと約束したので疑わなかったが、当時おかしいとは思ったと説明しています。この期間、海渡君は虐待による急性硬膜下血腫のため入院、12月には担任教諭が家庭訪問を3回行っていますが、継父の容疑者には会わず母親にも虐待の有無を聞いてはいません。ただ、聞いたとしても真実を話すことはなかつ

たと思います。この件について校長は、「顔に傷があったり、児童から申告がないと家族に聞くのは難しい。」と述べています。江戸川区児童女性課では、最初にあざを発見した歯科医からの連絡や教諭の家庭訪問までは把握していますが、10月以降は海渡君の様子について学校側と連絡をとっていなかったようです。継父と母親は11月に学校を訪れ、副校長が家庭訪問の際、海渡君に「きょう食べたのはカップめんかな。」と聞いたことに苦情を訴え、「こんな学校には行かせられない。」と学校にクレームをつけています。このことも学校側が虐待を疑うことに二の足を踏んだ可能性もあると指摘されているところです。海渡君の遺体の背中には、ライターの熱くなった金属部分が押しつけられたやけどの跡が5カ所あったとの報道もありました。2年間とも言われる長い期間、無抵抗で耐えていた孤独な児童の心の痛み、そしてその姿を思い浮かべ想像すると、何と悲惨な光景か怒りさえ覚えてまいります。余りにも悲惨な事件でございます。

海渡君が死亡した2日後、川端文部科学大臣は学校側の対応を、「子どもが大変な目に遭っているのではないかという感度が非常に低かった、極めて残念だ。」と批判しています。文部科学省は通知で、各教育委員会などに児童虐待防止に向けた対応を徹底するよう要請し、教職員が虐待の早期発見に努め、疑いあれば確証のない段階でも児童相談所などに通告することを改めて求めています。また、厚生労働省では、学校任せではなく児童相談所や行政機関との綿密な連携が必要だったとし、都道府県に対し虐待の情報提供後、原則48時間以内に子どもを目視すること。そして、安全確保のため一時保護を辞さないことを求める通知を出しています。私は、文部科学省や厚生労働省の指示、通告をより一層強固に徹底することこそ大切ではないかと思っています。児童虐待防止法では、児童相談所が立入調査を拒絶された場合、警察署長に通告する義務もあります。江戸川区の事件の場合、学校側も批判される点はあると思いますが、学校側は保護者との信頼関係を損なわないよう気遣いされる部分は当然あると思います。第三者機関の早い時点での介入が求められるのではないのでしょうか。

隣の南国市では、一昨年、当時大篠小学校5年の藤岡和輝君が母親と内縁関係にあった寺岡省二被告から虐待を受け死亡する事件がありました。この事件も多くの方々に記憶されていると思います。この事件を受け、尾崎知事は、「ただ連携するだけでなく、関係者がより速やかに行動に移す体制づくりが急務である。どのケースでも最悪の結果があることを想定して全力で取り組む。」と険しい表情で厳しく述べられています。

過日、警察庁がまとめた平成21年の児童虐待摘発件数が発表されました。それによると前年対比9.1%増の335件、被害児童数は前年対比8.8%増の347人と統計をとり始めて過去最悪の件数、人数となっています。こうした現状から、警察庁は本年2月から児童虐待の有力情報に対し、被害者が保護されたり事件が摘発された場合、最高10万円の報奨金を支払うこととしています。このことは児童虐待がそれだけ深刻な社会問題となっていることを示しているのではないかと思います。

児童虐待に関しいろいろ述べましたが、以上のことからお尋ねいたします。

初めに、市長にお尋ねします。虐待は小学生児童に限らず乳幼児が対象となることもあると思います。私が一般質問の通告をした後にも奈良での幼児虐待餓死事件や兵庫の虐待死亡事件が報道されました。行政としては、尾崎知事の言われたようにどのケースでも最悪の結果があることを想定して取り組まなければなりません。一連の虐待死亡事件をどのように受けとめられているのか、その認識をお聞きいたします。

そして、教育長にお尋ねいたします。東京都江戸川区の事件では小学校の対応に不備もあったかとは思いますが、小学校だけで解決できる問題ではないと思います。これまでの事件を教訓として教育現場にどのような対応を指示されているのか。そして、香美市内にあって虐待の心配は全くないのか、特に不登校児童には気をつけなければならないと思いますが、保護法の感じやのうて、答えられる範囲内での答弁を、現状をよろしくお願いいたします。

3点目として、厚生労働省は児童虐待防止対策として、虐待を受けた児童に対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待への対応を行う要保護児童対策地域協議会、子どもを守る地域ネットワークの設置を進めていますが、香美市の取り組みはどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、昨年一般開放され大きく報道されました事業仕分けの影響についてお尋ねいたします。

事業仕分けそのものは以前からも実施されていましたが、政治家主導ということでこれまでにないパフォーマンスで開催されましたことは周知のとおりでございます。香美市にありましては、予定されていましたが電子黒板の購入が中止になったわけですが、香長小学校が文部科学省の指定を受け2年計画で実施されていましたが英語教育も事業仕分けにより中止になったとお聞きしました。この英語教育を授業参観された地域の方は、「あの授業を2年間続け中学校に進学したときには、私たちのときとは全く違う基礎学力がつくのに残念です。」と話されておりました。ほかにも理科支援員等配置事業も中止となっていますが、事業仕分けにより香美市が直接影響を受けた事業はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

現在、文部科学省のスクール・ニューディール政策の学校、ICT化事業として指定を受け、調査研究の対象校としての町立伊野南小学校と伊野南中学校が電子黒板を設置しているわけですが、どちらの学校だったか訪問した尾崎知事は、電子黒板のすばらしさに県内の小・中学校にぜひとも導入したいとの趣旨の発言をされたニュースも拝見いたしました。事業仕分けで中止となった事業で何らかの対策を考えられている事業はあるのでしょうかお尋ねいたします。

続きまして、土佐山田町と土佐山田町楠目の住所には字名がなく番地のみの地域があり、住所だけで住まいを尋ねられたとき、どのあたりかさえ答えられません。民間で発行されている地図や電話帳には南組や中組、北本町、楠目でしたら談議所や平田、伏原といった字名が記載されているのに、住民票にある正式な住所にはなぜ字名がなく、わ

かりにくい住所としているのか理解に苦しみます。番地の変更は大変な作業になると思いますし、まず不可能だと思いますが、土佐山田町と番地の間に字名を入れることは不可能なのでしょうか。世界共通に文字には文字の持つ役割、言葉には言葉の持つ役割があるように、住所には住所の持つ役割があるのではないかと思います。住所はどうあるべきなのか、見解をお聞きいたします。また、南組や中組、楠目地区の談議所や伏原といった字名はずっと以前から地域で親しまれてきた地名ですが、北本町は私が子どものときにはなかったように思います。住民票の住所には使われない、まだ新しい北本町という字名は、どのような目的で、だれが考え出した字名かわかればお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 比与森議員の虐待防止対策につきまして、市長の考えをということでございます。お答えをさせていただきます。

児童虐待事件につきましては、年々その数が増加しているということはまことに残念でございます。また、最近も本当に2件の虐待事件が発生をしております。幼い子どもの命が失われたということでございます。大変痛ましく、言葉にもならないほど痛ましい事件であるわけでございます。そうしたことを、本市におきましてもそのような事件性となるようなケースはないというふうに聞いております。しかしながら、虐待と疑われるような情報は寄せられているわけございまして、そうした場合の具体的な行政の取り組み方につきましては後ほど福祉事務局長から説明をいたしますが、やはり先ほど比与森さんのお話でございますように、大変大事なことはそうした情報が寄せられ、また、いろんなケースが出てきた場合には、素早くやはり事実確認を行うと同時に、適切な対処、措置がとれる体制の構築が必要であるというふうに認識をいたしております。関係機関が一体となって幼い子どもたちを虐待から守るネットワークの充実をしていかなければならない、そのように思う次第でございます。特に近年、社会環境、社会情勢の変化の中でいろいろと人間同士の希薄があるわけございまして、よくニュースなどでは虐待が起き、事件が起こった後であそこの家は子どもがちょっとおかしかったとか、泣き声がおかしかったとか、音がしよったとかということが言われますが、なぜそのときに一報を行政なり関係機関へ通報しなかったのか、また、通報された機関として素早く動かなかったのか、そのことが結果的に大変悲惨な虐待事件として表面に出てきておるわけでありますので、やはりそうしたことに取り組むことは大変大事だというふうに認識をいたしております。

なお、具体的な取り組み方については担当のほうで述べさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 比与森議員さんのご質問にお答えします。

児童虐待防止対策につきましては、香美市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見や適切な保護、また要支援児童への適切な支援を図るためさまざまな

活動を行っているところであります。児童虐待につきましては、そういった関係機関と連携をしっかりと図りながら児童虐待あるいは不登校、非行行為等の予防、防止活動の推進も行っているところであります。

平成21年度にはそれぞれの小・中学校で県教委作成の教職員用マニュアル、「いのちを守り育むために」というマニュアル、あるいは教職員のための児童虐待対応ガイドライン等を活用して研修を行っております。まず、最初に、教頭会の中でこれらを使っ
ての研修を行い、それぞれの学校で研修したことを生かして校内研修を行ってもらっています。また、児童虐待を発見する視点、児童・生徒の様子や家庭の状況の把握の仕方、工夫、そういったことについて、また、児童虐待の判断、通告のタイミング等について校内研修も行っているところです。これまでの取り組みの中では、日ごろから関係機関との連携、先ほど言いました要保護児童対策地域協議会への参加も含めて日ごろから地域との関係づくりに努めているところです。今後、一層児童・生徒の虐待への教職員の課題意識の向上を図りながら、さらに児童虐待を受けた児童・生徒への支援の仕方、あるいは通告後の保護者への対応の仕方等についても研修を行っていきたいというふうに考えているところです。

なお、現在の香美市の虐待の心配される状況ですが、数件心配される状況はあるというふうに聞いています。関係機関と連携をとりながら見守り活動や支援活動を行っているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 比与森議員の虐待防止対策についてお答えします。

平成20年4月に香美市要保護児童対策地域協議会を設置しまして、これは約50の行政機関と法人等で構成しております。要保護児童の早期発見と適切な保護並びに要保護児童及びその家族への支援を行っております。住民の方や保育所、小学校などの関係機関等から虐待通告や相談を受けますと、これは夜間、休日でも宿日直から連絡がとれる体制にはなっております。こういった連絡を受けますと、初期対応を判断するための基礎情報を収集しまして、緊急受理会議で初期対応を協議し、生命の危険等が差し迫った段階ですと児童相談所に送致をします。そして、子どもの所属機関または家庭への訪問等により安全確認、これは48時間以内に行っています、や社会調査を行いまして、福祉事務所内で当面の対応方針を決定し、緊急保護が必要な場合は児童相談所へ送致し、事件性がある場合は警察へ通報、受診や入院が必要な場合は医療機関への連絡などの対応をとります。その後の対応につきましては、香美市要保護児童対策協議会の中の関係機関による個別ケース検討会議を開催しまして、状況の把握や問題点の確認、役割分担と具体的な援助方針等の決定を行います。この援助方針に基づいた支援をそれぞれの機関等が実施していきます。そして、ケースの支援、援助状況を把握しながら、その後も状況に応じて個別ケース検討会議を開催し、ケース対応の確認と見直しを行っていきま

す。この個別ケース検討会議は、事案ごとに関係する機関のメンバー等により開催をしております。

また、香美市要保護児童対策地域協議会には、実務者会議として関係機関等における実務者14名で構成し、要保護児童について定期的に約3カ月に1回開催しています。全虐待ケース等の状況確認、支援の経過報告及び評価、援助方針の見直し等を行っています。そして、個別ケース検討会議へ支援、実施内容や実務者会議での見直し等をフィードバックしています。また、香美市要保護児童対策地域協議会では、各関係機関の代表者で組織した代表者会議を年に1回開催しており、要保護児童対策全般について情報交換、施策の策定、関係機関の連携のあり方と役割分担などについて協議しています。

虐待防止対策は一つの機関だけで解決することは困難ですので、関係機関や専門機関等が子どもやその家庭に対する情報や支援についての考え方を共有し、相互に連携しながら多面的に事例に対応するよう取り組んでいます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 比与森光俊議員の事業仕分けについてお答えをいたします。

新政権によりまして打ち出されました、いわゆる事業仕分けにつきましては、なかなかネット検索をしましても適当な情報にヒットをいたしませんで、どうお答えをするかということもありますけども、そこで、行政刷新会議のホームページの中から引用ということになりますけども、事業仕分けの評価結果の平成22年度予算への反映といたしまして、財務省主計局が平成22年度政府案として平成22年1月にまとめました資料によりますと、大別をいたしまして廃止すべき及び予算計上を見送るべきが各6、それから予算要求を縮減すべきが8、自治体や民間に業務を移管すべきが4事例など、各府省庁にわたって事業項目としておよそ330項目にわたる事業が掲出をされております。歳入歳出としては、合計で約3兆3,082億円が見直しにより反映された数字として示されておりますが、当然この中にはそれぞれの具体の事業及び予算における影響については市の分としては整理をいたしておりませんけれども、本市が計画あるいは実施予定の事業に対する影響も相当あるものと見込んでおります。

今後の対応ということですが、こうした事態を踏まえて計画や実施予定の事業については、他の制度の活用等も検討しながら適宜対応することが必要であると考えております。

なお、先ほどのご質問の中で個々具体の事例を言われたわけですが、それぞれ所管する課長から特に対策がございましたらお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

住民基本台帳上の住所は、住民各人の生活の本拠を示すものですので、その記載は正確であるべきだと考えております。住居表示実施区域以外は、土地台帳の地名地番が住所の表記になります。その表記は市町村により異なりますが、本市においては合併前から大字の後に地番を記載して、小字は省略しております。

ご質問の土佐山田町と土佐山田町楠目も大字ですのでその後に地番が記載されているわけですが、土地台帳によりますと土佐山田町は1番から2700番代まで、土佐山田町楠目は8番から4100番代までと広範囲に及んでおり、確かに地番だけでは場所がわかりにくいことがあるかと思えます。そのため市役所では、地域で古くから使われている区域名等を行政区として利用し、エリア分けをして業務を行っております。議員がおっしゃられた談議所とか、それと北本町と言われるのは、その行政区に当たるものです。その行政区といいますのは、土佐山田町ですと12、土佐山田町楠目ですと14、地番だけで表示するところがございます。ところがその下の土地ですけれども、土地の正式な土地台帳に記載されている小字というのは、土佐山田町では29、そして楠目になりますと114ございます。それで、もし小字を表記するということになりまして、その114と29という小字を表記することになろうかと思えます。その中で、楠目なんかにはましては内田、平田、伏原とかいって、行政区名と小字名が一致しているものも少しはございます。けれどもほとんどは全く違うものが行政区として使われております。もし番地だけで場所がわかりにくいときは、やはりお手数ですけれども市役所にお問い合わせいただくか、住宅地図等で確認していただきたいと思えます。住所に省略している小字を記載することにつきましては、もしするということになりまして、一つ一つの1軒ごとの所在地を確実に確認をいたしまして、そういう実態調査を行った上でシステム改修、そしてシステムへの入力作業、膨大な作業が予想されますので、住民や他の業務への影響が大きく、現時点では困難であると考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員の事業仕分けによる具体的なお話がありました。電子黒板の設置中止と香長小学校の英語教育の中止についての影響と今後の対応ということなんですけれども、昨年ですけれども、平成21年度学校情報通信技術環境整備事業、これ、第2次募集というのがありまして、その中の補正予算の見直しの中で電子黒板を除き事業の執行を可とする、そういう旨の通知がありました。教育委員会のほうでは、電子黒板を各学校に1台、計12台ですけれども、繁藤小・中は1台としております、購入の予定をしていしましたが、このような状況になりましたので、50インチのデジタルテレビを12台購入するというようなことに切りかえをいたしました。このデジタルテレビについては、必要な器具を取りつければ電子黒板の機能も発揮できるというものであります。

そして、小学校外国語活動推進事業については、平成23年度からの外国語活動の円

滑な導入に向けて、地域のモデルとなる小学校、香美市では実践研究校、香長小学校でありますけれども、それを指定して実践研究を行う。そして、実践研究校を核とした地域ぐるみの支援体制を構築していこうというもので、平成21年度、平成22年度の2年間の継続事業として予定をしていました。ところが、平成22年度の補助事業として認められない旨、そういうことが出てきましたので、現在、その他の補助事業として実施していけないか県とも検討を進めておるところです。今後については、ほかの補助事業で対応していくか、そして学校現場の状況も把握しながら事業自体の必要性とかも検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

初めに、虐待の対策ですが、早くから要保護児童対策地域協議会を立ち上げられて、その対策としてはとられているわけですが、この江戸川区にしましても、最もその現場というか通報のおくれ、その通報があった後も後手後手に回ったことが死亡事件につながったように思います。やっぱり民生・児童委員さんも含め、また、プライバシーの保護を含めて、町内会などそういう市民の方々にもっと何かあれば通報をという、民生・児童委員さんは私の地元では細かく回っていただけてますけど、警察との連携も当然必要な部分もあろうかと思いますが、その辺のより早く綿密な通報を受けられるような対策、受けてからの対策は今の説明でようわかりますけど、早く通報をいただける、それが最も大切ではないかと思いますが、その辺見解をお聞かせください。

電子黒板ですけど、今、聞き漏らしかどうかわかりませんが、平成21年度補正予算の学校情報通信技術環境整備事業費補助金によって、高知県内でも、これは各校1台ですけど香美、香南、高知、いの、大川、大豊、四万十町、東洋町、これを除く28自治体に各校1台の電子黒板がこの平成21年度の補正予算の整備事業で補助を受けて設置するようになってますけど、この辺、香美市が漏れた何か要因がわかっているとお聞かせいただきたいと思います。

それと、字名ですが、行政区の何いうかな、よう控えざったですけど、山田町が12、楠目が14、これを入れることは、小字名になると確かに大変だと思います。行政区の名前を、さっき言ったような伏原とか談議所とか南組とかこれを入れるのは、それもやっぱり無理なのか、ちょっと済みません。課長には、娘さんに税金のことでお世話になっちゃうきあんまり言いとうないですけど。

（笑い声あり）

○6番（比与森光俊君） 例えば、ちょっと控えてくれます、土佐山田町363番地の22、417番地の1、475番地の6、2276番地の2、2449番地の136、2452番地の6、これそれぞれ自分の友人知人の番地です。中井課長か佐々木課長であれば再々地図を見るのですぐわかるかもしれませんが、課長、すぐわかれば答弁よろ

しく申し上げます。

以上で2回目の質問を終わります。

(笑い声あり)

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えします。

通報を受けられるような対策をとということですが、最近、虐待事件とかが多く、マスコミなんかでも報道されてまして、割と世間っていいですか広く認識されたりしております。虐待かもしれないという通報とか相談も結構多く寄せられております。この前、月曜日も新聞に出ておりましたけど事件が、そのときも朝そういった相談とかもあっております。また、民生・児童委員さんなんか、南国市の虐待事件があったときに危機感がありまして、児童虐待についての研修とかはよく行っておりました。また、うちのほうからも、虐待につきましてはこういった通報とかそういったことをしてもらうようにはお願いをしております。また、なお今後、広報とかも通じまして、住民の皆さんにも広く周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

電子黒板、確かに買った市町村あるようです。本市の場合は、2次募集ということで電子黒板の購入を予定しました。それで、昨年10月21日付の事務連絡で、委員会のほうから電子黒板はだめですよという通知が来たというような状況で、デジタルテレビのほうに切りかえたという経過になっています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、行政区を住所に表記できないかということですが、このご質問は一般の方からも非常に多うございます。自分は北組西だけでも住民票を見たときに北組西というのが表記されていないと、それは各業者さん等からもしょっちゅう質問があることでして、その都度お話をしているわけですが、行政区というのが、実ははっきりこの道とか、その行政区同士の境界線が実ははっきりしておりません。非常にアバウトなところがあって、古くからの集落でしたらこれはもう紛れもなく北組西とかいうのがわかるんですけれども、今、北組西のあたりは新しいお家がたくさん建っておりますので、今までお家がなかったところを、農地をつぶして宅地化してるところなんかについては行政区の線引きというものはっきりできておりませんので、それをもしするという事になれば土佐山田町北組西とか南組のまず行政区としての境界をはっきり定めて、それを大字として変更する、土佐山田町を土佐山田町南組という大字に変更するとかい

うことが必要になろうかと思えます。それで、実際は非常に難しいというふうには考えております。

それと、ご質問の地番ですが、363の22は北本町ではないかと。

(発言する者あり)

○住民課長(山崎綾子君) 363の22は北本町、何丁目はちょっとわかりません。417の1と475の6は北組西、2276の2は、ちょっと迷いますが、もしかしたら栄町の一部か南組、2449の136は、これは間違いなく前山です。2452の6は、植番地がついていたら秦山グラウンドの下の北組西のエリアではないかと思えますが、これはちょっとわかりかねます。私も市役所来て三十数年たちますので、行政区をずっと扱っておりますので、大体のところですけども、これ実際に調べてみたら違いかもしれませんけれども。

(笑い声あり)

○住民課長(山崎綾子君) 以上です。

○議長(中澤愛水君) 6番、比与森光俊君。

○6番(比与森光俊君) 3回目の質問をさせていただきます。

児童虐待についての通報の件ですが、これ答弁は構いませんので、その町内会や民生・児童委員さんにより願います。それから、先ほど1回目の質問でも述べましたように、警察庁が、もしそういう実態があって児童が保護された場合は10万円の報奨金を出すという、そういう事態になってますので、そのことを公に言うのがえいかどうかわかりませんけど、新聞にもパソコンにも載ってたわけですので、その辺も含めて、より迅速な早い時点での通報がいただけるような仕組みをぜひお願いしたいと思います。

それから、事業仕分けですけど、もしそれぞれの課でうちの課はこんなことがあったという課がありましたら答弁お願いします。

字名ですけど、今先ほど課長が言われたように新しい家が建ってるから僕は言いゆうがです。新しく香美市へ入ってきた人が困っているんです。だからこの質問を取り上げさせていただきました。そういう意味では、大字いうもんが現実その行政区14と12あるんなら、線引きをして入れたらそれで済むんじゃないろうかと思えますけど、絶対できんか、考えますか、答弁お願いします。

以上で質問を終わります。

議長、済みません。

○議長(中澤愛水君) 6番、比与森光俊君。

○6番(比与森光俊君) 済みません。せっかく答弁もろうたきに、6カ所の場所ですけど、正解は西村芳成議員の前山だけで…。

(笑い声あり)

○6番(比与森光俊君) あとはすべて間違ってます、距離的にも近いところは1カ所、あとは大分離れてました。ほいで、363の22と2449の136、これ歩い

て一、二分です、363と2449が。それと、417番地の1と2452番地の6も、これも歩いて1分ぐらい、それぐらいの距離にあるということを申しましてすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 比与森議員の事業仕分けの件について、お答えをできるタイミングが少し質問からなかったもので、ちょっと後での答弁になります。農政課からお答えをさせていただきます。

事業仕分け、単体、直接ということで1例ございますので、これをご報告させていただきます。平成21年度に、新規事業として農地有効利用支援整備事業等がございました。農業施設の簡易な整備、補修で、要望による懸案の地方単独事業が有利事業として期待をしていました。本来地方が行うこととの判断で、平成22年度は廃止となりました。

今後の対応としまして、これにかわる有利事業を模索をしながら、規模、件数を縮小してでも対応していきたいと思っております。市長のほうからも、水利事業、農道事業、土地改良にかかわる事業については、大幅な予算の見直し等がされております。直接の事業としては、平成21年度の事業としてこの事業を報告させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 事業仕分けの関係ですが、建設都計課関係、直接的にはまちづくり交付金事業が平成22年度から交付税に算入されるということになっておりますけれども、香美市の場合には、平成21年度で事業が一たん完了しますので影響はありません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 事業仕分けの件につきまして、財政課的な見解を述べさせていただきます。

事業仕分けというのは国レベルの話でございますので、直接影響を受けた事業とかいうのは財政課的には調査はしておりません。ただ、事業仕分けで廃止または削減となった事業がありましても、事業内容等を検討して香美市が独自でもどうしても必要であると判断されるものであれば、それは市単独でもやるべきではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君） 比与森議員の3回目のご質問にお答えします。

どうも住民課長という名前を返上しなければならないような…。

（笑い声あり）

○住民課長（山崎綾子君） 事態になってしまいました。2449だけを力強く答えたのは、私が昔2449の104というところにおった…。

(笑い声あり)

○住民課長（山崎綾子君） ためでございますので、あとは本当にある程度の勘という
ことで、すべての勘が外れてしまって申しわけありません。

その行政区をおっしゃるように線引きをきちんとしてやるということも、実は合併の
協議のときに、非常にこの問題はもう前々から旧土佐山田町の職員でしたらみんなが悩
ましいところですので、何とかできたらいいねというふうな形で、課の中でそういう話
も一度は持ち上がったわけですが、やはり住民の行政区を住民課が登録すること
によってすべての仕事が、ほかの部署も業務がそれですべて動いておりますので、例え
ば選挙区なんかも選挙の投票場所なんかがそれによって決まってくるという、ほかの業
務との非常に密接な関係があるので、もし行政区をきちんと線引きをするにしても全庁
的にどういうことが起こるのかとか、もちろんやっていい方向にはなるとは思うん
ですけれども、実際それをどういうふうにやっていくかということについてはなかなか考
えつかないというのが私の今の気持ちです。ほかの課とも協議をしながらやって、よりよ
い、住民の方にわかりやすい住所の表示というのは本当に必要だと思うんですけれど
も、非常に難しいというふうに考えております。お答えになるかどうか、申しわけありま
せん。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住
民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いた
します。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、
通告に従い質問いたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。介護保険については、これまでの
議会の中でも制度内容や介護認定などに関して質問してまいりましたが、きょうは少し
視点を変えまして、介護保険制度を活用したボランティア活動についてお伺いしたいと
思います。

介護保険制度を活用したボランティア活動として全国的に知られている取り組みに、
介護ポイント制度と呼ばれているものがあります。この介護ポイント制度は、65歳以
上の方々に介護支援のボランティアとして参加していただき、介護が必要な方々の自宅
や施設などで話し相手や散歩の補助など簡単なお手伝いをしていただき、その対価とし
て介護ポイントを付与する仕組みです。自治体によって制度の内容は少しずつ違ってい
ますが、基本的にはボランティア活動をして介護ポイントをもらう仕組みになっていま
す。そして、ポイントがたまれば、そのポイントと引きかえに年間に幾らまでと定めら
れた金額を受け取ることもできるようになっています。また、自分の介護保険料の一部
に充てたり、自分自身の介護が必要になったとき介護サービスの利用料などに使うこと
ができるようにしているところもあるようです。今この取り組みは全国的にも注目され

ていますが、その理由としては、参加者側には、簡単なボランティア活動をするだけで介護ポイントがたまるという魅力がありますし、自治体側には、65歳以上の住民の多くが活動に参加していただくことで参加者自身の心身の健康の維持、増進につながり、さらには介護予防にもつながると期待されていることなどが上げられるようです。今後、その地域ごとの状況や環境などに応じてそれぞれの自治体で工夫して取り組めば、介護予防、病気予防、閉じこもり予防などの取り組みにも広げていくことが可能と考えられていますし、その結果、地域の活性化にもつながる可能性があるとも言われています。

この介護ポイント制度は、東京都稲城市が高齢者による介護支援のボランティア活動に対して介護保険で評価する仕組みを創設したいと国に提出したことがきっかけとなり、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に関する取り組みを行う施策の普及や推進を図る仕組みとして検討されたものです。実際に国もこの取り組みに支援を表明し、平成19年5月には、各都道府県に対し、介護支援ボランティア活動に地域支援事業交付金を活用し、積極的に支援する施策が求められている。市町村関係者への周知徹底をするようにとの趣旨の厚生労働省老健局介護保険課長通達を出しています。高知県ではまだ実施している自治体はありませんが、全国の先陣を切って取り組みを進めた東京都稲城市の取り組みを紹介させていただきたいと思います。

稲城市の場合、平成19年5月から具体的な仕組みづくりの検討を行い、同年9月から平成20年3月までモデル事業を実施し、平成20年4月から介護保険地域支援事業、介護予防事業として本格的に実施しています。対象者は、稲城市の市民で65歳以上の方ならだれでも参加できますが、最初にポイント管理を行っている社会福祉協議会にボランティア登録をすることが必要です。そのほかには難しい手続は何もありません。ボランティア活動を行う場所は、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険対象施設や稲城市が委託する地域支援事業、ふれあいセンター、ハンディキャブ、高齢者の食事会など、市長が指定をした事業となっています。ボランティア活動の内容は、レクリエーションの指導や参加の援助、お茶出しや食事の上げ下げ、喫茶コーナーの補助、散歩や外出など移動の補助、各種行事の手伝い、話し相手、その他草刈りや洗濯物の整理、シーツ交換などの補助的な活動など7項目の中から自由に選択できるようになっています。活動実績の把握は、ボランティア手帳に活動の確認スタンプを押してもらいます。1時間の活動を1回とカウントし、1日2回までを限度としています。活動時間は、1時間につき100ポイントとして蓄積され始めます。例えば、1年間に50時間活動すると5,000ポイントになるわけです。1,000ポイント以上たまると1ポイント1円で計算され、1年間に5,000ポイントを限度に換金できます。つまり、年間の上限は5,000円までとなります。昨年3月末現在で約300人のボランティア登録があり、そのうちおよそ2割の方が5,000ポイントまで達しているそうです。登録者300人の内訳は、女性が78%、男性が22%で、65歳から74歳の方が全体の75%を占めているそうです。当初は、他のボランティアの活動状況から推測して10

0人程度の参加者を想定していたようですが、口コミなどから予想以上の方が登録をされているとのことで、関心の高さがうかがえるところです。

そこでお伺いたします。

全国的に注目され国も支援を表明している介護保険を活用した高齢者のボランティア活動としての介護ポイント制度について、担当課としてはどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

平成19年5月の厚生労働省老健局介護保険課長から都道府県に出された通達についてですが、県の担当者に問い合わせたところ、各市町村に周知したはずとのことでした。県からの周知内容とそれについて担当課ではどのように検討されたのでしょうか。検討内容を具体的にお聞かせください。もし、何も検討されなかったのであれば、その理由をお聞かせください。

次に、特別養護老人ホームに関してお伺いたします。

厚生労働省は、昨年12月に特別養護老人ホームへの入所を希望している待機者は、全国で42万1,000人に上るとの調査結果を発表しています。在宅の待機者は約19万9,000人で、全体の47.2%を占めており、在宅以外では介護老人保健施設、病院や診療所、グループホーム、介護療養病床などとなっています。また、待機者を1から5までの要介護度別で見ると、介護度の重い4から5の人が約17万9,000人となっています。そのうち約6万7,000人は、在宅で家族などの介護を受けながら待機しています。2006年の厚生労働省調査では、特別養護老人ホームの待機者は、重複申し込み分も含めて約38万5,000人でしたので、今回の調査結果から待機者は増加傾向にあります。実際に香美市や周辺自治体の施設を見ても常に満床状態で、二、三年待ちの状態になっているところもあるようです。

このような現状の中で、私のもとにも、介護をされている方々から受け入れ先についての相談が多く寄せられています。相談が寄せられるたびに感じるのは、介護の状態が重くなって在宅で介護することが難しくなってもすぐに施設に入所することができないことで、介護をしている方の負担やストレスが大きくなっていることです。入所待機中は在宅サービスを利用しながら順番を待つこととなりますが、一時的にでも介護から解放され、介護負担の軽減につながる方法としてショートステイがあります。しかし、現実には、このショートステイすらも思うようにとれない状況があるようです。療養病床の削減計画や診療報酬などの関係で入院することもままならず、行き場探しが大変な状況となっていますが、現実問題として在宅介護の限界への対策を考えなければいけません。要介護者本人や介護している方々が共倒れしないために、24時間いつでも必要な医療や介護サービスが安心して受けられる環境整備と、いつでも安心して入所できる施設が必要不可欠であると考えます。

そこでお伺いたします。

1点目に、香美市の特別養護老人ホームの待機状況についてお聞かせください。

2点目に、待機者が増加傾向にあり、困難な入所状況を解消するために、今必要な手だてや今後考えていかなければならない取り組み等をお聞かせください。

次に、働き盛りの年代の死亡率に関してお伺いいたします。

2月4日付の高知新聞に、とてもショッキングな記事が掲載されていました。本県の死亡率突出という見出しで、1998年から10年間に亡くなった県民のうち、40歳、50歳代の男性の死亡率が同世代の全国平均を1割以上も上回っているという内容でした。死因はがんや自殺、心臓疾患、脳血管疾患などが多く、死亡する要因としては、高血圧患者の多さや肥満率の高さ、アルコール消費量の多さなどが上げられていました。このような背景には、生活習慣病への意識の低さや、経済問題から追い詰められ病気になって自殺する事例などが考えられているようです。40歳、50歳代の方々は、一家の大黒柱として家庭を支え、また社会でも責任ある立場に置かれている年代だと思いません。そういう責任ある立場などから、ついつい無理をしてしまうこともあるのではないかと思います。こういうことが引き金になり悲しい事態になれば、残された家族ははかり知れない悲しみと大きなダメージを受けることになり、社会的活力という点でも大きな損失になってしまいます。

そこでお伺いいたします。

1点目に、受診状況についてお伺いいたします。先ほども述べましたように、生活習慣病に対する意識ということで特定健診の受診率が低いことが問題視されていますが、本市の働き盛りの年代の状況と受診率に対する見解をお聞かせください。あわせて本年度の特定健診、各種がん検診の受診状況もお聞かせください。

2点目に、健診項目についてお伺いいたします。県は、働き盛りの年代の死亡について危機感を示しており、40歳、50歳代の県民を対象に健診を促す取り組みを行うとの記事が掲載されていました。健診を促す取り組みを推進することは大切なことですが、それと同様に、受診項目を充実させることも病気を早期発見するためにはとても重要です。現在の特定健診の受診項目は、メタボリック症候群の発見に重点が置かれたものになっています。心臓病や腎臓病などを早期に発見するためには、以前の基本健診で実施されていた受診項目を復活させ、今後さらに充実させていくような検討が必要ではないでしょうか。見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のまず介護保険制度についてお答えします。

まず、介護ポイント制度についての見解ですが、多くの高齢者がみずから介護支援などのボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、少なからず介護予防に役立つと思われまます。しかし、ボランティア活動をポイントとして評価し、このポイントを介護保険料や介護サービス料に充てることは、わずかであっても結果的には報酬を支払うということになります。善行に対して何らかの褒美があってもい

いことかもしれませんが、ボランティア活動を対価に換算して報酬等を支払うことに対しては、いかがなものかというように考えます。

次に、県からの周知内容と検討についてですが、山崎議員の質問の中で紹介がありましたけれども、県からは、介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用についてということで、平成19年5月11日付文書により、国から平成19年5月7日付の文書で通知がありまして、市町村が通知を受けております。国からは、地域支援事業要綱を改正して、市町村の裁量により地域支援事業として介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したので、各市町村において適切な実施方法を検討されたいという内容の通知でした。通知された平成19年当時に、地域包括支援センターにおいて事業の可否について検討を行っております。検討の内容は、ポイントの対象となる活動内容、活動時間、認定の方法、ポイントの管理、1ポイント幾らにするのか、換金はどのようにするのかなどの検討に多くの時間がかかること。そして、ポイントの管理自体に多くの時間や費用がかかること。一方で、地域支援事業としては、介護予防事業として一般高齢者を対象に、住民主体、予算なし、送迎なしの3つのキーワードをもとに推進していく方向で事業を進めておりました。また、ボランティア活動を推進する事業としては、自主活動の立ち上げ支援や介護予防ボランティア講座や自主グループを中心に呼びかけを行ったリーダー研修、情報交換会などを行っております。これらのことなどを理由に、国から紹介のあった介護支援ボランティア活動の事業を行うことを選択を行っておりません。

次に、特別養護老人ホームに関してお答えします。

本市の特別養護老人ホームの待機状況については、最近調査を行っておりませんので、昨年施設に聞いたものですが、95人の方が待機状況にあるようです。昨年ですけれども、現在も大きく変化はないものと考えております。重複とか市外の方も入っていると思います。また、相当数の方々が、山崎議員からも紹介があったように在宅などで待機中と考えております。

次に、困難な入所状況を解消するための手だて、取り組みとのご質問ですが、施設から在宅へという流れを絶やさないためにも、できるだけ住みなれた在宅で過ごしていただきたいというように考えておりますが、第4期計画中に物部町に設置予定の小規模特養が完成すれば一定の待機状況が解消されると考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの働き盛りの死亡に関してについてお答えをいたします。

香美市の平成20年中の死亡者総数は423名、そのうち40歳代、50歳代の死亡者数は22名です。死亡者総数に占める割合は5.2%です。お手元の資料の2ページの2月4日の高知新聞の記事及び過去4年間の死亡者総数等をご参照くださいませ。香

美市の死亡者数が全国平均とどうかということは、統計上困難です。記事にありますように、全国平均の死亡率で換算できるだけの数がないと統計として成り立ちません。そのような理由で各市町村別死亡率の比較はできませんのでご理解ください。しかし、働き盛りの死亡予防は重大な課題であるということは認識しております。香美市の働き盛りの死亡原因は、がんと事故死が多数を占めると言われております。この事故死には自殺も含まれております。これについての対策は、現在のところ各種検診の受診率向上を図り、早期に発見、早期に治療すること、心のケアによる自殺予防をすることです。

特定健診については、平成20年度高知県国保加入者の特定健診の受診率は23.7%、全国平均41位です。香美市の受診率は36.1%です。平成21年度は現在まだ確定していませんけれども、現在の受診率が34.3%です。資料3ページをごらんいただきますと、特定健診の年齢別の集計がしてあります。これは新聞記事に合わせるために平成20年度をピックアップしております。過去の分もありますので、ごらんください。それから、各種がん検診受診率については、資料の4ページから6ページをごらんください。胃がんが22.9%、大腸がんが21.7%、子宮がんが14.9%、胸部レントゲンが56.2%です。受診率向上には至っていません。特に働き盛りの40代、50代の受診率が低いのが課題です。個人通知をしたり、希望調査表をとったりして受診勧奨をしております。また、広報等で受診勧奨もしておりますが、成果があったと言えるほどには至っていません。なお一層の努力をいたします。

それから、心臓病、腎臓病などを早期発見するための受診項目を復活、充実をさせる検討についてですけれども、特定健診について、平成22年度から腎臓病関連の検査でクレアチニン・尿酸検査を追加に実施します。これは香美市国保単独の実施となりますので、集団検診と香美市内の医療機関でのみで実施することとなります。

以上です。

それから、資料の一番最初の表紙に、3番に「片岡守春議員、2～6ページ」と誤って記載をしておりますけれども、これは「依光美代子議員」さんです。大変失礼をいたしました。訂正をしていただきたいと思います。失礼しました。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、介護ポイント制度についてですけれども、この制度は、先ほども言いましたように自治体の創意工夫により多様な取り組みができるということになってますので、先ほどボランティア活動をして対価ということはいかなるものかということで答弁がありましたけれども、例えば、この介護ボランティアに参加してもらった介護ポイントっていうのをためておいて、将来自分たちが介護が必要になったとき、そのためておいた介護ポイントを利用して庭の草木とか窓ふき、大掃除、お墓の掃除とか買い物や外出の介助、話し相手など介護保険の訪問介護サービス以外のサービスに活用できるようなシステムを検討するとか、また、その対価ということであれば、ためた介護ポイントと商店

街が発行するクーポン券などと交換をしたりっていうことがあったらこの地域の活性化にもつながってくるんじゃないかというふうに考えますが、そういった点で再度、介護ポイント制度について積極的な検討を切望するものですが見解をお聞かせください。

特別養護老人ホームに関してですけれども、このことに関しては、本年度の予算のほうにも物部地区の小規模特別養護老人ホームの設置費用の一部を補助する介護基盤緊急整備事業費補助金が出てますけれども、予算に計上されてますが、それができれば解消できると考えているということですのでけれども、これに関して、そしたらいつ、第4期介護保険事業計画のうちにできると、建設予定ということになってますけれども、この第4期介護保険事業計画も1年が過ぎました。まだ具体的な動きっていうものが見えてこないんですけれども、前回のようなことがないように万全の体制とスピード感を持って取り組んでいただきたいと考えますけれども、今後どのような予定で取り組まれるのか、具体的にお聞かせください。

それから、働き盛りの死亡に関してですけれども、特定健診、各種がん検診の受診状況について細かい資料をいただきました。ありがとうございます。先ほども課長が言われましたように40歳、50歳代の方の健診の受診率が低いということでお話があったんですけれども、これはどうして低いのか、意識が低いということだけで片づけられるものなのか、その辺どのようにとらえていられるのか見解をお聞かせください。

それと、県は、先ほども述べましたように受診を促す取り組みを来年度進めていくということで新聞にも出てましたけれども、本市としてはどういった対策を具体的に考えているのか。以前は保健師さんが地域を回って健康相談とか生活習慣病の予防に関して助言や指導などを行っていました。地域で保健師さんが見えるような立場で、それで自分の健康にも関心を持つというかそういった意識をする機会があったんじゃないかと思うんですけれども、最近はどういうふうになってますので、そういった訪問活動もある意味必要ではないかと考えますけれども見解をお聞かせください。

それから、例えば無保険の方とか資格証明書の方、短期証の方などについてのこうした方々への対応について実情をお聞かせください。

それと、昨年でしたか、高知工科大学と連携してアンケート調査を実施して、アンケート調査の分析を行い、未受診者対策や受診率向上に向けての取り組みを行うということであったかと思うんですけれども、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、アンケートの結果からどういった課題があって、高知工科大学から受診率とかに関しての提案がなされたのか、そういったものがあれば、それもあわせてご答弁をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

介護ポイント制度についてですけれども、ポイントをためておいて将来使うような、

そういった方法によってこの事業を積極的に使えないかというご質問ですが、1回目のご質問にお答えしたようにポイントの対象となる活動内容、活動時間、それから認定の方法、それとためたポイントを管理していくということ、そういったことに多くの時間とか費用がかかるということがあると思います。そのボランティア活動については、1回目のご質問にお答えしたとおり一般高齢者を対象に、住民主体で予算なし、送迎なしということで今事業を進めておりますので、そういったことに力を使っていきたいというように考えておりますので、介護ポイント制度については、事業を積極的に行うということは考えておりません。

それから、次に、特別養護老人ホームの関係の物部町に設置予定の小規模特養についてですが、今年度準備委員会を立ち上げまして、公募をするための要綱を検討をしまして、4月1日付の広報で募集についてのお知らせを広報に掲載したいというように考えております。

次に、特定健診の関係の工科大学との連携のアンケート調査ですが、通告ではそういった質問でなかったですので用意はしておりませんが、2回目のご質問の中にありましたので簡単にお答えさせていただきたいのですが、アンケート調査を行うことによって、アンケート調査の内容が何回も同じことを聞いていって実際にアンケートを書く人の気持ちが変わっていくということを導き出すみたいな、そういったアンケート調査になっておまして、項目数が多くありました。それで、実際に回収がどのくらいになるのかということも懸念されたわけですが、そこそこの回収がありまして、アンケート調査を実際に記入した方の気持ちがだんだん変わっていったということが言うたらわかったわけでした、アンケート調査を行うことによって啓発になっていくのではないかとこのように考えております。それで、引き続き平成22年度においても連携して行っていきたいとは考えておりますが、何分予算等が限られておりますので、香美市においては予算なしで、工科大において、企業とか厚労省とかの国とかの予算があれば実施をさせていただくと、こちらからは資料提供、住民等の提供ということで連携をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

働き盛りの方の意識が低いとかいうことではなくって、お若い、40代、50代の働き盛りの方は体に自信があるということと、やはり仕事に没頭してそういう意識がないというふうに私のほうでは認識しております。

それから、ご指摘がありましたように保健師が地域を回るといふ活動は今停滞しておることは事実です。平成20年度から特定健診、特定保健指導と国の方針が変わりまして、広く住民の方に意識の啓発をするよりもハイリスクの方を個人的に大変多く支援を

するよという方針になっておりまして、健診の結果いろんリスクがある人をカミングセミナーと銘打っておいでいただきまして、体重とかそれから健康意識とか、そういうことに現在は力を入れております。そういう関係で広く皆様方に生活習慣病等の情報伝達とか、自分の健康は自分で守るんだよというお手伝いという面が抜かっていることは反省しております。それで、多くの方々のご協力によりまして、平成21年度に健康増進計画を策定いたしました。それによりまして、自分の健康は自分で守るという普及をしていくように計画をしております。当課の職員が地域へお邪魔をしまして、市民の方々がみずからの健康意識の向上を図っていくお手伝いをさせていただきます。一度に全地域には実施できませんけれども、できるところから少しずつ地域へ入って行って、皆様方の健康の意識の改革のお手伝いをする予定です。そういうふうにご理解いただきたいと思ひます。

それから、無保険の方の特定健診はできませんけれども、国保の資格証明書等の方については受診票は発送されております。それから、各種がん検診については無保険は関係なく対象の年齢の全住民の方にご通知をしておりますので、がん検診についてはそういう状況にあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

まず、特別養護老人ホームに関してですけれども、物部のほうは4月1日の広報で募集をするということでお話がありましたけれども、そしたら、その募集をして、その後大体どういう流れになっていく、公募して、それで手を挙げたところが何カ所あるか、ないこともあるかもしれませんし、そうなるとちょっと心配なんですけれども、大体どれくらい、今年度じゅうに建設になっていくのかどうか、ちょっとその辺もう少し具体的にご説明をお願いしたいと思います。というのは、先ほど課長のほうはなかなか、施設よりも在宅へっていうこの流れをいつも口にされるわけなんですけれども、それは確かにそうかもしれませんけれども、物部のようなどころではなかなかそういった在宅生活が、介護が重度化になるとなかなか在宅のサービスも整っていませんので、そういった在宅っていうことがなかなか難しいものですから、やっぱりそうしたことも十分わかっているかと思いますが、再度、その施設建設に向けての具体的なもう少しちょっと説明をいただきたいなというふうに思ひます。

それからあと、介護ポイント制度ですけれども、やっぱり住民主体の事業を進めて、介護予防という点で介護ポイント制度ってというのは、介護予防がなかなか進んでいかないという現実がある中でこの介護ポイント制度ってというのが考え出されたというふうに聞いておりますけれども、介護予防に関して本当に今までの取り組みがこれでよかったのか、もう少しこういった介護ポイント制度というようなものも考えながら、もうちょっといろいろな方法を検討していただけないものかというふうに思ひまして、再度、積極

的に今度、第5期になるかと思うんですけども、そういったところでも検討をしていただきたいというふうに考えるところですが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

以上で本日の私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

まず、物部町に設置予定の小規模特養についての今後の具体的な予定をとということですが、4月1日の広報でお知らせをして、4月の中ごろに要綱についての説明会を実施して、それ以降に受け付けということを考えております。受け付け期間を約1カ月ぐらいついて、それ以降に出てきた事業者から選定委員会がヒアリングを実施して事業者を決めていくというような格好でいきたいと思っておりますが、ひょっと手を挙げてくれなかった場合にはまた変わってきますので、手を挙げた場合にこうなるとか、手を挙げなかった場合にこうなるといふ予定を示した場合にまた誤解も生じてきますので、予定としてはそのくらいに答弁をとどめたいというように思います。

次に、介護ポイント制度についてですが、お答えさせていただいたとおり積極的にやる気持ちはありません。ただ、今いろんな事業をやっておりますし、ボランティア活動については自主グループが自主的に立ち上げて事業をやっておりますので、これに係る職員の配置ということも考えなければなりませんので、今、介護については介護保険係、地域包括支援センター係ともに手いっぱいやっておりますので、増員の要望もしてはいるのですがなかなかそういったことにはなってきませんので、新たな制度、事業を立ち上げるといふことにはならないと思います。また、この介護ポイント制度については、県内ではやっているところは聞いておりませんので、それほど魅力のある制度というようには考えておりません。稲城市が手を挙げて国に特区を求めたというような経緯もあるようですが、大都会であればそれなりの効果はあろうかと思っておりますけれども、こういった高知県のような田舎の自治体ではなかなか効果がないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時51分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って3点についてお伺いをいたします。ちょうど3時前ということで、休憩が10分入りしましたので大分舟をこぎよった人もおりましたけれど、今あれですが、お

疲れのところ、私は大体二、三十分の予定でありますので、執行部の皆さんにおかれましては、かみ砕いてわかりやすいご答弁のほどをお願いしたいと、そんなに思っております。

まず、1点目に、緊急通報装置のことについてお伺いするわけですが、執行部の皆さんは、緊急通報装置、このこと、この装置はよう知つとるぜよと、そう思われる方はちょっと手を挙げてくれますか。この通報装置のことをよう知つとるいう。手を挙げん者はちょっと聞きたいことがありますか…。

(笑い声あり)

○5番(織田秀幸君) いやいや、見たことあるぜよいう、そういう人はちょっと手を挙げてくれますか。

(手を挙げる者あり)

○5番(織田秀幸君) 存外少ないわけですので、こういう状態ですので、余り知らない見たこともない、この状況でしたらちょっとまた私の質問の内容も若干こう変えんといかんような、そういうあれなんです、そしたら早速質問に入らせていただきますが、全国的に少子高齢化への推移、これは加速度を増しております、65歳以上の高齢者人口がピークとなる2025年には3,600万人、すなわち3人に1人が高齢者となるこのように予測もあります。介護問題を含め、高齢者に対し安心、安全への取り組みは、行政として避けて通ることのできない重要課題であります。

先般、地域の方から独居の高齢者が増加をしていると、そういう現状を伺いました。その人いわく、対策として高齢者の玄関に回転灯を設置してはという、そういう話があったわけなんです。私はそのことを聞いて、緊急通報装置の設置を行政で行っているいう、そのことを話をいたしまして、後日、地区の民生・児童委員さんとともに、地区内の80歳前後の独居の高齢者宅をちょうど5件回ることができたわけなんです、その5件のうちだれ一人としてこの通報装置のことは知らなかったわけなんです。ほんで、5件のうちの4件の設置依頼があったわけなんです。ほんで、5件回って4件あって、1件はどうしてかいうたらずぐ隣に親戚の方が住まわれておるいうことで、その家の中心部にブザーのボタンをつけておるわけなんです。もしぐあいが悪うなったりとかそういった場合は、ボタンを押したら隣の親戚の家のブザーが鳴る、そういうことで5件中4件の設置依頼があったわけなんです。この装置は、だれもが、私もよく知っていると思っておりましたが、実際はそうではありませんでした。独居の高齢者は突然の発作やつまずき、転倒などの不安を抱えながら日々を送っています。特に発症直後に助けを呼べずに死亡する、そういったケースもあるわけであり、数日後、孤独死として取り上げられるような場合、これはいろいろとテレビ等でも時々紹介をされる場合があるわけなんです、そういった事例もあります。そして、大事なことは、こうした高齢者宅を定期的に見回り、様子をうかがっている民生・児童委員さん等にもこの通報装置の利用、そういったことを教えていただいて促進を図ってはどうか、お願いしてはどうか。

また、この通報装置のことを市民への周知、それは今日までどのような形で行われてきたかということをお聞きいたします。

そして、次に、平成19年度は、管理委託延べ台数は1,422台で、委託料は33万6,000円、平成20年度は、管理委託の延べ台数は1,202台で、委託料は281万2,000円となっています。年度ごとのその増減、これは理解できるわけですが、平成19年度に比べ平成20年度の設置延べ台数が220台減となっております。減の主な要因、そしてまた、平成19年度、平成20年度の新規設置数を問うものであります。

そして、次に、また、物部町、香北町は、今までは徳島の集中管理センターが委託業務を行っておりましたが、そして土佐山田町は、高知のセンターで管理委託をしておりましたが、これ統一するということを伺ったわけですが、どんなメリット、デメリットがあるのか、そこらをまた教えていただけたらと思います。

次に、2点目に入ります。

森林、林業再生への取り組みについてということで、これは直接市の林政、行政のほうへ来たわけではありませんが、本市は総面積の88%が森林であり、森林は国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全とか木材生産など森林の有する多面的機能ははかり知れないものがあります。しかし、木材価格の低迷による森林所有者の林業への関心は低下を招き、さらには相続などにより、みずからの所有すら意識しない森林所有者の増加が懸念されております。こうした状況が森林の適切な管理に支障を来すことも危惧されております。しかし、木材を化石資源のかわりにエネルギーとして利用し地球温暖化防止に役立たせるなど、環境面からも、木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなどからも、木材利用の拡大に対する期待、こういうもんは高まっております。こうした状況を踏まえ、政府は今後10年間を一つのめどに作業道の整備や森林の整備に必要な人材育成を図り、安定的な林業経営基盤づくりを進めるとしております。

以上のことからお伺いをしますが、1つ目として、政府から本市森林組合に提出された森林・林業再生プラン、こういったもんはどんなもんかえということで、概要を問うまんでございます。

2つ目、このプランは、昨年の緊急雇用対策を受けて立案されたものであると、そのように伺っておりますが、雇用確保にどのようにつながっていくのか。また、これを受け皿として受けとめて実施する場合、香美市の森林、その状況の中ではどのような注意点、留意点があるんかということを専門の立場でまたお教え願いたいと思います。

そして、3つ目として、政府は、目指すべきその姿として10年後の木材自給率50%を提示しております、新政府がですね。本市としてのその達成への取り組み、今後10年の50%の自給率に向けてどのようなスタンスで携わっていくのかという、そこらの一端をまたお伺いできたらなど、そんなに思います。

3点目の次に、道路計画についてであります。これは午前中に千頭議員のほうからも質問がありダブる点もあります。取り下げということは言いませんので、課長、また答弁のほうをお願いしたいと思いますが、これ当初は平成22年度が供用開通であった高知山田線、通称あけぼの街道は、予定より1年おくれ平成23年度開通に向けて、現在はJRの軌道の両側で掘削作業を行っております、これはトンネルを掘るための。時折夜間作業もあつたりとかで騒音や振動による地域住民の苦情などの懸念があつたわけなんです。現在のところ大した問題もなく作業は順調に進んでいるように思われます。

市民グラウンド周辺は、防災マップにも記されておりますが雨水の排水路が非常に小さいということで、大雨やゲリラ豪雨時には道路が周辺一帯が川のようになる。以前は田畑であつたところが、だんだんだんだん宅地、アパート等が建つたという、そういったことも要因の一つであるのではないかと思われませんが、地域住民は、あけぼの街道の早期開通を願っております。開通により埋設されている約1メートル四角の雨水管の使用が可能となるからであります。しかしながら、平成23年度の開通により市民グラウンド周辺は車両の渋滞が大変懸念、危惧されるわけなんです。当初は談議所に向けてグラウンドから真っすぐ東向いての延長計画があつたわけなんです。現在その計画はどのようになっているのかということをお伺いします。

そして、この次、土生川を通つた予岳から新佐野大橋、これは千頭議員のほうからも質問があつたわけなんです。私はこの用地買収、そういったもんがどの辺まで進んでおるのか、中にはもうずっと以前用地買収を済ましたぜよという、そういったような人もおるわけなんです。その状況をまたお伺いいたします。

次に、百石から東本町の四国銀行まで商店街の側溝整備工事、これが行われました。この工事で市道の幅員、そういったものも非常に広くなつたような感じを受けるわけなんです。自転車通学の中学生、また高齢者等含めて歩行者の皆さんも、以前と違いきれいになつた側溝の床版の上を自転車で通つたり、また散歩したりという形で、皆さんが本当に今までと違って気持ちよく歩いている姿、そういったものを見受けるわけなんです。この工事は2月で竣工という形で終わったのではないかと思います。大変よくなつたという、そういう話もある中またかなりの金をこの側溝工事につぎ過ぎとんじゃないんか、市民の皆さんはいろんな声が上がってくるわけなんです。そして、そういう中で一部未施工の箇所があります。こうした事例、そういったものは今後行政の執行に尾を引かないのかということと、また、工事ができなかった、市の市道であるにもかかわらずできなかったという、そのできなかった要因についてまたお聞きをします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 織田議員のご質問にお答えします。

緊急通報システムについてですが、まず、1点目のご質問ですが、平成21年度に民生・児童委員には、土佐山田町地区、香北町地区、物部町地区ごとに、香美市第4期高

齢者福祉計画、介護保険事業計画と第2期香美市障害福祉計画の計画内容の説明時に市の各種事業を説明して利用促進を図っております。また、市のホームページには2008年6月より掲載もしております。さらに、在宅の介護認定者は、ケアマネージャーが必要性を勘案して福祉事務所に申請の照会をしてくれております。そして、市民から相談窓口として、包括支援センター、各支所の市民生活班窓口を通して福祉事務所への照会があります。

2点目ですが、この台数ですけど、これ延べの台数ですので、緊急通報装置自体は現在115台しかありませんので、1カ月にどれだけ貸し出されているかっていう数字になりますとこれを十二月で割ってもらった数字になると思います。それでいきますと、平成19年度と平成20年度を比較した場合、大体18台ぐらいは減数になっております。その主な原因としましては、利用者が在宅から病院への入院、高齢者施設への入所、また本人の死亡により利用が停止されたことによります。新規の設置台数は、平成19年度は6台、平成20年度は5台です。家族による申請ではありますが、申請に当たってはケアマネージャー、包括支援センター、民生・児童委員の方々の日々の訪問等による支援によるものです。

3点目としまして、どのようなメリット、デメリットがあるかということですが、メリットではありませんが、合併協定項目に実施方法を調整し統合するとあり、一本化を進め協定項目を達成させるものです。また、ほかにメリットとして、見直しに伴います提案型のプロポーザルによるサービス業務の質の向上と市民間のサービスの均一化が図れます。また、二元化から一元化することで事務の効率化も図れます。デメリットとしましては、特に想定されておられません。今後、一本化による委託実績を精査し、第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会にて運用実績の成果と課題を検討する予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 織田秀幸議員の森林、林業再生への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、1番目に、森林・林業再生プランの概要についてでございます。新しい国の林業施策につきましては、コンクリート社会から木の社会へを基本理念としまして、3つの理念から成り立っております。その内容は、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献となっております。具体的には、高密度の路網整備や高性能林業機械を活用し、木材自給率を現在の24%から10年後には50%以上を目指すこととしております。こうした国の施策を受けまして、平成22年度には、香美森林組合が事業体となり森林・林業再生プラン実践事業を実施する予定です。事業の概要としましては、物部森林組合を含め事業費2億1,600万円で、先進林業作業システ

ムの導入、地域実践計画の作成、職員研修の実施、実践事業の実施、作業システム検証のためのデータ収集などの事業を行う計画です。この事業を実施する事業体につきましては、同時に上限7,000万円で高性能林業機械導入、オペレーター養成事業もあわせて実施することになります。

次に、2番目の雇用確保につながるか、また実施への留意点についてでございます。実施事業の中で利用間伐100ヘクタール、路網整備9,500メートル、境界の明確化100ヘクタール、施業プランニング300ヘクタールを実施する計画ですので、かなりの雇用確保につながるのではないかと考えております。高性能林業機械につきましては、ヨーロッパで使用されている林業機械を輸入し現場で利用することになりますので、導入後のメンテナンスなど技術的なことが留意点になるのではないかと考えております。

3番目としまして、政府は10年後の木材自給率50%を提示しているが、本市として達成の取り組みについてでございます。10年後における木材自給率50%を達成するためには、林道、作業道などの基盤整備の拡充、高性能林業機械の導入を進め施業コストの節減を図るとともに、プランの掲げる木材利用の推進を図るため公共建築物などへの木材利用の推進、木質バイオマス利用の仕組みづくり、国産材の信頼性の向上など消費拡大の施策を講じれば香美市におきましても自給率向上は可能と考えますが、やはり最大の問題は安価な外材との価格競争がありますので、達成につきましては困難も予想されますが、今後はプランをもとに50%になるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員の道路計画と百石から東本町の商店街の工事につきましてお答えを申し上げます。

まず、道路計画につきまして、①、②関連しますので一緒にご答弁を申し上げます。

午前中の千頭議員にもお答えしましたように、事業認可を受けまして工事を進めております県道高知山田線は、八王子から鏡野中学校の区間でございますが、平成24年3月末までに全線開通の予定であります。また、国道195号のバイパスの延長であります現在整備中の高知市から香美市土佐山田町までの区間が、暫定2車線でございますが平成22年度末の全線開通を目標に整備が進められております。これら一定のめどが立った段階で、引き続いて事業を進めるよう県に働きかけてまいりたいと考えております。

それから、予岳から新佐野大橋間の道路でございますが、旧土佐山田町の時代に新規路線として要望をしております。合併論議の中で旧3町村長が一緒になりまして県に陳情をし、土木部長さんの現地視察もいただいております。ここの路線につきましては、平成12年完了の土地改良事業にあわせまして、道路用地として約2万平米を土生川沿いに香美市が所有をしております。その他の部分につきましては、まだ道路区域が確

定しておりませんので用地買収、用地交渉などにはまだまだ至っていないという状況でございます。香美市としまして、合併協議の経過も踏まえまして予岳前を通過して新佐野大橋へ至るルートと、もう既に都市計画決定を受けております楠目ルートの整備の必要性や優先度を検討し、今後判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

それと、次に、百石から東本町の四国銀行までの側溝の整備でございます。未竣工の要因でございますが、隣接をしております宅地の地権者から屋根を支えている材木が雨水の浸入によりまして腐っており、工事による振動でかわら等が落下する心配があるので屋根のふきかえ後に施工してもらいたいという要望がございました。このため、振動を少なくする施工方法や工程について何度となく説明をいたしておりますが、まだ理解を得られてないという状況でございます。加えまして水道管の布設替えも発生をいたしましたので、本人の了解なしでは施工が困難であるというふうに判断をいたした次第でございます。このような中、織田議員には関係者の説得に同行いただきまして、改めて感謝を申し上げます。こうした事例の今後の影響でございますが、現場の状況等によって対応が異なってくると思っておりますが、関係者にご理解がいただけるよう努力を行い、事業の推進に努めたいと思っております。

なお、事前調査をせずに施工する場合には、隣接家屋の所有者の同意がなければ非常に着手をしにくいという状況にございまして、工事の影響の可能性が大きい場合には特に配慮していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。先ほどはご丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

2回目の質問ということで、何点かちょっとお伺いします。

緊急通報装置、これは民生・児童委員さんとかケアマネさん、そういった人が推進かたがたそういう話もしていると、そういうふうに課長とらえて構わんわけですね、先ほどの答弁でそういう話がありました。

緊急通報装置は、平成18年10月の定例会、私が議員になったばっかしで、足もがたがた、手も震えながら第1回目の質問をさせていただいたときにこの問題を取り上げました。それはどういうことで質問したかいうと、山田町が30世帯で香北が62世帯、この緊急通報装置の設置世帯、そして物部が36世帯ということで、香北の62に比べて高齢化人口も山田町が少ないとかそういうのではなしに、香北が山田町の倍ぐらいの世帯数の人がこれ設置をしとるといふ、そういう数字の観点から当時の福祉事務所長のほうに、これは周知が足らんのかないんかいうことで私が質問をしました。平成18年度に128世帯の人がこの設置をしとったわけです。その当時の議会だよりをちょっとひもといてみましたら、所長が利用者負担がないので安易な申請が数をふやしとるんでは

ないんかいう、そういう答弁をされておりました。これ平成22年度の当初予算には、これ280万円の、まあ言うたら予算計上がされておるわけなんですけど、先ほど来この平成19年度、平成20年度の設置台数が220台減になつとるということで指摘をさせていただきました。これはもう12で割ったらわかります、1カ月大体18世帯ぐらいが減っていききましたよと。そして、予算の中からこの数で割ったら、1世帯に対して大体委託管理料が2,350円前後やいう数字も出てきます。これは全部市の持ち出しであるということも聞いております。以前は何か補助があったようなんですけど昨今については全部市の持ち出しであると。そして、平成19年度の333万円から平成20年度は280万円、ほんで、この平成22年度の当初予算も280万円ぐらいの計上をしております。

ほんで、これ私あれなんですけど、今かなり高齢化がだんだんだんだん進んできております。80歳前後の方で一人独居の高齢者の方も、自分らの地域の周りでもかなりおります。そして、この高齢者の方、戦前戦後の何も無い中を本当に未来の日本の再建に向けて一生懸命頑張って、汗して泥まみれになって頑張っておられたそういう人たちのおかげで現在のこの香美市、そういうもんもあるんじゃないかと思いますが、要は、行政としてもっともっとそういう高齢者に対してきめ細やかな温かい手を差し伸べていくんですか、そういったことがやっぱり大事になってくるんじゃないかと思っております。

そして、私が言わんとすることは、確かにこれは申請をして審査を受けて、そして設置に向けての流れになるわけなんですけど、これがだんだんだんだん高齢化が進む中、本当に、先ほどの質問の中でも言いました、高齢者は家でつまずいたりとかいつ発作が起きるかわからない、そしていろいろ話を聞きよったら、息子もお孫もおる、しかしながら仕事の関係で高知市内のほうにおったりとか、山田でも離れた地域におったりとか、そして子どもさんなんかは朝な夕な固定電話に電話して、お母さん元気ですか、おばあちゃん元気ですかいう確認もとったりされております。そして、こういった通報装置がありますが、これは、皆さん知ってますか言うたときに若干知ってても手を挙げんかった人もおる、余り手が挙がらんかったわけです。これは大体30メートルないし50メートルぐらい離れとってても、首から下げとったらボタンを押したらセンターにつながるわけなんです。そして何かありましたかいう、24時間対応してくれます。1回使ったからといって、所長、使用料がふえたりはせんでしょう、それは。24時間対応でもうずっとやっていただけます。そして、第1、第2の通報者の名前を書いておいたら、そこへセンターからこうこうですよ、緊急通報装置のベルを押しましたよというような形で、そしてセンターのほうからそこへ見守りいうんじゃないですけど何か変わったことないですかいう、そういったような状況もやってくれるんですか、そしていろんな面ですぐれもんはすぐれもんでもあります。今、確かに携帯電話がはやっておりますが、なかなか80歳前後の高齢者の人は携帯はよう使わんいう人なんかもおったりして、これはぜひとも、緊急通報装置いうんはそういった人なんかにはぜひお話をしてもっとも

っと普及。そして、大事なことは、予算で280万円やったら100人ぐらいになるわけですね、これ。そして、平成19年度の333万円で120世帯ぐらいになるわけなんですけども、これ、所長、審査で通って、この人にはぜひいうそういうあれがあったらどんだん設置いう、そういうことで、当初予算は予算として追加もできるわけなんですけど、ぜひとも知らん人がたくさんおるということなんです。広報で周知もされたりしたこともあるんじゃないかと思えますし、ケアマネや民生・児童委員が推進しよる、それはもうなかなかお金の要ることで遠慮しとるんかもわからんですけど、ぜひともそういったもう高齢で一人の人についてはこのことを推進をしていただきたいと思えます。再度、そのことに対する答弁をお願いしたいと思えます。

そして、次に、森林、林業再生の取り組み、これ、いろんな補助金、国とか県とかいろんな形であります。ちょうど2月、3月の年度がわりの忙しいときにいろんな形で補助金を、これは、林業再生プランは全国で5つや言うてましたね。2億1,600万円、そういつて来たときに、おっ、これは大変じゃ思うか、よし、また森林整備の大きなチャンス、そういうもんととらえることができるか、これはもう執行部の皆さんの手腕にかかるとるんじゃないかと思えます。いろんな形で、我々議員も知らんところでいろんな補助事業、そういったもの話があるんじゃないかと思えますが、どうかそういった補助金はがっちりと執行部の皆さんはつかみ取ると、そういう思いで頑張っていたらと思えます。森林、林業のこの取り組みについては答弁は要りません。

ほんで、最後、道路問題で、課長、これは土生川沿いの用地が市のもう用地になつとるということですが、佐野のほうはまだそういうことにはなっていないんじゃないかと思えます。トンネルも要るんじゃないかと思えますので、ほんで、それはもうあそこの中学校のところで開通したらどんだん高知市内、南国の辺からもかなり、まあ言ったら直線で来れますし便利がよくなるわけなんですけど、あそこの鏡野のバリューのところでだんごになって渋滞になる、現在の旧道、今の市道のところもかなりの渋滞とかそういった懸念があるわけなんですけど、その道路は、私はちょっと聞き漏らしたんですがもうやまったんですか、あれは、東向いて談議所のほうへ行く。用地買収等もまだ全然あれですよ、進んでないですよあそこは。政権もかわったりしてどのようになるかいうのが一つのあれなんですけど、早期の実現に向け、これは合併協議でもそういうような、まあ言うたら検討がされていたということで、何とか早い目にまた実現に向けて頑張っていたきたいものです。確かにそれはもう県、国のスタンスの中へ香美市として要望を出していくわけなんですけど、また一生懸命頑張っていたいで早期実現に向けてお願いしたいと思えます。

そして、一部未施工箇所、確かにそれは住民の意見、そういったものを無視せえとは言いません。でも、やはり地域の人なんかも若干あそこだけができんかったいう、そういった落胆のような声も聞かれたりするわけなんです。それはもう強制執行やないですけど、そういうわけにはいかんということはあるんですけど、もう一歩説得いうんですか、

そういうことができたならよかったんじゃないんかいう、そういう懸念もあるわけなんです。確かにそらその答弁の中で屋根がずれて雨漏りがしよるとかいうそういう話、その現実を見据えてちょっと手を引いたというのが、そういうあれがあったわけなんですけど、だれが見ても、この人がまた屋根がずれとるかいうそういう外観ではちょっと我々も判断、そういうものがちょっと甘いんじゃないんかいう感じがした関係であえて取り上げさせていただきました。私の説明もあちこち前後したわけなんですけど、そのことについて答弁があったらまたお願いをします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 織田議員の2回目のご質問にお答えします。

こういった事業を推進していただきたいということだと思います。高齢者の方にこういった事業があることをお知らせしていくことは当然大事であります。対象者になりますのは香美市に居住する65歳以上の者で、身体上または精神上の障害もしくは認知症であるため日常生活を営むのに支障がある方になってきますので、こういった実情をより詳しいケアマネージャーの方にいろいろ支援をしていってもらってということは、先ほども言いましたように必要になってくると思います。また、やはり情報が得られにくい高齢者の方なんかへの周知を高めていくためには、地域包括支援センターや民生・児童委員、ボランティアの方々などと連携して啓発に努めていきたいと思っています。

あと、ひとり暮らし高齢者の不安を解消していくところでは、各地区の民生・児童委員さんなんかはひとり高齢者の世帯を回って見守り活動なんかもしてくれております。こういったこともあわせまして、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるようなサービスを展開していきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

道路計画につきまして、楠目ルートはやまったのかというご質問でございます。この楠目ルートにつきましては、当初から談議所まで通じるということで都市計画決定を昭和50年代にいただいております。現在工事しておりますところにつきましては、事業認可をとって5カ年計画とかいうスパンで工事を進めておるといところでございまして、工事を進めるに当たりましては事業認可の取得というものがなくなってまいりません。そのルートの検討でございますけども、先ほどお答え申し上げましたとおり合併協議の中で県へ要望したということでございまして、談議所のルートにつきましては、当初から決定されております重要な主要幹線道路でありまして、新佐野大橋へのルートにつきましては、香美市の大動脈となる大変重要なルートであるということでもあります。このようなことから、合併協議を踏まえた広域的な観点、あるいは道路ネットワークの防災面からの観点というようなことも含めまして、必要性や優先度というもので勘案を

してまいりたいというふうに考えております。

それから、商店街の未施工の部分につきまして、こちらにつきましては、着工前に事前調査をしておりませんので、先ほど申し上げましたとおり地権者の、関係者の方の同意がなければ非常に着手しにくいという状況にあります。屋根をふきかえたとかご本人さんの理解を得られたというような状況ができましたら改修をしたいというふうに考えております。

それから、1つ戻りまして渋滞の関係でございますけれども、交通渋滞につきましては、右折レーンの設置だとか信号の時間の調整等で対応できるものではないかというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会をいたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会をします。

（午後 3時41分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 3 月 1 0 日 水曜日

平成22年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年3月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	法光院 晶 一	環 境 課 長	横 谷 勝 正
企 画 課 長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	地 域 振 興 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	地 域 振 興 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成22年3月10日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 12番 久 保 信 彦 君
- ② 3番 山 崎 龍太郎 君
- ③ 18番 山 本 芳 男 君
- ④ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑤ 20番 大 石 綏 子 君
- ⑥ 15番 依 光 美代子 君
- ⑦ 17番 竹 内 俊 夫 君
- ⑧ 19番 前 田 泰 祐 君
- ⑨ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑩ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、21番、西山 武君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。教育委員会より平成20年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付をしておきました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。皆さん、おはようございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

米軍機と思われる低空飛行訓練についてであります。私は、この1月に香美市が世界平和市長会議に加盟したことについて心より敬意を表します。そこで、住民の安全を守るべき地方自治体の役割が問われる低空飛行訓練について質問をいたします。

去る2月4日午前11時39分、物部川沿いに米軍機と思われるジェット機の低空飛行訓練が確認をされております。飛行訓練は、清爪、梅久保、永野上空を通過し、美良布から大豊町の方面に旋回した模様であります。高度は目視でおよそ150メートルから200メートルの超低空飛行で、目撃をした住民によれば山より低かった、山をかすりそうだった、突然の爆音に腰が抜けそうだったなどの声が上がっており、随分前には谷相などで低空飛行訓練が目撃をされておりますが、ここしばらくはなかったもので、住民の恐怖と不安の声が高まっております。米軍機による低空飛行訓練は、四国ではオレンジルートが各地で大問題になり、昨年6月の市議会で大岸眞弓議員が矢筈山での現地調査で詳細な報告に基づいて質問をし、県議会でも昨年2月、7月に質問が行われております。しかし、今回の飛行訓練は通常のオレンジルートとは外れており、しかも物部川沿いに沿った明らかな住宅地の上空で行われたものであり、到底容認することはできません。ご承知のとおり、米国本土での飛行訓練は野生動物への配慮から原則禁止されているのであります。我が香美市民はアメリカの野生動物以下の扱いを受けたものであります。日米地位協定各条に関する日米合同委員会合意では、在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限に確保すると同時に、「在日米軍は低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする。」とし、日本の航空法により規定されている最低高度基準を用いるとしております。また、訓練実施に先立ち障害物や安全評価の点検、飛行経路の研究を行うとしております。航空法での住宅地上空での制限は300メートルであり、今回の飛行ルートは、学校、保育園、老人ホームなどの真上でありませぬ。日米軍事同盟違反は明らかではありませんか。まして2006年5月に日米政府が合意した在日米軍のロードマップでは、米海軍横須賀基地を母港とする米空母艦載機による着陸訓練の恒常的な訓練場の移転先として岩国が浮上しています。岩国に至る低空

飛行訓練ルートとして、四国上空のオレンジルートの危険性が一気に高まるおそれもあります。米軍再編は決して沖縄だけのものではありません。物部川沿いの静かな環境の子どもたちが集まるアンパンマンのまちを米軍の低空飛行で汚してはなりません。

そこで質問をいたします。24日の低空飛行当時に実態調査と抗議の行動を私も市長に申し入れました。今回の事件を住民の安全を守るべき地方自治体としてどのようにとらえているのか。そして、米軍以外は考えられませんが、低空飛行訓練の事実確認は行われたのか、また、抗議と再発防止を当事者に対してどのように働きかけたのか、伺います。また、今後、こうした低空飛行訓練を防止する断固たる姿勢をお示してください。

次に、新在所橋の塗りかえであります。

国道195号線の下朴ノ木口より県道久保大宮線の朴ノ木にかかっている新在所橋の欄干がさびてきています。昭和64年1月に着工しており、20年余りになります。塗装の塗りかえの要望が強いが県へ働きかけてはどうか、お伺いをするものです。

第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

米軍機の低空飛行について、今回の件につきまして香美市として幾つかの目撃談を得ました。久保議員さんほか4名の皆さんからの要望書でいただいたもの、それから香北支所職員、消防署の香北分署の職員も目撃しております。香北では以前より時折米軍機の飛行が見られており、今回も米軍機であると思われまます。日米地位協定があり、米軍の飛行訓練自体はやめさせることはできないようでございますが、住民に恐怖を与えるような危険な低空飛行は許されないと考えます。

以前より香美市北部山間部は本山町のほうに向けて米軍の練習コースになっているようでありまして、県としても県下全体からの情報を収集し、飛行頻度や危険度などにより国を通じて米軍に申し入れをしてきております。当市としましては、県と共同歩調をとるようにしておりますが、県としまして昨年8月に外務省へ出向いて申し入れをしております。その申し入れは、昨年の矢筈山の低空飛行が主なものとなっております。今、県下全体の状況からいって、今回の件も県のほうへ上げましてですが、まだ全体的なものでその時期にない、適切な時期を見定めて外務省のほうへ言っていくと、そういうふうな状況にあります。香美市としまして今後も市民からの情報に留意しまして、危険な低空飛行、特に居住区の上を飛ぶような危険飛行、住民生活に及ぼすそのような飛行があった場合には、中止の申し入れを上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） おはようございます。久保議員の新在所橋の欄干の塗りかえにつきましてお答えを申し上げます。

ご質問の新在所橋の塗装の劣化というのがは、もう20年を経過しておりましたので、

管理者の中央東土木事務所としましても数年前から再塗装の予算の要求をしておったよう
うでございます。このたびの平成22年度の地方道路予算で実施予定ということで、県
議会を通れば塗装ができるという状況になっておるようです。時期としましては、秋以
降になるということをお聞きしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 米軍の低空飛行訓練については、どなたもこれは反対する
ものと思います。そこで、日米地位協定各条に関する日米合同委員会第5条に関する合
意でありますけれども、この第1番目には、日米合意で結ばれております合意でありま
すけれども、1番として、「最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓
練を実施する区域を継続的に見直す。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネ
ルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実地的な形で回避し、人口密集地域や公
共の安全に係る他の建造物」、学校、病院ですね、この上空を飛ぶ場合は安全に考慮を
払うと、こういうふうになっております。第2番目として、全部読みませんが、
在日米軍は、国際民間航空機関や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いて
おり、低空飛行訓練を実施する同一の米軍飛行高度規制を現在適用しておると。このこ
とは航空法に違反しておるということは米軍も認めておるわけでありまして。

そこで市長にお伺いをします。というのは、実は、これは大岸眞弓議員も前に示され
ましたこういう飛行機ですね、小さいから見えないかと思いますが、プラウラーという
飛行機であります。そこで市長にお伺いをしますが、明確な答弁をぜひともお願いをし
たいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 久保議員の2回目の米軍機の訓練飛行についてのご質問にお
答えをさせていただきます。

先ほど、先月ですか、に共産党さんのほうからも申し入れがございましたが、米軍機
の飛行に対しての考え方、これにつきまして防災対策課長のほうからその事実確認、ま
た同時に、香美市としての考え方を述べさせていただきました。確かに目撃情報を何件
か確認をしておりますし、また同時に、大変住民にとっては驚くような事態であったと
いうふうに思います。先ほど久保議員も述べられました日米地位協定の合意文書がある
わけでありまして、やはりそれに基づいて行動が行わなければなりませんし、それに違
反をした訓練等が行われた場合には断固やはり抗議をすべきだというふうに思います。
そういう意味では、市単独としての抗議よりも、やはり県を挙げてそうしたことについ
てきちっと外務省を通じ、そしてアメリカに抗議をするということは、それは当然必然
的なことだというふうに思っております。昨年の高知県矢筈山、米軍機の低空飛行につ
きまして、尾崎知事に共産党の笹岡 優君以下、数名の方々が申し入れをされておしま

して、これについての文書も見ておるわけでありますが、やはりこうしたことと一緒に
なって、県と一緒に、住民の危険を伴うようなそういう行動は断固やめていただく
ということについての申し入れはしていかなければならない、そのように考えておりま
す。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 2月4日、私も実は家におりまして、ちょうど見えなかつ
たもんです。家から出たところがもう音ばかりで、ずっと飛んで行って谷相のほうへ行
ったというので、なかなか見るにも見えないような爆音で飛んでいくという状況であり
ます。

そこで防災課長に伺いますが、職員の方、防災危機として本庁に通知があったのかど
うか、私はその点をお伺いをしたいと思います。実は、こういうのは何ですけれども、
見たなりではいけないわけです。それで旧物部村と香北町で一緒に見た人が本庁へ通知
をするというような、住民の安全を守る立場に立ってもらいたいと思います。そのよう
なことが今後必要になってくると思います。この点についてお伺いをします。

3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 久保議員の3回目のご質問にお答えいたします。

今回の飛行につきまして、支所のほうからとか、こういうふうな飛行があったという
連絡はございませんでした。ただ、低空飛行があったという申し入れをいただきまして、
支所のほう、それから1回目の答弁でお答えしました香北分署、それから物部支所、そ
のほうへ問い合わせをいたしました。支所のほうでも何人かの方が大体もう音で、行き
過ぎちゅうということですが、上空を東から西向いて、それから赤塚山のほうへ旋回
したと。それで、高度はわからないけど300から400ぐらいではないかというふう
な、見た人によってちょっと異なるようでございます。それから、分署のほうでは、そ
の位置が物部川じゃなくて反対側の南側の山の上を轟音がして通過したというふうであ
りました。それから、物部のほうでは、直接見てないけど音は聞いたというふうなこと
でございました。それから、物部川沿いに学校もありますので、学校教育課のほうへま
た入ってないかと、また聞いてみてくれないかと連絡をしたら、特に支障のあったよう
な授業とかはなかったというようなことでございました。

連絡、情報を受けるという方法として、こちらから問い合わせると。その情報が入ら
なければこちらわからないので、久保議員さんが言われましたように何かあれば、そ
ういうふうな情報が入ればすぐ本庁のほうへ連絡をしていただくと、そういうふうな連
絡も各支所のほうとかへお願いをしないと、そんな体制をとりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

最初に、中期財政計画についてお尋ねします。

合併後、本市の将来像を見据え、将来も収支のバランスのとれた財政運営を実現することを目指し、中期的な財政収支の見通しを立て、財政運営の健全化のための対策を明らかにし、市の振興計画で定める施策、事業の選択や順位づけをする際の指針となるべきものとするとのことで、平成18年度から平成22年度まで5カ年間、中期財政計画を基本に財政運営に当たってきたと認識しております。本計画では、平成22年度末には17億3,000万円歳入不足となり、不足分は財政調整基金やその他の基金の取り崩しにより対応するとのことでありました。ただし、計画後、決定される本市振興計画や行政改革大綱、集中改革プラン等により歳入確保や歳出削減の取り組みを行い、収支の改善を進め、不足額を軽減していくとのことでもありました。

さて、現在までの到達点であります。平成18年度決算8億500万円の黒字、平成19年度6億7,000万円の黒字、平成20年度5億6,300万円の黒字、合計20億3,800万円の黒字であります。中期財政計画では、平成20年度末では4億400万円の歳入不足、赤字とのことでありました。黒字、赤字という表現が適切かどうかはわかりませんが、私の認識ではそういう認識であります。財政調整基金等は、平成20年度末4億4,900万円取り崩しの予定が、逆に8億5,300万円ふえております。結果、13億円の差異が生じております。先日いただいた平成22年1月出納報告では、財政調整基金残高27億4,300万円、すべての基金残高合計で78億9,500万円であります。この結果をいかに見るかということではありますが、前段で述べた振興計画や行政改革大綱、集中改革プラン等により歳入確保、歳出削減ができて、まことに喜ばしい結果であると私は認識しておりません。決算上、歳出における不用額は予算に対し、平成18年度6億7,300万円、平成19年度7億8,000万円、平成20年度3億4,700万円、合計18億円を生じております。私は、市民サービスを削っての現在の到達ではないかと考えるわけであります。市人口は、昨日の一般質問でも千頭議員が申されておりましたが、当初、平成27年度には約2万8,500人と推計されておりました。しかし、現在5年も早くその水準に達しております。自然減プラスアルファの要素が働いているのではないのでしょうか。市民サービスの施策充実、確保という視点が欠落した結果の決算数字と考えるとところであります。

そこでお尋ねします。1点目に、中期財政計画の推進管理は、分析も含めて適時に行われてきたか。

2点目に、市債管理は適正に行われているか、認識を伺います。また、今後、保育、庁舎建設後の公債費償還を考えると市債残高の最大到達点は、また、その後の普通建設事業費等の絡みから適正水準はどの程度に見込んでいるか、お尋ねします。あわせて、一本算定までどのレベルまで市債残高、公債費償還を下げていくお考えなのか、お尋ねいたします。

3点目に、先ほど来述べました基金状況についてであります。他の要因も含め反映しているのであれば答弁を求めるものです。

4点目に、平成18年度から平成22年度の計画の検証を行い次期計画に着手すると考えますが、時期及び基本的な考え方をお尋ねします。また、私どもは常々子育て支援策等も含め予算化も行い、定住人口拡大につなげていく点を大切にしなければならないと提案しているところでありますが、そのためには、第1に、歳入、歳出に現実性のあるシビアな計画を示さねばならないと思います。5年間の財政計画の結果が予測される今、市民へのサービスの充実と、そのことが歳入増につながる方向性を模索すべきと考えますが、見解を伺うものです。

続きまして、税制改正についてお尋ねします。

民主党政権による初めての税制改正大綱がまとめられました。私どもは、大企業や大資産家優遇策を温存したままでは税収を上げることはできないと出張しております。2010年度改正案においてもこの税収構造に手をつけることなく、マニフェストで公約した子ども手当や高等学校授業料無償化など目玉施策の財源捻出のための税制改正を行ったわけで、憲法の要請する生活費非課税の原則を取り崩す重大な改悪であると考えるところです。国際的にも低過ぎる課税最低限をさらに引き下げ、最低生活費にまで食い込む庶民の税負担を一層過酷にしております。手当を出すから人的控除は不要との安易な考えであり、そのことは保育料等、他制度の負担増にもつながるものでもあります。中小企業の法人税率の引き下げは結果、先送り、たばこ税は増税、一方、大企業への膨大な補助金となっている研究開発減税は温存し、株式の配当や譲渡益への課税を半減する証券優遇税制は継続しております。税制改正によって常に地方自治体は右往左往させられるわけですが、まず、最初に、今回の税制改正全般について所見を伺うものです。

次に、具体的にお尋ねします。住民税においては、15歳までの子どもを対象とする年少扶養控除33万円と16歳から18歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ分12万円を廃止します。控除廃止等の影響は、所得税で2011年1月から、住民税で2012年6月から増税となってあらわれてくるわけですが、本市における増税における新たな課税世帯はどれだけ生まれてくるのか、お尋ねします。

そして、保育料の負担増への連動についてであります。子ども1人当たり33万円の控除がなくなるということで、所得税の発生する世帯では税率5%で税額1万6,500円アップいたします。本市保育料徴収基準では1階層ないし2階層上がり、月額保育料負担が最大8,000円上昇するのではと推測いたしますが、いかがでしょうか。また、住民税非課税世帯が課税となれば、住民税は税率が一律10%でありますので3万3,000円増税、基準からいけば3階層上がり、月額1万1,000円の保育料負担増となります。子ども手当の効果が保育料負担増にて薄れていく、私はこのように感じておりますが、影響についてお尋ねします。私立幼稚園就園奨励費補助金についても税額

が基礎となり算出されております。どれだけの世帯が影響を受け、年1度の支給であると認識しておりますが、最大幾らほど減額となるのか、お尋ねします。あわせて、医療費の負担限度額にも住民税が新たに課税となることで大きく影響してまいります。この点もお尋ねします。

税制改正の2点目として、国の租税罰則強化の動きについて見解を伺います。本件はもちろん所得税法等の一部を改正する法律案に盛り込まれているわけで、課長に伺うのは筋違いの部分があるかもしれませんが、今後、地方税との絡みが出てくる可能性も否定できません。よろしく答弁をお願いいたします。

そもそも税法は、国の課税権の乱用から納税者、国民の権利を守ることを重要な目的としております。したがって、一般の商取引や知的犯罪、金融犯罪などに対する罰則と同列に論ずるべきではないと考えます。ところが、資料によれば、罰則強化の例として脱税犯、無申告犯、源泉税不納付犯等に対する罰則を現行の倍以上に引き上げようとするほか、無申告脱税罪、不正還付未遂罪の創設など、これまで行政罰として過少申告加算税や重加算税等を行ってきたわけでありますが、この制裁と合わせて二重制裁となる危険性を持っております。今国会で審議されており、早ければ今年6月以降適用ともなるわけで、看過できるものではありません。見解をお尋ねします。また、この動きが地方税関連に影響を及ぼす今後の可能性についてもお尋ねいたします。

続きまして、地図混乱地域の環境整備についてお尋ねします。

まずもって前山墓地、通称、墓山について財政課長がお答えいただけるのとことで、よろしくお願いいたします。私は、過去のいきさつはいろいろあったといたしましても、地図混乱地域は早急に解決を図らねばならない問題と認識しております。

最初に確認しておきたい点は、本市における同地域がどれだけ存在しているかという点であります。その点を伺います。前山墓地一帯が地図混乱地域と伺っておりますが、ほかに大規模な地図混乱地域はないのでしょうか。

2点目に、その地域の地籍調査の予定は。また、その手法についてお尋ねするものであります。

本市は現在普通財産の売却等も含め積極的に取り組んでいる点は評価するところでありますが、今後、地図混乱地域を調査、境界確定などを行っていく中で、市の財産としなければならない箇所も出てくると思います。

そこで3点目にお尋ねします。前山墓地の場合、主要道路、階段については市管理地として位置づけ、環境整備は必要ではないでしょうか。多くの市民、墓地所有者から階段の整備、手すりをつけてほしい、雨に土が流され道から墓地に上がれないなど、話も伺っております。この点について答弁をよろしくお願いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。山崎龍太郎議員さんの中期財政計

画についてのご質問と、地図混乱地域の環境整備の中で、土佐山田町の前山墓地の現状等につきまして私のほうから答弁させていただきます。

まず、中期財政計画は、平成18年12月に合併した後、5カ年計画として計画しております。計画の推進管理、検証は適時行われてきたかというご質問でございますが、基本的には、いつこういう検証とかいうようなものは文書化されておられません。ただ、予算編成時におきまして、中期財政計画の当該年度に盛り込まれていた事業かどうかというような確認を行うとともに、歳出総額を計画の範囲内に抑えるように努力してきております。また、決算におきましても、毎年度収支状況等の確認はしております。これをすべてマニュアル化したような計画はございません。

次に、2番目、市債管理の適正度についての認識、また、保育、庁舎建設後の水準維持ということでございますが、市債管理の適正度につきましては、財政指標で見ますと、平成20年度決算に基づく実質公債費比率は15.3%で、起債許可団体となる18%を下回っており、適正な水準であると言えます。また、公債負担比率では20%となっております。財政構造の硬直化が進んで危険ラインとされている20%と同じ数値となっておりますが、この数値におきましても年々徐々に下がってきており、改善されております。また、地方債現在高につきましては、市債の発行額の抑制により徐々に下がってきている状態です。このようなことから私どもとしましては、市債はこれまで適正に運営管理されていると認識しております。

次の、また、保育、新庁舎建設後においてどうかということでございますが、その後におきまして地方債の現在高は庁舎建設に伴う合併特例債の借入額が大きくなる平成23年度をピークに徐々に減少していくというふうに思っております。また、実質公債費比率及び公債費負担比率の各指標については、普通交付税の合併算定替え適用が平成33年度に一本算定となることと並行しまして、合併から10年たった次の年、平成28年度から各指標とも徐々に悪化していくことが予想されておりますので、今後さらに市債の発行額の抑制も含めた管理運営を行うように努めてまいりたいというふうに思います。ちなみに、地方債現在高が平成23年度で187億円とピークになっておりますけれど、これは先ほど申しました庁舎建設、いろいろな部分をお借りして、この借り高がピークになります。その後、据え置きしまして実質公債費比率が必ずしも悪化する大きな理由としましては、指標算出の際の分母となる数値、いわゆる分母となる数値における普通交付税の割合が大きくなりますので、合併算定替え適用が平成28年度から5年間で段階的に縮減されます。そうしたような傾向で最終的には平成33年度より一本化になり、現在の分よりも10億円は減少するんじゃないかというふうに考えております。最終的にどれくらいのを検討しておるかということでございますが、平成22年度では借るお金が30億円ぐらいでありますけれど、最終的には平成27年度ではその半分の15億円、そして平成32年度では10億円というような、計算上の数値はありますけれども、これはまだ次の段階では具体的な話になってこようかというふうに考えており

ます。

次の歳出抑制からか計画以上の結果が基金状況にあらわれている、現在までの経過について見解をとございますが、これにつきましては、中期財政計画では平成19年度から歳入不足に陥り、その不足額を埋めるために財政調整基金やその他の基金の取り崩しにより対応するとしておりました。これは三位一体の改革等の部分がありまして、いろいろな悪条件が重なっておるという見通しが報道等、それから我々自身も感じておりました。それは臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が総枠抑制等により徐々に減少していくという、これが大きな予想でございましたので、そういう結果となっております。しかしながら、この予想に反しまして地方財政の厳しい状況が考慮されたことにより、財政状況の厳しい市町村、香美市といったところでございますが、地方交付税が重点配分などにより大きく思惑より増加したことや、議員の皆さん、それから執行部、それらを含めた歳出の抑制に努めたことにより現在のような結果的に基金残高が増加したということになっております。ただ、この部分につきましても、さっきに申しました平成28年度から徐々に交付税が減らされてきますので、最終的には現在余裕があるお金というふうには考えておりません。これくらいのお金は一挙になくなるんじゃないかというふうなことも懸念されます。

次に、次期計画の着手、また現実性のある計画、作成のために事業の選択を明確にしておくというご質問でございますが、ご存じのように平成22年度で今回の計画終わりますので、平成22年度中に平成23年度から平成27年度までの次期中期財政計画を作成する予定でございます。また、作成方法としましては、各課からの費目ごとに各年度の決算見込み額の提出を行った後、ヒアリングの実施や市長の政策を盛り込むことなど、計画期間において優先的に行う事業を決めるとともに、振興計画と整合性を図りながら作成することを想定しております。また、より現実性のある計画となるものというふうな計画を持っております。と申しますのは、次の平成23年度から平成27年度、その次の段階において非常に厳しい財政が見込まれますので、この次の平成23年度からの計画はそういった部分も、将来を加味した計画になろうかというふうに考えております。現在、香美市、通常我々、交付税の計算するんですけど、3町の計算して算定替えと一本算定、両方計算するんですけど、現時点でも大方10億円の差が出ております。これがそのまま置かれますと現時点で既に10億円ないというふうな結果になってますので、基本的に余り余裕があるような財政ではございません。ただ、住民のサービスを低下してこういった結果を招いたというふうには考えておりません。基本的には、できるだけ継続していけるような予算編成はしてきております。

次に、地図混乱地域の、いわゆる通称、前山墓地の現状でございますが、前山墓地につきましては、現時点では利用者の方に管理していただいておりますが市が直接管理はしておりません。ご質問の正面から上がっておる階段につきましても、旧の忠霊塔のあった部分で階段をつけられたんじゃないかというふうに思います。それから、中の通路につき

ましても、途中まで通路があり、途中から個人の墓地の間を通るとかいろいろな状況がございます。北から上がる道、それから西から上がる道、東から上がる道、いろいろなところがそれぞれ昔から使われておるといふ道路形状にされておる状況でございます。どういふいわれで市有地になっておるといふのは、私、実際具体的にはっきりわかりませんが、基本的には市有地というふうにはなっておりますので、何もしないで放置するわけにはまいりませんという考えは持っております。せんだつても山崎議員さんご存じの木の間伐とか、ああいった部分につきまして具体的な事例を検討しながらやらせていただきたいと。中を整備して公園化するという、都市計画では前山緑地と位置づけられておりますけど、そういう計画も具体的にはまだないようでございますので、要望があった時点で検討させていただいて管理、修繕していくのが今の段階では妥当ではないかというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、税制改正でありますけれども、衆議院を通過して現在は参議院を審議中というふうな状況でございますので、まだ当然法としては成立しておりませんので、出ておる法案がそのまま通ればということでお話をさせていただきたいと思っております。

ご質問のとおり平成24年度から住民税につきましては15歳までが廃止、16歳以上19歳未満に係る扶養部分の上乗せ部分12万円が廃止をして扶養控除額が33万円になるという税制改正であります。新たに課税となる人数という点につきましては、課税、非課税の判定は扶養控除の数によって決まってくる。つまり、1人であれば28万円以下、扶養がもう1人、2人の場合には72万8,000円が限度額になります。それ以上を超えれば課税になります。ということは、扶養の控除は減るんですが、扶養者がいれば、その課税状況については課税のまま、非課税、課税は変わりません。均等割の判定額というものは、課税、非課税でございますが、均等割の課税の判定は28万円が基準でありまして、それへ人数がふえればふえる、本人と扶養する人数を足しまして、それへ16万8,000円を掛けたものが均等割の限度額です。その限度額を超えれば課税になります。超えなければ課税になりません。今回の見直し案は控除額が減る見直し案でありまして、非課税の限度額については現行の制度を維持するというふうになっておりますので、新たに課税で発生する方は現在の状況ではおりません。ただ、平成24年になれば当然所得も変わります。今度の税制大綱の中には、生活保護基準がもし変わることがあれば当然限度額も変わってきますので、それによって非課税から課税になる方というものは出る可能性としてはあります。この均等割の制度というものは地方税法あるいは地方税法施行令によって定められておりまして、その中で生活保護に係る地域の級地区分によって（非課税の範囲が）決まっております。その部分が変われば当然基準の限度というものは変わる可能性としてはあります。大綱によればそれにも触れられておりますので、その分について今後どうなるかというものは推移を見守りたいと思っております。

続きまして、保育料等につきましては現在、私のほうでは把握をしておりませんので、承知をしておりません。ただ、所得は変わりませんので、所得割等については影響が出てくるというふうには考えております。

また、罰則の見直し案についてということでございますが、議員のおっしゃられたように脱税犯に係る法定刑の引き上げ等々、かなりの項目の分が新たな罰則規定の強化というふうには所得税法の中で決められておると、決められておるといふか今度の所得税法の中にうたわれておると思っております。それもまだ現在国会を通過中でありますので明確なことは言えませんけれども、ただ、国税について現在罰則規定の見直しが行われておるといふことで、それが地方税にどう反映するかということについては、まだ私どもの考えるところではございませんので承知をしておりません。

それと、大規模な地図混乱地域でございますけれども、私どもで把握しておるのは、先ほど財政課長が言いました土佐山田町字前山が該当するというふうには考えております。ほかにもあるかもしれませんけれども、我々が認識しているのは土佐山田町字前山でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員の税制改正について、保育料負担増、私立幼稚園就園奨励費補助への影響はどうかというご質問にお答えをいたします。

保育料につきましては、税額に応じ決定されますので、現状のままでありましたらご指摘のとおり少なからず影響を受けることが考えられます。ただ、過去の税制改正の例から国の基準も改正されることが予想されますので、それに応じ保育料や補助金額が改正されるようになっておると思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長（田島基宏君） 3番、山崎龍太郎議員さんの質問にお答えいたします。

本市の地図混乱地域の環境整備についてのご質問ですが、私からは、2番目の地籍調査事業の予定と手法につきましてお答えをいたします。

香美市の地籍調査事業は、土佐山田町、香北町、物部町それぞれ現在調査しております。先ほど税務課長のほうから地図混乱地域は土佐山田町の字前山に存在するという答弁がありましたので、土佐山田町に関しまして調査の予定をお答えいたしたいと思っております。

土佐山田町の地籍調査事業は平成13年度から始めまして、杉田、佐竹、有谷、中後入、大後入と調査を行ってきております。今後は、西後入、本村、大平、佐野方面、そして西又方面を調査するよう計画しておりますので、現在、前山につきましては当面地

籍調査の予定は、いつになるかということは明確に予定が入っておりませんのでお答えできない状況でございます。

次に、調査手法につきましてのお答えをいたします。

まず、地図混乱地域のことですが、これは一定の地域で広範囲にわたりまして登記所の公図と現地に対応する位置及び形状等が著しく相違している地域のことだと思われま。この地図の混乱は幾つかの要因が複雑に絡まり発生したと考えられます。例えば、土地の位置、形状が変更されたにもかかわらず、次のような事情によりまして登記手続が行われなかった場合が考えられます。まず、土地改良、区画整理事業が何らかの事情により中断いたしまして登記手続がなされないまま現在に至った場合です。次に、私的な土地改良、区画整理等のように、数人、数十人の関係者の皆さんが事実上、土地の交換をしたり形状の変更を行いました。登記手続がなされないまま現在に至った場合があります。そして、自然災害によりまして地形が変わった後、そのまま土地所有者が任意に区画を定め占有を行い、登記手続がなされないまま現状に至った場合もあります。また、軍用地として強制買収された民有地が境界不明のまま返還されたため、長い年月とともに境界の位置が不明となり、もとの境界の回復ができない場合などもあります。一方、宅地等造成に伴いまして登記手続を行いました。公図と現地の位置が相違してしまっ場合も考えられます。これは造成の中に合筆できない土地とか払い下げのできなかつ法定外の公共物が含まれていたにもかかわらず、これを取り込んで造成して、その区画を従来の土地区画の中に無理やり入り込めるような形で分筆登記を行った結果、そういった混乱を催した場合です。そしてさらに、公図自体が作成当初から現地の位置とか形状を反映してなかつ場合などが考えられます。ほかにもいろいろ事例があるかと思ひますが、自分が知る限りではそういったことが要因になっているかと思ひます。

お尋ねの前山につきましては、私のほうでもまだ調査を行っておりませんので、どういった原因で地図混乱地域になっているかというのは今の時点で不明ということでございます。いずれにいたしましても、前山の一筆地調査につきましては、そういったいろいろなことが伴いますので非常に困難を要することが想像されますので、地籍調査につきましては、いきなり調査に入るといふわけにはいかないかと思ひますので、事前に法務局等で情報収集を行いまして、前山に関しての沿革や地図混乱の原因となつたものを調査するとともに、現地の調査も十分行った上で計画を立てて実施をしなければならないというふうに考えております。ですから、具体的な手法につきましては、そういった原因等の分析、結果を行ったことに基ついて調査の時点で行うことになろうかというふうに思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎、2回目の質問をさせていただきます。

まず、中期財政計画についてですが、三位一体改革のことを課長言われたんですが、

小泉構造改革、地方においても歳入においても大変厳しい措置であったというふうには思っています。全体的に見たら6.8兆円ですか、歳入減をさせたわけで、本市も実際小泉後、持ち直したというふうなところも逆には言えるとも思いますけども、確かに6億5,000万円ですか、計画よりは実際は歳入がふえてますけれども、ただ、歳出のほうは計画に対して17億2,000万円減なわけです。私、この点を問題視しているというふうにとらえてもらいたいと思います。

最初に基金の水準について言われたんですけど、大体予測の範囲の答弁ですが、ちょっと視点を変えて、昨今、国債での資金運用が以前の議会でも指摘されてきてますけども、基金、ちょっと間違ってたらまた指摘していただきたいんですが、利回り自体は0.8%ぐらいでしょうか、国債の利回り。片一方は、公債費の利率は4%以内ということになってるんですけど、実質計算上は1.5%ぐらいですか、そこら辺のところの確認もあわせてしたいんですが。先ほど課長の話で地方債残高についても今後のピークも含めてお示しいただいたところですが、私、基本的には、やっぱり最小限の基金で市債の残高を圧縮して公債費負担を下げていくという方向にもなっていくとも思うんですけども、基金保有高が現在80億円弱と、すべてで。片一方で、地方債のすべてで平成22年度末の予想で190億円でしたか。そこら辺の水準の持っていく方、どういふふうに計画に反映していくのかという点です。それをお尋ねします。

それと、今後の計画の立案に関連しますので伺いたいのは、昨年度から導入しました枠配分方式についてであります。市長は諸般の報告で持続可能な財政運営を行っていくためというふうに申されておりました。今後もこの方式を継続するのであれば、現実性のある財政計画になっていくのかということ、まず1つ確認しておきたいと。

本来、枠配分方式であれば、各課の財政立案能力によって私はどんどん継続性のある新規事業が検討されてくるものと思っておりますけども、新年度新規事業においてもそのところが少ないと感じております。また、結果の検証も行われてしかるべきと考えますが、昨年導入して本年度の政策の検証、その点はいかがであったのか、お尋ねします。

あわせて、この間、地域活性化関連で15億円以上の事業、もう少しあったと思っておりますけども、ハードを中心に前倒しして実施ができました。市単独事業で行わねばならないものもあったわけですが、いずれ国庫補助等を得て行う事業ができたわけでもあると私は考えております。昨年には多子世帯保育料軽減事業、本議会には75歳以上の市営バス使用料無料化の議案も出ております。今後、きのうの質問では外部から来た人の家賃補助も検討していくような話もありました。大変評価はしてますし、前向いて検討いただきたいというふうにも思っておりますけども、私、この際、他市も取り組んでおります、ほかにもソフト関連で地域活性化で事業関係は前倒しできたわけでありますので、ソフト関連で福祉医療費の助成の乳幼児医療費の年齢引き上げ等も、決算状況からも枠配分方式の趣旨から言っても、逆に言うたら担当のほうから提案されてきて

もおかしくないのではないかというふうにも考えますが、枠配分方式であれば各課が、こういう制度を議員さんからも提案があったというときには、やっぱり自分が事業効率よくその事業をやって、余ったというたら翌年度にやるみたいなことは、それが枠配分方式の趣旨というふうに私は思っていますので、ぜひそういう部分も検討される余地が今までなかったのか、また、これからどうなのかということもあわせてお尋ねします。枠配分方式、ちょっともとへ戻りますが、包括予算方式というふうに呼んでますが、限りある財源を効率的に配分する方式であり、各課が自由に工夫、調整などを行い、予算組みが可能になることから各課の自主性を高め、職員のコスト意識を高めるメリットがあるというふうに書かれておりました。この方式であれば、先ほど言ったように節約などで余った予算を翌年度へ持ち越し、新事業を行うなど可能であると私は認識して伺ったところであります。

続きまして、税制改正についてであります。

課長、まだ国会で審議中ということも踏まえまして、もう少しストレートなお答えをいただけたらなど、私見でもいいのと思ったんですが、最初の平成22年度税制改正についての見解を問うということ、これも1つのテーマとして私は課長に答弁いただきたかったわけです。実際1つ、先ほど私が言いました生活費非課税という部分、憲法で最低限の生活を保障されてるわけですが、そこで現在基礎控除が所得税でいって38万円、配偶者控除も38万円、扶養控除も38万円ということで、実際年少の部分ですけれども、それを4人家族でいいますと152万円が所得税における課税最低ラインなんです。それで、総務省の統計では、片一方、1年間で最低300万円は生活するに要すると、そういうように出てるわけですが、そのレベルを今度の税制改正は一気に手当という形で扶養を切っていくという、この考え方自体がどうかということは、ぜひ課長に聞いてみたいんです。私は、やっぱり生活費の部分に対しても税金をかけるという今の仕組みは、ほかの各国と比較しても大変どんどんどん、昔は高齢者控除もありましたし配偶者特別控除もありました。それなんかを、現在も配偶者特別控除はあるんですけれども実際は全然仕組みが違ってしますので、そういうこと的生活費には税金をかけないという基本的な考え方、もしお構いなければお示しいただきたいと思います。

新たに課税になる人数はということ、少し聞き方が私のほうが悪かったかというふうにも思っています。確かに均等割の部分がありますので、課長の答弁もちょっとわかったような、わからんようなところもありましたけれども、実際のところ、そしたら扶養控除廃止、縮小による増税がどうなってくるかということですが、平年度ベースで市民税の税収増は、単純で計算すればですけども、せんだって教えてもらったんですが、今の時点ではゼロ歳から15歳までが3,180人おられると、そして特定扶養の対象の16歳から18歳までの方が692人おられるという数字をもとに粗い計算をしてみました。課税層がどれだけ増加するかという点もありますけど、実際のところ3,180人が3万3,000円、税額でいいますと住民税ふえますので、その市民税分が6

0%、そうしますと、扶養控除の廃止の部分で市としては約6,000万円増収になると。ここまで行かんかもしれないけど、実際のところ非課税の人が均等割になったり、それからまた所得割がふえるという方もおられるかと思いますが、特定扶養控除の場合でしたら12万円控除が減りますので、税額でいったら1万2,000円ふえるということになると692人掛ける1万2,000円の60%ということで、約500万円ぐらいは税収がふえるのではなかろうかということを確認しておきたいと思いますが。税収がふえるということはもちろん課長も認識してと思いますが、その点を踏まえて保育料についてですけれども、幼保の課長のほうは、実際税制改正、過去の例によって、そうであるんなら基準も変わってくるであろうということもお示しされたんですが、これについては市が主体性を持って決めるんじゃないかと、やっぱり国から通達みたいなものがあって保育料の基準は変わっていくのか、その点を少し確認させてもらいたいんですが。

少し保育料を中心に言わせてもらってますので例を挙げて言いますが、給与収入が300万円で奥さんが配偶者控除の対象であると、子どもさんが3歳未満の場合の3人家族と想定した場合、平年度ベースでいいますと、子ども手当で2万6,000円で12カ月、31万2,000円入ってきます。ただ、その方、児童手当を受給しておりましたので、マイナスの12万円、所得税、住民税の増税分が5万5,000円あります。それで、本市の基準でいったら保育料は1階層上がって年間の負担は4万8,000円ふえます、現実のままでは。そうすると、残りは差し引きしますと8万9,000円、子ども手当31万2,000円もらっても効果としては3割弱なわけです。これで、あわせて今後検討されるであろう配偶者控除が廃止されたとなれば、残りが3万4,000円になるわけです、実際、子ども手当の効果は結局支給額の1割となります。そこで、保育料が上昇するという事は、課長も言われてましたけれども保護者負担をふやさない、逆に減らすという部分で市の主体的な部分はどこまで発揮できるのか。税収という部分ではもちろん先ほど申しましたように、ふえてくることは确实であります。ただ、市民負担という部分では、その部分、手当という部分で補充されても実際のところは大きな効果を生んでないという側面も指摘しておきたいと思います。

それと、ほかにも負担増となる部分では、私立幼稚園の就園費補助とか医療費の負担限度額等もお聞きしたんですが、なかなか現在のところでは答弁も難しいと思いますが、これなんかについても医療費の所得割が発生することによって医療費の限度額が少し、3万円何がしやったと思います、非課税の方が。それ以上は医療費の負担は要らないと、たしかそうやったと思いますけれども、その部分なんかの線がどうなっていくのかちょっと気になることもありますが、これなんかも結局国任せなのか。実際、幼稚園の就園奨励費についてでも所得割が3万4,500円前後でかなり大きく推移したように思ってますけど、そこら辺なんかもどうなっていくのか、わかっておればお答えいただきます。

次、地図混乱地域についてですが、階段等については忠霊塔のため階段があったということで、現在ないので、ただ、基本的には市が管理しなければならない市有地というふうな課長の答弁いただきましたので、それを踏まえまして2回目の質問ですけれども、私は、この墓地を修繕することによっての受益者はたくさんおられるというふうに考えてます。せんだって墓参の方、墓参りの方にお会いしたときに、傷みが激しくて階段もこんな状況のままじゃろうかと、手すりもないと。高齢の方でありましたので、階段、私も上ってみましたら129段あります。その方は墓地の移転も考えていると、このままやったら、そういうことも話しておりましたし、実際上のほうへ行ってみますと、かなり移転した跡もありました。市はどうして修繕してくれんがでしようというふうな声もありましたが、私のほうでは、その時点では市の管理地ではないですよというふうなことは言ったんですけれども、実際、下の駐車場のところは土佐山田町の看板が出てまして墓参りに関係のない車の駐車はご遠慮くださいというふうになっておりますので、一般の方は、これは市が管理してるんだらうというふうに思われても当然のことです。石材業者等で調べたのですが、階段はかなり以前よりつくられていたということですが、だれがということについては余り記憶がないということでありました。ただ、忠霊塔の関係等も言われましたので、どう考えても行政が施工したとしか考えられません。その前の合併する前の山田町であったのかもしれませんが、もちろん市の墓地とは違うわけですが、近所にあります市営墓地と余りにも環境が異なるのではないのでしょうか。

道路については、香美市準市道取扱基準にて市道でなくても管理基準を設けているわけでありまして。条件整備を行い、最小限であっても、少なくとも階段や手すり、先ほど市民の方1人とこの間話をしたわけですが、その前からもう何件かそういう話は伺って要望はあります。そのことは伝えておきますが、そういうことも踏まえまして環境整備を行うと考えます。ちなみに財源としては、それこそきめ細かな交付金は効率の高い事業のためには10%国のほうは余らせてますので、そういうのが申請すればどうかというふうに思っておりますが、対応可能と考えますが、再度答弁をよろしく願います。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの2回目のご質問にお答えします。いろいろな質問が2回目ありましたので、抜かしておったら、また。

まず、全体的な中期財政計画のほうでございまして、結果的には歳出が減で余っておるといふか、そういう形にはなっております。ただ、これがさっきも申しましたように住民サービスが低下したというふうには認識しておりません。と申しますのは、旧3町村におきましても行政改革の名のもとに歳出の無駄の見直しとか、いろいろな部分を努力してきております。その結果が、徐々にではありますけれどもこういう結果にあると

いうふうに考えております。

それと、利につきましては、お見込みのとおりそれぐらい、大体1.5%ぐらいの利で、公債費の利はそうでございます。

それと、公債費をどれくらいということでございますが、現時点では、ご存じのとおり庁舎建設につきましても庁舎建設基金を取り崩してやろうという計画を昨年やめまして、借れるだけ借ると、いわゆる体力があるうちに借れるだけ借りましようとしていて現在基金は残しております。そういう手法に現在変えてる。なぜならば、最終的に、申しましたように歳入、交付税、そういった部分がなくなってきたときに何を一番先にしなければならないかと申しますと、いわゆる何でも使える一般財源、それを確保しておかないと予算編成そのものも成り立ちません。ですから、そういうふうな方向転換は十二分にあり得るということで昨年に変えました。

それから、枠配分につきましても、そもそも枠配をなぜ導入したかということでございますが、基本的には先ほど言いました国の三位一体改革によりまして負担金とか補助金が減少しておると、これはもう事実でございます。それで、公立保育所の運営費負担金とか老人ホーム保護負担金、これらは基準財政需要額、いわゆる交付税に算入されました。ということは、目に見えてないわけです。ですからそういった部分があります。それからまた、平成18年度、合併した当時の実質単年度の黒字が3億3,000万円余りありました。しかしながら、次、平成19年度には9,000万円を超える赤字となりました。というのは、単年度では赤字になってきておるわけです。そういった部分がありまして、いわゆる見直しをかけなければならないだろうということで枠配を導入させていただきました。行政サービスの水準を下げずに財政運営をしていくことが基本的には困難な状況が生まれてくると。そうしている中で、安定した財政運営のために使途が特定されない財源である一般財源をどれだけ確保できておるかということが今後の課題になります。ですから、そういった枠配の部分をあえて導入していきました。いわゆる幾ら使っても運営が成り立つような状況ではございません。実際のところ、今のところ目に見えた積み立てたお金はございますけれど、これが全部が今後残るという状況ではございませんので枠配を出されていきました。結局これは予算編成につきましても市長通達で出しておりますけど、まず、策定された行政改革大綱、集中改革プランの早期実行に着手し、事務事業の見直し、事業の優先順位化、繰り延べ等も考えながら次年度の予算に反映していかなければならないと。その中で、予算の要求につきましては各課では十分に議論を深め、財源の確保に最大の努力を努めて、歳出につきましてはコスト意識を持ち実効ある予算に努めてくださいというふうなことで市長通知を出しております。

枠配につきましても、その導入の成果とかという部分につきましては、具体的な数字には基本的にはあらわれてきておらないというふうに考えております。というのは、意識の持ち方です。今までこういった措置を余りとらない関係で、いわゆる吟味の部分が少

なかったんじゃないかというふうにございます。これは締めつける枠配ではございませんので、いわゆるこれはどうしてもやらなければならないと、補助金絡みでなくてもやらなければならない部分については、担当が十二分に説明していただければ続けてきておりますので、今後ともそういった考え方をしております。

それから、いわゆる国の補正でつきました経済対策の部分につきましても、起債事業とか補助金事業が当たらないものを先に優先的にさせていただきましたので、基本的には補助金からの乗りかえとかということにつきましては少ないというふうに考えております。

それから、ちらつときのうの答弁で申しました家賃の補助につきましても、これはいわゆる担当課の話の議論の中で出てきておりますので、これがひとり歩きをされますと非常にまずい結果になります。なぜこういったことを申したかと申しますのは、いわゆる同じまちづくりをしても人は集まりませんよという考え方の中で、特徴ある香美市をつくって外部からの人に入ってもらいたいというふうな考えのもとに私の意見として述べさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

それと、非常に申し上げにくいんですが、前山の墓地の関係でございますが、基本的にはどういったいきさつで市の土地になっておるかというのは私、認識しておりません。ただ、市の土地である事実は間違いなく、そのとおりでございます。それで、中の遊歩道というか、参拝する道路を整備するとか階段を整備するとかというようなのは、今、具体的には持っておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、いわゆるお墓参りに来る方がのうよう使えるような状況にはある程度していかなければならないと。ただ、前の駐車場がどういういきさつでできたかという部分もまだちょっと調べておりませんので、その関連につきましては、具体的な話があればその時点で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをします。

まず、税制改正についての見解ということやったと思います。

まず、地方税につきましては、見解としては、見解といいますか考えるところでありますけれども、収入があればそれ相当の負担をしていただくというのが税のあれではございます。それで、市税につきましては、市を運営するのに必要な財源であると考えますので、法に従って適正な課税を心がけたいと思います。

それと、収入、市税の増でございますけれども、先ほど議員が申しました数字は多分全数やと思います。非課税の方、均等割の方の分も入ってると思います。その分をのけますと、15歳までが2,288人おいでます。16歳から19歳未満の方が575人おいでます。それを住民税に当てはめると約8,200万円、市民税のほうは60%でするので約4,900万円の増になります。これはあくまでも現在の数字ですので、ただ、

人口動態といいますか、人口分布を見ますと、今後、平成24年のときにどうなっているかというのを見ますと、そんなに数が変わりません。多少人数が減るかなというぐらいですので、人口動態を見ると、その特定については同じような数が出てきやせんかなというふうに想像はしております。2年後につきましては、その程度のことしか言えません。年齢はだんだんだんだん下がるに従って今減少の傾向にありますので、扶養人数も減少する傾向にはあるというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えします。

保育料の決定についてはということでございます。

保育料の金額につきましては各自治体で定めることになっておりますが、その決定の算定の基礎につきましては、周辺自治体と余り違いのないよう、いわゆる均衡の原則に従いまして国の基準に基づいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の税制改正による医療費負担限度額への影響についてのご質問にお答えをします。

医療費の負担限度額については、所得額によって段階が振り分けられますので、所得税額を求める控除の廃止、縮小について影響を受けるものではないというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎、最後の質問をさせていただきます。

財政課長に1点、現時点では借りるだけ借るということで、どんだけのスパンを考えてそういう方針になって、先ほどの前段の話では起債の部分を最終的にどんどん落としつつ、最後10億円まで持っていくというふうな話をしたんですけど、その方針転換の部分が一財確保という視点はわからんでもないんですけど、将来の見通しがあってももちろんやることですが、そのちょっと流れ的なものをお示しいただきたいと思っております。

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

う程度で、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。
暫時休憩をいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

私は、今回、教育関係、財政関係の2点を質問をいたします。

それでは、通告順に従いまして、第1点目でございます児童・生徒の表彰条例について、児童・生徒のすぐれた個性を発見し、これを顕彰するため制度化を制定してはどうかであります。

今日の日本では、一昔前には到底考えられなかったような冷酷で残忍悲痛な凶悪犯罪が小学校、中学校によって次々に引き起こされています。日本の子どもたちの様子が最近おかしいと思いたくなるような事象があちこちで起きていますが、幸い本市では凶悪犯罪などは起きてはいませんが、しかしながら、いじめや不登校児童、さまざまな問題が起こっている状況ではあると思います。

そこで、原因といたしまして、今の子どもたちは、家庭、学校、地域で子どもたちが集団で過ごす時間、機会が極端に少なくなっている。例えば、仲間と一緒に遊んでいてもやっていることは一人一人が別々といったような状況であり、これは現代の共同体社会に住む人間に求められる素養、すなわち他人を思いやる心、困っているときにお互いに助け合う心、一つのことを皆で力を出し合っとなし遂げる力不足であり、また、日本の子どもたちは外国の子どもたちに比べて自己中心的で、他人からとやかく干渉されたくない、また、なるべく他人にかかわりを持ちたくないと考える傾向が強いことは世界の青少年調査で明らかになっています。自然の恵みと肌で感じながら生活の糧を得るために汗を流すことの大変さ、大切さを体で知る機会が全くなくなってしまった。余りに便利な世の中になったため、生きるためのやらなくてはならないことをほとんど経験をしないまま大人になる時代であり、子どもの育つ環境や状況の変化が最近、子どもをめぐってさまざまな問題の発生の原因であろうと思います。知、徳、体と言われる、子どもが、社会人として真っ当な人生を歩むことができるように、人として当然備えていかなければならない先人たちから伝えられた膨大の量の知識、多くの人に支えられ、また、お互いに助け合いながら生きていく上で求められる徳目、そしてすべての基礎となる体力をバランスよく身につけることが何より重要である、そういう意味で言われる知識偏重型のテクニックにだけ走る受験勉強だけが教育の本筋から考えて決してよいものでは

ないと考えます。人間として豊かな教養、精神性を身につけ、集団の中で他の人々と協調し、協力しながら事をなし遂げることができる力、そしてそれらの活動を支える健康な体をつくることが大事であり、そして子どもの個性を尊重し伸ばすこと、すなわち一人一人の子どもの能力、得意分野の見きわめ、それを引き出し育てること。人間の価値や尊厳は能力だけで決まるものではなく、人間としての生きざま、すなわち物の考え方、生活態度、社会のかかわり方などによって総合的に決まってくると思います。

私なりの考えを申し上げましたが、健全に育てるためには、しかるより褒めろと言われる。しかられることは当人にとって決してうれしいことではなく、場合によっては反抗心を助長することもあります。逆に褒められるということは悪い気がしないし、褒められたことも自立、自戒につながっていくであろうと思います。そこで、私は、教育の荒廃が伝えられている今日、児童・生徒のすぐれた個性を発見し、これを表彰する条例を制定してはどうかということで提言するものでございます。これにつきましては、通告にも5点ほど出してありますが、これは先進地があります。栃木県の某町で昭和63年に条例を制定しており、同町の表彰条例の内容は、通告しておりましたように、1に努力賞、学校生活に努力の跡著しい者、2に奉仕賞、社会または個人に奉仕している者、3に親切賞、弱い者を助けている者、4に体育賞、スポーツにすぐれている者、5、学芸賞、学芸にすぐれた者、5種類でございますが、あといろいろとあろうと思いますが、これは小・中学校を対象にいたしまして、卒業までに1人1回、賞状とメダルで表彰しているものでございます。これは校長が教育委員会に上申をいたしまして、教育委員会が町長に内申され、学期末には町長が学校に出向き表彰を授与されているようでございます。1人に1回に限定するか否かは別といたしまして、人間はだれでもよい面を持っているもので、その面を伸ばすことが健全育成に効果が大であろうと考えますが、こうした表彰条例を制定することをいかがお考えか、所信をお伺いいたすところでございます。

続きまして、第2点目の公用車の小型化についてであります。この件につきましては、平成20年に、第4回でございますが、織田議員さんからの公用車の見直しで質問をされておりますが、私も省エネの観点から公用車を小型化すべきではないかという問題で質問をいたします。

戦後の日本は資源を輸入し、それを加工、製造して輸出し、今や経済大国と言われるに至っていますが、その根幹は安く輸入した石油に支えられてきたものであります。しかし、最近の情勢は今までのような状態での推移が厳しい現状であります。すなわち経済成長の根幹をなしている石油は有限であり、価格は暴騰し、加えて円相場により大きく変動しています。このようなときに当たり、石油の消費量を節約することを考えていかななくてはなりません。そこで、本市に現在何台の車があるか否かは調査しておりませんので詳しくは承知しておりませんが、これは織田議員さんに了解をいただいておりますので、平成20年9月現在、織田議員さんの調査では、市の全車両、合計114台、

うち普通車38台、軽自動車66台、マイクロバス及びトラック10台であったようですが、1年と5カ月たっていますので変動はあると思いますが、たまたま市の車を見かけるときがあります、定員5人乗りの1,600、1,800ccの車に1人か2人か、多くても3人であり、定員が満度に乗っているのを見たことがないのであります。また、10人、15人が出かけるときはマイクロバスで出かけていると思いますので、1,600、また1,800ccなりの車は更新の都度に軽自動車に切りかえるべきではないかと考えるところであります。そうすることによって車代、自動車税も安く、さらに燃費の削減がされ、市の財政にも寄与するところも少なくないと思いますが、そこで次の点をお聞きいたします。

第1点目でございますが、公用車の乗車効率とでも言いましょうか、走行するときに定員に対し何人乗っているかの実績について調査されたことがあるか、あれば数字をお示しいただきたいと思っております。

第2点目でございますが、一般市民の間にも経済性を考え、家庭経済を守る上からも普通自動車から軽自動車に切りかえている動きが顕著になっております。市においても健全財政を考えると軽自動車に切りかえるべきだと考えますが、その点をお聞きいたします。

第3点目でございますが、普通車と軽自動車とでは燃費は相当の差があるはずであります、本市所有車の年間平均走行キロを計算し、1台当たりどれだけの差が出てくるか、以上3点を質問をいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山本議員の児童・生徒の表彰制度の制定についてというご質問にお答えをいたします。

児童・生徒に関する表彰制度については、現在、市教育委員会で整備されたものはありません。県教委には高知県児童生徒表彰規則や、ほめる教育の実施基準というものがあり、県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒であって、善行、ボランティア、芸術、文化、スポーツ、その他の活動において、ほかの児童・生徒の模範となる活動や功績が顕著な個人や団体を表彰したり記念品を贈呈するなど、その努力の成果をたたえる制度があります。それぞれの校長から市教委を經由して県教委に推薦書を提出いたします。市教育委員会で児童・生徒に関する表彰制度を設置する計画予定は現在のところありませんけれども、議員の言われますように人はそれぞれよい面を持っており、その面を伸ばしていくことが子どもたちの健全育成に効果があると考えていますので、今後とも県教委、各種団体や企業等のいろいろな表彰制度を活用しながら子どもたちの成長に努めていきたいと考えています。また、子どもたちの自尊感情を高め、お互いのよさを認め合う取り組みは各学校で積極的に行っています。何とか賞という形ではありませんけれども、学級や学年、全校集会等でお互いのよさを、そして具体的な姿をできるだけ多く取り上げていくことが大切だと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山本議員さんの公用車の小型化につきまして答弁させていただきます。

まず、1点目の公用車の効率を考え定員を調査しておるかということですが、公用車の運行するごとに定員に対して何人乗っておったかということの調査した実績はございません。公用車の運行につきましては運行日誌によって管理しておりますが、その中には、使用者名、行き先、使用目的、使用時間等々だけでございまして、乗った人数については記載をするようにしておりません。

それから、2点目の経済性を考え小型車に切りかえるということですが、先ほど平成20年当時の台数はバスも含めた台数を申しておりましたが、平成21年4月1日現在、これは普通車と軽自動車だけでございまして、普通車におきましては57台、軽自動車69台の126台を所有しておりました。その間に平成21年度で廃車したものが普通車5台、軽自動車12台、それから次に、購入したものが普通自動車で2台、軽自動車18台でございます。それで、平成21年2月末現在におきまして普通自動車が54台で軽自動車が75台で合計129台というふうになっております。それで、軽自動車におきましては6台増、普通自動車につきましては3台の減というふうな結果になってきております。基本的に財政課としましては、自動車でございますので車検を受ける時期が2年に1遍とかいうふうに参加しますが、その中で、購入後、経過年数が10年以上の車両または10万キロ以上の車両について車検時に廃車するかしないかというような検討を行いまして、基本的には10年以上は廃車していくという方向で現在行っております。今、確かに4月におきまして126台が2月で129台とふえておりますが、これはさきの経済危機対策交付金事業におきましてかなりの車両の入れかえを行いました。これで新しく車体が変わりましたので、今後におきましては徐々に減になっていくというふうに考えております。基本的には軽自動車の優先的な購入と。ただし、事業課におきましては普通自動車がどうしても必要であるという課もございまして、すべて軽自動車にかえることはできないというふうに考えております。

次に、普通自動車と軽自動車の燃費に相当の差があるはずということですが、

1台当たりの差というのは、これは非常に具体的にはお答えしにくいんですが、平成20年度、公用車の稼働状況の調査をしまして、4月から9月までですが、これに基本的に基づいて消費燃料について考察してみました。まず、調査対象車両としまして、軽自動車64台、普通自動車46台でございます。それで、全体の消費燃料としましては、総走行距離が軽自動車で20万4,879キロ、それから普通自動車で12万2,640キロ、合計32万7,519キロを乗っておりました。次に、リッター当たり燃費におきましては、これはようパンフレットとかに載ってますけど、10.15モード走行でどれくらい走るかということですが、今一番大きいエッセという車両で

ざいますが、これがリッター22キロ、ADバンで16.2キロでございます。それを当てはめまして計算しますと、軽自動車で22キロで走ったとして消費燃料として9,313リッター、普通自動車で16.2キロ走りますので7,570リッター、両方で1万6,883リッターというふうな計算上、数字が出てきます。それを基本的に順番に置きかえていきますと、半年分で軽自動車を走行距離で割りますと3,201キロ、普通自動車が2,666キロ、これ平均走行でございますが、になります。それに燃費を当てますと、消費燃料が146リッターと、普通自動車は165リッターというふうになります。これを年間当たりに換算しますと、軽自動車の平均走行距離が6,402キロ、リッター22キロと想定しますと291リッターで3万6,378円となります。普通自動車におきますと5,332キロ、リッター当たり16.2キロ走るとしまして329リッターで4万1,143円となりまして、基本的に普通自動車に比べまして軽自動車のほうが1台当たり4,766円の燃料費が安いというふうな、机上の計算でございますが、そういうふうになりました。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。2回目の質問をさせていただきます。それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございました。

表彰条例につきましては、県のほうではやっておられるということで、香美市におきましても、こういう表彰という条例はなくても、さまざまな面で模範となる子どもたちにはやはりしてるということで、これは香美市におきましても少子高齢化が続いておりまして、人口減少が続く中でやはり香美市の将来を担う子どもたちはどうしても育成していかななくてはならないという観点から、こういうような例もぜひ取り入れていただきまして、子どもたちが希望を持ったとにかく方向に進んでいかななくてはならないと思えます。

また、いじめとか不登校とかいろんなことの問題は、これはどうしても解消できなく、年によってはさまざまな問題を起すこともあろうと思えます。いじめ、不登校につきましては、やっぱりストレスがたまってそういう問題を起す子どもたち等もあろうと思えます。そういうものに対してはやはり何かこう集中させて、例えばスポーツをやらすとかいうことで、いじめに遭う者につきましてはスポーツをやることによって集団で行動するということでそのいじめに対しての力も私がついてくると思えますし、また、いじめる側も何か集中させるということが一番教育にとって大事なことであろうと思えます。そういうことで、週末とか冬期休暇などにおきましては、子どもたちが集団で行動する機会をやはりこれは社会がつくっていかなくてはならない問題であろうと思えます。そういうことによって、例えば先ほど言いましたがスポーツクラブ、ボランティアとかいうことも参加してみんなで協力し合うという、助け合うというやはり体制をつくっていかなくてはならないと思えます。そういうことで、教育委員会も大変であろう

と思いますけど、やはり将来を担った子どもたちを育成していくためには格段の努力をしていただくようお願いをいたしたいと思います。それぞれの前向きな学校課長から答弁をいただきましたので答弁は要りませんが、私の最後の意見として、ぜひご尽力をいただきたいと思います。

それと、小型化について、さまざまな数字等も出すようお願いしたところ、大変難しいことであったと思いますが、それぞれ財政課長のほうから答弁をいただきました。将来的には、やはり市の財政運営をするためには健全財政をどうしてもしていかなくてはならないということで、今の軽は結構大きくなりまして室内でもゆったりとした状況になっておりますので、別に1,600、1,800でなくても軽にかえていくことは可能であろうと思います。先ほども言いましたように、事業課はどうしてもそれは必要であろうと思いますが、それなりにまた切りかえていくべきであろうと思います。そういうことで、今現在、普通車が54台ということでございますが、今後、軽四にも徐々に切りかえて健全財政をしていただくようにしていただきたいと思いますが、今後その辺をどのように考えているか質問をいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山本議員さんの2回目の質問にお答えします。

基本的に、まず物理的に1年、来年、新庁舎ができたときに香北にあります地籍調査、林政、健康づくり等々が本庁へ配置になります。それと、南庁舎にあります生涯学習、学校教育、幼保支援課等が入ってきます。トータル、現時点で本庁の中、いわゆる今の状態の時点で48台公用車があります。それと、今度、南の教育委員会から9台、それから地籍、林政、健康づくりで21台車両がございます。トータルで79台の公用車になります。現在、公用車の駐車場として確保できておりますのは、その北にある28台分しかございません。と申しますと、物理的には置けないという状況が生まれてまいります。そういった意味で、先ほど申し上げましたように基本的に、いわゆる事業課以外の課につきましては一元化管理するとともに廃車していくという方向で検討しております。

それから、当然燃費につきましても、先ほど申しましたように公用車購入のときには排ガス基準の75%低減レベルを認定をしておるとか、平成22年度燃費基準のプラス25%を取得しているものでないといけませんよというような仕様書で購入しております。ちなみに現在、普通自動車の20%を軽自動車に変更した場合は7万6,759円、普通乗用車の50%を軽自動車にかえたら10万9,610円の経費の削減というふうな、これも机上の計算でございますがなっておりますので、基本的には、まず廃車を、公用車を減らしていくと、減らして軽量化していくというふうな計画をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山本芳男君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、環境関係についてですが、本市は物部川源流域に広がる緑が豊かで、山、川、平野を含む四季折々の季節感を楽しむことのできる自然環境に恵まれたまちであると感じます。また、観光、レクリエーション資源につきましても、あらゆる場所に自然そのものが残る美しいまちであると感じます。しかし、一部のマナーの守れない人々による空き缶などのごみのポイ捨てにより、その美しい景観が台なしになるのではないかと考えます。そういったことも含め、本市では市民、事業者、土地所有者等と市が一体となって廃棄物の散乱を防止するため、地域の環境美化及び快適な生活環境の保持を図り、清潔で美しいまちづくりをする目的で環境美化条例を制定され、住民とともに環境美化を進めていくことを示されているのではと考えます。私自身、この3月、川干時期に河川の風景を見る機会があり、空き缶や空き瓶、また三輪車や幼児の自転車等が散乱しているのを見たとき、ごみのポイ捨てというより不法投棄ではないかと感じるのも目にしました。また、市内各地域や場所に不法投棄、ポイ捨て禁止の看板が多いなど感じているのは私だけでしょうか。そういった視点から環境美化に関する質問を3点お伺いします。

1点目は、不法投棄の現状とその対応についてはどのように行っておられるか。また、このたび不法投棄監視カメラを3台設置されたが改善されたのかどうか。また、今後どのような取り組みを行っていかれるのかお聞きします。また、環境美化事業におけるこれまでの取り組みと今後の進め方についてはどうか。

次に、南海地震対策についてですが、学校施設、公共施設等の耐震事業は順次計画、実施されており、大規模災害時において災害対策本部となると思われる新庁舎の建設に取りかかったことは大変意義のあることだと思われれます。また、防災計画書にもある被災されるであろうと思われる方々の食糧の購入や備蓄を行うなど、住民の安全と安心を確保する施策を行っているのではないかと思います。大規模災害時において常備消防、消防団、行政機関等の活動については恐らく限界があるのではないかと考えられます。災害時、直後の避難や被災者の救助等には自主防災組織の初動活動が大変重要であり、また、障害者、ひとり暮らしの高齢者、病人などの防災弱者には、自主防災組織の活動が必要不可欠であります。地域力、住民力をベースとした自主防災組織の設立が香美市にとって防災活動の重要な柱の一つとして考えますが、自主防災組織の設立されていない地域等についての今後の設立に向けての取り組みについては。また、今後、新たな自主防災組織設立に向け、既に組織を設立された地域の中でも活動を積極的に行っている人材を活用することも検討すべきであると考えますがどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 14番、島岡信彦議員さんの環境についてのご質問にお答えいたします。

まず、不法投棄の現状と対応についてのご質問であります。

不法投棄は、一般的に人目につきにくい時間と場所に証拠を残さない形で行われていて、家電4品目などの処理困難な廃棄物をがけや谷間などの回収困難な場所に投棄するということであり、一たん不法投棄されてしまうと多くの時間と費用を費やし処理しなければなりません。本市においても以前から不法投棄を含めた環境美化パトロールを職員によって行っておりましたが、広い市域をカバーするような十分なパトロール活動はできておりません。住民などからの情報があった現場を重点的に確認するといった状態が続いておりました。不法投棄問題を解決していく上においても積極的に現状把握を行うことが大切であることから、今年度より県の緊急雇用事業を活用いたしました委託事業により定期的な環境美化パトロールの実施と不法投棄物の回収についても順次行っております。また、不法投棄物の処理につきましては、今年度は県の不法投棄物回収処理事業を活用し、物部町地域の道路周辺の不法投棄物及び市一般廃棄物処理場保管の家電4品目の処理を行いました。

次に、不法投棄監視カメラの設置についての取り組みであります。

市内における監視カメラは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を利用し、昨年11月に山田、香北、物部地区に1台ずつという計画をし、3基購入しております。同時にカメラを適正に使用するため、香美市不法投棄等監視カメラシステムについての運用要綱を制定いたしました。また、同時期に環境省の地方補助事業によって貸与された1基を山田地区に今月末を期限として設置しております。貸与されたカメラにつきましては、市で購入した3基と同様に運用要綱を適用して稼働させております。カメラの設置につきましては、各地区の住民及び職員などから情報をもとに選定し、事前に土地所有者の許可と周辺自治会の了解を得た上で行っております。現状の運用につきましては、運用要綱を制定してから間もないということで、人権などへの配慮が必要かと考え、違反ごみ投棄者へ撮影映像を持つての直接的な指導は行っておりません。しかし、すべての地区のカメラ設置箇所でごみ投棄状況に改善兆候が見られ、抑止だけでもある一定の効果があることを確認いたしております。今後は監視と記録をより効率的に行い、必要性が認められる場合は指導を行うなどし、不法投棄、違反ごみのさらなる削減を目指すよう努めてまいります。

次に、環境美化についての取り組みについてであります。

本市では、市民、事業者、土地所有者と市が一体となって地域の環境美化と快適な生活の保全を図り、清潔で美しいまちづくりを進めていくために環境美化条例を制定しております。環境美化を所管する本課といたしましても、空き缶等ポイ捨てや飼い犬などのふん害問題を改善するため、毎年恒例の土佐山田町地区一斉清掃を初めとし、職員による環境美化パトロール、ポイ捨て禁止など各種啓発看板の設置や市民への無料配布、広報等での啓発運動を行っております。また、さきに述べました県の緊急雇用事業の中でも活動の柱の一つと位置づけ、ポイ捨てごみの回収や違反広告の撤去なども行ってお

ります。島岡議員におかれましては、常日ごろよりごみ収集ステーションの違反ごみの分別作業、また児童公園の草刈りをボランティアで積極的にやっただけでなく、環境美化につきましては、行政による規制や取り締まりだけではなく、こうした市民によるボランティア活動が大切だと感じております。今後につきましても清潔で美しいまちづくりの実現のためには、私たち一人一人が身近な環境を大切にすることをもちながら行動することが大切であると考えますので、市民とより一層協働しながら取り組みを推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 島岡議員の防災関係、自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

島岡議員が自主防災組織の大切さを今ご質問の中で言われました。そのとおりでありまして、自主防災組織の設立は防災行政の中で非常に大事なことでございます。現在、香美市が約50%の組織率でございます。自主防災組織の設立につきましては、これまで行政連絡会とか各地区自治会長会での説明、それから地域に出向いての説明会や座談会などで啓発を行い、また、地域でキーとなる方への働きかけなどを行って組織していただくことに努めてまいりました。引き続きこのような活動はしていきたいと思っておりますが、高齢化や過疎化など結成が難しい状況も出てきており、新たな対応をしなければならない段階となっております。今後、未結成の自治会に対しては手紙での働きかけなどもあわせて行い、また、ある程度広域での組織を考えるなど、結成しやすい形を模索していかなければならないと考えております。

そしてまた、ご質問にありました設立に向けて組織の中で積極的に活動を行っている人材を活用すべきではないかというご意見、ご質問をいただきました。設立のための説明会など、そういう場で例えば訓練に当たって先進的訓練をしている組織の人にお話をさせていただくとか、大きな地震を体験された方のお話をいただくとか、そのようなことを考えていくことも大事なことでございました。これらのことにつきまして、また、平成22年度に発足予定であります自主防災組織連絡協議会でいろいろ組織同士の情報交換や互いの関与も行われることになっていきますが、そういう中で人材活用の方法なども話し合い、ご意見をいただいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、2回目の質問。

環境課長、監視カメラのデータですが、監視カメラを3台設置されてデータは、自分が思うのは、やっぱり住民力とか地域力、行政のやることにはもう限界があるので、その監視カメラを地域の方々に見てもらって、指導員とか市長から任命をいただいて、そのデータが個人情報絡みがありますので見れるようにして、直接警察とかそういうの

じゃないしに、地域の中でその人らをチェックできるような体制をとっていくことが大事じゃないかと思います。今、確かに緊急雇用対策で不法投棄に対する後の処理については、平成23年か平成24年ですか、緊急対策で片づけておられると。平成23年度の緊急対策、雇用対策が終わった場合、だれがすると言うたら課員とか、そういう形になったときに行政では手の届かんところを住民力とか地域力によって高めていくことが大事やと感じます。やっぱり防災にも言えることです。これから行政の手の届かんところを地域とか住民力、人づくりによって地域の不法投棄には地域の者が目を光らす、地域の子どもたちは地域で見守る。まさに地域と住民が一緒になってまちづくりを進めていくことが一番大事でありますので、そのカメラのデータについてそこで確認して、その不法投棄がなくなったら違うところへ持っていくとかという形の事業展開をすることが大事だと思いますが、その点をもう一遍。

それとあと、環境美化活動について、事業については課長のほうから一斉清掃とか環境美化の看板の設置とかという形をとられておるといっていますが、やはり看板ばかり、不法投棄禁止、ポイ捨て禁止、余りにも多過ぎて、そういった住民を巻き込んだ事業展開ということも考えていかれるべきではないでしょうか。自治会同士でそういう環境美化活動をする方に何らかの予算を計上するとかいうことはできないものか、その2つを。

あと、防災課長に、僕の言いたいのは、昨日の新聞でもチリ沖の地震で県が避難勧告出して、海沿い地域は結構自主防災とか避難所への事業が進んじゅうという過程の中で避難勧告したけど、集まった人はたったの5%。やはり自主防災組織があるにもかかわらず、自分の命の大切さ、勧告されても5%しか集まってないということは、設立した後、今度また設立してない地域もありますんけど、そうやって積極的に行いゆう、防災組織を設立しゆう中でも一生懸命やられゆうところの人材をアドバイザーとして、コーディネーターとして、推進役として、このたび連絡協議会を立ち上げるということで、その中で選んで、そういう人たちをリストアップして地域の中へ入ってもらおうとか。設立しちゅうところへも積極的にこんなことしましょうということが、やっぱり命の、5%という数字ですので、それを生かすにはやっぱり進化させていくということ、進めていくということが大事やないかと思います。もう1点、その点だけ。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 島岡信彦議員さんの2回目のご質問の監視カメラのデータにつきましてのご質問です。

このデータにつきましては、香美市不法投棄等監視カメラシステムの運用に関する要綱の中でうたわれておりまして、第7条に書いておりますが、画像の取り扱いということで、「監視カメラシステムにより撮影された記録画像を取り扱うことができる者は、管理責任者及び取扱者に限定する。」とうたわれております。それとあと、その分析及び消去についても担当職員が行うということですので、それを第三者の方に見せて犯人

を迫及するということにつきましては、今後また、個人情報絡みもありますので検討していきたいと考えております。

それと、今現在、県の緊急雇用をいただいてパトロールとか行っておりますが、平成23年度以降には予定が入っておりませんので、それ以降につきましては市の職員等で対応しなくてはならないわけですが、なかなか香美市結構広うございますので、とてもついていけません。そこで、環境美化条例の中で、第3条に「市の責務」ということで、「散乱防止のための啓発を行うとともに、環境美化を自主的に実施する団体の育成を行う」とうたわれておりますので、各種団体に呼びかけまして育成につきまして協議をしていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

自主防災組織につきまして、チリの地震、津波でも沿岸部はほとんど自主防災組織が設立されておりますが、5%というような避難の数字が出ておりました。本当にあれぐらいで済んでよかったのですが、本当に来てみるとどんな津波が来るかわかりませんので、自主防災組織を設立していてもそんな状態であると、本当にそのとおりだと思います。設立していても進化させていくと、本当に命を守っていくという、そういうふうな意識づけをしていかないかと思っております。そして、今ご意見というかありましたが、アドバイザー、自主防連絡協議会でそういう方たちをリストアップしてやっていったらどうかと。なかなかいいアイデアと思っております。それで連絡協でもご意見をいただいて、そのような制度も検討していくというふうにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前 11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎龍太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。

申しわけございません。議長のお許しを得まして、私の午前中の一般質問におきまして、住民税非課税の認識につきまして私の間違った理解のもと3回目に保険課長に質問をいたしました。保険課長には訂正の旨ご理解をいただきましたが、3回目の保険課長に対する質問及び質問に対する課長の答弁の削除をお願いしたいと思っております。迷惑をおかけしました。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） お諮りをいたします。3番、山崎龍太郎君から一般質問の最後の一部を削除したいとの申し出がございました。これを認めることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。それでは、さよう決定をいたしました。それでは、続きまして、一般質問を行います。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石綾子でございます。議長のお許しのもと通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、1点目です。ふるさと納税制度についてでございますが、一昨年にスタートしましたふるさと納税制度ですが、現在までの経過と成果につきまして状況をお聞きします。

高知県への納税は減少のようですが、香美市はいかがでしょう。そして、一昨年に納税をしていただきました方々に昨年はどうに対応されたのでしょうか。次に、今年につきまして、多くの方に多くのご寄附をいただけるよう、よい方策をお持ちでしたらお考えをお聞かせください。

この質問に対しまして、たまたまでございますが、後ろに香美市の関西のお世話役さんの南様がお越しいただいております。私のほうからご紹介をするわけにはいきませんが、本当にありがたいことだと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、教育版地域アクションプランについてでございます。

県の教育委員会は4月以降、市町村教育委員会に対する支援や連携を強化する考えを示しています。このアクションプランは、市町村などが地域の实情に応じて講じる施策の経費を半額補助する県独自の制度でありまして、県は2010年度の当初予算に総額1億円の支援を上げています。人的サポートも含めて各地の取り組みを後押しし、県全体の教育振興を図ることが目的です。この県の施策について教育長の見解と香美市の提案についてお伺いいたします。

そこで、この私はニュースを得ましたのが年が明けてでございましたが、そのころにちょうどまた新聞に1月18日付でしたが、こういうことが出ておりました。私の思いといたしましては、昨今、週休2日制のころより学校現場はもとより、さまざまに教育行政が変化しています。保護者の勤務状況も土曜、日曜が休みの方ばかりとは限りません。高知県は特にそうだと思います。お母さんの勤務状況です。ですから土曜半日の登校を望む声もあります。土日の学習を補う方法に取り組んでいる例は多々あると思いますが、1月18日、新聞紙上で土日の市役所は自習室という記事を目にしました。これは大阪府羽曳野市のことでして、市役所の会議室を中学生に無料開放し、指導には教員免許を持つ若手職員や教員志望の大学生、元教員が当たるそうです。単に一例としてのこれはお話ですが、何らかの方法で学校や地域などで土曜半日の学習取り組みの検討を

お願いしたいと思えます。

続きまして、山田城跡の整備をでございますが、私は平成18年12月議会におきまして、山田氏の城跡を史跡公園にと質問をさせていただきました。これは同じ質問をいたします。そして、そのお答えですが、当時、山崎生涯学習課長のお答えとしましては、文化財保護法に基づき文化財の所有者及び権限に基づく占有者は、文化財を管理しなければならないとなっている。私たちは文化財の重要性を深く認識し、その管理が適正に行われるよう努めなければならないところである。近年文化財に対する国民の関心の高まりとともに、より身近な地域の文化財保護への自治体の役割は重要性を増してきている。今後は、財政上の問題はあるが、管理施設の整備や管理に対する補助などを研究していかなければならない。山田城址を史跡公園として整備することは現在のところ計画していないが、関係者の意見を聞きながら検討をしていきたいという、こういうお答えでして、もう執行部としては優等生のお答えをいただいております。

山田氏の楠目城跡ですが、これは中世の城跡で貴重な史跡です。史跡はもとより観光資源として注目を集めるのではないのでしょうか。このあたりは、私は詳しくはわかりませんので、観光関係の動向をお聞きいたしますとともに、商工観光課と教育委員会との連携をとっていただきまして整備を行うことはできませんでしょうか。山田城跡の文化財保護と観光の活性についてお聞きをいたします。

1回目、以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石綏子議員のふるさと納税制度に関して3点のご質問をいただいておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の現在までの経過と成果についてですけれども、平成20年4月に税制改正が行われまして、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するため地方公共団体に寄附した場合、個人住民税及び所得税を一定限度まで控除する仕組みとして、いわゆるふるさと納税制度が創設をされました。このことを受けまして、香美市でも平成20年9月に香美市まちづくり寄附金条例を制定し、広報紙やホームページあるいは機会を通じてふる里会の場でございますとか議会でPRや紹介のお願いをするなど、制度の周知等に努めてきたところでございます。

成果といたしましては、平成20年度で17件、124万8,000円となっており、全額基金としております。平成21年度は3月1日現在12件、107万7,000円となっておりまして、累計では232万5,000円となっております。今後は、寄附者の意向に沿った事業の財源として適切に活用させていただきたいと考えております。

2点目ですけれども、制度上、個人の自発的な意思に基づいて成り立つものでありますことから、電話などによる直接的勧誘といったような対応はいかなものかと考えており、特にご紹介とかお口添えをいただいた方以外には、ふる里会や県人会などの場でのお願いなど、それ以外は概して積極的あるいは直接的な対応はいたしておりません。

なお、間接的ではありますが、ふるさと納税をしていただいた方々には広報紙をお送りさせていただいており、また5月と12月にはふるさと納税について別途文書によりご案内を差し上げておるところです。

3点目ですけれども、平成22年度事業の実施に当たっては、多くの方々にふるさと納税制度を知ってもらうためには、これまで以上に制度の周知に努める必要があるかと考えておりますが、個人情報取り扱いとかかわって公的な名簿すら入手困難なこともございまして、対象者拡大には厳しいものがあるというのが偽らざる状況でございます。なお、改めてのお願いになりますけれども、議員各位におかれましては、今後ともご紹介をくださるようよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大石議員さんの教育版地域アクションプランについてのご質問にお答えします。

平成21年9月に策定しました高知県教育振興基本計画を効果的に推進するために、県教育委員会と市町村教育委員会が連携、協力し、市町村教育委員会が主体的に取り組む教育施策を協働で展開する教育版地域アクションプラン推進事業が平成22年度から実施されるということであります。香美市の教育事業や、あるいは教育課題を克服するために有効であると判断したものについては、積極的に取り組みをしていきたいというふうに考えております。既に事業計画書を提出しており、ヒアリングも実施されたところです。子どもの居場所であり、成長の場である家庭の教育力の向上を図る子どもの自立支援に向けた学校、地域、家庭との行動連携推進事業、あるいは教員が行う教科研究や児童・生徒が興味を持って学べる授業づくりを推進する香美市授業研究会、さらに学校の改善、開かれた学校づくり、教育の質の保証とその向上を図る学校評価構築事業、そして小学校における外国語活動の推進と質の向上に資する小学校外国語活動推進事業を提案しているところであります。

また、土曜半日の学習についての取り組みでございしますが、これは検討をしてみたいと思っておりますが、大阪府羽曳野市の事例は、アイデアとしてはいいと思うのですが、香美市の教育現場の実情であるとか、また成果ということを考えてときに検討すべき課題もあるように思われます。しっかりそのあたりを検討していきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 大石綾子議員の山田城跡の整備をについて、観光の立場からお答えいたします。

観光の動向ですが、本年は大河ドラマ「龍馬伝」による400万人観光を推進して、高知県全域でさまざまな取り組みを行っております。香美市におきましては、龍馬関連では吉井勇記念館、アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館での企画展と塩の

道、龍河洞が認定事業となっていますが、残念ながら主たる会場地となっていない状況でございます。

高知県は「龍馬伝」終了による誘客減少を懸念し、土佐の歴史にスポットを当てて四国統一の雄、長宗我部元親にちなみ本年11月からの旅行商品の開発に既に取り組んでおり、長宗我部元親をめぐる旅をエージェントに対しセールスをかけているところです。ゲームソフト人気を背景に全国的な戦国武将ブームで長宗我部元親は絶大な人気となっております。NHKBS、大河ドラマで主役をやってほしい戦国武将第1位だそうにして、県や南国市なども動き始めております。その中で、敗戦の憂き目に遭ったとはいえ、楠目城跡、山田城のことですね、談議所城跡、雪ヶ峰城だと思います、加茂の烏ヶ森城など、重要な文化財でありながら未整備となっております。そのためこれらの史跡への問い合わせにも苦慮しているところがございます。当然のことながら、文化財としての知識を生かし保護の観点からも整備をしなければなりませんので、公園化は難しいとしましても看板、城跡や道の整備、マップ、ガイド養成など、地権者の了解を得てでございますが、教育委員会とも連携しながら進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 大石議員さんの山田城跡の整備につきましてご答弁申し上げます。

文化財につきましては、地域の貴重な財産としまして後世に保存、継承していきまるとともに、地域の方々が見て触れて親しむことが大切であると思っております。また、教育での活用はもちろんのこと、観光と結びつくものもあろうかと思っております。この山田城跡につきましては、毎年、文化財パトロールにおきまして年2回巡視も行いまして保全に努めていっているところです。文化財審議委員さんとともに巡視を行いまして県のほうへ報告もしております。しかしながら、この整備につきましては、山田城跡、ごらんのように山2つ抱えたようなもので大変規模が大きく、また、その形状は大きな雑木や竹やぶに覆われております。規模が大きく、面積も約2.5ヘクタールというような大変広い範囲にわたっておりまして、この整備ということになりますと多額の予算等も必要になってくるものと思われまますので、以前の議会におきましても現在のところは計画していないという答弁をさせていただいておるところだと思っております。その後、3年が経過しておりますが、現在におきましても整備の計画というのは予定していないのが現状でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） 20番、大石です。2回目の質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税でございますが、現在までに232万円、これは香美市としましては本当に大きな貴重な財源になろうかと思っております。だれが大事な税を下さるのか、これを考えました場合に、次につなげるということがなかなか大変じゃなかろうかと。課

長さんのお答えでは、積極的には個人情報もということでしたが、高知県の場合は5,000円以上の方に対しまして、そのお気持ちに対して産業振興の意味で土佐茶をお上げしているそうです。どこともやってることは何らかの広報紙、高知県の場合は「さんSUN高知」を送付する際、ふるさと納税のお願い用チラシを同封していることですが、これが始まる以前か始まったときか質問がありまして、何か物をお上げすることには賛否両論あるとは思いますが、その話はやりとりがあったと思いますが、私はやっぱり2年、3年と続けて下さるということでしたら、香美市の産業振興の意味で特産の打ち刃物や、生ものですけども冬ですのでユズ玉あるいはべふ峡温泉やピースフルセレネの宿泊券、関西のほうからでしたら割合近いと思しますので、何か方法があるかと思いますが、こういうことはお考えはないでしょうか。

それから、課長のほうから、議員の皆さんにもよろしくとのことですが、執行部の課長さんあたりのほうはいかがでしょう。また、それ以外、もう少しどのような方をお願いしてるのか、ちょうど60歳、55歳以上ぐらいでしたら少しゆとりもできてきたころかなとも思います。こういう時代ですから難しいとは思いますが、ふるさとを思う気持ちをどう呼び起こすか、それはやっぱりここにいる人が呼びかけなければ響かないと思いますので、もう少し幅広く呼びかけがお願いできないものかどうか。また、3町の中では著名人、有名人の方もいらっしゃると思いますが、そういう方へのアプローチはどのようにされてるでしょうかということをお聞きいたします。

それから、教育版のアクションプランですけども、これはまだ県議会を通過してないからとは思いましたが、ちょうど新聞にも3月3日でしたか4日でしたか出ておりましたのでよかったと思いますけども、いろいろ出されてるようですが、一番は家庭の教育力を図る、このことが一番大事ではなかろうかと思えます。それはもう学力向上に通じることだと思います。裏を返せば家庭教育の希薄さ、これが香美市もそうだろう、特に高知県はそうだと思いますけども、それを補うためには、中学生はクラブ活動等もありますけども大事なのは小学校低学年でして、保育所のほうでは土曜保育もあり、預けれるということもありますが、小学校へ入りますとそれも、学童クラブはありますが、みんながみんながというわけにもいきません。その小学校での基礎学力を上げるためには、小学校のせめて土曜半日をどういうふうにごさすかということが私は大事なことでなかろうかと思えます。こういう半額補助の事業ですので、たくさん上げられた中、これが全部通るものなんでしょうか。私が言いたいのは、何らかの方法、もちろん羽曳野市のこの方法は単なる例として私は時期的に新聞に載っておりましたので言っただけですけども、例えば、学童クラブを充実させていくとか、あるいは地域のコミュニティーで集めるのか、また、子ども会も充実させていけばいいのかなとも思いますが、そういった県のほうでは成果のこともありますので、来年以降のこともあるので、土曜半日のことを考えていただきたいと思えます。特に小学低学年のことを考えていただきたいと思えます。よろしくお聞きいたします。

それから、山田城の跡でございますが、商工観光課長さん、ありがとうございます。そういう流れはちらっとは聞いておりましたけども、やっぱり今、日本じゅうが割合こういう歴史ブーム、あるいは言われましたように武将ブームですか、そういう中で、じゃあ香美市はどうやって乗ったらいいかというのは、やっぱりあるものは活用していきたいですね。今のままでしたら本当に、ここにはあそこがありますとは言えない状況だと思います。私が平成18年に質問させていただいたとき、こんなに大きな孟宗竹が何本も生えまして、下のお墓のほうもそれによって倒れたりとか大きな雑木がある。今のうちだったらその木を伐採することぐらいはできるだろうと思います。何がネックで計画を立てられないでしょうか。そのネックになるものを、そりゃ財政上の問題とかで、だから計画をしていないと、今回も計画はないようにお答えをいただきましたけども、今だったら間に合うんですよね。そして、今やれば何とか来年の長宗我部のブームに乗っていけるかなと思います。今じゃないとできないんじゃないですか、生涯学習課長さん。財政課長さんとちょっと相談をしていただきたいと思います。もちろん市長は文化を大切にされるということですので市長のお言葉一つだと思いますけど、まずは商工観光課と生涯学習課長が連携をとり、そして財政課長と連携をとっていただいて、そんなにお金がかかるものではないと思いますので、今お願いしたいと思います。

それで、皆さんご存じだと思います。その時代、中世の武将といいますと、土佐の七守護というふうに土佐には7カ所の武将がおりました。話せば長くなりますけども、その中で香宗我部はもう田んぼになって、こんもりした土盛りがあるぐらいでどうしようもないんですけども、あとはほとんど手を加えてるんです。かちっと発掘をして、その発掘をした立派の報告書もつくってるところもあるし、ご存じのように岡豊はあのとおり、それから安芸城もあのとおり、それから葉山の姫野々ですか、あそこもちゃんとやっている。蓮池城、仁淀川の向こうの蓮池のほうも公園として整備してハスの花を植えてぐらいいまでやってるんです。ところが、楠目城はあんなに荒れ果てたままというのは、ちょっと恥ずかしいと私は思います。言いたくないですけど、恥ずかしいと思います。4月1日、山田駅の前、いんふおめーしょんができます。これも大きなあれになるんじゃないですか、やっぱり。長宗我部をもとにして土佐の七守護であった山田氏の城跡はどこですかって言っても、言えない状況でしょ。これは木を切ることぐらいは何かお願いしたいと思いますので、2回目、いいお返事をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の2回目の質問にお答えをいたします。

次につなげるための手だてという部分につきましては、実績のある方、すなわち一度ご寄附をいただいた方に対しましては文書でご案内をしておるところですけれども、一方で、そのお礼をということについては、これまでもご質問でもいただきましたが、所によっては地の物産などを上げているケースもあります、事実。ただ、本市としては、

そういった物でという形はとりたくないという私のスタンスでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、議員には言うけども執行部の課長はどうかということですが、ただいまの議員のお言葉が職員の皆の心に響いたと思いますので、それはそれで、うちらでご協力をいただくようなことも考えていかなければならないというふうに思っております。なぜ議員にとって私がお願いをするかといいますと、議員さんは日常の活動、行動から大変顔の広いことがありますので、そういった部分では職員以上に期待がされるということから特段のお願いをしてるということでございます。ちょっと先ほどご紹介がございましたけども、関西香美市ふる里会の会長さん後ろに来られてますが、いつもその時期が来ますとはがきをお預かりしまして、議員の皆さんに渡していただきたいということでお配りをしておるところですが、ああいったものも私どもはご協力をいただく中で次につなげていけるものになればというふうに思っておりますので、今後ともそういったお手伝いといいますか、呼びかけをぜひお願いをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、著名人へのアプローチはどうかということにつきましては、お名前の高い方については特定目的として大きな寄附をいただいておりますので、重ねてということは幾ら厚かましい私でもよう申し上げませんので、ちょっと遠慮してるところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

土曜日の学習についてですが、もちろん家庭での学習習慣をしっかりつけていくということは非常に大事なところだというふうに思います。ただ、香美市でもさまざまな取り組みを行ってまして、例えば夏休みの間に学力的に課題のある子どもたちを学校に来てもらって、学校にそれぞれ事情もありますので統一しておりませんが、少なくとも三、四日、多いところでは10日ぐらい加力指導あるいは補習指導、そういったことをすべての小・中学校で行っております。そういったこともありますし、また、大石議員さんも言われましたが、学童の中で学習習慣をつけていくというふうな取り組みも行われてまして、学校支援地域本部事業の中で、学童の中へ保護者の方、地域の方が入って一緒に学習を進めていくというふうな取り組みも行われているところです。また、そういった取り組みのほかに、それぞれの学校が特色ある取り組みを展開してまして、実際のところ香美市における小学生の学力は、香美市だけを言ってもいかにすけれども全国平均を上回るぐらいの成果を上げつつあります。ただ、教職員の負担もさまざまな事情の中で多くなってきてまして、心の病といいますか、ストレス等でほとんど休まざるを得ないというふうな教職員も数名出てきておるといふふうな事情があり

ますので、ただ土曜日やればそれでいいのかということにはならないというふうに考えますので、そのあたりしっかり検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 大石議員さんの2回目のご質問でございますが、整備に関して何がネックなのかということでございます。先ほど申しましたように、とにかく規模が大きいということが第一前提になろうかと思っております。整備といたしましても木を切るだけではいけませんし、今後、コースの設定等も関係してこようと思っております。また、整備したとしましても、本当に雑木、草の茂った山です。今現在は下の草等はないわけですが、梅雨時分、夏時分になりますと、道の草刈り等その後の維持管理等も大変な労力が出てくるものと思われまます。しかしながら、来年度の長宗我部のブームというようなこともあるようですので、その辺に関しましては、商工観光課のほうとも連携をとれるところがあれば連携をとって進めていきたいというふうには思っております。とにかく規模が大きくて、今後の維持管理もままならないという状況が全面に出てこようかと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 3回目の質問をさせていただきます。

私はめったに3回目はいたしません、ふるさと納税につきましては、もちろんあの有名の方にまで私は言う気もございませんが、しかし、やはり物部から土佐山田町までかなり活躍されている方がいらっしゃると思っております。そういうリストとか、そういうあれはおつくりになっていらっしゃるのでしょうかということをお聞きします。なければ、やはりいろんな方にお聞きになってつくられて、アプローチすることは幾らでもやっただらいいことですのでお願いしたいと思っております。

それから、アクションプランですが、別に学校の先生ばかりにご労苦をおかけしたいとは思っておりません。やはり退職された方あるいはそういうことができる方をお願いできたらとも思っております。私もちょっと学習塾をやったんです。それは、やればやっぱり成績は下がることはありません。ですが、受験とかそういうものに対しては私はできませんでしたが、一定保ちながら上げていくことはやっぱり確実にやっていけばできますけども、今、学習塾等に通わせることは本当に大変な時代だと思っております。そういうゆとりがあるかないかという問題だろうと思っておりますけども、そこをどう補うかだろうと思っておりますので、それと、おっしゃられた学校の先生ではなくて、地域でという取り組みができないかどうか、お願いしたいと思っております。

それから、生涯学習課長さん、規模が広いのは、そりゃ2.5ヘクタール全部をやろう、すぐやろうって、そういうお話ではないと思っております。行かれたことございますか？今でしたら遺構、土塁、そういった中世の城跡としての形が残っております。ここが入り口で、ここが二の丸でとか、そういうあれが残ってます。しかし、今そういうあたりをやっておかなければ雑木や孟宗竹で壊れてしまいます、当然土ですから。そんな

2.5ヘクタール全部をそのままやってくださいとかではない話ですので、少しずつでも手をつければ将来のために皆さんの憩える場所として、また、やっぱり山田、香美市のイメージアップですね、それが図れると思いますので、手をつけてください。私は、平成18年に質問した後、お手伝いできることがあったらさせていただきますけどと言って担当のところへ行きました。あそこの山の持ち主を教えてくださいたいと、そういう仕事はそちらでやってくださいと言いましたら、個人情報関係で教えられませんと、こう言われました。それは何ですか、私も文化財の審議委員でございますので、いろいろやらせていただいております。そんなことはご存じだと思いますのに、できないという、そういう前向きではない態度というのは、課長さん、これはないだろうと思いますので、私も3回目で詰めていくのは余り好きではございませんけども、2.5ヘクタールと言わず、今やらなければどうなるかということをお考えの上で、前向きにお願いしたいと思います。わずかでもいいと思いますので、手をつけていけるようにはならないでしょうか。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の3回目のご質問にお答えいたします。

活躍されている方等についてのリストについてのご質問、ご指摘いただきましたけども、このリスト作成については、その工夫に対してどういうことができるかということでは考えてまいりたいと思いますけども、その1つとして、関西圏でも活躍をされておられる方がございます。せつかくふる里会の方たちが中心になってそういったおつなぎをしてくださろうとしておりますので、また、はがきが回ってこようかと思っておりますけども、ぜひそういったはがきなんかを通じてご紹介をいただければ、私たちのほうにもまたフィードバックしてくると、その部分を用いてリスト作成につなげていきたいというふうにも考えますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 3回目のご質問にお答えいたします。

とにかく手をつけていけということで、実際自分のほうも、1回だけですが行ったことがあります。実際的にいきますと、案内してくださる方がいないととても行けるような状況じゃないと思っております。行ったときにも思ったわけですが、本当に雑木等が生えまして、頂上付近には土塁というもんもちゃんと残っておるようでございますが、そんな土塁にも雑木がずっと順番に生えてきておる状況であると思っております。

状況は状況としまして、来年の戦国ブームにのるような形もぜひということで、とにかくちょっとでも手をつけていってくれということでございますので、文化財審議委員さんの意見も聞きながら検討もしていきたいと。財政的に伴う面もございますので、できるとは限らんとは思いますが、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。

恐れ入ります、質問の前に、通告文の訂正をお願いをいたします。2項目めの教育ですが、2行目の「予防教育」、「どうすればよいかなどの予防教育」と書いてありますが、「健康教育」に訂正をお願いをいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、予防福祉の観点から質問をいたします。

私は常々、福祉というものは、悪くなってからの福祉ではなく、悪くならないための予防福祉でなければならないと思っております。人は皆、生涯健康で過ごしたい、そのためにも予防が重要です。高知県では高齢化がいち早く進んでおり、香美市も同様です。この高齢者の方々に元気で暮らしてもらうためには、予防福祉の部分にしっかり予算をつけることで将来の負担も軽減できます。

尾崎高知県知事は、就任直後、高知県の高齢化率が高いことを嘆かず、それを生かして日本一の健康長寿県づくりに取り組み全国のモデルになるような県にすればよいということで、県は平成21年度より日本一の健康長寿県づくりを推進しております。香美市では、今年1月に健康増進計画を策定し、個人の健康づくりを個人一人で健康づくりに取り組むのではなく、家族、地域、行政や関係機関などがみんなで力を合わせて健康づくりを支援する環境づくりを進めていこうとしております。本年度は特にどのような取り組みを計画しているのか、お尋ねをいたします。

また、県では特に働き盛りの40歳から50歳代の男性死亡率が他県に比べ高いということで、ここに絞った対策を強化する方針です。この部分の質問ですが、同僚議員が昨日行いましたので、できるだけ重ならないよう角度を変えて少しでも受診率向上につながるような質問をいたします。

本市でもこの年代の受診率が以前より低いです。本市の健診の状況を見てみますと、すべての健診において女性より男性の受診率が低く、特にこの働き盛り世代の男性は健診のみならず、がん検診の受診率も低いです。ここへの対策が必要だと思います。いただいた資料から見ると、世代や男女を問わず、基本健診の受診率数値は合併当初は前年度より低下しておりますが、翌年は少し持ち直し、特定健診開始の平成20年度には前年比10%ぐらい上がっております。健康づくり推進課においては、毎年行った事業のPDCAサイクルを確実にを行い、翌年には課題改善に努力をしております。この努力の積み重ねで効果が少しずつ出ております。ぜひこのことは担当者がかかわっても引き続いてほしいです。この検証結果、平成20年度を見れば、個別健診を推奨したが、平成20年度は個別健診受診者は少ないと分析をしております。しかし、結果としては個別健診を推奨したことで全体の受診者は前年度よりふえ、確実に効果が上がっていると思われれます。平成21年度は医師会に協力依頼をした結果、国保連合会の今年2月発表によ

ると、本年度の受診率は前年度同時期に比べると約6.3%上昇しております。この時点での個別健診の割合は昨年と比べてどのように変化をしているのでしょうか。年代別がわかればお願いをいたします。

平成22年度の目標実施率は55%です。また、平成24年度には65%を達成しなければペナルティーがあります。かなりハードルが高いと思います。これからの取り組みの本気度が試される時ではないでしょうか。昨年から取り組んでいる個別健診が効果を上げていると思いますので、この働き盛りの世代を含め対象者全員に対し、この個別健診の推奨に力を入れることで受診率向上にも効果があり、もし何か異常が見つければすぐ医療機関で対応ができ、紹介もできます。担当課はどのようにお考えでしょうか。

また、受診率向上には市長の力とロコミがなければ前へ進みません。私は、今年の議会でロコミが有効であり、経費もかからず受診率向上につながり効果があるので、市長みずからが音頭をとって全職員に友人、知人、地域の方々へ声がけをしてはどうかと質問をすると、市長は、私があえて音頭をとらなくても職員は皆住民のことを思い行動してるとの答弁でした。それ以後、私もいろんな地域へ出向きますが、そういった声は残念なことに聞こえてきませんでした。中には、市の職員に対してお褒めの言葉もあり、地域のことに積極的に参加して協力してくださるという声もありましたが、多くは、地元なのにちっとも行事へも参加してくれないし、協力も得られないというような声を聞きました。

そこで、市長にぜひ取り組んでほしいです。市長が職員を信頼することも大切ですが、信頼するだけでなく、市長みずからが先頭に立ち、庁舎内に担当課だけでなく横断的な組織、例えば健康づくり推進対策本部をつくり、本部長となって職員に声がけをすれば行動につながり、住民にも伝わると思います。そのような組織づくりはできないものではないでしょうか。他の自治体でこの取り組みにより成果を上げております。市長、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

次年度、平成22年度は何とかこの受診率目標を達成してほしいものです。平成22年度の目標は55%です。そのためにはロコミは非常に効果があると思います。平成20年度に特定健診が始まったとき、担当課では大変努力をされ、各種団体、組織へ声がけを行いました。その結果、目標には届かなかったが、新しい制度に変わったばかりでしたが、平成19年度より受診率は向上し、ロコミの効果はありました。この経験を生かすことが市長がたびたび言う行政と住民との協働だと思えます。住民を巻き込み、住民をその気にさせるような取り組みが必要ではないかと考えます。受診率向上には住民を巻き込んだ新たな組織づくりが必要だと思えますが、見解をお聞かせください。残された期間はあと3年です。まずは受診率を高める取り組みから始めるべきではないかと考えます。そのことが働き世代への健診への意識づけにもなり、受診率向上にもなると思えます。工科大より未受診者対策や受診率向上のためにどのようなアドバイスがしましたか。受診率向上に向け新年度どのような取り組みを考えておりますか、お聞かせ

ください。

次に、教育、健康教育についてお尋ねをいたします。

学校教育の中で子どもたちに生涯健康に過ごすにはどうすればよいかを知る授業が必要ではないでしょうか。本市での健診受診率の低さを見てもわかるように、自分の健康は自分で守るという意識が薄く、病気になって初めて慌てる人が多いのではないのでしょうか。子どもころより健康教育があれば、健康や健診の対策さを知ります。今年度は新型インフルエンザが流行しました。現在はほぼ終結しましたが、香美市では大きな流行に至らなかったのは、早目の対策、予防のために何をすればよいか、感染すればどのようなになるかなどを教えられ、手当てが早くできたので重症化しなかったと思います。これと同じく子どもたちも知る機会があって初めて予防ができます。子どもたちが生涯を健康に過ごすために何が必要か、病気に感染すればどうすべきかなどの知識があってこそ予防ができ、健診への意識も高まります。

また、がんなどの教育も必要ではないかと考えます。昨年の議会で質問しましたが、近年、若い人に子宮頸がんがふえております。年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しております。この数値は今年1月26日のNHKのテレビ報道で言われた数値でございます。このがんはワクチン接種により予防ができます。昨年秋にこのワクチンが承認されました。一度接種すれば、約20年間効果があると言われております。東京都では11歳から14歳ごろの接種を勧めております。このような知識があれば早く予防できます。子どもを産みたいと思うときに産めない体になることほどつらいことはありません。この子宮頸がんの予防は少子化対策にもなります。がんも医療の進歩で完治する人がふえたとはいえ、今でも患者の3人に1人は亡くなるという怖い病気と東大附属病院の中川先生は言っております。しかし、怖いからといって目をそらし、耳をふさいだままでは済まないのです。知識があれば、がんの発生を防ぎ予防ができます。子どものうちからの意識づけが必要です。

香美市の教育目標の重点目標には、命を大切にすることを育てるとあります。そして、具体的な活動の健康教育には、子どもたちに健康増進に留意する自己管理能力を育てることをうたっております。ぜひ、子どもたちに、生涯を健やかに過ごすために病気の知識やがん検診や健診など予防の必要性、このようなことを子どものうちから意識づけの健康教室が必要と感じます。特に中高生からはがん教育などを取り入れてはどうかと考えますが、教育長にお尋ねをいたします。

次に、美術館の企画展などについてお聞きをいたします。

昨年6月議会で第20回企画展「古仏との対話－井上芳明と土佐の仏像」に38日間で県内外より来館者が1万3,828人あり、仏像展には集客力があるので新たな仏像展はできないかとの質問に、重要文化財指定の展示は難しいが、それ以外の仏像を展示する形で平成22年度に2回目の展覧会を企画、検討中との答弁でした。平成22年度予算書を見ると、美術館予算は前年度当初予算と比較すると276万1,000円の

減額で、運送費については約201万円の減額です。楽しみにしておりますが、経費が少なく心配です。どのような企画を計画しているのか、お尋ねをいたします。

最後に、環境についてお尋ねをいたします。

昨年7月に、可燃ごみの水切りを十分にすることで可燃ごみの排出量を少しでも削減し、費用対効果を上げ、「押しの手」の全戸配布を行いました。配布した直後には住民から賛否両論いろいろ意見がありました。中には喜んで、押すことが毎日楽しみということでやられた方も何人か聞いております。また、中には、押すことで汚水が直接川に出るので河川を汚すという意見もありました。本来生ごみはできるだけ濡らさず、三角コーナーにいっぱいになれば早目にごみ袋へ処理するのが基本です。排水溝のごみも早目に取り除くことで排水も汚しません。

そこで、少しこれを説明させていただきますが、こういったものを排水溝に利用することです。普通の排水溝にあるのはこういったものです。（資料を示しながら説明）けれど、こういったのが売ってるんです。こういったのを使えば水切りも楽です。それから、少ない量をやるから水切りも簡単に済み、河川も汚しません。結局ここを通る水もきれいな水が行くので、意外とこれを知られてないんですよ。これは私たちは銅を使っているのは、このことによって滑りが消えるんです。銅でない部分もあります。だから、せっかくこういうことを配布するときに、そんないろいろな使い勝手を踏まえて啓発の必要性があるんじゃないかということを感じました。

しかし、当初「押しの手」で水切りをすることが楽しみと積極的に使用していた方も、最近使っていない人が多いようです。皆さん執行部の方はどうです、使われてますか？皆さん使わないかもわからんけど、ご家庭で使っておりますか。ちょっと手を挙げてみてください。ほとんどの方が、使われてないというような方が多いんじゃないかと思います。その後の使用状況を把握してるのでしょうか。利用していない原因をどのようにとらえておりますか。配布後、半年を経過しましたが、可燃ごみは昨年同時期と比べどのように推移をしているのでしょうか。また、「押しの手」の経費はどれぐらいかかり、費用対効果は現時点でどのぐらい出ておりますか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんのご質問にお答えをいたします。

受診率向上対策についてです。

平成21年度は受診率向上のため、また働き盛りの方が受診できるように休日検診を土曜日1日、日曜日3日、計4日実施しました。受診者数は、10月21日土曜日が42名、11月29日日曜日が60名、1月31日日曜日が120名、1月24日日曜日、81名受診していただいています。休日検診を実施いたしましても、働き盛りの方の受診率向上までは至っておりません。平成22年度の休日検診は現在のところ2日予定を

しております。受診希望者が多数の場合は、休日検診の拡大も予定をしております。なお、3月4日付で各種がん検診の希望調査票を対象者全員にお送りをしてしております。多くの方が受診を希望して下さいますように皆様にもご協力をお願いいたします。

また、今年度多くの方々のご協力によりまして香美市健康増進計画を策定いたしました。それを柱に各地域で具体的にどうやっていく、自分の健康は自分で守るかを検討し、行動していく予定です。当課の職員が地域にお邪魔をしまして、市民みずから健康意識の向上を図っていくお手伝いをさせていただきます。一度に全地域には実施できませんけれども、できるところから実施していく予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 受診率の向上を含め予防福祉についての市長の見解ということで、特に市長の直属といいたいまいしょうか、そうした本部的なものを庁舎内に立ち上げてはということでございます。こうしたことへ取り組むことはいといたしません、当然、先ほど課長から話がありましたように、やはり課の中でそうした体制も取り組み、そして、そうしたものが必要であれば、ぜひそういう設置も上げていただければ、私は何らいうことはございません。私のほうからそういう発信をしたらということでございますが、結構私も忙しくて、ここ何カ月か休んでおりません。結構自分の健康は自分で守ると言いますが、なかなか自分の健康を自分で守るような状況じゃございませんので、大変申しわけなく思いますが、そうしたことがもし出てくれば、当然私の体がどうなっても構いませんのでやらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員のご質問にお答えします。

工科大との連携事業の報告についてご質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

1月28日に報告を受けました。90ページぐらいになるような報告書ですので、一部紹介をさせていただきたいと思っております。昨日、山崎議員の質問にも若干内容についてお答えをさせていただきましたが、そのほかの件についてご報告させていただきます。このアンケート調査は、何回も同じことを聞いていろんな阻害要因を探るようなアンケート調査です。何項目かちょっと紹介させていただきます。

まず、心理的障害の各阻害要因について、特定健診を職場希望の未受診者は、特定健診の手続がどのようなものであるかについて情報提供がなければほとんど知らない。アンケート調査上で健診手続に関する情報提供後、理解度は向上していることから、属性分析にかかわらず情報提供による効果が非常に見られる。それから、特定健診を受けてから結果が出るまでの時間の長さについて、ある程度煩わしいと思っており、情報提供後もこの煩わしさは余り解消されない。特定健診が生活習慣病の早期発見に効果的であるとある程度思っている。情報提供による効果が余り見られないことから、特定健診を

受診することによって生活習慣病の早期発見に非常に効果的であるという情報を広報活動やアンケートなどを通して情報提供する必要性がある。あなたは自分が生活習慣病や病気にかからないと思っていますかという健康過信に対して、自分は健康であるという過信はほとんど抱いていない。あなたは将来、自分が生活習慣病にかかったとしても、それは仕方がないと思いますかというあきらめに対して、自分の生活習慣や現状の健康状態を考えたとき、ある程度生活習慣病にかかっても仕方がないというあきらめ感を持っている。

それからまた、物理的障害の阻害要因である移動行動について、職場健診希望の未受診者は特定健診に行くことを面倒であると余り思っていない。そういった分析結果がありまして、総合評価でも何項目かあるんですが、一部紹介させていただきますが、ちょっと長くなりますので。

総合評価の中では、受診必要性認知度に関する評価では、特定健康診査の受診により生活習慣病の早期予防や生活習慣病に冒されることから生じる生命危機を回避することが大きな効果であるということ認識させるためには、アンケート調査で与えた情報は非常に有効であった。これはきのう紹介をさせてもらったところですが、それから、集団健診受診による障害に関する評価、集団健診受診希望者に対して特定健康診査の健診手続、手続方法とか手続のときの必要なものなどを情報提供することは非常に効果的であり、仮に情報提供しなかった場合、特定健診の手続に関する理解度は低い。これは当たり前といえば当たり前ですが。また、集団健診希望者は、特定健康診査を受けてから健診結果が出るまでの時間の長さがある程度煩わしいと思っているが、健診自体が生活習慣病の早期発見に効果的であるとある程度認識している。加えて、アンケート調査に順番に回答しながら自分の健康状態や生活習慣を振り返ったとき、自分が生活習慣病や病気にかかると非常に思っており、その結果、将来的に生活習慣病にかかるとある程度いたし方ないとあきらめているという特徴がある。よって、健診手続に関して広報活動やアンケート調査などを通じてさらなる情報提供を行うとともに、特定健診の受診が生活習慣病や各種疾病の予防対策になることを理解させることで将来的な生活習慣の改善へと方向づけることが大切である。

それから、個別健診受診による障害に関する評価、これも大体、集団健診と同じような評価がされております。

それから、次に、人間ドック受診による障害に関する評価ですが、これも大体同じような評価があつて、ちょっと変わっているのが、人間ドックを受診をする場合には自分が結構意識が高いわけですので、集団健診とか個別健診という受診形態ではなく、指定医療機関における人間ドックで受診するという性質からその意識の高さがうかがえる。つまり、人間ドックをこれまで定期的に受診してきて今後受診を希望する人は、もともと自分の健康状態や健診そのものに対する意識が高い。しかし、一方、将来的な生活習慣病への不安に対しては、自分の生活態度や生活習慣から生活習慣病にかかるとある

程度いたし方ないとあきらめているという特徴があるというような評価が出ております。

それから、職場健診受診による障害に関する評価、この職場健診についてはサンプルが少なかったわけですが、大体似たようなものですけれども、その中で女性や高齢者は特定健診が生活習慣病の早期発見に効果的であると余り思っていない。情報提供による効果が余り見られないことから、特定健診を受診することによって生活習慣病の早期発見に非常に効果的であるという情報を広報活動やアンケートなどを通じて情報提供する必要がある。加えて、自分は健康であるという過信はほとんど抱いていないが、将来、自分が生活習慣病にかかったとしても仕方がないとある程度あきらめ感を持っている。

それから、物理的障害の阻害要因である移動行動については、最初に言いましたけども、職場健診希望の未受診者は特定健診に行くことを面倒であると余り思っていないというような評価がされております。

それから、その中でほかに受診券の存在がわからないというようなこともありまして、この調査は平成20年度に行ったアンケート調査でして、当初なかなか受診券の存在がわからなかったというようなことはあります。このアンケート調査の結果からも出ているということになっております。それで、職場健診を受けた方については、受診券を使ってなく特定健診というか職場健診を受けてますので、そういった方が情報提供していただければ受診率のアップにつながるということもわかっております。

ということから、平成20年度、平成21年度を踏まえて平成22年度の対策としては、同じですけれども広報やホームページに掲載したり、各種団体等へ引き続き周知、啓発に努めるということで、出ていって周知、啓発をしたいというように思っております。それから、香美郡医師会に協力依頼をして連携をしていく。それから、きのう山崎議員にも健康づくりからお答えをさせていただいたんですが、追加検査項目としてクレアチニンと尿酸検査を追加実施する予定です。ただし、これは旧香美郡内の医療機関で受ける方に限られておりますので、それと集団健診を受ける方が対象となっております。これについては、香南市と香美市だけがやるような形になっておりまして、平成23年度からは多分全県下がするようになると思います。それから、国の補助事業として生活習慣病予防対策支援事業というのを活用して未受診者に対して受診勧奨を実施するというような計画をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 依光美代子議員さんの健康教育についてのご質問にお答えします。

香美市の養護教諭の土佐山田ブロックでは、新型インフルエンザの流行を受けて、今年度の研究テーマを「新型インフルエンザを含む感染症に対応できる教材作り」というテーマで共同研究に取り組んでいます。また物部、香北ブロックでは、子どもたちが気づく、考える、動く健康教育ということで取り組んでいます。そうした研究の成果を毎

年こんな形で「育つ子のために」ということでまとめています。また、発表会を開いてお互いの情報を交流したり、つくった教材を学校へ回したりということで広げていっています。

そういった取り組みの中で、小学校の保健指導では、ばい菌やウイルスなどから体を守るさまざまな仕組み、体の中にある強い味方、免疫機能や自然治癒力などについて学習をする、また風邪やインフルエンザの予防を理解し、健康への関心と予防の実践力を高める、そして健康な生活を送るための望ましい生活習慣を考え、進んで実践しようとする態度を身につける。こういったことを目的として学習に取り組んでいます。

また、中学校の保健体育の学習の中では、こういった保健体育の教科書があるわけですが、その中には生活習慣病とその予防あるいは喫煙と健康、飲酒と健康、薬物乱用と健康、性感染症の予防、ともに健康に生きる社会等について考え学んでいるところです。そして、生活習慣病とその予防の中で高血圧や糖尿病、日本人の三大死因であるがん、心臓病、脳卒中などの多くは生活習慣と深いことがわかっている。喫煙や動物性脂肪の取り過ぎ、塩分の取り過ぎ、食物繊維や緑黄色野菜の不足等が、がんにつながることも学んでいます。

これらの取り組みを行っているところですが、1回やってそれでいいというものではありませんので、機会を生かしながら継続して取り組んでいくように指導していきたいと考えています。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の美術館、平成22年度の仏像展はいつごろ、どのような企画を計画しているかを問うについてお答えをいたします。

第2回目の仏像展に関しましては、開催の計画をしておりましたが、結論で言いますと見送ることといたしました。昨年の議会で私のほうから平成22年度に一応計画があるというお答えもさせてもらっておりまして、それからまた、昨年5月20日に香美市立美術館の運営審議会を開催をしております。その中で、北館長のほうからその計画について一応審議会のほうで説明もして、取り組んでいきたいというふうな報告も受けておりましたが、その後、ちょっと今から申し上げる理由によりまして見送ることになりました。

まず、1点目でございますが、平成20年9月から11月にかけて古仏との対話展というのを開催した際に文化庁より、これは国指定の分でございますが、今後、施設の改修をしない限り国指定の文化財は展示させないというふうな指導を受けております。これはご存じのとおりだと思います。このことを踏まえまして、平成22年度の企画につきましては、まだ研究の進んでいない国指定を受けてない地方の仏像を中心に計画をしておりましたが、展示するためには、まず仏像を動かすことができるのかどうかとか、そういう事前の調査が必ず必要になってきます。しかし、数十体の仏像の発掘・調査にはかなりの予算も必要になってきます。それから、平成22年度に企画している他の企

画展に係る費用を考えますと、予算的にも厳しい、非常に厳しいということもございません。

予算的なことは厳しいことには変わりはありませんが、そのほかに、調査には古仏との対話展の際に協力をいただいた青木多摩美術大学の准教授の協力が不可欠でございます。この先生の仕事の関係もございまして、古仏との対話展のときほどの協力は見込めないというような状況になってきました。そこで、青木先生の協力が得られないとなると美術館の職員で対応しなければなりません、ご承知のとおり現在、美術館には仏像専門の学芸員はおりません。そういうことで調査はもちろん仏像等の文化財に精通している職員がいない状況の中で開催するというのが非常に厳しい。これが一番のネックでございます。

このような不安の要素がある中での開催につきましては、常に危険と隣り合わせでございますので、国指定でないといえども、何かあり取り返しのつかないことがあってからでは遅いとの判断から今回は見送るということになりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 15番、依光美代子議員さんの「押しの一手」の費用対効果に関してのご質問であります。

平成21年度の1年間に南国市、香南市、香美市の3市で、香南清掃組合に搬入されるごみの量は約2万5,391トンになるものと推計いたしております。これは平成20年度に比べ量で約275トンの減量となります。現在ごみの搬入量は横ばい状態の中で、若干ながらも減量に向かっているのは資源循環型社会を目指し、ごみの分別収集の施策を実施するなど、また、昨年全戸配布いたしました水切り用具「押しの一手」の効果並びに住民のごみの意識向上が高まりつつ、これらの効果が継続されているものと考えております。

「押しの一手」の費用対効果といたしましては、3市の配布終了が昨年8月になっており、翌月の9月のごみの量は昨年比で94トン減量になっております。3市での半年間の削減費用は、推計になりますが全体の減量が275トンで、発案者であります香南清掃組合の試算によると、その効果によって最低でも約80トンが削減できたと推計しております。焼却費用がトン1万4,000円かかりますから112万円の焼却費用が削減できたこととなります。これは半年間での数値ですので、通年使用した際の数値であれば200万円以上の減量効果が想定されております。「押しの一手」の製作と配布に要した総費用は約600万円ですので、単純な計算でも順調にいけば、あと2年半で費用の回収はできるものと考えております。

また、「押しの一手」は間伐材で製作しておりますので、二酸化炭素の固定化などCO₂削減に貢献しており、数字ではあらかわせない部分での側面効果も期待できます。ただ、この事業は市民の皆様方が継続的に「押しの一手」を使用していただくことが前提

条件でございます。今後とも環境問題改善のため、より一層有効利用していただけるよう呼びかけてまいりたいと考えております。

それと、依光議員さんが最後の端に見せていただきました銅の水切り用具につきましては、私も初めて見せていただきました。それにつきましては、予算が絡んできますので、今後、香南清掃組合と調査、検討して、連絡協議会もありますのでそちらのほうで検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。2回目の質問をさせていただきます。

予防福祉のほうからお聞きしたいと思えます。

1回目の質問をした中に、個人健診、これに効果があるんじゃないかということでお尋ねをいたしました。ぜひここにもう少し力を入れるべきではないかと思えますが、その辺の見解をお願いいたします。といいますのも、私の知り合いです。ごめんなさい、個別健診。今年、本年度、平成21年度行いました。そしたら、前年度は香美市以外の病院で、初年度はやったんですね。そうしたところが、やはり結果の報告がすごく遅いんですね、もう半年近く経過してからだったのが、今年町内の医療機関で受けたところが数値がかなり高いものがあって、先生からお電話があってすぐ病院へ行き、それから治療を始めてます。そんな声を聞いたもんやから、これは個別健診を推進することで、それからかかりつけ医を持つて方もたくさんいらっしゃいますよね。そのお医者さんに声がけということで、平成21年度、医師会とも提携をして協力依頼をお願いしてはいますが、この部分をもっと力を入れて、将来的にもう全面的に医療機関でやってもらえば、今の健康づくり推進課の職員さんも本当に年々することがふえてると思うがです。そうすれば、あとのフォローのほうに健康づくり推進課としても対応、支援をしていけるんじゃないかな。それからまた、未受診者に対しても、今年は未受診者ということではなく増進計画の中で地域へお寄りって支援をします。すごくいいことだと思います。そういうような訪問して勧奨受診や、それから県が今回予算をつけてます、未受診者に対して電話での勧奨をするという、それに補助を出すということをもう打ち出していますから、それなんかをぜひ取り組んでもらいたい。やっぱりこれも口コミです。お手紙を出し、なおかつ電話ですということ、また職員さんが現状でやったらなかなか大変やから、そこに健康づくり婦人会さんとか、いろんな団体あります、日ごろ健診にお手伝いに来ていただいている方、そういう方が健康づくり推進課へ来て、そのお電話を使ってやるとかというような方法は考えれんものだろうかということ、ご答弁をお願いいたします。

先ほど課長のほうも言われました、皆さんもまた引き続いて声がけをお願いしますねと言われた。それってすごく大事なことです。それを私たち議員のほうに言うのもいい

けれど、やっぱり課に向かって、そこで市長さんが、私が体を壊してもと、何かやけくそのようなお返事をなさるんやけど、そうじゃないがです。本当に業務の中で課長会をやったときに、今月は健診が始まった期間だから、こうこうで受診率も低い、皆、ぜひ自分の課で職員に通達をしてくれと。健診を済ませたかというような声かけ、家族、それからご近所へも声かけをするように一言言うてくれんだろうかと言ったら、何もそれほど体にも労がいかず経費も要らずにできることですので、ぜひその辺はお願いをしたいと思います。それで、その声かけで死ぬような、体を壊すようなことはないと思いますので。そのことによってまた、職員が健康に気をつけられて仕事に前向きに進んでいくのではないかと思います。

それから、休日検診が、なかなか今回平成21年度の参加者があっています。平成22年度は2日ということだけど、人がふえればまた対応もするというので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それで、後で結構ですが、個別健診をなさった年代別、きょうでなくて構いません、平成21年度の結果が出たら、きのういただいた資料の中に平成20年度が出てます、年代別に個別健診が何ぼ集団健診が何ぼって、その数字がまたわかれば欲しいです。

それと、ロコミの部分で、前回から、大石議員からも出てたんですけど、やっぱりせつかくある各種団体、健康づくりを初め、ぜひそこへの声かけを、それで前回かけたところより、より広くという。いろんな健康関係以外にもあると思うがです、更生保護女性会から始まって交通安全母の会とか、いろんなそういう団体のほうにもお声かけをする。そういったことをなさっていったら少しでも声が広がっていくと思いますので、ぜひそういった取り組みをできないかお願いをしたいと思いますので、またご見解をお聞かせください。

それから、次が、健康教育についてお尋ねをします。

たくさんのごことを学校教育の中で取り組んでくださっているということが教育長さんのお話でよくわかりました。大変、私が今回これを質問したのも、今回インフルエンザなんか学校の養護教員さんがいち早くいろんな対策を立て、お話をしてくださったからこれぐらいにおさまったんやないかということはずごく感じました。そんな中からも子どもたちの社会状況は変わり、本当に生活が変わっています。不健康な生活をなさっている子どもさんも結構いらっしゃる。今、教育長のご答弁聞くと、生活習慣病の中でがんに対しての食生活の大切さ、高血圧、糖尿病、そういうことまでお話をしてやっているとということでした。ぜひ、また機会があればその中に、最近すごく20代の女性の中に子宮頸がんがふえてるんです。これウイルスからの感染ですが、このワクチンを早くに接種することで防げますから、そういう知識がまだなかなか伝わっていないと思いますので、ぜひそういうお話の中で取り入れてもらいたいとお願いをいたします。

3点目の美術館のことですが、そうですか、すごく残念です。私も仏像が好きであちこち見に行ったりするもので大変楽しみにしておりました。本当にこの小さなまちであ

れだけの企画ができるということがすごい価値があって、それから、なおかつ仏像展には集客力があるがです。確かに今お話を聞いてよくわかりましたけど、今回見送ることになったと、結局事前の調査に予算が要るといふことと仏像専門の学芸員がいないといふことをおっしゃいました。そういう特別な方が必要といふことも私、自分の認識になかったもので、そこでぜひ今後を思ったときに、午前中に後藤課長さんも言いました、特徴のあるまちづくりをして、外から人がたくさんこのまちへ来てもらいたいといふようなお話、そのことにこの美術館がなると思うがです。仏像展、あれだけの人が短期間に来て、まちへ来、それを見るだけでなくて帰りには散策をしたり買い物をしたり、いろいろありました。やっぱりこのまちが活性づく、まちづくりの1つでも美術館はあると思うんです。ぜひ長期的に見て、将来また何年後かにできるように学芸員を育てていくべきと思います。ぜひその辺をお願いをいたします。今の方は学芸員の資格があるかどうかわからんけど、異動もあんまり短い短期間であると、そこに学芸員の資格を持ってきた方がおいでも、いろんな力がついていきません。やっぱりきちっとした学芸員を育てることが美術館の運営にもかかわってくると思いますので、ぜひそういうことを今から育てていくべきと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

それと、昨年のお返答の中で、美術館の運営の中で1つは集客力のあるものをしていきたいというお返答がありました。そしたら、それにかわる集客力のある企画展といふのはどのようなものをお考えでしょうか、お願いをいたします。

それから、最後に、環境について、「押しの手」ですが、効果が出てきているといふことで大変喜ばしいと思います。しかし、残念なことに今回も職員さんほとんど使ってませんよね。やっぱりいろんな取り組みを職員みずからがやっていく、健診にしてもそう、それからこういう取り組みもそう、いろんなことをやっぱり職員さんがやってこそ、その本気度、市民は見てるんです、職員の様子を。だから、地域でお住まいになったら、地域のいろんな活動があったら忙しいけど、言っていましたね、何人かの方は、忙しいけど、最後までおれんけど、必ず出てきてくれて声がけして、済まんけどきょうはこうこうやきって帰られたりするって。そしたら皆さんもまた力をもらうてるかです。そしてまた、何かがあるときに、地域へ協力してって言うたときに協力もしてくれるがです。これからは、財政難になったらますます地域との協働、地域力を生かしていく取り組みが大切になってこようかと思ひます。それがなかったら、この先はなかなかやっていけないのではないかと思ひます。

先日も新聞に記事、ちょっと読まさせていただきます。高知の3月8日でした。財政難にあえぐ高知市といふことで、決してこの香美市が財政難にあえていっているといふことじゃないがですよ、そのときに出てた記事がすごくいいことやなと思ひて見たんです。これは高知市に対して言っていることですが、借金で首が回らない惨めな事態に陥ったのは、最悪の事態を想定し、財政維持のためできるときにできることをやってこなかったからではないか。市民同士、市民と行政の支え合いで行政コストも市民の負担も抑えな

がらサービス向上を目指す、少子高齢化社会では行政の公助と地域の共助、公助と共助の融合が重要になる。高齢化が加速する今こそ挑戦のときだ。財政に余力がない今でも支え合いの仕組みづくりはできるときであり、できることである。本当にまさにこのとおりだと思うがです。支え合いの仕組みづくりをできるときであり、できることです。そのためには地域の職員さんが地域へおりていく、それから日ごろやっぱりいろんな取組みを職員さんが率先してなされる、声かけをする。そういうことがあっていろんなことに効果が編み出されていくのではないかと思います。

住民との協働により、ごみ削減がまた必要ではないかと思えますし、それから、これがまた効果が出てるけど、今、数字的に効果が出てきてるんやけれど、あと2年間は最低継続をせんとはいけませんよね、この効果。そのためにも、やっぱり時折の啓発、それからせっかく削減できたらその削減、この「押しの一手」を皆さんに使ってもらおうことで、今年度、平成21年度これぐらい削減できましたよって、もう平成21年度で出した後は、私、やっぱり何カ月かに1回を定期的に広報へ載せる、また庁舎に毎月でもいいですよ、香南清掃組合に聞けばわかるから張り出す、目に見えるように数値をすることで皆さんが、あっ、私が使うことでこんなになりゆうなという、バリューだとかいろんなところ、要所要所へ掲げると、効果が目に見えたらまた続いていきやすいんではないかと思えます。

もう一つの方法としては、以前、芸西村が昨年新聞にも載ってました、ごみ削減で得た削減費用を子育て支援に使うというような、そういうことを打ち出すと、この部分でできた分はここへ使いますよとすればまた次の励みになるし、皆さんの協力を得られるんではないかと思えますが、そういう取組みができないものでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、個別健診に力を入れるべきではというご質問ですが、この特定健診が始まったときから個別健診を導入しました。担当課としても進めていきたいということで導入したわけですし、今後も医師会と連携し合って進めていきたいというように考えております。

それから、年代別の数字ということですが、ちょっと年代別の数字はあるんですが、個別健診、集団健診での年代別の数字というのはちょっとわかりませんが、またわかる範囲でお示しをしたいと思います。

それから、電話での健診の受診の勧誘ということですが、1回目の質問の最後に生活習慣病予防対策支援事業というのを平成22年度は実施したいというようにお答えをさせていただいたんですが、これは国保の保健事業です。内容は未受診者対策ということで、事業内容は細部までまだ詰めてないですけども、未受診者へアンケート調査を実施をして、返ってきたものの中から電話で健診受診の勧誘とか訪問での勧誘とか、それか

ら返ってこない方についてはパンフレットの送付とかということなので実施をしたいというように考えておりました、アプローチの仕方というのが、優先順位をつけてそれぞれの個別の状況に応じたアプローチをしていくというような形で進めていきたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、将来の仏像専門の学芸員のことでございますが、県立のこういう美術館であればわかりますが、香美市のような小さな市となりますと仏像専門の学芸員というのは非常に厳しい問題があります。というのは、香美市においては学芸員専門職として雇用をしておりません。一般職の試験で入った方の中で学芸員の資格を持っている方に美術館のほうへ行っていただくというふうな形でやっております。なかなか市単独で学芸員専門職を雇うというのは、ちょっと厳しいところがあるということです。それから、今現在の事務職なんです、学芸員の資格は持っております。

それから、集客力のある企画展とはどんな企画展かということですが、基本的には、結果を見て初めて集客力があるかどうかというのはわかります。というのは、もともと去年の仏像展におきましても、これほど1万3,828人も人がおいでいただけたというふうなのは想定外です。非常に多くの方、リピーターも含めて来ていただきましたということになります。それで、今そういうことも含めて振り返ってみますと、30日を超える企画展の期間の中で、企画をいたしました館長を含め職員がこの企画についてはかなりの人が来てくれるであろうという予測をしていますが、結果的には余り伸びんかったねえという、それを反省するとき、どういうことかといいますと、やはり30日を超える部分の間にさらに企画を打っていかないかん、例えばギャラリートークを入れるとかそういう形でイベントを打っていかんとなかなか来ていただけない。

それと、もう1点は、仏像展は特にちょうどブームにも乗ったというところもありますので、そういうブーム的なことも加味して企画展を打っていかなければならないんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 2回目の依光議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど私が申し述べました削減の数値につきましては推計でございますので、多分全世界帯が使用したらもっと伸びると思います。今後の課題といたしましては、「押しの一歩」の効果を市民の皆様にも周知していくことが私たちの仕事でありますので、さらなる啓発活動の継続が重要だと考えております。今後とも広報などで周知をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。3回目の質問をさせていただ

きます。

美術館のことで少しお尋ねをいたします。

集客力というのは結果を見てからやということを言われましたけれど、やはりそこに館長であったり学芸員であったり、それに携わる運営員さんであったり、その企画をするに当たって時代の流れを読んでいく、そこを読み取っていかなければ、せっかくの美術館があっても生かされない、やはりそこを読み取って集客力のある企画、結果を見て初めてわかるものではないと思います。最初言われた、これぐらいを思っただけで半分以下になるというのはちょっとおかしいんですけど、やはりそこで企画をするときにかなりの時間であったり、検討していく上に集客力がとれるのは、前回におっしゃいました、美術館というのはなかなか採算の合う事業ではない、美術、芸術というのは採算性を求めてやるものでない、文化、そういうものはやはり皆さんの文化意識を高める、このまちは高品位定住都市と掲げてましたよね、最近あそこに見えなくなっただけですけど。やっぱりそのためにも香美市の美術館はすごく県内外から評価されてるんです、いいものやっていると。ぜひそのためにも学芸員さんをじっくり育てていく。今、採用なされたときに学芸員として雇ってないということでしたが、専門的な知識も要り、必要やから、やっぱり専属でやれる学芸員を長期的に育てていくことで香美市のまた活性化の1つにもなるんじゃないかと思うんですよ、美術館がね。

また、もう一つは、企画展の中で企画展としてこんなことができないかなというのも一つ私からの提案ですが、昨年NHKのテレビでやってたんですけど、新潟県の中越地方で箱庭のような小さな里山で現代アートの作家さんがたくさん作品をその山一帯、集落一帯へ出して、それを昨年は40万人の方が見に来てくださったと、今4回目ですと。なかなか年を重ねるごとにたくさんの思わぬ集客力があって、そのまちはその時期にはにぎわっているということを知りました。

例えば美術館奥に、こちらの八王子さんの山も考えられるけど、平山の移動美術館ではないけど、そういうのを企画してやってもまたいいんじゃないかと思いますが、そういうことは考えられないでしょうか、再度ご答弁をお願いをいたします。

それから、「押しの一歩」はぜひ啓発、これ啓発活動をやっていないと、意識の中でどんどんどんどん薄れていくんじゃないかと思いますが、せっかくつくって間伐材の利用ということで、すごくその部分も大切なことだと思いますので、啓発活動、それから、やっぱり目に見える数値を掲示していく、そんな取り組みが何とかできないかということだと思います。

それと、やっぱり市民を巻き込む。今だけでは本当に担当課の方がいろんな苦情対応で出払って大変なことを思います。いつ行っても職員さんがなかなかいらっしやらないということが多いんですけど、西土佐町（現、四万十市）で町民を巻き込んでこういう取り組みで、ごみ削減でカラーで楽しくやっていると。こういう感じで、この市内の中にも何人かそういうごみ削減とか、いろんなごみのことを取り組んでいらっしやる

方もおいでるだろうし、そういう方を巻き込んでやられたら、やはり楽しくやるということがまた人にも響いていくんです。ぜひそんな取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

まず、2回目で結果を見てみないとちょっとわからないという、最終的には人数的なことを言いますと、結果を見てみるとわからんというところがございます。やはり僕が言いましたとおりブームもあると、これは先ほど言われたように時代性があるということはブームもあると、そういうことです。それと、やはり途中でのイベントを入れて、つなぎをやっぱり持っていかないかん、それは反省なんです。それと、まず企画をするときの集客力の問題なんです、一応運営審議会というのがございまして、それへ全部諮ってます。その中で事業説明をして認可をいただいて事業決定をしていくという、そういうシステムにもなっております。そういうことからいきますと、やはり時代性も含めた中で企画をしていっておるという認識をしております。私も一応委員の1人でございますので、この場で答弁をしているというのも妙にちょっとおかしなようなあれですが。

それと、もう1点、専門職の学芸員の雇用の問題があります。これについては、市長ともちょっと協議をした経過も去年あります。ただ、今の状況の中では財政的に非常に厳しいというのは、やはり今現在、合併後100人職員を削減するという計画のもとにやってる中で、専門職を雇うというのは非常に厳しいというところがございます。

それから、先ほど紹介された新潟のほうの山の中のアート展で40万人を集客をしておるといってございまして。やはりそこらあたりは、今の美術館のほうでは一応いろんな企画を考えております。筒井広道展というのをやっておりますが、その中で3館合同、四万十町と芸西村と、それから香美市、この3館合同のそういう展示会もやっております。

それから、もう1点は、昨年5月の段階では、第2回の仏像展を開催するに当たって、これはもともと重要文化財、国の文化庁の指定はもういただけないという話の中で県の指定と、それからそれ以外の分については県立美術館の展示室をお借りして、それと香美市の美術館で合同でという企画も館長のほうから出されておりました。ただ、そうした場合は、県立美術館を借りますと400万円ぐらい館の費用が要りますので、確かに仏像展というのは集客力がありますので採算性はそれでも何とかとれるんじゃないかというような予測もしておりました。そういうことで計画へ入っていったんですが、結果的には調査費用とか青木准教授の仕事の関係とか、あるいはやっぱりそれぞれのお寺さんの専門の学芸員がないという不安的なところで結局は見送るということになりました。今後状況がどう変化するかわかりませんが、やはり期待は私も持っていききたいとい

うふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光美代子議員さんの3回目のご質問ですが、この「押しの手」の効果はやはりさらなる啓発活動が大変大切でありますので、目に見える形で数値並びに金額等で広報でお知らせするようにいたします。

また、ごみの減量に向けての取り組みですが、香美市にはたくさん各種団体がおりますので、そういう方々に呼びかけまして、ごみの削減に向けてのネットワークづくりをまた構築していきたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 3時00分 休憩）

（午後 3時13分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 17番、竹内です。議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。

私は、2つの項目について質問をいたします。

まず、1点目に、公民館の位置づけと今後の修理、管理についてを質問をいたします。

香北町内に数カ所ある公民館の1つ、五百蔵地区の公民館は以前から地区の集会、また老人クラブ、婦人部の料理、子ども会、シルバー会、男性の料理教室など一年じゅうの計画を立てて、その計画に基づいて利用をしております。その公民館も外壁、また内装の修理をしてからかなりの年がたち、今ではカーテンは切れた状態になっており、畳は表面は傷みその切れ端が衣服に多くつくような状態であります。今までに小さな修理、また備品を入れるなどをすることは、公民館を利用している者同士で調達をし、また修理もしてきましたが、大きな修理をするとき、自分たちでどうしてもできないことをするときには、公民館の館長、また地区の区長からそれぞれ修理の要望を出したと聞いているが、まだその返事がないところであります。香美市として今後どのように考えているか、お伺いをいたします。

そしてまた、公民館は、私の知っておる範囲では、以前は地域の住民がグループをつくり1年に何回かの勉強会また研修会などの研修をしなければ公民館ということではないということになっていたと記憶をしていますが、今でも公民館の位置づけはそのようなことであるか、お伺いをいたします。

次に、香北町の支所の前にある建物であります、以前、中央公民館として使用してい

た建物についてをお伺いをいたします。

合併して香美市となるまで、香北町の庁舎の正面にある旧美良布小学校の講堂が中央公民館として使われていましたが、合併してから一昨年か、基幹集落センターが公民館に使用されるようになりました。そのため不要となったもとの公民館は板のペンキははげ、柱などの傷みが見えてくるようになりました。また、室内に置いてあるものは、昔使っていた農具、箱物、また各種イベントなどで使われていた台また机などを置き、並べ放題になっております。その建物は昭和の前半に建てられた建物と聞いております。今では本当に珍しい建て方で、しかも丈夫な建物であると思います。今後、この建物を修理をして、また置いてある民具品なども整理をし、きれいな形で残していくような考えはないか。また、最近になりまして何人かの議員から質問も出ましたが、本当に放課後児童クラブの場所が手狭であると、余りにも危険な場所であるというようなことの質問も出たところではありますが、そのようなところの代替地として利用するようなことには考えてもいないか、お聞きをいたします。

次に、廃校になった小学校のプールの維持管理についてお伺いをいたします。

旧香北町内の小学校、中学校にはそれぞれプールが設置をされておりましたが、子どもたちは水に親しみ、学校の授業の1つとして水泳が盛んに行われておりましたが、中山間地域は早くから少子化が進み、廃校になった跡地には今プールが残っております。学校が廃校になった何年間ぐらひはプールも使用されておりましたが、最近では水の管理、また水質等の関係で一人も利用していない状態であります。人家の近くにあるプールは防火用水地として土地の人が管理をされていると思うが、周囲の草刈り等、管理も何にもされてないし、水の入れかえもしたことがない状態のプールがあります。今後市として、このようなプールの対応をどのようにするかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 竹内議員の公民館の位置づけと管理についてお答えをいたします。

まず、1点目の、香美市に修理、修繕の要望をしているがということで、暁霞地区公民館の管理についての質問でございますが、平成20年度、平成21年度の予算要求のところを見ますと、中央公民館の中でその予算を持っておるところでございますが、修繕費の中では公民館の修繕として平成20年度10万円、それから平成21年度の予算要求の段階でも10万円の要望でございます。これは暁霞公民館に限らず全地区公民館、12館の公民館の修繕費ということで計上されております。ということになりますと、要望が来ておるかどうかという話になってくると思います。

それから、公民館の事業とはということで、公民館の位置づけのことを問われたわけですが、確かに竹内議員が申しますとおり地区公民館につきましては、地域の運営審議会に事業計画を諮って、それから承認をいただいて、それから事業を公民館で実施して

いくということになります。先ほど申されましたあかつき子ども会、シルバー会あるいはコスモス会、それからなでしこの会、それから男性料理教室というふうな事業を毎月やっていたいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。

○香北支所地域振興課長（竹内 敬君） 17番、竹内俊夫議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、旧香北町中央公民館の修理、管理についてでございますけれども、旧香北町中央公民館は、美良布小学校の講堂としまして昭和11年に建てられたものでございます。その後、昭和36年までは美良布小学校、大宮小学校の講堂として使用され、その後は香北中学校の講堂、小・中学生の剣道の練習場所、社会教育、社会体育事業に使用されてきました。そして、言われますように外観等かなり古んでまいりましたが、まだ使用できるということで現在に至っております。例規の中で建物としての位置づけはされていませんが、その中には、旧香北町時代に収集されました民具及び多くの事務用家具等が、ほかに適当な保管場所がないということで置かれております。民具につきましては、大宮小学校が年に数回授業として見学に訪れております。ただ、現状は収集したものをそのまま入れてあるという状態です。多くの品数がありますので整理に多大の労力を必要としますし、また、現在のところ整理をしたとしても有効活用する場所がありませんので、今後の課題であると思っております。机、いすにつきましては、川上様の夏祭りを初めイベント等に活用されております。また事務用家具につきましては、合併後に持ち込まれたものが多く今後活用される見込みがあるということで置かれております。

建物の維持管理につきましては、将来的にどうするという計画はできておりませんが、現在のところ、予算との関係もありますが、修繕が必要になれば修繕をしながらの維持管理を考えております。また、先ほど申し上げましたように中の物の行き場がございませんので、児童クラブの活動場所としては今のところ考えておりません。

続きまして、2点目の廃校になった小・中学校のプールの今後の維持管理についてでございますが、香北町内には廃校になった小学校のプールが5カ所あります。古い順に永野小学校と暁霞小学校は昭和35年、猪野々小学校と谷相小学校は昭和39年、西川小学校は昭和41年に設置されています。それぞれ廃校後も地域の子どものために監視員も置き維持管理をしながら使用されていましたが、子どもも減り、保護者等による運営が困難になったことからだんだんと使用されなくなり現在に至っております。現在は、猪野々と永野が個人の土地であり賃借料を支払っております。また、谷相と西川は市の所有地でございます。また、暁霞につきましては県企業局の土地ですが、賃借料は支払っておりません。これには昭和34年9月に発電を開始した杉田ダムの補償によりプールがつくられましたという経緯がございます。それぞれの現在の状況としましては、プ

ールの周りはフェンスが張りめぐらされて入り口は施錠されていますので、人が入れないようになっております。また、それぞれ地元の人によりボランティアで草刈り等の維持管理がされております。市としましては、地域の防火水槽という位置づけにより現在の状態で置いてあります。ただ、今後は維持管理について地元の人にも入っていただき、市の関係各課と協議を行わなければならないと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

先ほど教育次長さんから答弁がありました五百蔵、暁霞公民館のことについてですが、いわゆる外回り、内回りの改修をしてから、先ほど言いましたようにかなりの年月がたち、もう本当に今までそこを利用しておる皆から言われるに、いよいよこれはほこりもつく、カーテンもあけるにさわられんというような状態であるというようなことを聞いております。私も男の料理教室のときには、また子ども会のつくるもので古いものをつくるというときには私も行って一緒につくったりすることがあります。本当に私たち使っておる者としたら、精いっぱいできるものは自分たちでつくり自分たちで買い、そしてまた自分たちで調達できるものは自分たちが持って行って備品にするというようなことで、一生懸命備品につきましても自分たちで協力をしてやっております。例えば、要望したときに上履きを買ってくれました。確かに20足か30足であったと思います。それと同時に、靴を外へ脱ぎっ放しで入ってこなければいけませんようなところから、その技術というか大工さんのような人もおりますのでその人に頼んで下駄箱をつくってもらいましたし、そしてまた上履きも入れるような、下駄箱と上履きと同じような格好でございますけれども、それは個人がつくって提供したというようなこともあります。全然冷房もなけりゃ暖房もないというところでもありますので、扇風機も四、五台はあります。それも全部個人が持ってきて置いてくれております。暖房機は石油暖房機ですけども、たしか1つあったと思いますが、ほかは個人が持ってきて置いてくれてあります。

そのようなことをして利用している者も精いっぱい協力はして、少しでも人が来よい、また少しでも来てみてもろうてもきれいな、よい施設であるというようなことがわかるようにしてあるはずでございます。それでも大きな修繕、備品につきましてもなかなかそう個人的に、また何人かのグループで調達をする、また買えるものではないというようなことからして、今回どうしても要求はしてあってもなかなか備品が、また修繕ができていないということからして、一回そういうことを質問をしたらということで質問をしておるところでございます。修繕をしてからもかなりの時期がたったということで、内装だけではありません。かわらのほうも色の塗り直しを一緒にしましたが、南側の日が当たるほうは割合まだ色があせておりませんが、北側の日が割合差さない陰りのほうのかわらはもう、赤く塗ってありましたがほとんどが黒い状態になっております。メントがわらである関係で、大体の普通の家だったら5年、6年ぐらいしたら塗りかえ

をしておるようなことであります。かなり古びておるということを見にも来ていただきたいと思えます。精いっぱい努力はしておりますけども、市としての今後の大きな維持管理についてお願いをしておきたいということでご質問をさせていただきました。

次に、支所の前にある旧の公民館であります。それは実際なかなか民具を多く取りそろえ、また、小学生が年に1回か2回か来て見学というか勉強しておる場所でもあるかもしれません。それからまた、それぞれイベントで使った机とか台とか看板とかいうものも入れてあります。それはそれでえいと思えますけれども、あの建物のある位置は家庭で言いましたらいわゆる玄関口です。あの古い建物が修理もせんままに中身の整とんもせんままに置いておいて、みんなが、だれかが見たときに、また玄関先のあの建物の古さを見たときに、本当にえいかげんこれは香美市として、合併してから支所は本当に寂れたような状態になっておると思えます。

自分たちが合併前に議員として会議のときに行くときには、大抵十二、三台の車でいきます。それにつけ加えて初めから車も置いてある関係で、なかなかずっと、どこへ車をとめろかというような、場所がないというようなこと、本当ににぎやかな香北町の庁舎前でありました。けれども、今になったら大抵車があるときに5台か10台まで車がないように思います。そんなことで本当に寂れた状態になっておりますし、その前の建物があのような古い建物で、古さは昔からのデザインのいい、また、あの当時は立派な建物でありました関係でその建物自体は悪いことはないと思えますが、修理と管理が大変自分たちが見たり、また外から来た人が見たりしたときに大変えいかげん寂れた状態になっておるのに、さらに寂れたものを見るじゃなかろうかと思ひまして質問をさせていただきました。

あの建物も、私たちはもうかなりの年にもなりましたけれども、どうも一回も塗りかえをしたり、あの場所へ置いてから塗りかえをしたり、かわらの塗りかえをしたり、とこのかけかえをしたりしたことはないと思えます。大変見るからにみすぼらしい格好になっております。あれも修理をし、塗りかえをしたら本当にあかの抜けたきれいな建物になると思えますので、今後早急に修繕をまずしていただきたいと思ひまして質問をさせていただきました。

廃校になったプールであります。以前は本当に昭和35年からプールがつくられ始めました。おっしゃるとおり暁霞のプールはダムの借り上げ地、それまでは小学校の子どもは皆が物部川の河原へ水遊びに行きました。けれども、ダムができた関係でだれもがダムへ行って水泳をしたり水遊びをしたりすることは絶対にしてはいけないということになった関係でプールがつくられました。本当にあのときはにぎやかにプールで楽しんでおった子どもたちも、いよいよ数も減り、だんだんとあのプールを利用する者もおらなくなって今になっております。そのプールは、香北町の住民じゃありません、ちょうどそこにたまたま別荘で、別荘というか1週間に3日か4日か来て泊まってそこにおる人ですが、その人がちょうどダムが見えるところに家を建てて来られている関係

で、景色がえいということで、そんなところで来もしました。また、ほかにもいろいろ条件があつてはきたとは思いますが、その人が1回、あのプールのふち、なかなか何か草の生えっ放し、カズラの巻き上がりなんかこう嫌な感じがするが、あの草を刈ったり管理をしたりして構わんろうかということをお聞きしました。そりゃだれのもんでもない、土地も個人のもんでもないし、プールも昔の廃校となったプールだからだれが管理をしゅうというもんでもないからそれは構うまいということでやったところが、今本当にそのプールだけはきれいに掃除がせられております。その面積で言いましたら6畝も8畝もあるような面積の土地です。半分は以前、地区の老人クラブが桜を植えて草を刈り管理をしておりましたけれども、地区の老人クラブもだんだんと年がいき仲間入りをするという人が少なくなって、管理をされておられません。

そのプールはたまたまそうやって去年、おとしから管理がされましたのできれいな状態になっておりますが、もう一つの山にある、西川地区にあるプールは、もう何年と言おうか年月はわかりませんが、管理をしたようなものではありません。今では水の中は今でいうサイといいますか、それが今、冬ですので赤い状態になっております。割合にして繁殖は今のところ冬ですので少ないですが、夏になりましたら周囲の木の枝は葉をつけてうっそうとします。そして水の中の藻はサイというか、それが青くなって本当にプール一面の広がりようになります。フェンスも張られたりして危険な状態にはなっておらないかもしれませんが、毎日毎日そのプールの上には県道が行っており、その地区の人は、昔はここで人も浴びよったが、遊びよったがというようなことを思うときに、寂れたもんじゃねというような感じがするというお話を伺ったので、ひょっとして管理をうまく、年に何回かの草刈りをしたり管理をするようなことをしていただければいいかと思ひまして質問をさせていただきました。

地区のプールでありますので、地区の人にも相談もし話しかけもしたならば、大抵何か道路愛護の日とか一斉清掃の日とかの日をとって管理もしてくれはしないかと思ひます。そのようなことで、ちっとでも周囲の人から見て、また地元の人から見て見やすいきれいな形にさせていただけたらどうかと思ひまして質問をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

暁霞公民館の備品あるいは老朽化した大きな修繕についてということでございます。

私も年に一、二回はあそこを通ります。それで暁霞公民館自体は知っております。そういう中で、かなり老朽化してきておるということでございますが、この暁霞公民館につきましては、社会教育法第22条の規定に基づいて香美市公民館設置条例の中で規定されている公民館でございますので、管理につきましては香美市の教育委員会が行うということになりますので、一度、中央公民館の担当の職員に現場も見ていただくよう指

示をいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。

○香北支所地域振興課長（竹内 敬君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、旧香北町中央公民館のことにつきましてですけれども、1度目の回答のときに申し上げましたように、少年剣道の練習場所、社会教育、社会体育事業等々さまざまな形で講堂が活用されておりました。それで、以前は、今、香北町の支所の右隣にあります基幹集落センターという場所にあったわけですが、昭和54年に山振か何かの事業で今の基幹集落センターをつくることになりまして、現在の場所に移設をされました。事さようにそこで講堂を使っておりました行事、活動等をする場所が今の基幹集落センター、それから吉野のほうに体育館、それから香北中学校の西隣に武道館というふうになってまいりまして、そこを活用する行事がだんだんと減ってまいりました関係で、現在のように、まず民具の置き場となり、さまざまな用具が置かれるようになってまいりました。その関係で現在の状態になっておるわけでございます。ですので、先ほど申されましたように香北町の玄関口とはなりますけれども、なかなか費用の関係もございまして、修繕が必要になればするという考えの状態です。現在のところありません。

それから、もう一つの廃校になった後のプールでございますけれども、1回目にお答えさせていただきましたように、地元の方の好意により半ば管理をしていただいていたという状況がありますので、今後につきましては、維持管理について地元、市の関係各課と協議をし、きちっと決めてまいりたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会をします。

（午後 3時45分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 2 年 3 月 1 1 日 木曜日

平成22年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成22年3月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日木曜日（会期第9日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成22年3月11日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 19番 前 田 泰 祐 君

② 9番 門 脇 二三夫 君

③ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、21番、西山 武君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時02分)

○議長（中澤愛水君） それでは改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） おはようございます。昨年は大変皆様方にお世話になりました。ご迷惑かけました。ここに登壇するのも久しぶりでございまして、大変緊張しております。上がっておりますのでどんな質問になるかわかりませんが、質問を順次させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目の入野佐岡線のことです。この件につきましては、平成20年第5回の定例会でありましたか、そのときに質問をさせていただいたわけです。それからもう1年以上が経過をいたしましたことから、進展があったのかどうかということをお伺いをするものであります。

そもそもこの件につきましては、ご承知でありましようけれども、平成7年4月14日でございますが、（旧土佐山田）町長から地区に申し入れということがされております。これは林業総合センターを建設する際にであります。大平部落から提起された15項目の要望事項に対し、双方で合意に達したあかしとして、このたび大平部落と高知県並びに旧土佐山田町とが確認書を交わすに当たり、この要望書の具体化と実現のため町は県とともに大平部落対策委員会と検討、協議を尽くし、最善の解決を図っていくことを約束をいたしますので、この上ともご協力をよろしくお願いいたしますという申し入れ書でございました。そういった確認書が地区と取り交わされておるということをまず申し上げておきたいと思っております。

さて、私は、長年にわたり大法寺、大平地区から接続の強い要望があったことから、もうその質問する1年ぐらい前より現地の状況、また住民の方たちの意向を伺いまして、私なりにこの道の必要性について調査をいたしました。その結果、提言とともに質問をさせていただいたことでもございました。まず、平成11年でしたか、豪雨があった際には、大平地区の裏山、北の山でありますけれども、大崩壊の危険のある山中の亀裂が発見をされまして、地域の大惨事も予測されたこともございました。特に南海地震等、確実に近づく昨今であります。どんな状況が起きるかわからない、予想もつかない、そういった状況に現在ありますということ。そしてまた、緊急車両が両方の集落を行き交うことのできない、途中狭くなっておって行き交うことのできないような状況である道、また、この市道は最近では通行量の増したことにより行き違い等のときも路肩の破損等あり、大変危険な状況であること等々もございまして、この大平、大法寺、入野線というのは、住民の安心、安全のために、生活をするためどうしても道路整備が急がれるとい

う見解に立ったことから執行部の所見を伺ったことでありましたが、そのときの答弁は、膨大な事業費が必要なことからJR四国が鉄橋の改良をするときに合わせて改良したいというふうに言われました。その後、JRとの折衝と申しますか、JRに働きかけというものはされたのか、そのあたりの経過をお伺いしたいというふうに思います。

次に、（平成21年）1月28日、この件に対する請願書が議会に提出をされました。これによりますと、この中身を見てみますと当時の（旧土佐山田）町長は、周辺道路の整備については、大平、大法寺までの延長工事は平成9年度の完成を目指し積極的に推進すると明記されているが、いまだに約500メートルの区間が改良されていないため、早急に工事を要望するというものでありました。この件は産業建設常任委員会に付託をされ、3月議会で継続審査という報告がございました。その後、委員会では、4月23日、執行部を交えての現地視察を行ったようでありますが、その審査を踏まえ、6月17日、6月議会であります。このときに委員長報告がございました。そのとき私も委員長にしつこいほど質疑もいたしたことでありますが、この委員会の請願書の不採択に対する採決の結果、賛成多数、この不採択に反対の方が2名ということでございました。私としましては、住民の目線に立って活動しておるということをおの信念といたしておりますので、まことに残念な結果ではありましたが、この採決をされた結果についてとやかく言うものではありません。

ただ、委員会の不採択の最後に附帯意見というものがつけられておりました。その附帯意見とは、地元との覚書があること。また、地元住民の行政への感情を踏まえ、補助事業等の活用による費用抑制の手だてや工法の研究を行い、実際の概算を算出すると、市としてどういう方法で改良できるかということをお研究するように取り組みを求めるといふものであります。この件について、執行部におかれましてはどのような研究をされたのかお伺いをするわけですが、補助事業、また適切な工法が見出せたのか、その進捗状況を伺うものであります。

次に、市長あてに出された要望書もございました。これについては4月22日に回答をされております。入野佐岡線については現地調査は終了している。道路改良には多額の事業費が伴うので、補助事業及び起債事業等導入を検討し、平成22年以降の対応となる。そのときに排水対策、道路改良もあわせて対応したいというふうに回答をしております。どうも私の12月の質問に対する答弁とは随分と違っておるよう思うわけでありまして、現在私がどういうふうに理解をしておればいいのかということがわからなくなりました。きっと平成20年のこの私の質問の後に対応についての進展のあったものというふうに理解をすべきかなというふうに思っておるわけでありまして、その補助事業、また有利な起債等により平成22年以降に対応すると回答したと私は理解をしておってよろしいでしょうか。

いずれにいたしましても、これは住民との約束事でありまして、約束をしたことであるので、信頼を取り戻すとともに、安心、安全に住める地域であるように、できるよ

うにすることが行政の責務でもあろうかというふうに考えますが、明確な答弁をいただければうれしく思います。

この問題はそれぐらいにいたしまして、次に、2点目の商店街の浮揚に関連する問題点について質問をしたいと思います。この件につきましては、商工観光課また商工会においても、さまざまな手法を模索されておられることも理解をしております。例えば、ゑびす昭和横丁に月光仮面を呼んできて昭和の再現を試みたり、駅前には観光にかかわる事業としていんふおめーしょんというものを立ち上げたりもしておりますし、地域企業を活用した産業の振興を図るとともに、雇用促進等、大変これからのことについてご苦労されておられることもわかっております。私は、まちの活性化というものにつきましては、浮揚というものにつきましては別の視点からお伺いをしたいと思います。

以前より、山田のまちには人がいないと、寂しい限りで何とかならんかえ、人通りが一つもないがというお話が随分聞かれるわけでございます。そこで、私は、何とかこの、西から東まで昼間も夕方も歩いてみました。ところで、6時半ぐらいになると街灯が点灯する時間になるわけでありまして、この中に大変切れてつかないところが何か所かあるわけございまして、そこを歩くと大変暗くて、歩くのも女の人なんかは大変危ないんじゃないかというふうな箇所もあるわけございまして、そんなことでありまして、人が入ってくるのにも、買い物客に来てくださいというのもこう大変無理があるというふうに私は考えたのであります。

この山田の商店街の活性化につきましては、比与森議員が大変心配をされ、以前一般質問された経過もありまして、私が繁藤から出てきて越境して質問することに大変ちゅうちょしてございましたけれども、環境の整備から活性化につながるのではないかとこの観点からお伺いをするものでありますのでお許しを願っておきます。

まず、安全、安心のできる明るいまちづくりが浮揚、活性化の根幹であるというふうに考えたことから、街路灯を主に調査をいたしましたので、そのことについて少し触れておきたいと思っております。

まず、玄関口と言っても過言ではない駅前ではありますが、駅舎を出るとすぐ、先ほど言いましたように両側に活性化の施設が設置されているわけでありまして、その施設の頭上にある明かりがまず切れております、点灯しておりません。それから、この役所の前を通り、ずっと南へ行って宝町通りですか、あそこまでは全部で33個の設置をされております。設置されておりますけれども、実に12個が切れております。真っ暗であります。これではとても、駅を出て南へ行こうかな、商店街も入っていこうかなという気にはなれないですよ。お客さんが怖くてとまってしまいます。そういったこともあろうかと思っております。また、西町の香長中央病院の信号から東のほうまで、タカセまで私が見ると、間違っておらんとは思いますが、106個ぐらいあったかと思っております。この中には水銀灯じゃなくて蛍光灯の分がついておりますので、これは個人でつけたものではないかと思っておりますけれども、この間には17個消えております。ところが、西町

の端から高銀までの間は13個ありますが、全部これについております。一つも切れたところございません。そういったふうに大変明るいところとなっておりますけれども、駅前通りから四銀前までは距離が短いのですけれども、この間、9灯中6個が切れておまして点灯しておらず、店舗が閉まったときには大変暗い東向きの商店街の入り口というふうになっておるわけでございます。

この西から東まで一筋の商店街であるのにどうしてこのような状況が起きるかということをお私もおもひに苦しんでおるわけでありましてけれども、これには商店主の方にもお話も伺いましたけれども、「商店が閉まって手当てができません、もうしょうがないわよ。」と言うところと、また、「鉄柱自体が老朽化して落下のおそれがある、そのために私は自分で改修した。」と言われる方もございます。また、水銀灯は、定かではございませんが、その人のおっしゃるには6,000円から8,000円ぐらい取りかえにお金がかかるということで、全部やろうちいかんということでありました。ある町内会でやっておられると思いますけれども、そこは防犯灯の要望をしておるといようなお話もちらっと伺いました。東までそれぞれに町内会とか班かわかりませんが、そういった管理をする責任を持ってやっておる団体があるわけでございまして、そういった管理の方法がそれぞれに違うということと、電力との契約についてもそうでありましてけれども余りにも差があり過ぎまして、安定をして一律した明かりがついてないということが、私の結論としましては買い物客が入ってこられない、活性化しない、浮揚しないという原因ではないかというふうに考えるわけでございまして、そこで、質問をまとめなければいけませんけれども、いつまでもシャッター街というように言われるようではどうにもなりません。

そこで、商店街を明るく、安全な環境づくりを実施し、人の出入りを促し、発展につなげていかねばならないところから、まず、街路灯について一括して市の管理とすると、実情に合った施策を実行してはいかかかなと、することはできないかということをお伺いいたします。

次に、通告をしておりますこの問題につきましても、旧土佐山田町時代から何度となくお伺いしております。保育所の砂の殺菌の問題でありますけれども、またかよというように思われる方もおられるかもわかりませんが、その後、適切な対処がされておるのかどうかということをお伺いするものであります。

今元気に無邪気に、砂場で、滑り台で、またトンネル遊びに夢中になっている子どもたちは、間もなくこの香美市を背負って立つ子どもたちであります。その子どもたちが最も好む砂の中に恐ろしい病原菌が潜んでいるとしたら大変なことでありまして。安全、安心な保育所でなければならぬということを強く感じている私は、以前、神戸医大（現、神戸大学医学部）の宇賀昭二先生という教授のことを知りまして資料を取り寄せましたところ、この菌を体内に取り込むと10年20年後に発症することもある大変恐ろしいものであるということも発表されていることもわかりました。ちょうど私がそん

なことで思っておる中、隣に住む、近所のまちに住んでおる私の友人の奥様であります
が、この方が、私がこの問題に取り組んでおるということを聞きつけたということで、
次のような恐ろしい話をしてくれました。この事件は以前もお話ししたことがあるかと
も思いますが、砂スープ事件として大変有名になりましたのでまだ覚えておられる方も
おいでかと思えますけれども、それは、保育所から帰った子どもが熱が出たそうであり
ます。風邪でもないようなのでということで様子を見ておったようでありますけれども、
今度は血便が出たということで慌てて夜中に病院に走り込んだそうであります。後日、
病院に診察に行くと、先生から、検便の結果2種類の病原菌を検出したということを知
りかされ大変驚いたと言います。その後、2日間ぐらい休んでいたところ、保育士さんか
らこの真相を聞かされたそうであります。この保育士さんがたまたま私の友達と大変
懇意にしておる親友だったことからすべて気軽に話をしてくれましたようでありますけ
れども、これがどこの保育所でも見られる光景であります。大好きな砂場で遊んでい
るとき、おわんに水を入れ、それに砂を入れ、「はい、スープですよ。」と、「どうぞ。」
と、「いただきます。」ということで、かばっと口に入れたところでちょうど発見をし
たそうでありまして、見たそうでありまして、これはいかんということで水を吐き出さ
せてうがいもさせたということで、後はその日は何ともないので大丈夫だろうというふ
うに思っておったがと、2日休んだき心配して電話してみたがということで、本当のこ
とも話をしてくれて電話もいただいたということでありましたけれども。これがスー
プ事件の始まりだったわけですが、私はその後、この先生にもお会いしました。そ
うすると、年に何人かはこういった患者さんも見えるということでありまして、砂の中
には、前にも申しましたけれども犬からはトキソプラズマという菌がその便の中にはお
ると。それから、猫からはエキノコックスとかいういろいろな菌が潜んでいることはわ
かっておったと。しかし、近年ではカンピロバクターという、そういう菌も見つかっ
ておると、潜んでいることがわかったということも聞かされたわけであります。

そういった大変恐ろしいものであります。さて、12月、平成20年第5回のときに、これも同じように伺った件でありますけれども、安全な保育所づくりということで病原菌対策について提言、質問もさせていただいたこととございましたが、そのとき定期的な水蒸気による熱殺菌を行うようにしたいというふうな答弁があったかと私は記憶してるところであります。あれからもう1年が経過をいたしました。新しい今度B園も完成をいたします。香美市には、物部、香北に2園ですか、こっちも2園は残るわけですが、そういったところの安全について、どのような対策を考えておられるのかということをお聞きをいたしまして1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） おはようございます。前田議員のご質問にお答えをいたします。

入野佐岡線の改良の件でございます。

ご質問にありましたように、確認書の存在は承知をいたしております。平成20年12月の議会でご質問をいただき、その後、産業建設常任委員会の現地視察もいただきました。建設都計課の中でも、どのようにすればいいのか、JR抜きでできることは何か、また安価にできる方法はなど検討をしております。市道入野佐岡線の未改良区間は500メートルほどございます。この区間の改良を行う場合は、ご質問にもありましたように相当の事業費が発生をいたします。特に土讃線の鉄橋を境に大法寺側につきましては急峻な地形で、大型の構造物の設置が必要となり、多額の事業費を要する区間と認識をしております。こうしたことから、急峻な区間につきましては残土処理場としての活用を図りながら、盛り土が現道の高さに到達する時期を見て、大平側の改良とあわせて実施することが適当であると建設都計課では考えてございます。ただ、残土処理場に関係します地権者に同意をいただかなくてはなりませんので、平成21年度につきましては公図によりまして地権者の確認を行っております。今後は地権者の方々にお話をし、理解をいただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。なお、事業を進めてショートカットができました後には、改良後の延長としては300メートルを予定しており、つまり200メートルほど短くなって、鉄橋に対して直角に通りたいというような考えではおりますので、鉄橋をさわらずにいけるような方法をとということで検討を進めております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 前田議員の商店街の街路灯関係のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の商店街の街路灯につきましては、もともと商業目的で設置された街路灯と思われませんが、また、防犯の役目も果たしていると思います。市が管理するものとして設置された街路灯などとは別としまして、商業目的で設置された街路灯は、市が直接管理することにつきましては、防犯灯とは別に商業面からの判断が必要となってまいります。ご質問に防犯の観点からというご質問が入っておりますので防災対策課として答弁することになっておりますですが、うちの担当課としまして、防犯灯に特化して、防犯灯については市がすべて管理すべきではないかというふうなご質問とさせていただきますれば、現在までは合併協定の方針に基づく土佐山田町方式の方向に向けて進めてきております。しかし、今回、行財政改革推進特別委員会の意見書といたしますか、決議文も新たにいただきました。市としまして、市民の安全、安心を守るという立場として防犯灯をどのように位置づけ、その負担を市がどこまで持って、市民の皆さんにはどこを持っていただくかというようなことをこれから協議、検討して方針を出さなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、前田議員の保育所関連の砂場の病原菌に対する対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

砂場の消毒につきましては、いろいろな方法があります。私どものほうでも検討をしてみました。その結果、安全性の上からも、以前に申し上げましたように蒸気による消毒がやはり適当ではないかと思ひまして、実際に施工できる業者さんに見積もりを徴しました。ふるい分け後に洗浄して蒸気殺菌をする方法で、1カ所1回30万円を超える費用が必要だということがはっきりわかりました。このため再度、安価な方法があるのではないかということで調べてみましたけれども、適当な方法が見つかりませんでした。全部の保育園で実施するには費用が非常に多額になるため、財政のことを考えますと一度に予算要求することは非常に困難だということになりました。そこで、順次実施できるように計画を立てまして、段階的に予算を要求して実施をしていきたいと考えております。また、それまでにやる有効な手段としましては、砂遊びの後、手洗いを励行するとともに、新たに病原菌や寄生虫が発生しないよう、鳥や犬、猫などの動物の進入を防ぐため保育終了時にネットやブルーシートなどで囲い込むことを徹底するよう、さきの園長会でも各園に連絡をしまして、現在実施をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、大法寺の入野佐岡線のことですけれども、そうすると、以前にもちょっとあそこへ、西のほうには残土を入れてという話もちらっと伺ったような気もいたしますけれども、あの答弁ではJRの改修に合わせてということであったことは頭に残っているわけです。ということで先ほどのご答弁でも、JRがやるときにはやらあよという話ではなかったように思うわけでありまして、ほんなら単独でやると、JRは関係なくやるということですね、そういうことでいいですね。

それは、ほんなら、4月に市の会合をして、地元に出してある、平成22年度以降、今言われたように平成21年にそういうことを計画してみたいという話でありました。平成22年度以降には実施したいと、あれは検討したいでしたか。検討したいということは、平成22年度で検討するということは何年先になるかわからんけど、何年先のことを言いゆうかは私にはちょっとわかりませんけど、今先ほど申しましたように、裏山では大雨のときには亀裂が入ったという事実もある。そうすると、こっちから大きい道がいくきえいじゃないかっていう話もちらっとあったような気もするけど、そんなことじゃないですよ。あれ両側から行き交いできるような、やっぱりそういう道路にしないとかないと大変不便なもんです。どこでどういう事故が起こるかかわからんですから。南海地震も確実に近づいております。そういった中で、どうしてもお互いに行き交いながら安心して住めるような状況に早うせないかんということがありますが。この確約書にも、何回も言うけど、平成9年度にはやると、実施すると、完成するという目的を、

やりますよということを確認されてるわけですから。これはね、ぜひとも、今言われたようなことも地元にも十分に理解してもらおうとかいうことをしないと、確約書はこれ死んでるわけじゃないですよ、約束事ですから、生きてますから。だから、これを、それを言われるわけですよ。私が今言うたように住民の目線に立って、住民のお声を聞いて吸い上げていくと、お声を届けていくというのが私の役割ですから、だから、私も中へ入ってたまらんですき、早うに行って話をして理解をもらってほしいというふうに思います。なるだけ早くできるような施策をお願いしたいと思います。

それから、まちの活性化のことでありますけれども、これは私、行革の要望書も出るということも知っておりますし、そのことについては一言も触れなかったわけでありまして、この防犯とかいうことについては、その意味もあるということはあるかもしれませんが、商店街の活性化については商工観光課の方も大変心を痛めておられるということはよくわかっておりますので、そういう意味からこれはどうしても商店に人を入れる、商店街に人を多くするということは、私はこの市の発展につながっていくということを申し上げたいわけでありまして、それは商店主が、言うたら今のお答えやと商店の方たちのいけば考え方といいますか、施策でこういうふうな設置をしておると、そこまで市は入っていけないというふうなお話やったかもしれませんが、市もずっと提唱しておりますように商店街の発展、もうシャッター街にならんように何とかせよいかんということはみんな思ってると思うんです。市も少しはこういったことに関心を持って手も入れていく。

これは、全部今言われたように防犯灯ですればという話でございましたけれども、防犯灯の話はまた後からどちらか質問が出ておるようでもありますのでそれは引かさせていただきますけれども、防犯灯ということになりますと、市が一括して防犯灯を山田町に合わせてということをおっしゃられましたけれども、そうなりますと、設置の費用、後の維持管理、電気料につきましては要った分の半額は出しますよと、あとは半額については受益者負担でやるぜよという話に、今そういう規定になっておるかと思うんですが、その維持管理も含めて市で一括して現在の防犯灯の、あれは水銀灯ですけども、水銀灯でなくても今言われるような蛍光灯にいたしましても、そういったことを市が一括管理してやったらどうかということをお願いをしたわけでありまして、どうでよという話をしたわけですけども、それはいかんというような話でありましたけれども、私の考えはそういうことですので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、あともう1点は、砂の殺菌の問題でありますけれども、水蒸気で殺菌をすれば一番えいというふうなことで見積もりをとったと、そしてやってみようかとしたと。しかし、お金も30万円かかる、これで何件もあるんで一遍にはいかんと、徐々にその方向にやっていきたいと考えちゅうと、いくようにしますと。徐々にですよ、徐々に要求をしてやっていくということでもよろしゅうございますね。ぜひとも子どもたちが10年も20年も先に発症しないように、ひとつよろしく。

2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 前田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

入野佐岡線のことでございます。

要望書の回答の平成22年度以降に検討いたしますという表現につきましては、平成21年度ではできませんという意味合いのものでございまして、議員のおっしゃられた意味合いが強く入っております。平成20年12月の議会では、JRさんが鉄橋を改良するに合わせて直したいと確かにご答弁を申し上げました。ご質問でもありましたように、確認書の存在というのも承知をいたしております。それには確かに平成9年度の完成を目指すということも明記をしてあります。それはうちの課にも保管をしてありますので常々見させていただいております。

そんなこともありまして、JRさんがいつ改良するのかわからないものをそこまで引っ張るわけにいかんろうということで、ご質問もありましたし、課の中で検討した結果、安価にする方法としては、残土場として埋めて、それが現道の高さに達したときに大平側の県有地も一緒にお話をさせていただいて、直角に行けば3メートル60センチメートルの橋脚の幅があるということですので、橋脚のところだけは狭くなりますけれども、その他のところは現在の大法寺側あるいは大平側の幅員に合わせたものができるというふうに考えております。その3メートル60センチメートルの部分につきましては、JRさんが鉄橋を改良するときに合わせて改良するというふうでないと、うちのほうからJRさんのほうにお話しかけをしますとほとんど事業費を見なきゃいけないということになりますので、それはもうとてもできないという相談になります。そんなことから、なるべく安価な方法ということで考えておりますので、また大法寺側、大平側の地権者の方々にも今後お話をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 前田議員の商店街浮揚関連の2回目のご質問にお答えいたします。

前田議員の商店街への思い入れに対しまして感謝をいたします。

物部町、香北町、土佐山田町の商店街の街路灯としまして、その当時のそれぞれの補助金等で整備をされまして、管理が異なった形態となっております。土佐山田町では、個人商店、商店街組合、各町内会に管理をお願いしております。しかしながら、店舗の閉鎖、空き家等が増加すれば残る関係者の負担額が多くなりまして、商店街が住宅街化してきている現状では、ご指摘のとおり街路灯というより防犯灯の役割となっております。前田議員もおっしゃられましたように、管理体制が各町内会によりまして対応がまちまちとなっているため、ばらつきがございまして。例えば、切れた電球を1個かえるにしても、高価なために費用が大変かさみますのである程度まとめて修繕を行ってい

るようです。その結果、商店街の各町内会では、街路灯が古くなったこともございますが、防犯灯に機種がえをしまして防犯灯として申請をし直していると聞いております。防災対策課で現在調査中とのことですので、街路灯、防犯灯を含めまして関係課等と協議しまして、3町の維持管理体制の統一を図るなど協議、検討することといたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 3回目の質問をさせていただきます。

久しぶりでありまして大変話も何かばらばらになったようでまことに申しわけございませんが、適切なお答弁をありがとうございました。

そのことにつきましては、わかりました。なるべく早く、よろしく願います。

それと、もう1点は、今、商工観光課の課長さんのほうからお話がございました。そのとおりです。確かに町内会とか、町内組合ですか、そういったものが設置当時のばらばらであると、だから管理体制がばらばらであって非常に暗いところがあるということは先ほど申しましたけれども、そういったことが起きるのは、これは当然である。ようするとこと、ようせんところができてくるということでもありますので、大変暗い、怖いようなまちになっておるということを申しましたところ、防災対策課のほうからは防犯灯としてのお話もありました。防犯灯として、今、課長さんのほうから体制を整えつつあるというようにお話もちらっとあったかと思いますが、私は別の観点からということでは防犯灯のことは言いませんでしたけれども、そういったことがもう全部一括して防犯灯として行われるのであれば、それもまた結構なことだと、明るくあればいいというふうに私は思っておりますので、そういうふうになればなお結構だというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願います。

どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（中澤愛水君） 答弁？

○19番（前田泰祐君） 答弁ありません。

○議長（中澤愛水君） 前田泰祐君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） おはようございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。大きくは2点についてお伺いをいたします。

まず、市道等の道路維持管理についてであります。

本市では、市道、林道等の維持管理を物部、香美両森林組合に委託をしているところであります。旧物部村では村道、林道等の維持管理は村直営で行っていましたが、平成8年、物部森林組合に委託をしたのであります。同時期は林業後継者不足が問題となっていたときで、グリーンレンジャーが発足したのもこの時期であり、村を挙げて主産業である林業の再生と後継者育成を行うなど、以前にも増して力を入れ始めた時期でもあ

りました。当時の木材の市場価格は、杉の3メートル材で1立方当たり2万5,000円前後、ヒノキの3メートル材で3万5,000円前後と、現在の価格と比べるとまだよかったです。昭和30年代から昭和40年代の立ち木で4万3,000円から4万円に比べようもないのであります。この価格低落は、国策として里山や深山の雑木を切り払い、杉やヒノキの植林を推進したことで建築用材としての需要量を上回る生産につながったこと、1964年に木材の自由化を行い、価格の安い欧米材、南洋材が大量に輸入されたためであります。こうしたことから、森林組合や山林所有者の経営基盤の強化と経営の効率化を図るために、林道や作業道の開設を進めてきたところであります。ご承知のとおり、物部町の集落のほとんどは山腹にへばりつくように点在をしているため、林道開設にはこれらの集落を縫うようにして住民の足の確保に努めてきたのであります。このように条件の悪い集落に住んでおられる住民の足を確保するためには、集落の要請はもちろんですが、毎日山に入る森林組合の作業班やグリーンレンジャーの方たちが村道、林道等の状況を確認をし、軽微なうちに補修をする、また、梅雨や台風前に側溝などの清掃を行い、被害を未然に防ぐことなどを目的として委託をしたものであります。私の住む物部町神池は標高450から550メートルに人家が点在をしていて、冬期には雪が見られるのであります。けさも起きると銀世界でありました。柳瀬、平井から神池への道路は急勾配で、積雪の多いときには大栃方面から車で上ってくることができないためスクールバスの運行にも支障が出ることもあって、森林組合では神池自治会内の動ける者を臨時雇用し、雪かきと凍結防止剤を散布をする作業を行っているところであります。これらは香北町や土佐山田町にはない特異な状況であります。

しかし、来年度の本市の一般会計予算を見ますと、物部支所の道路維持管理費は本年度に比べ500万円減の2,500万円となっていて減額となっているのは林道を対象としたものであります。先ほども申しましたとおり、物部町の場合は国道や県道から林道によって集落間が結ばれているのであります。このことは、林道を生活道としている住民に不安を与えるだけでなく、本当に足の確保ができるのか心配をされますし、住民サービスの低下につながるものであります。また、物部森林組合の、これは平成22年1月1日から12月31日までの予算書であります。3,040万円の道路維持管理費が計上されており、このままですと資金ショートし、事業計画の変更も余儀なくされると思われるのであります。ちなみに過去の実績を見ますと、平成18年度、3,650万円、平成19年度、3,340万円、平成20年度、3,201万円となっていて、合併後5年目で1,100万円減、32%の減となっております。所管課が予算書を編成する場合、積算基礎に基づき十分な協議を行っていると思いますが、どうしてこういう結果になったのか、また、この差額についてどのように対応されるのかについて、そのお考えをお聞きをしたいと思います。

続きまして、部落行政費等補助金のあり方についてお伺いをいたします。

まず、部落行政費についてであります。このことにつきましては平成18年9月議

会でもお伺いをしたところでもあります。旧物部村では部落行政費として一定の基準を定め、それぞれの集落に補助をし集落機能を維持してきたところではありますが、平成22年度をもって廃止をされることとなっています。この廃止案につきましては、合併後5年をめどに実施をすとしてきたところではありますが、昨年秋に開催されました物部町の自治会長会では継続について取り上げられましたし、その後、開催された地域審議会でも提起をされたと聞き及んでおります。この部落行政費は、集落によって事情が異なるため、画一的な決められた行政手法ではなく、当該集落の自主性を生かしながら目的を達成するために創設をされた制度であります。私の住む神池の部落行政費は、平成18年は25万円、これはそれぞれ旧町村でも予算編成されたものを持ち寄ったためでありますけれども、合併後、旧3町村の補助制度のあり方を統一するために、先ほども申し上げたとおり平成22年度をもって廃止されることとなります。しかし、新基準になりますと今まで同様の活動は困難となって部落費を増額する必要がありますが、現実的には不可能であります。現在、私の集落では、前期8,400円、後期8,400円、計1万6,800円の部落費を徴収していますし、赤十字社、赤い羽根、緑の募金などの寄附金を合わせますと2万円近くの出費となって、国民年金だけで生活をしている高齢者の方の負担が余りにも大きくなるからであります。物部町内の集落の中には、部落費の負担が大きい約半数の方が自治会を脱退したところもあり、こういう自治会が出ないような配慮が必要ではないでしょうか。脱退する方が多くなると、かえって市の負担が多くなるのが考えられるのであります。物部町内の自治会長の主な仕事は、集落の要望などを取りまとめ市役所につなぐことは当然であります。市道、林道など公共事業のある場合は地権者との土地の交渉、台風通過後の場合、被害の有無について調査をし、倒木などがあって処理可能な場合は処理をし、道路、足の確保をし、処理が不可能な場合は市役所に被害状況を伝えるとともに集落内に周知をしているのであります。

そのほか神池では、昨年、単独事業として、道しるべや観光スポットとなる場所に説明のための表示板を設置をしたところではありますが、これは神池に来ているのに神池はどこかと聞かれる方が多かったためでありますけれども、原因は、柳瀬、平井から神池に入って三差路に神池、楮佐古は左への表示がされていたために起こったものであり、こうしたことが起きないように、そして、来られた方にトイレなどをわかるように配慮したところでもあります。県道久保大宮線の柳瀬、立花に2枚、柳瀬、平井に2枚、神池内に4枚の道しるべを、その他の観光スポットとなる大日寺や女池、男池などに4枚、トイレ表示4枚の計16枚を設置をし集落内整備を行ったところでもあります。これに要した原材料代は10万5,000円、これは部落費の中から支出をし、道しるべや表示板などの作製と設置については出れるもんが出て作業をすることを基本としていましたので費用としては要っておりませんけれども、五、六十人役の人が携わっておりますので、金額に直しますと六、七十万円の事業となっておりますし、材料の手配や資材の購入は自治会長が当たっておりますので、自治会長の負担は大きいものであります。

また、本年は、集落整備事業によって神池消防屯所の駐車場にガードレールを設置をしましたが、この集落整備事業も非常によい制度事業であると思っておりますけれども、使う集落から見ますと、部落行政費のほうが自由度があって使い勝手がよい制度だと言えます。私が心配するのは、神池のように市道や林道の草刈り作業のある集落はその受託事業費を部落事業費に充当していますが、物部支所のある大栃集落にはこうした受託作業がないため致命的な打撃を受けるのではないかと思うところであります。

そして、本年度、神池では災害時のためのヘリポート建設問題があって、自治会長は土地の交渉やヘリポート予定地周辺の地権者への説明も含めて、四、五日間この事業実施に向け対応をしているのであります。他の地域の方の中には、自治会長が高額な報酬を得ているのではとの意見もあるようですけれども、私の集落では、自治会長が集落のために費やすと思われる日数や年間事業内容によって部落の総会で報酬額を決定をしています。また、神社仏閣については、神池集落会計と別途に大日寺会計、神社総代会計、高板山会計を持っておりまして、別途に管理運営をしているところでもあります。

そこでお伺いをいたします。一昨年、行政視察を実施した綾部市では、市役所職員の削減などもあって、自治会の連合体によって自治会の自主性を持たせ、市のかかわっていかなければならない事業の一部を自治会に持たせるという手法をとっていたのであります。このことは、物部町の自治会長会は3町の自治会でもこの例に準じた手法であると思うところであります。部落行政費につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり5年間の措置をもって3町の基準を統一するというに反対するものではありませんが、中山間地域の集落で自分たちの住む集落を元気にしたい、そして頑張りたいと思っている集落が、言いかえますと集落を守るためのすべて、あるいはほとんどの世帯が自治会に加入し、高額負担をしている住民の方が負い目を見ないような施策が必要であると考えているところであります。こうした市内の集落に対して新たな事業展開が必要だとも考えていますが、所信についてお聞かせをいただきたいと思っております。

続きまして、街路灯及び防犯灯についてお伺いをいたします。

街路灯、防犯灯の調査について、香北町、土佐山田町では実施をされたとのことではありますが、物部町はこの用紙を提出をした時点では実施をされておりました。現在それを区長に聞きますと、その調査内容が参っておるということでございます。現在、物部町内に設置をされてるものはすべて防犯灯だとの理解をしておりますが、物部支所のある大栃以外は電気料の補助の対象となっていないのであります。自治会によっては、組または班の数戸で防犯灯を設置し、対象となる世帯が支払いをしているところもございますし、人家が近くにない場合には設置要望をした世帯が負担をしているのであります。私の自治会につきましては、設置要望は部落総会で要望を取りまとめ行政に要望をすることとしていますが、設置が適当であるかについては全員で協議をしているところであります。これは、以前は設置要望も多く、なかなか順番が回ってこないのが全員の意思確認が必要だったためであります。現在設置をしているのは道路の交差した場所が

ほとんどですが、1世帯の方たちはこの電気料を自治会全体で負担をいただくことについては気兼ねをし、個人負担をしているのであります。

3月3日の議会開会日に、2月26日付で、中澤議長、山崎行財政改革推進特別委員会委員長連名で、市長あてに防犯灯の補助制度にかかわる適切な措置を求める要望が出されました。私は、少なくとも数戸で防犯灯を設置をしている場合は補助の対象にすべきではと考えているところであります。この要望書にもありますように、自治会に入られている方の負担が大きくなる配慮が必要ですし、物部町のように自治会で支払っている場合や自治会の組や班で支払っている場合などがありますし、この統一も必要ではと考えているところでありますが、所信についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 門脇二三夫議員の市道等道路維持管理について、道路維持管理費はどうしてこういう結果になったのか。また、この差額についてどのように対応するかの質問にお答えします。

質問のとおり、生活道を含めた道路維持管理については常に万全を期して行わなければならないと考えております。平成22年度の予算配分でご指摘のとおり2,500万円となっておりますが、当然、市民生活にご不便を来すことがあってはならないと考えております。森林組合のご協力をいただきながら道路維持管理を行ってまいりたいと思っております。

また、一方では、まだまだ新設工事を進める必要もあり、限られた予算の中で計画的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 門脇二三夫議員の部落行政費と補助金のあり方についてのお尋ねについてお答えをいたします。

自治会と行政との関係につきましては、言うまでもなく不離密接なものであるということ。そして、いわゆる官民協働システムの最たるものであるということは合併前の3町村とも共通した状態であったと考えます。そして、合併前にはそれぞれの町村ごとに似たような地域の環境や事情がありながら、表現が適切でないかもわかりませんが、それぞれの家に見立てて親子2世帯住宅で営まれるとして、それぞれに家計のあり方が違っていたと見ております。それが合併によりまして親子4世帯住宅となったことから、新しい形の家計のあり方というものを考えなければならなくなったというのが合併後の状況と言えらると思います。この場合、親子の関係としては、まず基本的関係を整理し、その上に立って必要に応じてそれぞれの状況に見合った援助が必要であるということ、一般論としては違和感を生ずる話にはならないと思っております。ただし、援助を要するときは同等にすることという条件設定は当然必要だと思っております。

ご指摘のとおり、香美市には地理的条件を初めさまざまに自治会の置かれた条件が違

っていることから、合併後、不十分ではありますが、状況に向き合うための施策づくりを進めてるところでございます。お話の中で触れられましたが、同行させていただきました行政視察先の京都府綾部市におけます地域とのかかわり方、あるいは兵庫県朝来市におけるまちづくり組織形成へのかかわり方は、本当に瞠目に値するものであると感じたことです。こうしたいずれの地域も、一定の行政支援をしながら行政依存型でない住民自治組織を目指して取り組まれておるといふこと。これは、本市においてもやがて行政自体がスリム化、縮減されていく一方で、地域自治機能の衰退を防ぐための手だてをしなければならないということについては、先進事例に学ぶことが大変重要であると考えております。

そのための手だてとして、まずできることからということで元気な集落づくり支援事業を創設をいたしました。使い勝手のこともあり、平成22年度からは一步前進させたことの思いから制度改正を行うこととし、予算額も500万円と前年比2.5倍とし、補助基準も事業費ベースで50万円、補助率として2分の1を4分の3まで引き上げたいと考えております。これは、事業費ベースが上がっても補助率が変わらなければ地域負担額が引き連れて大きくなることを防ぐための対応策と考えております。いまだ十分でないながらも、引き続き地域自治機能の支援につながればと考えていますし、こうした制度は地域全体としてそれぞれの状況に応じて活用が可能なものだと思います。

また、一方で、仕組みづくりも必要であると考えております。現在では、幾つかの課にまたがった対応となっております自治会絡みの業務につきましても、窓口の一本化により自治会業務全体を一本線で結んでの対応ができるようにという行政目的を達成するために、新庁舎の完成に合わせてまちづくり推進課を設置することといたしております。

こうして先進事例に学びながら、香美市としての新たな展開を図っていく考えですので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 門脇議員の街路灯、防犯灯についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯についてでございますが、3町村の合併による合併協定で、防犯灯につきましては当面は現行のとおりとして土佐山田町方式でいくというふうになっておりますが、現在の段階でまだ当面は現行のとおりという段階でございます。おこなっていることをおわび申し上げます。

統一に至っていないため、現在、物部町では大柵地区以外は補助対象区域になっていません。防犯灯の電気料補助金申請に係ります対象物件のつけ出し、それから補助申請の案内も行っていないところがございます。大柵地区につきましては、合併前同様、定額補助金を実施されております。統一に向けた準備、調査は順次進めているところでご

ざいまして、今後市民の皆様には統一に向けたご協力をいただかなければならないということになります。よろしくお願ひしなければなりません。

ところで、門脇議員の今回のご質問の一番の趣旨であると思われませんが、自治会の中といいますか、もっと小さな単位、組とか班、そういうのも電気料補助などの対象にすべきではないかということをございます。統一された後どのような形になるかわからないところもありますが、今現在行われている土佐山田町方式の、今、香美市方式になっていますが、要綱でいきますと、補助対象となる補助対象団体は住民により親睦を基調として自主的に結成される団体であり、市政に連携し、当該地区住民の福祉の向上に奉仕する団体というふうに位置づけております。これでいきますと、今申し上げました団体としての条件に該当すれば、自治会内の組織であります組や班でも可能ということになります。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。2回目の質問をさせていただきたいと思ひますが、まず、市道等の道路維持管理についてですけれども、地域振興課長からご答弁いただきましたが、具体的にどうやというのはお聞きできなかったように思ひます。大事なことはその500万円、何で欠になったのか、これは森林組合と協議をして基準があるはずなんですね。例えば、申しますと、地方交付税法第12条では、地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごと、例えば県、市町村に、「次の表の経費の種類欄に掲げる経費について、それぞれの測定単位の欄に定めるものとする。」としておりまして、道路橋梁費は経常経費として道路の面積、2番目に投資的経費、これは道路の延長、当該地方団体または当該地方団体の長が管理をする面積と延長しているからですけれども、ただし、私が言ひましたのは、この道路の面積とか延長というのは表になってますので、実際、地方交付税法に表記をされているものと同じではないということをご理解をいただきたいと申し上げます。

こうしたやっぱり地方交付税を出すときにも、国の基準というのには消防やとか道路とかいろんな基準があつて、人口、それに定めて交付税を決めてるわけですね。ですから市が委託をする場合には、そういった基準に基づいて委託をすべきながです。そうすると、そこで500万円という差異は出ない。例えば、森林組合がいろんな基準で算定をして話し合いをしながら、例えば財政に相談をするわけですね。そうすると、こういう500万円の差異というのが出るのがおかしいんですよ。そうじゃないですか？去年まで3,000万円やったのが来年度予算で500万円減になるということはある得ないというのが普通なんです。そういった基準はどうなっておるのかということをお聞きしたいのと、例えば、これ資金ショートになるという可能性がありまして、事業計画自体を見直していかないとということになりますので、その対応をどうされるのかということをお聞きをしたい、ということになります。

それから、部落行政費については、先ほど言いました平成18年5月に質問をさせていただいたときには、濱田課長さんのお答えではかきつく島もないなというようなことでありましたけれども、今回は何とかそういう制度見直しとかいうことも含めて検討をしていきたいということで、前向きな答弁といたしますか、いただきました。ありがとうございました。

ただ、私が部落行政費にすごくこだわってますのは何でかといいますと、私たちの集落だけではないと思います、そのほかの集落も一生懸命やっておられると思いますけれども、実は、前も言いました、718年に、養老2年ですけれども、南海道を定めた。それは別府から別役に入り、大西を通過して神池、楮佐古のほうへ通って談議所まで来たというような経過がありまして、何とかそういう元気な集落にしたい。我々の集落も500人以上の、昭和35年ですけれども人口がありました。今、高齢化といいますと人口減で悩んでますが、何とかその部落行政費の中でいろんな事業を組み込んでいきたいということで、これは濱田課長が担当しておられましたときに市の予算をいただいた。例えば、純信、お馬の標示板をつくりました、八京峠というところに。それから、もう一つは、上葦生八十八カ所、ミニ八十八カ所というのがあって、そこも整備をしました。そして、去年は、言いましたようにいろんなスポットに道路の案内板をつくりました。極端に言いますと、それは何でかっていいますと、やっぱり自分らがへこむじゃなくて、何とか元気に暮らしていけるような集落にしていきたいということで、3年前には神池なかよし会というのを、任意の団体ですけどもつくって活動をしていますし、それから健康づくり推進課のほうで、平成17年度だったと思いますけれども健康体操というのがあって、それからずっと継続して月の第3週の水曜日には必ず実施をしています。

そういうふうに集落が固まって何とか元気にやっついこうということになってきておりますし、もう一つ大事なことは、大栃中学校を地域で受け入れるというのは私たちの集落でした。そういう素地があって初めてできることではないかなというふうに思っています。ですから、私がうんとこだわっちゃうのは、その集落整備事業という事業が、自主的かどうか、ある程度自由度がある。例えば、今の、さっき言いました元気な何か事業がありましたよね、それとか、例えば、物部でいいます集落整備事業というのがあります。それはもちろんえい事業です、否定はしません。もっともっと拡大をしてほしいがですけれども、そういったものの流れと、それから、先ほど言いました部落行政費みたいにある程度自由度があっているようなことができるという、その集落内で使えるっていう事業も必要ではないかなというふうに思っています。私も平成17年に、その当時は区長と言います、今は自治会長になっていますが、部落行政費がえいということで給与に当たる部分というのは30%カットしました。その当時からいろんな意味で節減はしてきておるところでありますので、その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、防犯灯につきましては、先ほど言いましたように私たちの集落、すべての、

先ほど言いましたように物部町の場合は自治会長会というのがあって、いろんな伝達事項は、昔ですと村、今は市のほうから流れますし、いろんな共通課題として上がってきています。ですから多分ほとんどの集落は、私が先ほど言いましたように、例えば三差路やとか四差路やとかいうちょっと違う車が入ってきたとかいうところには必ず防犯灯がついてます。先ほど吉村課長からご返答いただきましたように団体とかなんとかということになるとどうなるのかわかりませんが、必ずその集落内で協議をし、優先順位を決めて設置をしています。そのことは理解をしていただいちゃかんと、それから、例えば物部の自治会長会できちっとした説明をしてないと、また誤解を招くとかいうことになってもいけませんので、それは自分の敷地内に建ちゅう分は別です、それはもう個人的なものです、そのあたりはご理解をいただいております、統一をしていただきたいなというふうに思っています。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 門脇二三夫議員の2回目のご質問の市道等維持管理について、また部落行政費について、また後で課長からも話があるかと思いますが、私のほうからまず答えさせていただきます。

市道等維持管理費につきましては、ご質問のとおり平成22年度の道路維持管理費の予算、物部支所の予算につきましては減額となっております。しかしながら、公共施設につきましては維持管理につきましては、市民サービスの基本であるというふうに認識をしておりますので、そうしたことは十分考えていかなければならないと思っております。ただ、新たな施設整備も欠かすことができません。先ほど課長から申しあげましたとおりでございまして、そうしたことも含めまして予算の査定に当たり、そうした中でこのような結果となってきております。今まで、前年度ですか、平成21年度は年間3,000万円をかけまして物部の森林組合に委託をしてきたところでありますが、しかしながら、限られた財源の中でありまして、そうした範囲内でのいわゆる今日までの範囲内でのなかなか維持が、維持といいましょうか、財政的な部分が難しくなってきたということの中でこのような結果になっております。

そうした中で、ご質問の中にも森林組合の経営内容、また、資金ショートが起きるんじゃないかというふうなことが出ましたが、それに合わせて私どもの行政が予算を組むということ自体がおかしな話でございまして、森林組合の委託に限ったことではございませんが、市の財政状況や業務内容などを勘案しまして委託費の予算をいたしております。先ほど言いましたように、委託先の都合に合わせて市の予算を組むということはないということをお願いをしておきたいというふうに思います。

そして、部落費等の行政補助のあり方ではありますが、これにつきましても先ほど企画の課長からお話をいただきました。特に神池の集落におきましてはさまざまな活動がなされているようでありますが、私の経験、議会のときの経験から申しあげまして大

変失礼でございますが、いろいろな議会議員として提案をし、そして地域に誘致をする運動はいたします。しかし、その結果もし誘致が可能となれば、その前をあけるのも議員の仕事だというふうに思います。やはりきちっとその体制を整えるように、議員は、部落長さんにそれほど迷惑をかけなくても議員として仕事をしていただかなければやはりいけないというのが私のモットーでございました。そういう意味で、私は台風の後なんかは自分でチェーンソーを持って、市道はもとより県道までずっと行って道を取りあげもしましたし、また、道路をつけるときの用地につきましても交渉には、幾日かけたかわかりませんが、それくらいの努力はしてきたつもりであります。議員さんもやっぱりそれくらいの努力をしていただいて、やっぱり行政と一緒に仕事を進めていただくようお願いをしたいと思います。少し、何といたしましょうかやけくその答弁かもしれませんけど。

(笑い声あり)

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 門協議員さんのご質問に市長が全体的に答えていただきましたので、私のほうはそれほど答えることもございませんが、ただ、普通交付税におきまして道路橋梁費的なものは、これ市道関係だけですけど、林道につきましては交付税算定基準ありませんので、林道はあくまでも森林面積に対しての交付税でございますので、道路橋梁費につきましては、道路の面積、延長等に基準財政需要額かかります。ちなみにざっと計算して2億8,600万円ぐらいの分が入ってきておるんじゃないかというふうに、これはいわゆる面積につきましては、道路維持管理の給与、物件、それから維持修繕というような経費です。それから、延長につきましては、一般道路の改築、交通安全施設等の整備に要する経費という見方をされております。

今回質問にございました物部支所管内の道路維持管理につきましては、確かに前年度3,000万円という平成21年度予算、これは農道、市道、林道込みの計算だったと思います。物部森林組合へ委託するというので、昨年はいった要求で査定も通って平成21年度事業を推進したわけでございます。ただ、今回につきまして、今後限られた財源を有効に使っていくために、道路の維持管理については、生活道とかそういった部分の見直しが要される部分中心にするとか、予算の範囲内でできる部分をしてもらいたいという我々の査定の考え方です。そういったことで前年度と予算、500万円ぐらいの減額となりました。今後これ以外に、通常、災害とかあれば災害復旧費でも対応できますし、そういったいろんな部分での対応の方法はあろうかと思っておりますので、その辺のことは担当課のほうで考慮していただきたいというふうに思います。ただ、市長が申しましたように、委託というのは市がやるべきことを委託するわけでございますので、あくまでも市の予算の範囲内で市が設計し、市が計画したものをどこそこに委託するという考え方を我々は持っておりますので、それは市の財政状況や業務内容と勘案しまして、委託費を予算化するという方向性は今後とも変わりません。予算編成、今年も15

9億円余りの予算を組みましたが、これにつきましても香美市としてはどうなるかというものの予算編成しておりますので、その中でそれぞれの地区の状況と勘案しながら規模に応じた適正な予算を組んでおりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 門協議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

防犯灯の補助対象団体のあり方についてのご意見、ご趣旨の内容につきまして、今後、統一方針の決定に当たりまして要綱の見直しも当然出てまいりますので、検討の中の1つに入ってくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫です。3回目の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、後藤課長から答弁ありがとうございました。

私が言うのは、林道は交付税がないとかあるとかじゃなくて、市が委託をある程度する試算のもととして、1つとしてそういったものも参考にして算定をすべきではないですか。もちろん市の予算の中で委託をするということは市の予算で決めるということはおわかりですが、例えば、この結果は17%の減になっちゃうがです。17%減とかいうことは、これは通常ではあり得ないというか、全然協議をしてないんですか、森林組合に委託をする際に、今度の予算はこれぐらいなるきについていうことをしないとこういふ結果になるんじゃないかということをお聞きをしようがです。大事なことは、積算の基礎があって、それと森林組合とも協議をしながら決めていかんと、市がこればあしかないぜよって投げになったら大変な、それまでに継続してきゆうもんが極端に17%も減になるということは大変なことながです、受託をしようほうからいくと。それは、委託をしたほうはこればあしかないですよって、それで済みますけれども、受けちゆうほうは大変なことになるがです。ほんで、その積算を受けざったらえいわというような問題じゃなくて、それは今までやってきたもんをなくしたらなくすで、それはどういうふうな考えになるかわからんですけれども、それは協議の中で決めていかんといかん問題やないかなということがあってお聞きをしたです。

それから、市長から、やけくそかもわからんですけどって答弁をいただきましたが、私もそれはやっています、いろんな事業で。これはミニ八十八カ所をやったときに、商工観光課長に質問しゆうわけじゃないですが、ご存じやと思います。ちょっとトラブルがあって前向いていけんかったという事実はありますけれども、台風のときには我々も飲料水供給施設の林道を上っていったり、あるいは別の開削のルートを行ったりして確認をし、風倒木がある場合にはそれを除くという作業は、それはもちろん、市の税金をもらいゆうわけですからやっています。ほんで、区長は別のルートへ行く、協議をしながら進めていますし、きょうも朝雪が降って、雪かきをする必要ないぐらいやったですけれども、平井のウケネっていうのには松がかやっています。それは何でかっていいますと、枯れた

松というのは、根が直根ですので非常に弱いということがあって雨とか風雨のときに非常に倒れやすいというのがありますので、そういった縁に寄せるとか、そらとてもやない、二、三人おらんとようよけんような木ですので、多少よけて通るとかいうような作業は、それはほかの人もしゆうと思いますし、議員としても当然であります。

これは議会の中の問題ですけれども、議員定数の問題があったときに聞くと、「我々の声を職員数が少のうなったときに届けるのはおまんらやき、急激にはせんと一回様子を見よ。」という声がありました。私らも大事なことは、受けざったらえいわとか受けたらえいとかいう問題やなくて、人間のつながりというのはそういうもんじゃないですよ。一番大事なことはやっぱり減になったということは、それは市のほうからするとそうでしょうが、受ける側とかいろんな生活をしゆう人からいうと、非常に足の確保ができるのかという住民サービスの低下につながりやせんかという心配をしておりますので、そういう質問をさせていただいたところであります。

以上で3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 門脇二三夫議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに、物部の今までの歴史の中でそうした運営がなされてきたということも承知をするわけであります。しかしながら、こうして合併をした中で進んできておりますので、一定のやはり地域的な緩和といいましょうか、そうした格差のないような取り扱いをしていくことが一つの行政のいわゆる仕事でもあるわけであります。そのために、この間まで激変緩和という意味を持って一定の期間を過ごしてきたわけです。先ほどの門脇二三夫議員の委託先との考え方、これは随分私どもの行政の立場における者と、やっぱり議会の側の立場における方の地域の思いと私たち行政における者の考え方とは多少立場が違いますので当然そういう思いがあろうかと思いますが、先ほど言いましたように、やはりそうした実情を踏まえた中で予算を組み、そして地域にそうしたこともご理解をいただくという形の中で進めてきておるわけでありますので、ちょっとその辺の考え方を整理をしていただかなければ、なかなかこの話はかみ合っていないのではないかなというふうな思いがいたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君）

4番、大岸眞弓です。一般質問が最後の日程となりました。

私は、地方自治体にとって新政権の積極面は前に進め、問題点は正す方向で質問を行いたいと思います。よろしく願いをいたします。

新政権が発足して約半年が経過しました。自・公政権のもとでは、所得税の最高税率や法人税率の引き下げなどの大企業や大金持ち優遇政策をとる一方で、雇用の破壊が進み、毎年2,200億円の社会保障抑制路線のもと、高齢者や障害者、低所得者層の負担が増大し、普通に生きること、生き長らえることすら困難な状況が引き起こされました。自殺率は10年連続で3万人を超し、生活保護世帯も増加し続けています。国民は、こうした政治の荒廃を招いた小泉構造改革路線からの転換を求めて政権交代を果たしました。政治を変えたいという強い願いは政府を動かし、この間、生活保護の母子加算の復活、父子家庭への児童扶養手当の支給、高校授業料の実質無償化などが実現しようとしています。また、歴代政府が否定してきた核密約の問題で、民主党は調査機関を設けるなどの積極面を見せ、昨日その調査報告が有識者委員会から出されたという報道があります。

その一方で、政治資金疑惑や普天間基地移設問題での動揺、公約だった後期高齢者医療制度廃止の先延ばし、労働者派遣法の抜本改正では内容が後退するなど、アメリカとの軍事同盟優先、そして一部の特権的な大企業優先の構造改革路線に切り込めない弱点をあらわしました。

歴代続いてきた自民党の政治は、アメリカの傘のもとにいれば日本は繁栄できる、大企業がもうければ国民の暮らしはよくなるとしてきました。今、その価値観からの転換が求められているのではないのでしょうか。

そこでまず市長にお伺いします。現時点での新政権への評価と、市長選を控え、新政権のもたらした積極面を生かしたまちづくりについての構想をお聞かせください。

次に、まちづくりに関して具体的にお聞きします。

先日ある酒屋さんで話をする機会がありました。そこはお酒のほかに日用品雑貨なども置いて、量販店に行けない高齢者の方や近所の方たちから重宝がられているお店でしたが、もう続かないので閉店するということでした。「近所の方が困るからと思って続けてきたけれども、自分も年だし。」と話されていました。その方が言うのに、「農業がいかんかったき何にもいかん。」こういうふうにならわれ、そして間を置かずと同様の話を市内の商店街でも聞きました。最近、林業再生も大きな政治課題として取り上げられるようになりました。農業、林業ともに生業として成り立たなくなると長くなりますが、それは自然災害や環境問題、また食料自給率の問題等にも連動しており、国民的な課題として考えざるを得ない状況になっています。

折しも先月25日南国市で、有志の方々、南国市の農業委員会、超党派の市会議員、農協幹部、農業者らが呼びかけ人になって講演会が企画されました。講師は村田 武愛媛大学教授で、今どのような農政改革が求められるかというテーマでした。1時間半に

わたくしは水田の多面的機能や食糧の安全保障の話など、素人にもわかりやすく展望のある話を聞くことができました。教授も驚かれておりましたが、女性の参加が非常に多く、会場は用意したいすが足りなくなるほどの盛況でした。私は農業に従事したことはありませんけれども、教授の話をお聞きして、日々の暮らしの中で農業再生のためにできることはあると思いました。このことは大きな収穫でした。

また、先月27日には、森林と林業の再生を考えるシンポジウムが香北町の保健福祉センター香北で開かれました。これは日本共産党高知県委員会、県議団等の主催によるものでしたが、県内外からの聴衆で会場は満杯でした。高知県森連会長や県の林業振興部長、香美森林組合長、梶原森林組合長、また収入間伐で生計を立てておられる林業家の方などが、壇上から森林保全の活動や山の厳しい現状について報告をされました。林業の再生の必要性、そして、山の現状は厳しいけれども希望はあると感じさせるシンポジウムでした。門脇市長にも大変力強いごあいさつをいただきまして、感動的でした。

私は、こうした農業学習会や森林、林業シンポジウムに参加し、以前にも増して多くの方たちが1次産業の衰退に危機感を持ち、何とかしなければと思っているのを肌で感じました。旧政権の新自由主義的な経済グローバル化の中で、自動車産業などの一部大企業はバブル期以上のもうけを上げる一方で、歯どめのない輸入、所得補償もないままに市場に投げ出され、農林、漁業はその犠牲となってきました。加えて地方交付税の削減や合併の押しつけで地方は大きな打撃を受け、持続していくことが困難になってきています。

地方は今どことも厳しい状況にありますが、そうした中でも新しいまちづくりの試み、企業誘致などの呼び込み方でなく足元にある資源を生かして、地域内で経済が循環する仕組みづくりをと取り組んでいる自治体があります。身近なところでは馬路村の取り組みなど有名ですが、梶原町は町産材を使っての庁舎が有名です。庁舎だけでなく、個人の住宅建築にも町産材を使った場合、多額の補助金を出しています。風力や水力、太陽光と自然エネルギーを生産して町内の電気を賄い、千枚田や神楽など、まち丸ごとを地域資源として、まちおこし、環境対策を行っています。長野県の茅野市では、資料にもつけておりますけれども、森林再生のためにカラマツストーブを開発、その普及で化石燃料の使用を減らして地球温暖化対策に生かし、同時に放置されている森林の整備や雇用の創出に役立てるとして、2007年に事業組合が発足し、普及開始から2年でカラマツストーブの普及が150台を超え、環境省の施設、そして役場（市役所）などの公共施設にも置いているということです。

資料をごらんになっていただきたいのですが、これは梶原町と長野県、今ご紹介しました茅野市のまちづくりのシステムを図にしたものです。長野県茅野市のほうは、森林所有者、賛同企業、カラマツストーブのユーザー、薪仲間、林業家、工務店、鉄工所、煙突メーカー、行政も加わって地域経済の活性化、森林の管理、育成と、そして人的交流もできていくと、こういった仕組みづくりができていっております。梶原町のほうも、

極めて町全体で地域おこし、町全体に経済効果が波及するような仕組みづくりが、一例ですけれども資料の左側の上に載っております。

そこでお聞きをします。1次産業の再生なしに地方の再生はあり得ないとだれもが感じていることと思いますが、本市においても同様ではないでしょうか。1次産業を中心にしたまちづくり、農業、林業の振興と地域づくりが一体のものとして取り組まれてこそ、にぎわいが取り戻せるのではないかと思います。本市には豊かな農地や森林資源があり、それを生かす条件もほかの市よりも整っております。森林総合センターや農林合同庁舎など県の出先機関、ストックヤード、JA、高知工科大学、地域の森林管理者として先進的な取り組みをされている森林組合などがあります。農業や林業の再生を専門家集団だけのテーマとせず、行政、市民が有機的に絡んで取り組んでいけば一体的なまちづくりが展望できるのではないのでしょうか。

資料の1枚目の右上のトライアングルの図ですけれども、これは昨年6月に開かれた「どう育む森と水と循環系」というシンポジウムの資料にあったものをコピーしました。これは環境問題でのシンポジウムだったわけですが、流域の行政や各組織の力を束ね、協働することによって地域の力は倍加する可能性があるとして、みんなが参加して知恵を出し合うことの重要性を呼びかけています。これは環境の保全ということがテーマですけれども、産業おこし、まちおこしが一体となった図が、例えば下の信州のカラマツストーブでエコな地域おこしをした茅野市のフローシートといいますか、図にあらわれていると思います。こうした、やはり今、香美市でもそれぞれに大変貴重な取り組みをされているんですけれども、個々にはそれぞれすぐれた取り組みをされていますが、そのネットワークができたならどんなにまちとして発展するだろうかと思うわけです。それで、そのネットワークづくりのために市がやはり呼びかけ人、仕掛け人になってそういう場を、知恵を出し合って交流する場を提供することがまずまちづくりの一步だと思いますが見解をお伺いをいたします。

次に、自治体の役割と職員定数についてです。

小泉構造改革の一環として、この間、条文の中に5年間で公務員を1000分の46に相当する以上の純減をさせることを明記した行革推進法に基づく集中改革プランが国から地方に強要されてきました。行革推進法は、定数純減のほかに給与削減、公共サービスの廃止や民営化、民間委託等の実施などを地方に押しつけ、住民サービスを後退させてきました。行き過ぎた人減らしは住民や自治体労働者に負荷をかけます。集中改革プランに関し、総務省の地方公共団体定員管理研究会が地方自治体の声をまとめたものがあります。消防職員や医師、看護師は減らせないため、一般行政職に定員減のしわ寄せが起きている。福祉保健業務は増大の一途をたどっており、ケースワーカーが不足し、想定外の人員が必要になっているといった声や、高齢化が顕著な中山間地域では集落自治が機能しなくなる等の問題を抱えているため、これは一般質問でも先ほども門脇議員もおっしゃいましたが、そういう現状にあるため、専属の地域担当職員を配置する必要

があるなどのそういった声とともに、組織への影響としては、年齢層の偏在化が進み、世代間の職員数がアンバランス、また行政ノウハウが次世代に継承されにくい、また職員の業務増、士気の低下が見られる、長期病気療養職員の増加など無理な人員削減の弊害があらわれています。本市においても、ここに指摘されるような現象があるのではないのでしょうか。集中改革プランは今年度末で期限切れとなります。県においては、期限切れに伴い新行政改革プランのたたき台が示され、スリム化よりも、行政が関与、支援して県政浮揚の地盤固めを行うことが必要であるとして、向こう5年間で全プランの3,000人体制を見直し3,300人体制にまで戻すとしています。ちなみに、現在は3,400人体制でいっているとのことでした。

そこでお伺いをいたします。今、失業や貧困の広がりの中で、自治体は一層市民のよりどころとなる場所であることが求められます。今議会でも職員配置についての一般質問もありました。福祉事務所での残業時間が監査からも指摘されるなど、制度がたびたび変わり職員や自治体は振り回されておりますし、業務がふえるのに給与は下がるといった状況の中で、住民のよりどころとしての仕事が十分に果たせるのでしょうか。職員の健康保持は追いつくのかといった心配もあります。効率化の追求だけでは、結局将来的な損失につながっていくのではないかと考えます。県の修正も踏まえ、本市の職員定数をどうするか、確保をどうするかについての見解をお伺いするものです。

次に、子ども手当についてお聞きします。

新政権が公約のトップに掲げた子ども手当が4月から実施されることになり、子育て世代からの期待の声がある一方で、その財源に所得税、住民税の扶養控除の廃止、縮小が決まり問題となっています。所得控除は税金を計算する前に収入額から一定額を差し引く仕組みで、控除額が多ければ課税所得が低くなり、税負担が少なくなります。

資料の2枚目に表をつけてありますので、ちょっとごらんになってください。これは扶養控除が廃止になった場合の試算表でございます。ちょっとさっき税務課長からご指摘をいただきまして、上の表ですけれども、右側、「扶養者数3人（妻・特定扶養）一般扶養なしの場合」というところの計算で、一番上の控除計の額ですが、「16万1,000円」になっておりますけれども、ゼロが1つ抜かしておりますして「161万円」です。これ国分寺市役所の提出資料ですので、ちょっと今気がつきませんでしたけれども、そういうご指摘があって、その161万円で計算が合います。課税標準は185万円で間違いありません。それから、東京都ですので「都民税」とありますけれども、「県民税」と読みかえてごらんください。パーセンテージは市民税6%、県民税4%で率は変わりませんので、この試算表にあるように収入額が500万円ある世帯、そして所得額が346万円、4人世帯で子どもの年齢にもよりますが、一般扶養控除が33万円がなくなりますとこういう標準課税になります。それで、ほか、それがもろもろ影響しまして、結局、市民、県民税の合計が、現在のままですと14万2,000円のところが、一般扶養の扶養控除がなくなることによって17万7,500円に上がるん

ですよという試算です。イメージはこういうことでございます。

それから、課税標準額が上がりますと、当然のことながらそれを基準に考えております例えば国保税とか後期高齢者医療保険料ですとか、もろもろの影響が出てきます。その項目をちょっと上げておりますが、23項目と言われておりますけれども、自己負担の発生する重立ったものをここに12項目上げております。こういったところに子ども手当の導入の財源を、扶養控除を廃止することによって、そうやってつくることによって影響があるわけなんです。こういうふうになっております。

政府の税制改正が実施されますと、所得税のほうは2011年分から、住民税は2012年からの増税になります。また、今回は見送られましたけれども、配偶者控除なども廃止が検討されておりましたようで、2012年度以降どうなるかわかりません。子ども手当は2010年度は1人当たり半額の1万3,000円が支給されるとのことですが、平成11年度以降、満額が支給されるようになるかどうかは現在のところ不透明です。

以上述べまして、子ども手当について具体的にお聞きをいたします。

まず、支給の対象年齢と所得制限はないということでしたが、どうなっておりますでしょうか。

2番目に、児童手当に上乘せという形ですが、児童手当との関係はどうなるでしょうか。

3番目に、支給申請は、対象者はどうするのでしょうか。公務員の子どもの場合も同じでしょうか。といいますのは、公務員の子どもの場合、これは子ども手当については自治体の負担というふうなことも聞いております。それで、今回は負担がないように暫定的な措置をとるということなんです、公務員の子どもの場合はどうなるでしょうか。そして、対象者への周知はどうされるでしょうか。

4番目に、市の財政への影響はどうなりますでしょうか。

5番目に、給食費や保育料滞納があった場合、これが審議をされておりましたけれども、子ども手当と相殺するといった議論もあったようですが、現在の時点どうなっているでしょうか。

6番目に、子ども手当については、貯蓄に回るとはならないかといった声やさまざまな声があります。私も、個人的な見解ですが、財源の問題は別にしまして、一律に現金給付をするよりも、日本の場合、義務教育を教材費に至るまで無償化するとか、学校給食費を免除するなどの制度を設けるほうがいいのではないかと思います。事務を所管する市としての制度への所見があればお聞かせください。

保育所改革についてお聞きします。

保育所改革の問題は、自・公政権時代からの路線をそのまま引き継いでいるものです。民主党は、「子ども・子育てビジョン」で認可保育所の定員を毎年5万人ずつふやす目標を掲げました。また、保育所がふえないのは自治体が保育所を認可する現行制度に問

題があるとして、企業が参入しやすい指定事業者制度にかえて保育所をふやそうというものです。保育所と保護者の直接契約方式、保育料も現行の所得に応じた負担から保育時間数に応じた負担の仕組みを検討しています。民主党政権は地域主権の名のもと保育所に関する国の最低基準を廃止し自治体の判断にゆだねるとしていますが、さっきの資料の2枚目の下の左側をごらんになってください。

これは保育所の面積基準の国際比較ですけれども、ゼロ歳児から1人当たりの広さの基準がどの国よりも狭く、スウェーデンの約4分の1になっています。この最低基準といますのは、戦後すぐにできまして一度も改定をされておられません。非常に不十分な広さです。ところが、この設置基準さえなくしまして、広さを確保して子どもの定員数をふやそうというわけなんですね。保育所をふやすんでなくて、保育所の受け入れ人数をふやす、広さをそのままにしてするものですから詰め込みになるんですね。保育の質が低下するのではないかという心配がここで生まれるわけです。そして、その上に、最近では3歳以上の給食について外部調理の容認、それから園庭、避難階段の設置義務の緩和まで検討をされています。こうなりますと、地域主権というより保育に対する国のナショナルミニマムの放棄と言わざるを得ません。こうした動きに対し全国の保育団体や保護者らから、認可保育所の増設、公的保育の充実を求める運動が起こっております。

そこでお聞きします。保育が根本から変えられようとしております。子どもたちへの影響が懸念されます。市または担当課は、制度が変えられた場合の影響について分析をされているでしょうか。また、この問題は保護者への影響も大きい重要な問題です。一度、よりよい保育のためにということで、担当課や保育士、保護者らで学習の場、意見交換の場などを設けることが考えられないでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、後期高齢者医療制度についてお聞きします。

後期高齢者医療制度は、今年4月に制度開始以来初めての保険料改定が行われます。保険料は2年に1度見直され、際限なく上がっていく仕組みになっています。一つは、医療給付費の一定割合、当初は10%です。本市は諸要件を勘案して8.8%ですが、これを75歳以上の保険料で賄うとされていることです。そのため医療給付費がふえると保険料にはね返ります。もう一つは、75歳以上の人口増加に応じて、当初10%、本市は8.8%の負担料率が自動的に引き上げられる決まりになっていることです。この制度は受ける医療も年齢で区切るなど、75歳以上の高齢者を差別扱いするものとして国民から大きな批判を浴びました。昨年の総選挙でそういった声を反映して、民主党はマニフェストに制度を廃止してもとの老人保健制度に戻すことを掲げていましたが、政権交代後、新しい制度ができてからと4年先まで引き延ばしました。制度廃止を先送りするかわりに負担を抑制する措置をとると明言し、国庫補助を行う旨の通知も自治体に出していました。ところが財政措置は2次補正にも2010年度予算にも盛り込まれず、国が行うのは広域連合の余剰金の活用、財政安定化基金の取り崩し、県や市町村の法定外の繰り入れで対処する方針が示されました。

そこでお聞きをします。昨年12月時点での県の広域連合の試算によりますと、新たな平均保険料は現在の5万2,331円から13.5%アップで5万9,300円台になり、広域連合の余剰金を全部活用しましても5万4,300円台と約2,000円アップするとの試算を示しています。紹介しましたように、当初は国も応分負担をして保険料アップを回避すると言っていました。結局どのように措置をされたのでしょうか。また、もう新しい保険料が決定され被保険者に通知される段階と思いますが、その額についてお聞きしまして私の1回目の質問を終わります。

(21番、西山 武君、自席から「大岸議員、長野県茅野(かやの)市じゃなくて茅野(ちの)市」と発言する)

○4番(大岸眞弓君) 茅野(ちの)市ですか、失礼しました。茅野(かやの)市を茅野(ちの)市に訂正します。

○議長(中澤愛水君) 市長、門脇楨夫君。

○市長(門脇楨夫君) 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新政権の評価とまちづくりについてということと森林資源の関係でお答えをさせていただきますが、新政権に対する評価、私ごときができるものではないかと思いますが、これは統一的な部分があるかと思いますが、最近の各種世論調査などにおきましても不支持の確率が大変高くなるなど大変厳しい状況になってきておるのではないかというふうに思います。当初、やはり長期自民政権から変換をするために有権者の多くの方々は民主党を中心とする連立政権を評価をしてきていたわけでありましたが、さまざまな環境変化の中で国民の今の政権を見る目が大分こう変わってきたということが、やはり世論調査などでも見受けられるのではないかというふうに思います。やっぱり言うことよりもなかなかやることは難しいというのが現実的な部分ではないのではないかなというふうに思います。

また、特に今後これから地方との大きなかわりを持つであろう新政権の一つの大きな柱であります。政策の一丁目一番地とよく言われておりますが、地域主権の形がどのような形で地方においてくるのか。このことも大きな今後のまちづくりとも関連があるわけでありまして、これもまだ不透明な部分があるわけでございまして、そうしたのも今後見きわめていく必要があるかというふうに思います。また、先ごろの事業仕分けの影響もありますし、また、これから第2弾の事業仕分けに入るといって今準備を整えているようではあります。そうしたものが具体的に地方に関してどのような形で影響をするのかということも、大きなかわりとして出てくるのではないかなというふうに思っております。

そうした中で、けさ議長のほうからもお話がございました。今年3月31日をもって終結する過疎法が昨日の10日の参議院の本会議で可決をして成立をしたということがけさの新聞にも報道をされておりました。当初、本市も合併によりましてみなし過疎という形の中で定義されておりましたが、その方向性も少し不透明な感もございましたが、

今回はみなし過疎も認めたまま今後6年間継続をするということで新たな過疎法が成立したわけでありますので、そうした過疎債などを適用した中での新たな事業等も活用しながら香美市のまちづくりについても考えれる部分が生きてきたということで、一つは安堵をいたしております。

しかしながら、政権はかわりまして、やはり香美市としてのまちづくりは、この広大な面積の中で、そして限られた財源の中で行うわけでありますので、けさからもずっとこの議会でも議論がございますが、十分に皆様方の議員からのご提案をいただく事業ができていけるというふうな可能性もございませんけれども、限られた財源の中で、そして今すべきこと、やらなければならないこと、そうしたものの優先順位をつけながらまちづくりというものにも取り組んでいく必要があるはしないかというふうに思っております。余り壮大な計画を立て、そしてそれに向かって進むということも、そうしたことも考えられますけれども、私自身の考え方としては、やはり今ある問題、今ある課題、そうしたものに着実に取り組み、そして住民の皆様方の満足度を少しずつ上げていく、そして満足度を高めていく、そういうまちづくりを進めていきたい、そのためには全職員または全課長の英知を集めて、やはり政策というものを突き進めていくということが大事だというふうに基本的に私は思っております。

また同時に、山の森林資源等についてのネットワークづくり等のお話があったわけがあります。ご承知のとおり、今、山の問題に限らず1次産業の問題について大変議論が集中しております、さまざまな新政権の中でも取り組みも出てきております。香美市におきましても、この538平方キロメートルの約88%が山林地域でございますので、今はそうした山が大変問題になっておりますけれども、反対に考えればやはり資源でございますので、その資源を生かす方法、方策、そうしたものが香美市にも大きな課題であろうというふうに思っております。今日まで工科大であるとか、あるいはまた森林組合であるとか、さまざまな機関とともにそうした問題、課題についても取り組んできておるわけがございます。また同時に、NPOの皆さん方におかれましても山の問題にも積極的に取り組んでくれておりまして、さまざまなシンポジウム等も開いておるわけがございますので、やはり国民的な課題として山の問題が今取り上げられておるといふふうに認識をいたしております。

この資料もいただいておりますが、香美市としましても、やはり今まで協働の森づくりにつきましてもルネサスあるいは工科大、また新たにセントラルという3つの団体との協働の森も提携をさせていただいておりますし、また同時に、今回補正で可決いただきました緑の分権改革の事業につきましても、先日、国の採択を受けたということもお聞きをしております。ただ、森林組合が取り組みます森林・林業再生プランの実践事業、これは先日、課長のほうから事業内容等も詳しくお話をしましたが、全国5カ所での1カ所として認定を受け採択を受けておるわけでありまして、国会の予算が通ればこの事業も森林組合を中心としてなされていくわけでありまして、着実にそうした面では今さ

まざまな機関と連携をとりながら、森林、林業を生かす、そうした方策が整いつつあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） それでは、職員定数確保についてお答えをしたいと思います。

まず、結論から申し上げておきたいと思います。集中改革プランのもとで、引き続きスリム化は必要だというふうに考えております。議員のほうは、行き過ぎた職員削減が将来の損失につながる可能性があるということで、県の集中改革プランの見直しを見てご質問をいただいたわけでありまして、この本市のプランにつきましては、市民の皆さんにもご参加をいただきまして、市の将来にかんがみて作成されておるものがございますから、県と異なる部分が生じてくることは当然だというふうに考えております。

議員のほうでもご存じだというふうに思いますけれども、市町村財政比較分析表というのがありまして、間もなく新しいものができるようですけれども、手元にあるのが平成19年度の普通会計決算の資料しかございませんが、この分析表で見まして、分析表の中には7つの指標があるわけですが、この7つの指標で類似団体に比較して数字が悪いのは、香美市は定数管理の適正度、これが大変低うございます。このことに引き連れられてといいますか関連して、人件費、物件費等の適正度、そして財政力という指数が類似の団体から見て低い位置にあるということになっております。あと給与水準の適正度でありますとか公債費の健全度、それから財政構造の弾力化、将来負担の健全度、これらについては同数かそれ以上、数値がいいということになっておりまして、やはり香美市の今課題は、この職員定数管理をきちんとやっていかなければならない、ということが明確に示されておりますので、最初に申し上げましたように、引き続き集中改革プランのもとでスリム化に努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の子ども手当についてお答えします。

支給の対象年齢は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、中学校の修了までの児童（生徒）になります。所得制限は設けません。

児童手当との関係ですが、児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に關しましては、児童手当等の給付額に相当する部分が、児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付になります。ただし、子ども手当と児童手当の両者を別々に支給するのではなくて、子ども手当として一括して支給することになります。

支給申請ですが、施行日の前日において児童手当受給者であって、施行日に子ども手当の支給要件に該当する者につきましては、子ども手当に係る認定請求があったものとみなし新たに認定請求を行う必要はありません。施行日において子ども手当の支給要件に該当してくる者や、施行日において中学生の子どもを養育していることにより子ども

手当の額が増額する者は、申請猶予期間の平成22年9月30日までに認定請求書等により認定申請を行ってもらえれば4月分からの支給になります。公務員の子どもにつきましては、児童手当と同様にそれぞれの所属している自治体からの支給になりますので、そちらのほうで手続をしていただくようになります。

周知につきましては、法案成立後、広報等を通じて住民への周知を行うこととなりますが、4月には間に合いませんので、子ども手当の受給対象者全員にお知らせ、または申請の案内の通知を行う予定です。

市の財政への影響は、児童手当に相当する額を市が負担することになりますので、児童手当を支給していたときと同じで変わりません。子ども手当に所得制限を設けないことに伴う市の負担増についても、特例交付金により措置されるということですので市の負担増とはなりません。

制度への所見としましては、所得制限を設けないということで、平成22年度は1人につき一律月額1万3,000円を支給するという事務上は非常に簡明な制度のはずですが、子ども手当の財源は当初国庫負担と言われておりましたが、児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体、事業主の費用負担の額を決めるために、事業主の年金加入証明書や健康保険被保険者証等の提出による被用者、非被用者の区分確認や18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの記入など、子ども手当受給者にとっても申請時の負担増や市の事務としても煩雑になっています。全国市長会会長を含む地方六団体の子どもの手当の地方負担についての共同声明にもありますように、平成23年度以降の子どもの手当の本格的な制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行うことを求めるとともに、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿って役割分担を明確にした制度が実現されることを望みます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 大岸議員の子ども手当の5番目のご質問であります。給食費や保育料滞納分を子ども手当から徴収するののかということでございますが、平成22年度から支給されます子ども手当につきましては、法律に受給権の保護規定がありまして差し押さえることができなくなっておりますから、差し押さえの上取り立てることはできなくなっております。ただ、滞納者の金融機関におけます預金口座の調査をした上で預貯金があれば、差し押さえ可能財産に該当しますので取り立てることができま。滞納者の納付状況等を踏まえながら対応していかねばなりません。預貯金の差し押さえも含めまして滞納整理に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 大岸議員の保育所改革についてお答えをさせていただきます。

社会保障審議会少子化対策特別部会の中間報告としまして、厚生労働省が昨年12月

にまとめた保育制度改革案では、新たな保育の仕組みの内容が一定示されました。主なものとしましては、利用者と保育所が公的保育契約を結ぶ直接契約制度、保育の必要性を認めた保護者に対して例外なく受給権を与える、いわゆる保育に欠ける要件の緩和などでありまして、現行の制度が変わりました場合には、入所申請業務でありますとかサービスの受給など保育運営に少なからず影響があると思います。ただ、具体的内容につきましては平成22年度中に検討されるということでありまして、国から具体的な通知、通達や指示は現在のところなく、現段階では分析をしておりますが、児童福祉法が改正され実施された場合には、市の保育運営の慎重な検討が必要になると考えております。

また、担当課と保育士、保護者らで意見交換の場を設けてはとのことですが、当課では毎年、意見交換などの場として保護者会連合会と懇談会を設けておりまして、意見等があればそういう機会に議論をしたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の後期高齢者医療の保険料についてのご質問にお答えします。

今年度が、平成22年度、平成23年度の2年間の保険料の見直しの時期になっており、高知県後期高齢者医療広域連合において見直しについて検討していることを聞いております。今期の医療給付費の実績額が見込み額を下回ったことなどから剰余金が生じることが見込まれており、保険料額の上昇の抑制に活用することや、県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことにより保険料額の増加を抑制することなどの抑制策が検討されていると12月議会で答弁をさせていただきました。何も対策をとらない場合は、高知県は13.5%の上昇が見込まれておりますが、まず今年度までの今期の剰余金を活用した場合、6.5%の上昇になるとのことです。上昇率について厚生労働大臣は、3%程度の上昇に抑えたいとの意向を示しております。

国からの通知では、財政安定化基金を利用してもよろしいという通知とのことですが、この基金を利用するためにまず国の法律が施行されなければなりません。そして、県の条例が施行され、広域連合の条例が施行され、財政安定化基金を投入し保険料の料率が決定されるという順序になります。ところが、保険料の賦課期日は4月1日ですが、法律の施行は現在の状況からすると4月以降になるとのことです。4月に入って法律が施行され、4月1日に遡及して適用する予定とのこと。そして、県議会では6月議会で条例可決の予定ですが、6月に条例が可決して、それから7月に納付書の発送ということになりますと間に合いませんので、県は、今行っておりますが3月議会で何らかの措置がされると聞いております。それを踏まえて広域連合は3月27日に広域連合議会を開催し条例改定する予定と聞いております。以上のことから、3月27日以降に保険料についての詳細がわかるとのこと。以上です。

なお、高知県の広域連合としては、3%以内の上昇に抑えたいというように聞いております。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。
（午前 11時46分 休憩）
（午後 1時00分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。
会議を再開をいたします。
4番、大岸眞弓君。

- 4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。

課長にはあんまり頑張らずに午前中で終わってくださいということでしたけども、済みません、もう少し頑張ってみます。よろしくお願いします。

新政権への評価、それからまた新政権下でのまちづくりに関しまして、市長からご答弁がございました。支持率低下に触れられまして、さまざまな環境の中でというふうに遠慮がちにご答弁だったわけですけれども、私は、日本の進路の基本にかかわる部分では、前政権からの基本的な違いがないのではないのでしょうか。支持率低下は国民がそれを見抜き始めている結果ではないかと考えます。今年は安保条約50年の節目の年ですけれども、沖縄県民があれほど基地があるがゆえの苦渋を強いられていても、抑止論のもとに政府はアメリカにはっきりと物が言えません。

外交のことで言いますと、今、世界には平和な共同体が広がっています。紛争の平和的手段による解決、締約国の国民間の永久の平和、友好、協力を促進、こういうものを決めたTAC、東南アジア友好協力条約にアメリカやヨーロッパも加わりまして、今、加入国は52カ国、世界人口の68%を占めるようになりました。また、今年に入って、各国の政治体制を問わず紛争の平和的解決、領土保全の尊重などをうたった中南米・カリブ海諸国機構発足会議が開催されました。一国覇権主義時代は確実に終わりつつあります。政治のトップに立つものは、こうした世界で起こりつつある変化を見逃さず、日本の進むべき道を考える必要があるのではないかと思います。

また、鳩山内閣の地域主権ですけれども、何を意味しているのでしょうか。例えば、保育所の設置基準を廃止や緩和して営利企業が参入しやすくするのも、地方の国の出先機関を大幅に再編して地方に移管することなども地域主権と言っています。そこには地域自治という概念がなく、自・公政権下で行われてきた地方分権と余り変化がないのではないかと感じます。政治変革の過渡期なだけに地方の政策立案能力が問われており、これに対抗するためには、やはりしっかりと地域づくり、地方から国にアプローチしていけるだけの住民力の育成が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくりに関してですが、私がお聞きをしたかったのは1次産業の再生への取り組みと、まちづくり、地域づくりを進めていくネットワークづくり、知恵を出し合う場が要るのではないかと、その仕掛け人に市がなっていたらいいという話です。先ほど門脇議員の質問に濱田課長がお答えになりましたが、朝来市や綾部市の例に倣って地域自治

組織をつくり、それに市が絡んでいく、地域の諸問題を地域で見つけ解決していく、提案はそのようにするとともに、また住民のそうやって満足度を高めていくとともに、地域資源を活用して地域内で経済が循環する仕組みをどうつくるか、1次産業の再生が環境保全にもつながり、住民の所得向上にもつながり、人との交流も生まれていくといったシステムをどうつくるか、協議の場が要るのではないのでしょうかと申し上げました。

1問目でご紹介しました茅野市のカラマツストーブも、最初の発案は市ではなく一市民からのものでございました。それがネットワークづくりの中で市の産業に成長していったものです。そういうものができるか、そういう構想がおありではないかお聞きをしたわけです。

集中改革プランの質問ですが、ご答弁は全く予想どおりでした。プランは市民参加でつくっているというご答弁もございました。それから、財政比較表の適正度の話もありましたし、また、財政健全化法の縛りもあります。それから、本市は一本算定に向けて一般財源の確保のために歳出を極力絞っていかなくてはならないという環境にもありますが、しかし、それは、地方自治体を取り巻く環境、今地方自治体がしなければならぬことをもろもろ考えますと、全くそういう状況が勘案の中に入っていないということだと思います。本当に格差、貧困が広がる中で無保険の方がふえたり生活保護の方がふえたり、地域の持続も山間部では困難になってきている。そういう中で、ただ数値目標に向けて減らし続けていいのでしょうか、再考の余地はないものか。先ほどご答弁ありませんでしたけども、そういった現状の今のような状況のもとでの地方自治体の役割をどのように把握をされているか、工夫の余地はないのか、再度ご答弁を求めるものです。

先日、新聞にケースワーカーがもう限界という記事が載っておりました。生活保護の申請がふえたりいろんなもろもろの事務がふえることによって、本当にもうあとの支援が追いつかない、生活保護業務が十分にこなせないという状況が悪循環だということで報道がありましたけれども、本市でも少なからずこういう状況が起きてきているのではないかと思います。再度見解を求めます。

子ども手当ですが、子ども手当が児童手当に取ってかわったのだということがわかりました。それで、周知についての事務費は予算書に計上されていた分で賄われるのでしょうか。

それから、もう1点お聞きしたいんですが、児童福祉施設とか社会的な養護のもとにある子どもさんへの支給はどういう手順を踏むのでしょうか。対象者の中に当然入りますよね、わかりましたらお願いをします。

また、収納管理課長、気持ちは大変わかりませんが、学校給食費や保育料滞納分と相殺することは、子育て支援、それから子どもを社会全体で育てていくという観点からいっても、そういう趣旨の法案ですので行うべきではないと思います。この点についてはもう一度考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、保育です。

これまでの保育は、子どもは社会の宝であるという考え方があったからこそ国が責任を持って保育を保障してきました。児童福祉法にもそれが貫かれておりました。その精神が今変わろうとしております。これほど根本的な解体は、かつてなかったものです。運営協議会等で保護者と懇談する機会もあるのでその中でということをおっしゃいましたけれども、制度の周知につきましては、まだ決まってもおりませんけれども、こういう審議があるということを知らない保護者もたくさんいらっしゃると思います。忙しい中で無理かもしれませんが、B保育園もできることですし、ぜひ保育環境というものの、保育というものについて、こういった政府の打ち出してきている内容について検証する機会を設けることも考えられないでしょうか、その点をお聞きをいたします。

それから、もう1点、基準が廃止または緩和された場合、市はもう保育所の入所等には、直接市とのやりとりになりますので関知しないということになりますけれども、保育の質の保証ということについて市がどこまで関与できますでしょうか、側面から。そういうことを現在のところお考えになられてるか、想定されているかお聞きをいたします。

それから、もう1点、これは子ども手当のところでお聞きしようかとも思ったんですけど、今年は見送られました、民間保育の運営費国庫補助金の一般財源化というのが入ってきております。これがやられた場合の市の民間保育所への影響といたしますか、課長、どのようにお考えになりますか、よければご答弁をいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度です。

新聞の報道によりますと、4月からの保険料がまだきちんと確定されていないのが全国で高知県を入れて3カ所だけでした。今、課長からお聞きしたような事情のもとに、3月27日の議会を待って、県議会のまず可決を待って、それで広域連合議会の中で決められていくということだったと思います。これ、おくれましても4月からもう新しい保険料の徴収が始まるわけですけれども、対象者への周知といったことはどういうふうな形になりますか。4月に一たん、もうちょっと待ってくださいとかいうふうな通知が行くのか、決まってから通知をする方向なのかお聞きをします。

それと、後期広域連合におきまして、法定外減免で今新しい制度を考えてるということですが、廃止されるまでは現在の保険料に抑えるような検討を広域連合内でされているかどうか、ひょっと課長のほうでつかんでおりましたら、また、そのように要望されるお考えがあるかどうかお聞きをしまして2回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをします。

新政権への評価ということですが、もう大岸議員がおっしゃられてたことが、そのような流れの中で今の世論調査、そうしたものができておるということは同じ思いでご

ざいます。特に政治と金の問題であるとか、また同時に、政権の枠組みそのものが大変、右から左へといいましょうか、かなり異質な組み合わせでございますので、そうした中ではその大きな柱であります民主党自身の主張がなかなか発揮できにくいという、そうしたこともあるでしょうし、あんまり私もそういう部分はわかりませんが、そんな思いがいたします。

それと、次の1次産業も含めた中でのそうした産業を振興するために、地域づくりのためにもネットワークづくり、一つの森林というテーマ、定義づけの中でのそうした方向性、ネットワークづくりはどうかというふうなことですが、今、そうした構想といいましょうか、そうしたものは私自身の頭の中にはまだございませませんが、しかしながら、今までやってきた事業の中におきましても、やはり森林組合であるとか、あるいは工科大であるとかNPOであるとか、そうした方たちと一緒に地域づくりをし、また産業に結びつけてきておるといふ部分がございます。それを一つのネットワークとしてやることによってさらに効果を発揮するという部分もあろうかと思えます。今そうした構想段階ではございませませんが、大変重要な部分であろうというふうな認識はさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 職員定数確保と地方自治体の役割について、お尋ねになられましたことについてお答えしたいと思います。

大岸議員、質問に際しては住民こそ主人公の立場でというのをいつもおっしゃられるんですけども、きょうはおっしゃられなかったんですが、住民本位の民主的な自治体の方向と相反するんじゃないか、逆行するんじゃないかと、こういうご趣旨だと思うんでございますけれども、その理念は立派でありますし、私も大変賛同ができるところでありますけれども、やはり現実と乖離して理念があるということはなかなかないんじゃないかというふうに思います。

確かにその言われるように、職員のこととか住民の今置かれた状況とかいうことを考えますと、これほど厳しいことをやっていかなきゃいけないのかということについてはよくわかるわけでありましてけれども、さきにも答弁しましたように、類似団体が努力をしているその努力ぐらひは、これはやはり香美市としてもしっかりとやらなければ香美市の市民に対して顔向けができないんじゃないかというふうに思うわけでございます。やはりその中には無駄とかいうものはしっかりと省いてもいかなきゃいけないし、職員の能力というのは向上させていかなきゃいけません。そしてまた、組織としての機能もしっかり果たせるような形で努力をしなきゃなりません。今、庁舎ができるということで、新しい庁舎に移るためには、今我々の持っております書類等についても整理をしなきゃいけないということで今職員が取りかかっておりますけれども、これを見ますと相当の量が、廃棄をしていただかなきゃいけない書類があるように思います。それが5割になるのか6割になるのか、それぐらひ書類が大変たくさんある、無駄なことを、同じこ

とを幾つも幾つも繰り返しておるといふようなこともあるかもしれません。例えば、この一般質問の表を見て、議員の皆さんからは通告書が来るわけですがけれども、同じ内容をこの表の中にはタイプをしてある、また同じものを打って答弁書をつくっているといふようなこともあるわけです。1人の人がやっていることを2回も3回もやっているんじゃないかと、やらなくてもいいんじゃないかなと思われることをいっぱいやっているといふこと。そういうことも小さなことでも整理をし、やっぱり汗を流し切ったところで大岸議員が言われるようなそういう温かい応援をしていただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の2回目の質問にお答えします。

周知につきましては、この予算書に載ってある範囲内で対応することになります。

また、児童福祉施設に入っている子どもさんはどうするのかということです。今現在、子ども手当につきましては、概要の内容とかまだいろいろ現在来ている段階ですけど、児童福祉施設に入っている子どもさんも対象になるものと認識しております。住民基本台帳に登録されている方、対象の方、これが施設なら施設のほうへ皆さんに申請の案内をお伝えしまして、施設長とかを通じての申請になってくるんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

年金についても差し押さえ禁止財産になっております。ただ、年金におきましても、預貯金に振り込まれたものにつきましては、その他の預貯金と混同されて判断ができない、不可能ということがありまして、差し押さえ可能という最高裁の判例もあっております。そういう判例に基づいて、このたびの子ども手当につきましても差し押さえ禁止財産ということではありますが、預貯金の調査をして、それぞれ口座に残高が残っておれば預貯金として差し押さえが可能でありますので、従来どおりの滞納整理に向けて差し押さえをして取り立てをしていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の2回目の質問にお答えをいたします。3点ほどご指摘をいただきました。

1点目、保育制度に関しての研修をやってはどうかという点につきましては、この新たな保育の制度については現在具体的内容がわかっておりません。そういうことがわかった時点で周知する必要が出てくるとは思います。その時点で考えていきたいと思えます。

それから、質の保証をどうするかということでございますが、昨年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保

育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理師等に限って、国の基準に従うべく基準としてこれを示しております。こういったことを遵守していくことが必要だというふうに思っております。

それから、運営費の一般財源化による影響はということですが、現在のところ十分に分析をしておりません。どのくらいの影響があるかわかりませんが、少なくとも影響は出てくるというふうには思いますので、対応についてはそういったことが示された時点で慎重に検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、周知についてですが、周知については、5月号の広報で基礎額や率などについてお知らせをしたいと考えております。個人個人への通知については、7月の納付書発送時に添付をして、詳しい計算方法などを入れて周知をしたいというように考えております。

次に、法定外減免についてですが、法定外減免については聞いておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 3回目の質問を行います。

まず、新政権への評価の問題で、市長から大体同じ思いではないかというご答弁がございました。この政権は、政治を変えたいという本当に国民の強い願いのもとに生まれた政権というふうに考えております。私たちはその政権に対して、いい面、積極面は伸ばして、最初申し上げましたように問題点を指摘しながら、政治の本当の意味での国民の願う方向に変わるように進めていきたいと考えております。

そして、集中改革プランのことですが、住民こそ主人公はきょうは言わなかったということですが、思いはあります。住民こそ主人公の思いで質問をしております。それで、現実との乖離、あんまり周辺団体と離れていてはどうかというふうに、課長、ご苦労をおっしゃったわけですが、それでは自治体の仕事が十分に果たせない局面もたびたびあるというふうなことで、さっき事務事業の見直しの話もおっしゃいました。そういう工夫は本当に必要だと思います。工夫をした上で見通しが立ったら人を削減していくとかいうふうな方向に、そういうふうに先に何人減らすではなくて、こことここは見直すことができないものかというふうなやはり検討が要るんじゃないでしょうか。

それから、いつもと同じようなことになりましたけれども、こういう地方の現実を全く見ないような集中改革プランを押しつけてくる国に対しても、やっぱりこういうものはもう押しつけるべきでないというふうに働きかけていく、それから地方交付税の増額を求めていくことも今後も必要と思いますが、その点だけちょっと再度ご答弁をお願いをいたします。

それから、子ども手当に関してですが、私は子どもに関するものは、もうこういうやり方というのは本当にやめていただきたいんですけども、課長がおっしゃってるのは、あくまで悪質滞納者に限ってということでしょうか、それをちょっとお聞きをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 大岸議員の3回目の質問にお答えをしたいと思います。

地方自治体の役割をきちんと果たすことが大事だという立場でしっかりご質問をいただいたわけでありましてけれども、見通しがついてからそういうことは考えろと、削減することはということなんですけれども、見通しがついてからでは遅いんだろうというふうに思います。今の状況、今回も158億8,000万円という大きな予算をこれからご審議をいただくわけですけれども、平成20年度の決算を見ますと人件費が21.6%かかっておると。お金に変えて言うと31億円ということです。31億円を税金じゃあ賄っていただいているのかというと、税金が28億円ということですから人件費に満たない状況です。人件費の分だけ税金でやればいいというわけじゃありませんけれども、非常に皮肉な状況になっておるということも事実でありますので、そのあたりは市民の目線から見たらちょっと過ぎておるんじゃないかと、こういうことになるのかというふうに思います。

新政権のもとでどうかという、もう方針を変えたということがいろいろあるようですがけれども、新政権のほうでは、この集中改革プランについて数字的なもので示せということはない、数字は求めないと、こういうことなんです。数字は求めないんで何人減せとかそういうことはないわけですけれども、あなた方は、地方自治体というのは主体的にやっていただきましょうと、主人公でやっていただきましょうと、だから分権ではなくて主権でやってくださいと、困るのもあなた方ですよと。数字でこれこれしなさいとか、こういうことは言いませんけれども、あなた方がつぶれるのもだめになっていくのもあなた方の主権でやりなさいというのが新しい政権の考え方です。したがって、我々は、自分たちのまちがしっかりやっていけるかどうかということについて見通しがついてから云々というわけにはいかない。見通しがついたかなと思ったときにはもう何もなくなってしまっているということになってもそれがあなた方の望んだことですよと、こういうふうになるわけですから、しっかり職員のことを考えなければなりませんけれども、その前に住民こそしっかり考えておかないといけなくなってくるということだというふうに思います。

ちょっと十分ではないかもしれませんが、以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えいたします。

滞納者の納付状況等を踏まえながら対応していくことが肝心でございます。滞納され

てる方全員ということではなくて、そこは見きわめて滞納処分をしていくということになります。私たちに求められているものは、大多数の方は納期限内に納付をされております。中には家計が苦しくても、まず行政サービスを受けたことに対する義務を果たさないといけないとの思いの方も多くおられます。大多数の方々との公平性を保つことが行政としての大きな責務でもありますので、公平性を保つという部分で、私どもは滞納処分、強制執行をやっております。こういうことを中心にやっておりますので、滞納者側から見ればいろんな部分もあろうかと思えますけどご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会にすることに決定をしました。

本日の会議はこれで散会をします。

（午後 1時31分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 2 年 3 月 1 2 日 金曜日

平成22年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年3月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月12日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
総務課長	法光院晶一	環境課長	横谷勝正
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	田中育夫
庁舎建設担当参事	前田哲雄	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 4号 平成22年度香美市一般会計予算
- 議案第 5号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成22年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 10号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 11号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 12号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 13号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 14号 平成22年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 15号 平成22年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 17号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 19号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 20号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 21号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 25号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市退職手当審査会設置条例の制定について
- 議案第 33号 香美市私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 36号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について
- 議案第 37号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 38号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

議事日程

平成22年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成22年3月12日(金) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 4号 平成22年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 5号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 6号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 7号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- 日程第5 議案第 8号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第6 議案第 9号 平成22年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第7 議案第 10号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予
算
- 日程第8 議案第 11号 平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 予
算

日程第9	議案第	12号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第10	議案第	13号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第	14号	平成22年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	15号	平成22年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	17号	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第	19号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第15	議案第	20号	平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
日程第16	議案第	21号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	22号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	24号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	25号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	26号	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	27号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	28号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	29号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	30号	香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	31号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第27	議案第	32号	香美市退職手当審査会設置条例の制定について
日程第28	議案第	33号	香美市私債権の管理に関する条例の制定について
日程第29	議案第	34号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第30 議案第 35号 香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第 36号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について
- 日程第32 議案第 37号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第33 議案第 38号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、21番、西山 武君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

これから、議案質疑を行います。議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算については、本会議散会后、連合審査会がありますので、その時点にて、その他の案件については各常任委員会への付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第5号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。

議案5-18ページをお願いします。簡易水道施設整備に7,910万円上がってきておりますが、かなり大きな額ですが、これの詳細な計画説明をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） はい。お答えします。

これは美良布簡易水道区域におきまして、現在、日ノ御子河川公園で取水しております取水量が少ないため水利権をとりまして、今回新たに表流水を簡易水道に取水することと、旧の中央簡易水道におきましての三谷地区の取水が足谷から行っておりますので、足谷の取水の予備水源としまして三谷地区に2カ所整備する概要です。当年度につきましては、日ノ御子河川公園の取水工事を行う事業の内容でございます。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。関連です。

この足谷ですか、押谷か、その中央簡水より流してたところの予備水というふう聞き取れましたけども、じゃあ今までの水路のほうはどういうふうになりますか。かなり険しいところっていうのは私も知っておりますが、今後そこはどのようになっていくでしょうか。

それと、このことは地元にはどの程度説明をされたでしょうか。といいますのは、ちょっと不安の声が上がっておりまして、やっぱりこの水利権等につきましては非常に難しい、昔からそういうところもありまして、ここは特に調停とかそういう、裁判まではちょっとわかりませんが調停的なそういうことがあったと思います。その当時の方々はそういうことに対してやっぱり思い入れとか今後の心配されることとかがあるかと思

いますので、説明のほうは十分やっていただきたいと思います、今までの説明と今後どのように地元との対応はされるのか、その点お聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 今予算に関連質問ということでございますので、お答えします。

足谷からの取水におきましては、旧香北町時代に、水道の導水管におきまして農業用水を兼用して導水していました。今回、取水の予備水源をつくることによりまして、兼用しておりました農業用水も同じく流すような計画でございますが、当方の説明不足もありまして、導水管を利用しております農業用水の使用者等には詳しい説明はまだ行っておりません。しかしながら、旧香北町当時の約束等ありますので、行政不信にならないように誠意を持って対処、対応に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第6号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第7号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第8号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第9号、平成22年度香美市老人保健特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第10号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

これについて、提案説明書のほうで「最高額について、医療分3万円、後期高齢者支援金分を1万円増として計算しています。」っていうことでありますけども、これは現

在国会で審議中なのか、ちょっと条例改正については6月に出てくるものなのかっていうことと、それから最高額、この対象者の方、どれぐらいになるのかお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お見込みのとおりまだ法律が通ってないですので、3月じゅうに通れば、専決処分して6月議会で報告をさせていただきたいと思っております。世帯数については例年、ちょっと実際に計算してみないとわかりませんが、200世帯前後になろうかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第11号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、議案第12号、平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第13号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第14号、平成22年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第15号、平成22年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第17号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第19号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第20号、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第21号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第22号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第23号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この自治会長の900円を減すということについては、本当に自治会長というものの各地域での選出とかそういうことの苦勞いうことを本当にわかちゅうのかどうかいうことを僕は問いたいです。私たちの地区でも部落長さんを選ぶということは、どれほど地域の人にとって難儀なことかわからないです。私たちは地域を3つに分けて2年ずつに部落長さんを決めていきゆうけど、必死になって訪ねて行って説得してということになかなか受け手がない中で、こういうことをまた部落総会の中でも発表せないかんいうことは、行政としては自治会というものをどれほどに思うてるかということと、これを減すことによって、全体的にはどういうふうな財源が出てくるかということもお尋ねしたいし、それから近隣の市町村の自治会に対するこういう手当といいますか、微々たるお金ですけど、こういうものはどんなにか、そこらあたりの整合性を持ってやりゆうのかということでお尋ねをしますけど。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時15分 休憩）

（午前 9時15分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

片岡議員さんのおっしゃるように、自治会長さんのご労苦というのは承知をしております。しかしながら、企画課といたしましては、2つの理由をもって今回この金額については取り扱いをさせてもらったということになりますけども、まず一つは、予算枠配方式というのがございます。企画課にあてがわれたお金の中で全体の事業の調整をせないかんということもございまして、こういう数字になった、その数字、900円カットという部分につきましては、ここ最近社会情勢を含めて人件費等々下がってきておりますので、やっぱりそこら辺も一定考慮させてもらったという状況です。この件につきましては、きのうの一般質問の中でも出てきておりますけども、自治会長の業務のあり方、持ち方、このことについては、私は、この2万900円なるものがどういう中身でもって見られとるかということも考えておかないかんというふうに思っておるわけです。と申しますのも、一応自治会長さんをお願いをしております報酬については一律で扱いをしておるわけですが、普遍的に自治会長さんをお願いをせないかんこと、すなわち昔で言いますと、旧の山田町の部分でこのお金というのがあるわけですけども、官民協定とかいうときについては、大体自治会長さんに出てもらうて立ち会ってもらったということと、それから、会長会等ございますので、その出務手当というような思いでもって、一つは出務手当みたいな認識ですが、それから、もう一つは、災害時等の連絡とかということもありますので、そんなことを想定しておるという状況です。

あと、例えば、会長さんをお願いをして交渉に当たっていただくとかいうようなことが、きのうも言われたわけですけども、これやっぱりその個々個別にお支払いをしていくべきだろうと。すなわち個々個別の役務に対してはしっかり正当な対価を支払っていくべきだろうというふうに思っておりますので、何もかにも突っ込みでこの2万900円で処理をしてるといのはいかがなものかという認識でおります。ここは行政全体として今後しっかり見直し含めて検討していかないかんことじゃなかろうかというふうに考えております。

数字ですけれども、大体192自治会ございますので、それに900円を掛けていただいたら数字は出てこようかと思えます。ちょっと計算機を持っておりませんのでよう計算はしませんけれども、考え方はそういうことです。よろしく願いいたします。

○11番（片岡守春君） ほかの市町村との関係はどうか、近隣の市町村との関係はどうか。

○企画課長（濱田賢二君） 自治会長さんに対する業務の当て方、考え方、それぞれ自治体独自に持って考えられ、お願いをしてきておる経過があると思っておりますので、この2万900円あるいは2万円というものがこれまでの経過の中で近隣自治体とのバランスを見て決めてきておるということじゃないと思っておりますので、うちはうち独自の考え方

で判断をしておるといふふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第24号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第25号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第26号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第27号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、議案第28号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

提案理由で、「料金の算出方法を明確化するため」ということですが、今までは毎月ということで料金の部分をうたわれてたわけで、昨年9月で料金改定の議案が成立しました後で整合性を持たせるということなんですが、ここの明確化という部分を、今までの事務と今後の事務、実際上水道を使ってる場合は2カ月に1度の検針で、それをもとに下水道料金が算出されるということでありまして、実際どのように変化するのか、ちょっと具体的にご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） ご質問にお答えいたします。

今までの条例につきましては、その日に属する月とかいうふうな形で1カ月単位の条例の内容になっておりまして、そのままの形で合併時に引き継いでおりました。今回、料金改定を行う時期に合わせて上水道のほうの給水条例のほうの条例との整合性も持たすということも含めまして、2カ月っていうふうな形ですべてを統一していくと。上水

道の給水条例につきましても、料金表につきましてもは2カ月という形になっておりますので、通常市民の方に請求をさせていただく場合、すぐに見ていただくときにはもう2カ月っていう形をとっておりますので、条例のほうもそれに合わせて2カ月の別表を策定して、その分に合わせていくというふうな形でございます。現実的な請求の方法に条例のほうを合わせていくというふうな方法を今回とらせていただく形での提案でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連です。

大体わかりましたが、ちょっとその、2カ月で明文化されるということになったときの市民のサイドでのリスクといたしまししょうか、極端に言いますと、2カ月の最終の1日を下水道に加入して使ってしまったらその1日が2カ月分ということで20立方メートルまでの2,000円を請求されると、そういう現象が起きてくるのか。今までやったら現実的には1カ月単位であれば1,000円でしたか、そういう請求であったのか、ちょっとそこを具体的に教えてください。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

今までも月の途中で公共下水道の使用開始もしくは休止した場合は、基本料金分はいただくという形をとっておりましたので、実質的な分につきましては請求額は同じでございます、はい。ただ、それを今回条例の上でかちっとしていくというふうな形で、今回特にありませんでしたのが、特別な場合における使用料の算定という第17条の2という部分を、これは上水道給水条例にございますが、その部分を引用いたしまして、それを下水道条例にも加えるという形で、現実的には今までも同じような運用をしておりましたので、実際の請求につきましても何ら変わりはないという形になります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 関連？

はい。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 少しわからないのは、今までは1カ月の料金体系であって、極端に言ったら、先ほど1日と言いましたけれども、それでも2,000円、基本料金分が請求あったわけですか。条例上やったら1,000円じゃないと、いかねばならないわけではなかったのでしょうか。この点。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

現在の下水道条例第16条「使用料の徴収」のところに、使用料は市長が定める定例日を現在とし、その日の属する月及び前月分につき料金を算定するという形でもう既にうたわれておりますので、いわゆるそれを今回特別な場合におけるというふうな形の分も新たに加えて明文化したという形になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第29号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第30号、香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第31号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第32号、香美市退職手当審査会設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第33号、香美市私債権の管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第29、議案第34号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

都市公園の条例やったわけですが、児童遊園の設置及び管理に関する条例がどうして今まで整備されてなかったのか。前回の議会で一般質問させてもらったんですが、実際この公園はどの条例に当てはまるかなというて探したんですけど、実際なかったわけで、整備されるということはもちろん歓迎するわけですが、それを今まで整備されてなかったその背景についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

条例が整備されてなかった理由は、なぜ整備されてなかったかっていうのは、詳しい事情はちょっとわかりません。

（笑い声あり）

○福祉事務所長（小松美公君） 確かに公園がありますので、ここの提案理由にも規定しておりますように、地方自治法では、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」とありますので、条例を今回ありませんので整備しようというところでは、それで、理由はちょっと済みません、わかりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第35号、香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎。

いんふおめーしょんの関連ですけれども、第6条関係の開館時間、午前9時から午後5時までということになってます。その点を、そういう時間帯に設定されたのはどういう経過からか伺います。

それと、指定管理者の募集もしていくということでもありますけれども、実際当面は緊急雇用で2人雇用というふうな格好で出ていたと思いますけれども、将来的には指定管理者も視野に入れてるといこともお聞きもしているところですが、商工観光振興委員会ですか、何か開かれたようなことも聞いておりますけど、そういう中でこの条例案もお示しになられてると思うんですけれども、委員の方々からさまざま提言等もいただいているんじゃないかと思いますが、そこら辺も踏まえましてお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） はい。山崎議員のご質問にお答えします。

開館時間の午前9時から午後5時ですけれども、現在の臨時職員、嘱託職員の時間というのをおあわせて考えました。これの時間、それから今後の動向についても、商工観光振興委員会を2月5日に開催いたしまして諮問をいたしました。そこにおいても、この時間については夏時間というのも制定してはどうかというご意見も出ました。これから開始する事業でどのような状況になるかっていうのもまだ判断がつきませんので、その状況を見ながら考えていきたいと思っております。まだ規則を定めておりませんので、夏時間を制定する必要があるならば、そういうところでうたっていきたいと思っております。

現在、直営事業で嘱託職員を3名雇用して職員の配置をしていきます。その後は法人

組織等に指定管理することを視野に入れていきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番です。

香美市いんふおめーしょんとかいうこの名称になっておるわけですが、これ商店街の振興あるいは情報発信ということではありますが、このためには、この条例の中の事業の中に、私きのう質問をさせていただいたあの件でありますけれども、町の環境整備っていうこともぜひこの入れてもらって情報を、誘致の促進をするためということが載っておりますので、このためにはぜひともその必要と思うんで、きれいな町にしてくれるようなことをひとつこう入れていただいたらどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

これはちょっと。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

この観光、いんふおめーしょんですけれども、情報発信等を主体にしておりまして、お掃除とかそういうことはしていきますけれども、ハード整備については考えていません。いわゆるソフト事業を主体にした施設となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ええ、それはよくわかります。わかりませんが、ただ、きのうも言いましたように、机上の提唱する、発信するというだけではなかなか商店街の発展にはつながっていかんというようなことをきのう申し上げたかと思いますが、そのためにも商店街の振興を、観光客を町の中に呼び込む、誘致するというのもここらうたわれてるわけですので、ぜひとも安心して入っていただけるようなきれいに町になるように、商工観光のほうでもそういったこともひとつ視野に入れながら活動を、事業をお願いしたいということでもありますので、これはどこ言うたらえい、だれに言うたらえい、市長に言うたらえいかね、ぜひともお願いしちょかないかんということですが。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） お答えをさせていただきます。

そうした面は総合的なこの中で、総合的に地域の活性化なり環境なりが守られていくし、また図られていくという部分は包括をしておるといふふうに思います。これへあえて字句を入れいじゃち、この中でそういうものは包括をしておるといふふうに理解しておりますので、あえて前田議員の指摘をここへ入れる必要はないと。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第31、議案第36号、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第37号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第33、議案第38号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第34、議案第39号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

指定の期間ですが、また1年ということですのでけれども、その後、財団法人の関係、めどはどのようになられたのか、その点願います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） お答えいたします。

今現在、公益財団法人を目指しまして、現在、資料の整備とか、また理事会のほうで検討を行っております。一応今のめどといたしましては、来年4月1日からの認定を目指して進めておるという状況です。本年秋に認定委員会のほうへ申請をしていこうかという予定で現在進めておるところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） はい。その結果次第だということになるかと思いますが、望んでる方向に行けばこの指定期間というがはかなり年数が延びるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） はい。指定期間等は、やはり館を運営していく上である程度の期間があったほうが財団のほうもやりやすい面もありますので、ある程度また3年ないし5年という形で、財団法人の形が決まればまたしていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ、ちょっと前に戻るかもしれませんが、そ

の何か50、50という比率があったですわね。そのクリアは、決算の数字らあを見せてもらったときにはできてるようには感じたんですけど、延びてるのは何が主たる原因なのかと。ただ手続がおくれているだけなのか、その点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） はい。その認定委員会に申請しますのに、いろいろ資料等を整えなくてはならないということがあります。今現在自分のほうがお聞きしますのは、展示品、収蔵品なんかの整理を現在しております。約2,600点ほどありますので、そちらのほうの写真とかサイズをはかったりとかいうことで、なかなかこの資料の整備にも時間がかかっておりますので、そういう状況となっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第4号から日程第34、議案第39号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りをしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は3月14日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は3月14日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

（午前 9時41分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 2 年 3 月 1 6 日 火曜日

平成22年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成22年3月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月16日火曜日（会期第14日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長補佐	川田 和章
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 4号 平成22年度香美市一般会計予算
- 議案第 5号 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成22年度香美市老人保健特別会計予算
- 議案第 10号 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 11号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 12号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 13号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 14号 平成22年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 15号 平成22年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 17号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 19号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 20号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 21号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 25号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市退職手当審査会設置条例の制定について
- 議案第 33号 香美市私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 36号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について
- 議案第 37号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 38号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 41号 香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 42号 香美市立鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 1号 郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書の提出について
- 意見書案第 2号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充・国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について
- 意見書案第 4号 企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出について
- 意見書案第 5号 住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書の提出について

意見書案第 6号 くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について

意見書案第 7号 現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

議事日程

平成22年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成22年3月16日(火) 午前9時開会

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 議案第 | 4号 | 平成22年度香美市一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第 | 5号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第 | 6号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第 | 7号 | 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 8号 | 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 9号 | 平成22年度香美市老人保健特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第 | 10号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予
算 |
| 日程第8 | 議案第 | 11号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予
算 |
| 日程第9 | 議案第 | 12号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業
勘定)予算 |
| 日程第10 | 議案第 | 13号 | 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 | 14号 | 平成22年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 | 15号 | 平成22年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 | 17号 | 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4
号) |
| 日程第14 | 議案第 | 19号 | 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補
正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第 | 20号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補
正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第 | 21号 | 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第 | 22号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一
般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程第18 | 議案第 | 23号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第19 議案第 24号 香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第20 議案第 25号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 26号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 27号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 28号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 29号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第25 議案第 30号 香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定
員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第26 議案第 31号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第 32号 香美市退職手当審査会設置条例の制定について
- 日程第28 議案第 33号 香美市私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第 34号 香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定につい
て
- 日程第30 議案第 35号 香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制
定について
- 日程第31 議案第 36号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規
約を廃止する規約について
- 日程第32 議案第 37号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第33 議案第 38号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第 39号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第 40号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第36 議案第 41号 香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第 42号 香美市立鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負
契約の締結について
- 日程第38 意見書案第 1号 郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書の提出につ
いて
- 日程第39 意見書案第 2号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予
算の拡充・国土交通省の地方出先機関の存続を求め
る意見書の提出について

- 日程第40 意見書案第 3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を
求める意見書の提出について
- 日程第41 意見書案第 4号 企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出
について
- 日程第42 意見書案第 5号 住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対
する意見書の提出について
- 日程第43 意見書案第 6号 暮らしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の
提出について
- 日程第44 意見書案第 7号 現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第45 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

19番、前田泰祐君、21番、西山 武君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） おはようございます。18番、山本でございます。

本日8時30分より議会運営委員会を開催をいたしましたので、委員会の協議事項及び協議結果についてご報告をいたします。

まず、議題の1点目として、追加議案等について協議を行いました。議案第40号は、消防職員の勤務体制の変更に伴い夜間勤務手当を新設し、職員の給与条例の一部を改正するもの、議案第41号は、12月の人事院勧告に基づく超勤代休時間の字句の追加と年次有給休暇以降の字句を第2号に分離したもの、議案第42号は、3月11日の鏡野中学校の耐震改修工事の入札結果に基づき議会の議決が必要になったものであり、意見書案は、署名を整え7件が提出されております。

協議の結果、これらの案件は、本日、委員会付託を省略し、本会議方式で議題とすることに決定をいたしました。

次に、委員会修正があるときの議案の審議方法についてを議題とし、事務局から説明を受けました。

本日は、議案第35号に対して産業建設常任委員会から修正案が提出されておりますので、原案を議題としたときに修正案も一緒に議題とします。審議方法はお手元に配付しております報告書のとおりであり、討論は分離して行い、まず原案に賛成者、次に原案と修正案に反対者、最後に修正案の賛成者の順で行います。採決は、まず修正部分について採決、次に修正部分を除くその他の部分、つまり共通部分について採決します。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

日程第1、議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算から日程第34、議案第39号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、以上34件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 総務常任委員会が本定例会において付託を

受けました案件は、議案第4号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第37号、議案第38号の11件であります。これらにつきまして、去る3月12日に9名全員の出席のもと審議をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算を議題としましたが、この案件は既に連合審査会において質疑が終わっておりますので、すぐに採決を行いました。

採決の結果は、議案第4号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「お知らせはどのように考えているか。」との問いに対し、「広報にあわせ沿線の方に別便で何かお知らせする手法と、バスの車内に表示する。それと、市民全体にかかわることであるから、広報紙に記載することも考えている。」との答弁がありました。また、「試行路線で廃止されたところと整合性がとれるか。」との問いに対し、「数字をもって説明しながら理解をしていただく。」との答弁がありました。また、「無料化によって乗車人員は上がるが、運賃収入は下がる現象が起きてくると思われる。こういう結果で試行路線が廃止になってはいけないが。」との問いに対し、「今後考えられなければいけないのは乗車率で考えなければいけないだろうと思い、ぜひたくさんの方に乗っていただくようになればありがたいと思う。」との答弁がありました。また、「利用する手続は。」との問いに対し、「煩雑さを避け、公的な証明を運転手に見せていただく仕組みである。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第21号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「試行で不都合はことはなかったのか。」との問いに対し、「検証委員会を開いているが、特に問題は生じていない。」との答弁がありました。また、「昼休みの部分の充実はどう考えているのか。」との問いに対し、「新しい工夫はしなくてはならないと思っている。」との答弁がありました。また、「昼休みでも、何らかの対応をしてやるのが市民に目を向けた行政ではないか。」との問いに対し、「課長とも十分話をし、特に関係の課長については特別に話し合いを持ちたいと思っている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第22号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「方面副隊長の定数は何名か。」との問いに対し、「土佐山田方面隊、香北方面隊、物部方面隊ということで方面隊ができるので、それぞれ1人ずつ3名である。」との答弁がありました。また、「消防団長、副団長、方面副隊長の火災時の対応については。」との問いに対し、「副団長3名が土佐山田、香北、物部のそれぞれの方面隊長を兼務し、火事が発生した場合には副団長が方面隊長として最高の指揮をとる。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第23号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「雑費としての1,000円は十分であったか、もっと出るのか。」との問いに対し、「これはできたのは前のことである。おおよそ1,000円くらいで、上に出ても下でも1,000円が平均だということで1,000円である。質問から言うと、上もあり下もありということである。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第24号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第30号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「収入役はなくなり、課はどのようになるか。」との問いに対し、「現在の出納室が会計課になり、収入役制度から会計責任者制度に変わり、会計責任者ができる。その責任者を会計課の課長が兼ねるということになる。」との答弁がありました。また、「香美市課等の設置条例は改正の必要がないか。」との問いに対し、「別途ということで関連していない。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第31号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、香美市退職手当審査会設置条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明がありました。

補足説明では、「退職手当は当然返還すべきではないかという事例など審査していた

だいて退職手当組合に回すという内容ある。」との説明があり、次に質疑に入りました。

質疑の中で、「他の自治体でもこういう条例は制定されているか、委員3人で組織するということであるが、市長の委嘱はどういう経験を有している方を委嘱されていくのか。」との問いに対し、「退職手当組合でひとしく構成される自治体は、ひとしくこのような審査会を設けてやっていくことになる。委員は退職手当の支給に関して審議をしていただくわけであるから、それなりの識見を有した人ということになる。」との答弁がありました。また、「係争事になったときには支給する退手組合と本人との係争か。」との問いに対し、「支出しない退職手当組合に対して訴えてくると思うが、次にその判断をしたところの市も争いになってくると思う。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第32号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、香美市私債権の管理に関する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「専決処分という項目がない。」との問いに対し、「参考にした江戸川区の条例は専決処分事項を条例として入れていた。香美市については、地方自治法第180条の市長の専決処分事項の指定ということが議会から委任されているので、あえてそれを入れなくても指定のほうで運用していけばということで、この条例からは外している。」との答弁がありました。また、「第10条の中で、その財産の「価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とあるが、これはケース・バイ・ケースか。」との問いに対し、「ケース・バイ・ケースになるかと思う。」との答弁がありました。また、「第12条の「免除」で、「10年を経過した後において」とあるが、この10年というのは。」との問いに対し、「地方自治法施行令第171条を再掲しており、条文化されているので10年と入れた。」との答弁がありました。また、「第13条1項の6で「市が勝訴する見込みがない」とあるのは、また、現実問題として実際こういうことはあるのか。」との問いに対し、「他の自治体の条例でもかなりあり、入れておけば将来的にこういうケースが出てきたとき対応できる。こういう例は少ないのではないか。」との答弁がありました。「職員も異動して債務債権の関係で変わっていくと思う、庁内に債権の、仮称ではあるが庁内債権検証委員会を設けては。」との問いに対し、「事務の取り扱いで債権管理マニュアルがあり、そういう部分で対応していけるので、十分吟味した事務の引き継ぎもできていけると思っている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第33号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、市有財産の無償貸付けについてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「土地の使用料はどうなっているか。」との問いに対し、「借地料については、台帳面積が2,942平米で、評価をして月額が5万5,340円である。」と

の答弁がありました。また、「無償について今後の課題ということで認識しているが。」との問いに対し、「建物のいわゆる償却資産の無償での貸し付けについて、議会の議決をあえていただいている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第37号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「この施設が一定期間の3年を経過したら一定の補助をなくして自立でいくことになっているが、その後の維持管理費の支援は議論されたのか。」との問いに対し、「2年は自分たちで頑張ってみたいということであり、もともと指定管理制度そのものは経営的には自立という建前のことがあり、自分たちもむしろ頑張ってやっていきたいということなので、2年後に何らかの手だてをするしないは別にして、この間の推移、様子を見ていきたいと考えている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第38号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森です。教育厚生常任委員会から報告を行います。

平成22年第2回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件は、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第34号、議案第39号の以上12議案でございます。審査の経過と結果をご報告いたします。

議案審査に入る前に、先日配付されました平成20年度香美市教育委員会施策に関する点検・評価報告書の内容につきまして、鍵山教育次長より説明を受けましたことを前もってご報告いたします。

まず、議案第9号、平成22年度香美市老人保健特別会計予算を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「医療給付費と医療費支給費にそれぞれ50万円が計上されているが、過誤納付に対するものか。そして、この会計は平成22年度で終了する見込みなのか。」との問いに、「過誤に対するものと、予測が困難であるが月おくれ請求があった場合への対応として計上している。会計については、国から平成22年度は置くように指示されているが、平成23年度以降は市町村の判断となっている。香美市としては廃止の方向である。」と答弁。「提案説明の中で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は100万円と定めるとあるが、100万円の算出根拠は。」との問いに、「予算は115万円であるが、予算規模に対しての金額である。」と答弁。

以上、質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「国民健康保険税の予算額が平成20年度決算額から見ても少ないと思うが、その理由は、そして見込みは、後期高齢者に移行する人数が関係しているのか。」との問いに、「金額はほぼ前年実績に合わず形で組んでいる。国民健康保険に加入する人数より後期高齢者に出る人数が多いということはある。平成21年度よりも平成22年度は35人ほど少なくなると予測している。」と答弁。特定健康診査等事業費に関して、「受診の状況は。」「人間ドック補助金についての説明を。」「委託料2,160万5,000円はどこへ委託するのか。」などの質問に対し、「受診の状況では、集団は減少傾向にあるが、個別は増加し、全体的には前年より伸びている。60%という目標達成はなかなか困難であるが、前年対比5%増を目指している。人間ドック補助金では、集団と個別では若干違うが、平成21年度までは7,600円の費用に対し個人負担が1,000円で6,600円の補助をしていた。平成22年度は少し下がるということだが、補助金6,600円で275名分を予算計上している。委託料については、集団健診は高知県総合保健協会に、個別健診についてはそれぞれ医療機関に。」と答弁がございました。「保健衛生普及費の健康づくり補助金について内容は。」との問いに、「健康づくり補助金は、先進的取り組みをする団体や有効な活動をする団体に対し、1団体最高30万円の補助をしている。」と答弁。「香北町では健康推進協議会が活動しているが、この補助金の対象にはならないのか。」との問いに、「既存の団体には出していない。新たに先進的な取り組みをする団体となっている。」との答弁がございました。「出産一時金が前年度より多く計上されているが、香美市条例では38万円だったと思うが。」との問いに、「42万円で30人分の予算計上をしている。差額の4万円は少子化対策による暫定予算で、期間は平成21年10月から平成23年3月までである。」と答弁。

以上、質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

歳出、「一般管理費の職員給料が前年度5人であったと思うが、6人になっているのはなぜか、そして、委託料の法改正に伴うシステム改修委託は何の改修か。」との問いに、「職員数は現在6名が配属だが1名は産休である。システム改修は、現在具体的に改修が必要な状況ではないが、法改正が毎年あるのでとりあえず前年度並みに予算化している。」との答弁。「認知症対策はどのようになっているか。」との問いに、「ネットワーク事業としてキャラバン・メイトが講座を開催している。在宅介護の家族に対し

ては、介護家族支援事業において、適切な知識を得ていただく取り組みを実施する。周知については、基本的に広報でお知らせしている。各地域へ出向いているので、該当する方には口頭で参加を呼びかけている。」と答弁。「介護予防住宅改修費の内容説明を。」との問いに、「実績に基づき予算化している。介護予防なので支援の人に対し20万円を限度額として支給する。手すり設置、段差の緩和やスロープの取り付け改修費である。」と答弁。「地域支援事業費、任意事業費の扶助費150万円の内容と、介護予防教室がなかなか地域で定着しないと聞くが。」との問いに、「在宅で高齢者を常時介護されている家族に対して年間6万円を上限で支払っている。介護予防教室については現在50カ所近くで事業を実施しているが、できるだけ広めていきたい。」との答弁でございました。「介護予防特定高齢者施策事業費と介護予防一般高齢者施策事業費が、合計で前年対比減額926万1,000円となっているが、その理由と内容説明を。」との問いに、「前年度予算が見込み過ぎの予算であった。平成21年度は事業仕分けの関係で率に変更になったこともある。事業に対する考え方は以前から現在も変わっていない。」との答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号、平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第13号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「徴収費に職員手当がついているのは訪宅ということなのか。」との問いに、「過年度分の徴収については収納管理課にお願いすることとしている。訪宅も考えられる。」と答弁。「歳入で特別徴収保険料が減額になり普通徴収保険料が増額になるということは、制度が手直しされることも影響するのか。」との問いに、「基本的には特別徴収だが、平成21年度は普通徴収になったり7割減が8割減になったりとか、平成21年度は特別徴収であった方が平成22年度は普通徴収になったりさまざまな影響があるが、それらを踏まえ予算化している。」「保健事業費は何人分を見込まれているか。また、健診の受診率低下が心配されていたが、順調にいつているのか。」との問いに、「基本的には個別健診で生活機能評価と同時実施の場合は3,480円で130人、後期の方で健診を単独で実施した場合8,050円で195人、前年度実績をもとに予算を計上している。後期高齢者の方については、9割の方が主治医を持って受診を受けているので、特に問題はないと考えている。」と答弁でございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「介護保険の徴収率は、制度に対する理解度の低さや制度への拒否反応が徴収率低下に影響していないか。」との問いに、「特別徴収については100%であるが、普通徴収は90%を超えていたものが80%台となっている、年々下がっている状況にある。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第25号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「現在、日銀法に定められている商業手形の基準割引率に4%を加えると何%になるのか。」との問いに、「平成22年度は4.3%である。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第26号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「訂正前と訂正後では、文言は変わっているが同じ意味合いであるようだが、変更した理由は何か。」との問いに、「利用者から修繕に関する還付の要求があり、弁護士に相談をした。弁護士からは、法律上還付の必要はないが、裁判を行った場合、文言上に問題があるとの指摘を受けた。今回、弁護士の指導により改正するものである。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてと、次の議案第34号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定については、それぞれ執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、議案第27号、議案第34号ともに格段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第39号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について

てを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「これまで「アンパンマン美術館」との記載であったが、平成22年度予算では「やなせたかし記念館」となっているのはなぜか。」との問いに、「昨年12月議会において、「アンパンマンミュージアム」、「詩とメルヘン絵本館」とそれぞれあったものを、「やなせたかし記念館」1つにすることを条例化させていただいたことによる。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 産業建設常任委員会の委員長の報告を行います。

今議会、産業建設常任委員会で審査した議案は、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第17号、議案第28号、議案第29号、議案第35号、議案第36号であります。委員は全員出席のもと審査をいたしました。

まず、最初に、議案第5号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「前年と対比で640万円減っているが、中身は自然減と理解をしてよいのか。」との問いに、「主な原因は自然減である。平成21年度に大型給水者が井戸へかえたことなどから年間500万円から600万円くらいの水道使用料が減額になったと見ている。」次に、「市簡易水道補償費3,190万円と出ている。中身は農業集落に710万円出しているが、そのほかにはどこか。」との問いに、「3,190万円の内訳は、道路新設に伴う布設替工事の設計に500万円と工事の補償費に1,980万円、それと下水道課が実施をしている農業集落排水事業の布設替工事の設計費が200万円と工事補償費が510万円となっている。」との答弁。次に、「地方債の利率4%以内ということであるが、実際はどのくらいか。」との問いに、「4%以内というのは上限であって、実際、金利は1%台である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「受益者負担金の過年度分140万円組んでいるが、今滞納状況はどのようになっているか。」との問いに、「滞納の世帯にはお願いの文書を年3回出している。それとまた別に職員が訪宅をしてお願いをしているが、受益者分担金と違い理解が得にくい。特定環境保全公共下水道については、実際使ったときに分担金とし

て支払ってもらおう。公共下水道は既に管渠ができ上がった時点で、使う使わないにかかわらず供用開始した時点で受益者負担金として払ってもらおう前払いという形になっているもので、使っていない方に理解がしてもらえないが、法上、現在のような形になっているので、下水道課としては督促の文書と同時に訪宅して順次納入に努めている。」との答弁。次に、「過疎債と公共下水道債では金額の開きがある、何が理由であるか。」との問いに、「過疎対策事業の枠の中で公共下水道に触れている分を多くとり、残りを公共下水道債でとっている。」との答弁。次に、「使用料滞納繰り越し分、基本的には水道と連担しているので多くはないと思うが。」との問いに、「水道と連担している分については水道が給水停止になるので、市外に転出して行方不明になった方の分などである。また、下水道の場合、井戸水を使っている家庭がある。その方には直接出向いてお願いをしている。また、収入がなくて払えない方についても、近所に迷惑がかかるのでとめることはできない。水道を使っている家庭では滞納は少ない。」との答弁。次に、「受益者負担金現年度分対象戸数はどのくらいか。今年の受益者負担金が多いのはどうしてか。」との問いに、「現年度分については楠目地区の分である、約100戸分である。過年度分については分割納付の分が過年度分として入っているので、滞納分ではない。」との答弁。次に、質疑として、「工事請負費より設計委託費が高いのは何か。」との質問に対し、「污水管渠の調査設計委託は、認可区域を広げた中組、北本町、伏原の部分である。管渠の築造工事については、設計ができている楠目の一部、中組の分のL430メートル分の工事設計委託の面積が何倍かになる。その分の工事は平成23年度以降の工事として順次行っていく。」との答弁。また、質疑として、「開発行為に伴い支出があるが、どこか。」との問いに対して、「このことについては場所を限定はしていない。新しく開発行為をされた場合、水道管については開発者が施工されてそれを寄附する。下水道管については受益者負担金をもらっているので、下水道課が工事をする形になっている。そのため、新たにあげぼの街道沿いとかで開発がある場合は、下水道課で工事を発注してその分を使ってもらおう、それに面している受益地については、受益者負担金を徴収をする。」という答弁。次に、「中組は新しい住宅地で合併浄化槽だと思うが、地元からの要望はあったか。」との問いに、「この地区からも団地からも要望はあった。西の県道に污水幹線が通っているので枝線を出すとすぐとれる。新築して20年がたっている、また浄化槽も耐用年数も来ていることから希望が多くあった。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題とし、まず、執行部から提案理由の補足の説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「地方債、過疎対策事業債でいかなかったのか。」との問いに、「過疎対策事業は有利な起債であるので各課から希望が多い。公営企業特別会計のほう

で満額とれない。公共下水道事業債があるので一定過疎債のほうでとった残りが公共下水道のほうに来ている。」との答弁。「今どのくらいの加入率か。」との問いに、「現在、供用区域はいっぱいになっているので、これからは1件でも接続してもらいパーセントを上げたい。昨年4月で50%、今53%くらいにはなっている。70%加入を目指して進めていきたい。」との答弁。次に、「下水処理施設水質検査とは何か。」との問いに、「今までも毎年行ってきていた処理場から出る放流水の水質検査と汚泥の分析の調査である。水質についてはよい状態で放流されている。」

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第8号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「受益者分担金、今年で終わりか。」との問いに対し、「分担金、平成21年度から3年間、1戸当たり20万円を分割して納入していただいている。平成23年度供用開始までに分担金をすべて終わらせた上で、平成24年度、1年目に（排水設備を）された方は10万円返す形となっている。」「返済はいつごろからになるか。」との問いに、「通常5年据え置きである。」との答弁。また、質疑として、「公共下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水、3つの事業が一緒になったら返還金が大きな額になりはしないか。」との問いに、「下水道事業として財政課とも協議する中で、区域も広げる、借りた金は返す、維持もする、その形の中でトータルして広げていく事業費を一たん抑え、3億5,000万円を上限と決め、その範囲内で事業を抑える。残りの部分について起債の償還とか維持管理であったり、そのような形に会計の中で収入もふやしていき、財政計画を立て、平成40年度までを見越して現在事業を進めている。」との答弁。次に、「今年はどこまでの工事ができるか。」との問いに、「集落排水は法律上、浄化槽ということになっている。現在の計画では、本体処理施設、それに電気、機械は入っていない。建物、ます、いろいろなものを含めた本体工事が今年度できる。」との答弁。また、質疑として、「職員手当の内訳の中で住居というのが各議案の中で出ている。この中身は何か。」との問いに、「借家については一定の金額を住居手当として支払う手当、職員の異動で入れかわったときは金額が変わる。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号、平成22年度香美市水道事業会計予算を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑として、「資本的支出の工事請負費、配水管布設工事は市内全体の工事か、地域は決まっているのか。」との問いに、「配水管布設替工事の5,000万円については公共下水道の補償費です。毎年5,000万円入れている今年の計画では楠目、中組である。」との答弁。次に、「土地購入費1,000万円は何か。」との問いに、「平成

21年度に予算計上した北本町の浄水池の田を買う分であるが、税務署との協議が調ったが、平成22年度4月以降に購入するために1,000万円を計上した。」との答弁。また、この鑑定額は740万円、坪3万3,400円ということを補足で説明をもらいました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号、平成22年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「この厳しい中で企業も来ない状況ではないか。今後、執行部としてどのような考えを持っているか。」との問いに対し、「何回か質問も出、答弁もしてきた。今3団地が残っている。県のほうも努力をしている。ここに工場用水があるということが工業団地の売買にもつながってくると思うし、起債の償還も残っている。せっかくつくったものであるので、今後も見守っていきたい。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「請負費として出てくる金額、入札して安く落札した場合、残った金額は一般会計のほうに戻るか。」との問いに、「5,000万円について、委託費300万円と工事請負費4,700万円、繰り越して入札にかけると当然下がる。下がった金額は繰入金で入っているので繰入金で調整をする。」

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「市内で一番多く使われておると思うランクはどのくらいか。」との問いに、「平均的な家庭では2カ月で40から60トン程度である。使用料金は4,000円から6,000円の方が大半を占めている。中には20立方までの人もいる。」

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第29号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「住民への知らせ方、どのような形で行ったか。」との問いに、「現在使用されている方には全戸に料金の改定をするという文書を送っている。また、10月から広報へも順次載せている。現在まで苦情は出ていない。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第35号、香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「名称の字を平仮名にした理由は何か。」との問いに、「施設の開設のきっかけは、テクノパークに新設した企業で結成されたテクノフォーラム香美之風という定例会があり、まちづくりを考える中で商店街とアンパンマン仕様の施設をつくり、駅前活性化の意見が出、議論の中でこのデザインとなった。」との答弁。次に、「2,100万円くらいの補助事業、市の持ち出しは。」との問いに、「高知県重点分野雇用創造事業からの100%事業で2年間賄う。市の持ち出しは2,300万円のうち200万円である。」との答弁。次に、「3人体制で2人常時いるということか、契約は2年間で行っているか。」との問いに、「3人雇用で年中無休、2人体制になる可能性はある。最初の1年まで雇うことができる。」との答弁。次に、「財政的な保障は何年間となるか、後々のことはどうなるか、JRとの契約についてを問う。」というところで、その質問に対し、「職員雇用は平成23年度までとなっている。それ以降は別の事業が出てきたらそれに乗る。なければ観光協会、また雇用創造協議会があり、それと合併したような形のもので組織化したものをつくることも考えている、そこに指定管理をすることも考えている。敷地についてはJRと無償の協議をしているので、建物についても無償という協議、契約になっている。」との答弁。「建物の前に駐車場がある。それ以外に駐車場はないか。」との問いに対して、「施設の前の6台の駐車場は無料である。また、JRの駐車場も臨時で使える。」との答弁。次に、「雇用についてどのような形で行ったか。」との問いに対し、「この事業は失業者対策の意味もあり、ハローワークで現在2月から1名、3月から1名採用して研修をしている。あと1人は4月1日、ハローワークで採用することになる。」「採用のときは年齢的に若い人か。」との問いに、「採用するには年齢等では決められない、その人の持っている特質、観光事業を経験した方、また感じの明るい方、資格等も重点項目として職員全員で面接をした。」との答弁。次に、「この事業は期間限定されている。内容などを知らせて募集したか。」との問いに、「ハローワークに募集した段階で期間を定めて募集をしている。面接のときも期間のことは説明をしている。」との答弁。次に、「開館時間9時から5時までとある。3人体制で割ると1日6,100円くらいになる。市の臨時職員とか比較して出した金額か。」との問いに、「報酬については基準が必要なので、吉井勇記念館と同様にした。」との答弁。16日勤務となるとも言われました。次に、「第10条の中で、「これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。」とあるのは、市長が指定管理者になれるということなのか。」との問いに、「市長が指定管理者を定めた場合は、指定管理者が市長と同等の権限を持つという形になる

ので指定管理者が職員の採用もできるということになる。」との答弁。また、質疑として、「9時から5時までということは官公庁的なやり方と思うが、一定期間行って時間を変えるというような考えはあるのか。」「開館時間については議論するところである。ほかの条例も参考にし、その中で判断をしたこの事業については何らかの基準が必要だったので、臨時職員、嘱託職員の採用条件をもとにした、ただ、案内所となると、これがそのまま移行できるとは思わない。状況が変わると思うので、また、これからの施設なのでデータもないので、夏時間が必要となれば夏時間の設定とか必要になると思うが、今後の状況による。」と答弁。次に、質疑として、「ほかの施設と違い人を相手とする施設であるので、朝8時にはあけ、夕方6時に閉める方法、職員は2人で時差出勤の形をとったらどうか。」「ほかの地区にも夕方早く閉める施設がある。夕方に来た客は戸惑っている状態のときもある。この施設においても考える必要があると思う。」「香美市の顔としてこの施設が夕方5時に閉まるのは早過ぎる。初めから8時から6時ということにしたらどうか。」との問いに対し、「当初は2名の雇用であったのでこの形になった状況である。現在3名の形になった。言われるように案内所が9時からというのは不都合なところもあるので、その点は運用で変更させてもらいたい。」との答弁。さらに、「逆に考えて、実際あける時間を最初に決めておくほうが大事だと思う。」などの意見も出ました。

そこで、産業常任委員会としては、議案第35号、香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、第6条、「施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。」とありますが、「午前8時から午後6時までとする。」という一部修正の意見が出ました。この意見で異議がなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第35号は、別紙のとおり一部修正をして可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第36号、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約についてを議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、産業建設常任委員会の委員長の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

報告の中で、議案第35号の審査結果は委員会修正案の報告がありましたので、常任委員会委員長報告及び委員会修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。産業建設常任委員長に伺います。

先ほど丁寧な説明を受けた議案第35号ですが、次の点を審査されたかについてお尋ねします。

まず、第1点目は、第6条関係の修正ということですが、この第2項の文言で市長が

特に必要であると認めるとき云々で開館時間を変更することができるということが、これを受け取りますと、9時から5時というのを8時から6時ということに変更も可能になる的に受け取ることもできるんですが、その点を審査されたのか。それとあわせまして、報告では、2月から1名、3月から1名を雇用し研修をされたという点ですけれども、実際、雇用を結ぶときに勤務の時間的な部分も含めて雇用契約を結んでると推察されますけど、その点について担当課がどのようにしていくのか、その点を審査されたのか、その点、2点についてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 先ほど質問がありました。まず、雇用するときの関係ですが、今報告書の中で報告をしたことからほかには質問もなかったし答弁もありませんでした。

それから、もう1件、朝9時から夕方の5時までとするのは市長の権限でできるじゃなかろうかということでありましたけども、委員会としたら、まず最初に、この文面の中に、8時から夕方の6時までということが先ではないかというような意見が出ました。そういうことからしてこういう状態になったところです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） それでは、ほかの議案についての委員長の報告に対して質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで委員長報告及び修正案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、議案第35号以外の議案の討論を行います。討論はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。

賛成ですか、反対の討論ありませんか。

○議長（中澤愛水君） それでは、4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は、日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

新政権のもとでの2010年度地方財政計画は、地方自治体にそれなりに財源を確保するものとなっています。本市の予算提案説明書にも記載されているように、地方交付税が約1.1兆円の増、臨時財政対策債が2.6兆円増で、確かに3.6兆円地方交付税が増額されていますが、一方で景気後退等に伴う地方税の落ち込みが相当あり、それほど大幅な増額と言えるものではありません。ただし、地方自治体にとっては2009年度の第1次補正で積み増しされた緊急雇用創出事業臨時特例交付金や安心こども基金の積み増しがあり、2010年度がその活用時期となっています。また、新政権になって

から一部執行停止になったものもありますが、今年1月に成立した2次補正では、地方支援として地域活性化・きめ細かな臨時交付金が創設され、本市におきましても林道の維持補修や防火水槽の新設など、待たれていた事業に着手できることとなりました。そして、将来にわたって持続可能な財政運営のためとして、今年度は庁舎建設費や保育園建設費が計上されて予算総額が膨らむ中、昨年度から導入された枠配分方式を続けて採用し、歳入不足を補うための財政調整基金の繰り入れは行わないとしています。

その限られた財源の中で、元気な集落づくり支援費の拡充や75歳以上の高齢者の市営バス運賃の無料化など一定地域に配慮した積極面がうかがえますが、その一方、看過できないものとして、本予算歳出の総務管理費で初めて自衛隊父兄会慰問研修旅行負担金として5,000円の計上がありました。質疑の中で、自衛隊父兄会の研修旅行に職員が随行するものとわかりました。本市では以前、他団体の運営に職員が深くかかわり過ぎ不祥事が発生した経験から、また任意の団体の育成という点からもかかわり方を見直す方向が打ち出されております。そして、今年、自衛隊再編に伴い普通科連隊が駐屯する香南市においても父兄会の慰問研修旅行はあるが、それは父兄会の中で行われることであってこのような支出は一切ないし、そうした旅行に職員を随行させることもないとのことです。以上の点から、こうした支出は今後見直されるよう指摘するものであります。

また、経済低迷の中で、本市におきましても雇用不安や貧困、無保険などといった生活困窮者がふえています。きめ細かな臨時交付金等の補正により、一般財源から予定した支出が縮減される分はソフト面での暮らし応援の施策展開に活用されるよう求め、賛成討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 次に、先ほどの議案及び議案第35号以外についての（反対の）討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

続いて、議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで議案第35号の討論を終わります。

これから、議案第4号、平成22年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成22年度香美市老人保健特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成22年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成22年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、香美市退職手当審査会設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、香美市私債権の管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は、別紙のとおり修正議決すべきものとした修正案であります。委員長報告のとおり第6条第1項中「9」を「8」に、「5」を「6」に改めることに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第35号の修正案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、先ほど可決しました修正部分を除くその他の部分、共通部分について採決をします。

修正部分を除くその他の部分、共通部分についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第35号のその他の部分、共通部分は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告のとおり、日程第35、議案第40号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第44、意見書案第7号、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてまでは追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号から意見書案第7号までは、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、日程第35、議案第40号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 提案させていただきます。

議案第40号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年3月16日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香美市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年香美市条例第54号)の一部を次のように改正する。

これは、消防職員の勤務時間等の見直しに伴い、夜間勤務手当を支給するための条例

を改正するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

夜間勤務手当を支給ということで改正になってますが、以前はそしたらどういう状況だったのか、ちょっと妙にわかりにくいがですけれども、具体的に数字を上げてわかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 山崎議員さんのご質問にお答えをいたします。

これまで、現在のところ消防の隔日勤務者につきましては、朝8時半から翌日の8時半の時刻の間で16時間ということで勤務をしております、これ4月1日から15時間30分になりますが、この中で朝の8時半から夜の22時まで、10時まで、それと翌朝の5時から8時半の間に勤務を割り振りをしておりまして、いわゆる深夜と言われます22時から朝の5時までの間は勤務を割り振りをせずに、それ以外で16時間の勤務を割り振りをしていました。午後10時からいわゆる深夜の時間につきましては、受け付け通信の職員を交代で1人1時間ずつ勤務を、これをほんで超過勤務という形でしてました。これを今回この22時から5時の7時間について、年間でいきますと2,555時間ぐらいになりますが、この時間を正規の勤務時間にとということで、いわゆる超過勤務ということにせずに正規の勤務時間を割り振るとということで各職員の割り振りを組み直すということで、今現在16時間ですが、16時間の中に夜の10時から早朝の5時までの間の1時間それぞれ勤務しますので、その時間をもう組み込むということで、現在は深夜と超過勤務という形で手当を出しておるところを、深夜の割り増し賃金だけという形で取り扱いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

そうしましたら、この第18条の時間外勤務手当で、（その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）となっておりますが、この文言自体は要らなくなるのではないかと思います、その点を確認しておきます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 今お尋ねになりました第18条につきましては消防職員だけを対象にしておるものでございませぬので、一般職全体ですので、誤解のないようをお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第36、議案第41号、香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第41号、香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年3月16日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成18年香美市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）超勤代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第2条に次の1号を加える。

（3）年次有給休暇及び休職の期間

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例を改正するものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第37、議案第42号、香美市立鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから議案第42号を提案させていただきます。

議案第42号、香美市立鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成22年3月11日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年3月16日提出、香美市長 門脇槇夫

1 契約の目的 香美市立鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 金2億2,864万8,000円

4 契約の相手方 新進建設株式会社

代表取締役 小川裕司

5 支出科目 平成21年度～22年度香美市一般会計予算

10款 教育費 3項 中学校費 1目 学校管理費でございます。

2ページ目から、資料としまして、工事の概要及び入札結果記録を参考資料としてつけておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

まず、1点目は、入札の金額ですけれども、ミタニ建設工業と新進という会社、請け負った会社ですけど、これ同額での入札ですが、どうして新進になった、その決定をひとつお願ひします。

それから、工事の内容ですけど、太陽光発電の設置ということになってるんですけど、これは規模としては、例えば中学校の使用する電力をすべて補うとか半分は補うとかいうことで、どのような規模なのかわかるように説明してもらいたいです。

それから、給配水の関係ですけど、高架タンクの撤去ということになっておりますが、これは撤去するだけで何か配水の関係が変わってくるのか、内容の説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんの質問にお答えします。

新進とミタニ建設につきましては、当事者同士のくじ引きにより決定でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電の件でございますけれども、20キロワットを予定しております。北舎のほうへ取りつける予定ですが、すべてを賄うのはちょっと不十分かと思っています。

それと、高架タンクと配水のことですけれども、高架タンクは撤去した後に新しいステンの高架タンクを設置する予定です。直結ということではありません。それに伴う給水管ですね、各施設の建物の中に入る、そこを改修、新設をするものであります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

その改修工事のほうで保健室シャワー新設っていうのがありますけれども、これは今までなかったつくるといふことかと思いますが、どういった背景でこういうことになったのか、ちょっと保健室にシャワー室ってあんまりないような気もするがですけども。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

学校のほうの希望もあったわけですが、保健室を利用する子どもさんおいでますので、その中で清潔に保つというところもあるんだと思います。そういうことで学校の要望にもよりましてシャワー室を設置するようにいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 片岡議員の質問で関連ですけども、太陽光発電装置、20キロワットということですのですべてではないということですが、何十%ぐらい、何々に利用できるだろうかとかいうふうな、そういうものは予定として構想がありますか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい、お答えします。

20キロワットで若干全部を満たすようなことは難しいと思います。どうでしょう、業者さん、50ぐらいは欲しいんじゃないだろうかという気もいたしますが、50キロワ

ットぐらいだったらどうかなというような、何%満たすというようなこと、済みません、ちょっと十分お答えはできませんけれどもよろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

確認しておきます。この耐震改修工事におきまして、数値ですわね、I s値がどれぐらいあってどこまで高まるということで工事に当たられるのか、その点を確認しときます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい、お答えいたします。

I s値については、完全な改修工事が終わりますと大体0.75以上の数値に上がる工事をいたします。それで、特に耐震性がないと言われるところが体育館と技術棟がありますけれども、これが0.3未満というような状況になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

山田小学校も耐震の経験があるんですが、特に授業とかそういうことへの影響とかいうものはあったのかどうか。それから、今回の場合は3月17日の着工予定で平成23年1月28日、中に夏休みも入りますけれども、授業への影響とかいうものはどのように想定しているのかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい、お答えします。

山田小学校については、特に授業とか全然差し支えはありませんでした。鏡野中学校についても、もう本工事は夏休みを中心に行います。それで、春休みからも一部工事始める予定なんですけれども、それと夏休みを中心、それと土日を一部改修工事やりながら、冬休みも利用して来年1月28日ぐらいという工期で進めていきたいと思えます。夏休み期間も子どもたちは加力とかいろいろありますので、できれば中央公民館とか近くの学校とかグラウンドとかを使いながら、不自由をかけますけれどもそういう形で進めていきたいと考えています。特に授業には差し支えないように進めていきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第38、意見書案第1号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 意見書案の朗読をもって提案にかえたいと思いますのでよろしくお願ひします。

意見書案第1号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年3月16日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫
(案文朗読)

以上です。よろしくお願ひいたします。

【意見書案第1号 卷末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第39、意見書案第2号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充・国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 意見書案の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書案第2号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充・国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年3月16日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員
黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫
(案文朗読)

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。提出者の黒岩 徹議員に2点ほどお伺いをしたいと思っています。

まずは、記の1に、「「地方分権」については、拙速に結論を出すことを避け」「十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。」と、こうございますけれども、中央集権システムの制度疲労から新しい時代に対応すると、そのために地方分権の推進が必要であるということで平成12年に地方分権一括法が施行されて、既に10年間にわたって議論が重ねられてまいったところでございます。また、地方分権の受け皿ということで足腰の強い自治体が必要と、そういう観点から国の主導で市町村合併も進められ現在に至っているというところでございます。

そこで、この意見書案にございます「十分な時間」とは、もう果たして一体どれほど必要なのだとお考えなのでしょうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

もう1点ですが、「国土交通省の地方出先機関の存続を求める」と、こうございますが、全国知事会が昨年11月に国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム会議を開催をしております。その内容を少しだけ紹介させていただきたいと思ひます。

国の出先機関を原則廃止をすると、その意義につきましては、国に集中する権限、また予算を、現場で執行する国の出先機関を廃止をして地方に移管することによって二重行政の解消や地方への権限移譲を実現し、より低コストで、より迅速、的確に住民ニーズにこたえる行政体制を構築するとされております。また、検討方針の基本的な考え方の中では、国の出先機関の事務、権限について必要性等を調査、分析をして、その上で不要な事務、権限は廃止をし、民間でできることは民間に、行政機関がなお実施をしなければならないと認められるものは、国と地方の役割分担の明確化を図った上で、地方でできることは地方でという基本的な考え方で地方に事務、権限を移管すると。なお、国が直接執行する必要性が極めて高い事務、権限が残るものは、組織を整理、統合する等々の協議がなされております。

このような地方の代表機関の一つである全国知事会の動き、また国においても同様の方向性を持って現在検討をされているわけですし、反対をしてるのは国の役人であろうと思ひております。そのような折にこの地方分権改革を推進する動きとは逆行するような内容の意見書を提出することは私は疑問なんですけれども、ご見解をお伺いをいたし

ます。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 小松議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

2点ほど質問をいただきましたが、共通するのは地方分権の推進ということではなかろうかと、こういうところで一本でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、地方分権、私個人的にも言わせてもらいますと、私も一般質問等では、地方分権で地方自治の独立なり、そこまで突っ込んだ質問もしたことがございました。しかし、地方分権を進めるということは、むやみやたらに何でもかんでも地方へ持ってくるということではないと思います。まず、地方分権を本当にするのなら財源論議からしなくては、国と地方との財源内訳は、税はどうするかとか、それからもう一つ、今回この意見書にあらわれておりますのは国土交通省のことではありますが、まず、国が本来すべき仕事、地方が本来する仕事、例えば河川管理でいきますと、この物部川の河川管理は当然国がやるべきことであります。こういったことを見きわめて、また財政も見きわめて、そういった見きわめがつくということが、時間をかける、いつまでかということ、そこが見きわめがついた時点だと私は思います。

特に今回こうして国土交通省、こちらの意見書になっておりますが、これの波及効果も考えたとき、例えば農林水産でいきますと物部の営林署関係、また、かつて山田、ここな後ろには食糧事務所もございました。これらが何でもかんでも地方分権という名のもとに中央へ持っていかれるということは、地元にとっては大変寂しい思いでございます。また、経済的影響もえらいと思います。こういった意味で地方分権は慎重に時間をかけて、財政、本来国のやるべき仕事なのか地方がやるべき仕事なのか、そういったことを見きわめた上での地方分権を進めていっていただきたいと思う次第であります。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第40、意見書案第3号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を

求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第3号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年3月16日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎、同 山崎晃子

案文を朗読しまして提案理由とさせていただきます。

（案文朗読）

少し補足をいたしますと、本文中にもありました、超党派の国会でのこの法制度化のための議員連盟ができておりますが、これには公明党の坂口 力議員が会長に就任しまして、民主党の仙石由人議員が会長代行を務めております。そのほか顧問に自民党の議員、そして副会長には自民党、民主党、社会民主党、国民新党、公明党、日本共産党、新党日本と、このように超党派で国会議員の皆さんがこの制度化に取り組んでおります。そして、2008年9月の段階ですが、全部で252の地方議会がこれの法制度化を求める意見書も提案をされているところです。

同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） 提出者の大岸さんにお聞きいたしますが、協同労働者とはどういう人をいうのか。それと、現行の協同組合諸法との相違点、それと、組合員は出資金が必要になってくると思いますが、その出資金の集め方、また、その協同組合が破綻した場合はどうなるか、そういう点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 何点かございましたので、また抜けておりましたらご指摘ください。

協同労働者とは、その出資との関係も一緒に説明をしますと、任意に協同労働組合といえますか、自分たちの働く場をつくるということで各個人が、例えば一口5万円ずつぐらいが一番多いらしいですけども、任意の方たちが一口5万円ずつぐらい出して事業を立ち上げる、そういう形になっております。協同労働者というのは、その出資者、本来の雇用、今、協同労働組合という形は、これまでの雇用関係といえますか、だれかに雇われる、雇い雇われるという関係なんですけれども、これは雇い雇われるという関係

ではなくて、だれもが雇用主というとおかしいんですけども、だれもが事業主という形になります。生協には生協法、農協には農協法とかいうものによりまして法的根拠の位置づけがありまして事業として成り立っておりますので、例えば雇用保険、健康保険などもすることができますけれども、この協同労働組合にはまだ法的根拠の位置づけがないためにそういう社会保険とかいったものがとることができないという点と、それから、もう一つ、法人格が持てないために公共事業等の入札などに参入できないとかいうふうなことも言われておりますので、これに法人格を与えてほしい、法的根拠を持たせてほしいというのがこの制度化を求める意見書の内容でございます。

それと、破綻したときにどうなるかというのはちょっと想定はしておりませんが、今そんな、自然解散というふうな形になるんじゃないでしょうか。そこまではちょっとわかりません。私のいただいております手持ちの資料の中には、破綻した場合というのは想定の中には入っておらないようでございます。

ただ、私はこの意見書を提案したいと思いましたが、通常でしたら雇用されることが困難な身体障害の方ですとか、そういった方々、あるいは引きこもりという言葉が悪いですが、そういった方々にも労働の機会を与えて、その方の所得にもなって地域社会にも役立つということで、生き生きと働く場がたくさんできたと、それで喜ばれているというふうなことが記事にございますので、これはぜひ香美市議会からも上げていただきたいと思って提案をいたしました。

お答えになってますでしょうか。何か抜けておりましたらまた指摘をしてください。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成多数であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

○4番（大岸眞弓君） ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 日程第41、意見書案第4号、企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。

意見書案第4号、企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年3月16日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員
山崎晃子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 山崎龍太郎

意見書の案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上、同僚議員の賛同をよろしくお願いします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の方の討論を許します。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の討論ありますか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。私は、意見書案第4号、企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

政治と金をめぐる事件が次々と起き、国民の政治不信はかつてないほど高まっております。後を絶たない企業と政治家をめぐる金権腐敗事件の根を断ち切り、政治への信頼を取り戻すには、制度そのものを抜本的に変えるしかありません。民主党、社民党、国民新党の3党は、3月4日の幹事長会談で、癒着の温床と言われる企業・団体献金の禁止に向けて与野党協議機関を設ける方針を決めましたが、3党が連立与党となってから既に半年が経過し、その間に違法献金事件、土地購入資金事件、虚偽献金疑惑などの事件が相次いで起きております。もともと民主党は、昨年夏の衆議院選マニフェストに企業・団体献金の禁止を盛り込んでおりました。もっと早い時期にこれらの事件について国民が納得できる説明を行い、このようなことを繰り返さないために積極的な取り組みを推進するべきでありました。

また、政治献金のあり方に関しては、経済界からも声が上がっています。経済同友会が先月、企業・団体献金を原則禁止にするとの意見書を発表したのに続き、日本経団連も企業・団体献金への関与を打ち切る方針を固めました。企業、団体による献金を禁止しようという機運が高まったことはこれまでも何度かありました。しかし、いつの間にかうやむやになり先送りされてきた経過があります。今度こそしっかりと議論を重ね実現させなければなりません。

最後に、企業・団体献金の禁止は、国民の政治への信頼回復のためにはどうしても必要なことであり、今、政治家一人一人の覚悟が問われているのだということを申し添えまして、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。
これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成多数であります。よって、意見書案第4号は、可決されました。

○10番（山崎晃子君） どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 日程第42、意見書案第5号、住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 意見書案の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書案第5号、住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年3月16日、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 香美市議会議員 比与森光俊、賛成者 香美市議会議員 竹内俊夫

（案文朗読）

よろしく願いいたします。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第43、意見書案第6号、くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○ 4 番（大岸眞弓君） 4 番、大岸眞弓です。

意見書案第 6 号、くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について
地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各
大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大
岸眞弓、賛成者 同 久保信彦、同 片岡守春

（案文朗読）

どうぞよろしくお願いいたします。

【意見書案第 6 号 巻末に掲載】

○ 議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は
ありませんか。

13 番、竹平豊久君。

○ 13 番（竹平豊久君） 13 番です。提出者の大岸議員にお聞きします。

この意見書につきましては、先ほど賛成多数で可決をいたしました意見書案第 2 号と
趣旨内容がほとんど似通っているというふうに取り取れるわけです。したがって、
意見書案第 2 号に準じた場合は、私個人の考えといたしましては、この意見書案第 6 号
はあえて提出する必要はないかというふうに感じますが、そこのあたりの見解をお願い
します。

○ 議長（中澤愛水君） 4 番、大岸眞弓君。

○ 4 番（大岸眞弓君） 竹平議員の質問にお答えします。

私もやや同様の感を持ちますので、もう少しすり合わせの努力をすればよかったです
が、ただ、これには意見書案第 2 号に入っておりません公務員を一律に削減する定員削
減計画を行わないこと。それから、意見書案第 4 号におきまして、そういった地方に犠
牲を強いる地方分権改革を行わないことですか、行政サービスの低下を招く国の出先
機関などを統廃合をしないこと等々ありまして、それを保障するために「財政・行政体
制の拡充を図ること」、この 1 行も入っておりますので、あえて提案をさせていただきました。

○ 議長（中澤愛水君） 13 番、竹平豊久君。

○ 13 番（竹平豊久君） 関連です。

ありがとうございます。大岸議員の言われるとおりです。ここの意見書案第 6 号には、
記として 4 項目ほど載せてます。意見書案の第 2 号のほうには 3 項目ですが、言われま
したように、記の 1 は同等の内容と、それから 2 と 3 が 3 と大体同様に、表現もかなり
やわらかくきめ細かに表現をしてると。それから記の 4 が一応意見書案第 2 号でいえば
2 というふうに関心取れて、先ほど申しましたように、多少字句なんかは違いますが内
容はほとんど一緒だというふうに関心したところでお聞きをしたところです。

○ 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって、本案は、否決されました。

日程第44、意見書案第7号、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野公昭でございます。

意見書案第7号、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年3月16日、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 矢野公昭、賛成者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 香美市議会議員 依光美代子
案文を朗読をいたしまして提案とさせていただきます。

（案文朗読）

どうかよろしく願いをいたします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。提出者の矢野議員にお聞きします。端的にお聞きしますのでよろしくお願ひします。

これ一言で言えば、要するに保育にかかわるこういった事業といったものは、いわゆるコストとか費用効果とかいうもので推しはかるべきではなく、この児童福祉法という法律に基づいて、かちっとして根拠のもとに保育所運営をやっていくということを求める意見書だと思うんですが、そこのあたりのご回答をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） おっしゃるとおりでございます。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

○2番（矢野公昭君） ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 日程第45、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りをしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された議案はすべて議了しました。

平成22年第2回香美市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、推薦案件4件、議案第4号から議案第39号までの36議案と追加議案3件、議員提出の意見書案7件が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。

議会は、決定をした予算の執行、政策や事業の実施が適正に行われているか常に注意を払いつつ、批判、監視することが重要な任務として課されております。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに政策課題の実現や香美市のまちづくりのために十分留意し取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

今議会も16名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、行政にかかわる問題点の指摘や政策課題への提言がありました。近時、地方分権が一層進められておりますが、地方分権の意義は、地域住民の意向をよりよく反映した行政スタイルを確立することにあります。そのためには情報公開を前提とした住民との協働が欠かせないと考えます。地方分権のもとでは、住民のための民主的で公正で効率的、合理的に開かれた行政、住民自治と団体自治の拡充、実践が強く求められてまいります。議会としても研修、研さんを深めながら、議会の活性化と適正な役割を果たしていかなければならないと考えます。

さて、この3月をもって明石収入役以下7名の方が、ご勇退並びに退職をされるとお聞きをいたしております。長年のご労苦に心から感謝を申し上げます。特に平成18年3月の合併以来、この4年間は、香美市の基礎固めや市政発展、市民福祉の向上に日夜ご努力をいただきましたことに、衷心より敬意をささげるものであります。ご勇退後もご自愛のほどを深く念じております。

本議会が終わりますと、3月21日には市長選の告示が行われ、4月からは新しい執行体制のもとで市政が力強く展開されることと思います。大きく期待するところであり、執行部、議会、市民が一体となって香美市発展と市民福祉の向上に邁進できますよう祈念をいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

3日に開会をいたしました今議会も、本日までの会期中、議員各位の真剣なる議論をいただきまして、ここに閉会の日を迎えることができました。

今議会には、平成21年度補正予算、そして平成22年度一般会計当初予算ほか各特別会計予算を初め条例改正議案など上程をいたしました。全議案それぞれ適切、妥当なるご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度末をもって7名の方々がこの市役所を去られます。本議場におられます方々の中で、このたび収入役制度が廃止されますことに伴いまして、初代収入役を務めていただきました明石さんが今月末をもって退任をされることとなりました。合併直後の収入役として大変ご苦勞をおかけをいたしました。本当にありがとうございます。また、萩野物部支所長は、このたび定年として退職をされます。そして、残念ながら片岡健康づくり推進課長も退職をされることとなっております。この場をおかりしまして、今日までの3人の果たされました職責とそこにご功績に対しまして心から賛辞を贈らせていただくとともに、去っていかれる職員全員の皆様方に感謝と御礼を申し上げます。これからもそれぞれ皆さん健康に十分ご留意いただきまして、ご活躍されますことをお祈りをいたします。

私ごとでございますが、自分にとりまして4年間の任期の最後の議会でございます。この間は、合併後の大変重要な期間であったにもかかわらず十分なその使命が果たせなかったことを心からおわびを申し上げます。次期市長選にも立候補の表明はいたしておりますが、任期終了の締めめの議会でありますので、議会の皆さん初め全職員の皆さん方に対しまして、今日まで賜りましたご厚情に感謝と御礼を申し上げまして、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。

これをもって平成22年第2回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時57分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成22年第2回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	3日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。 但し、議案第16号、第18号、推薦第1号、第2号、第3号、第4号 については、本会議方式にて採決。 (庁舎建設特別委員会、全員協議会)
第2日	4日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	5日(金)	休 会	〃
第4日	6日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	7日(日)	休 会	〃 〃
第6日	8日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	9日(火)	本会議	一般質問①(まちづくり推進特別委員会)
第8日	10日(水)	本会議	一般質問②(行財政改革推進特別委員会)
第9日	11日(木)	本会議	一般質問③
第10日	12日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(議案第4号) 各常任委員会 総務常任委員会の審査 (議案第4・21・22・23・24・30・31・32・33・37・38号) 教育厚生常任委員会の審査 (議案第9・10・11・12・13・19・20・25・26・27・34・39号) 産業建設常任委員会の審査 (議案第5・6・7・8・14・15・17・28・29・35・36号)
第11日	13日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第12日	14日(日)	休 会	〃 〃
第13日	15日(月)	休 会	〃 〃
第14日	16日(火)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案等の提案(委員会付託を省略し、説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第4号	平成22年度香美市一般会計予算	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
第5号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	"	"
第6号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	"	"
第7号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会	"	"
第8号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	産業建設常任委員会	"	"
第9号	平成22年度香美市老人保健特別会計予算	教育厚生常任委員会	"	"
第10号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	教育厚生常任委員会	"	"
第11号	平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算	教育厚生常任委員会	"	"
第12号	平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算	教育厚生常任委員会	"	"
第13号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	教育厚生常任委員会	"	"
第14号	平成22年度香美市水道事業会計予算	産業建設常任委員会	"	"
第15号	平成22年度香美市工業用水道事業会計予算	産業建設常任委員会	"	"
第17号	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	"	"
第19号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	教育厚生常任委員会	"	"
第20号	平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	教育厚生常任委員会	"	"
第21号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第22号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第23号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
第24号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"

第	号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会 教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
第	25	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	〃
第	26	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
第	27	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	〃	〃
第	28	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	〃	〃
第	29	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第	30	香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第	31	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第	32	香美市退職手当審査会設置条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第	33	香美市私債権の管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第	34	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
第	35	香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について	産業建設常任委員会	修正案可決	〃
第	36	香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を廃止する規約について	産業建設常任委員会	原案可決	〃
第	37	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	〃	〃
第	38	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	〃	〃
第	39	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	〃	〃

意見書案第 1 号

郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 竹 内 俊 夫

郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書（案）

郵政三事業が民営・分社化されて二年、この間、郵政三事業のサービスは著しく後退しました。郵便局の統廃合によるサービスの低下、年間利用件数を理由にした大学や病院等の公的場所からの A T M の撤去、簡易郵便局の閉鎖、ゆうちょ銀行の払い込み手数料の大幅引き上げ等、金融と通信のユニバーサルサービスが大きく低下し、郵便局ネットワークも分断されています。また、民営・分社化の弊害や無駄も明らかになっています。

「かんぼの宿」問題など一連の不祥事は、国民の共有財産を特定企業と癒着して食いものにしている実態を明らかにし、「誰のための何のための民営化だったのか」と、国民の怒りと不信を大きく広げました。

そうした国民の声を受けて政府は、昨年 10 月 20 日、郵政民営化の見直し方針である「郵政改革の基本方針」の閣議決定を行ないました。この見直し方針は次期通常国会に「郵政改革法案」を提出し成立を図る。とし、その要旨は、(1) 金融サービスを全国で提供することの義務付けを法的に担保す

る。(2) 郵便局網を通じて郵便、貯金、保険のサービスを一体的に提供する体制を整備し、地域のワンストップ行政サービスの拠点として活用する。(3) 現在の分社化体制を見直し、株式会社形態は維持する。(4) 郵政民営化法の廃止を含め所要の法律上の措置を講ずる。等となっています。

また、昨年10月26日からの臨時国会には、日本郵政とゆうちょ銀行、かんぽ生命の「株式の処分の停止等に関する法律」が提出され、12月4日に成立しました。

高知県は山村僻地が多く、郵便局は地域住民のライフラインとしてなくてはならない存在です。郵便局のネットワークは国民共有の財産です。国民の権利として「郵便」や「貯金」「保険」のサービスは、どんな過疎地や離島でもあまねく保障されなければならないと考えます。同時に、郵便局のネットワークは生活弱者の権利を保障し格差を是正するとともに、ワンストップ行政の拠点としての活用も期待されているところです。

政府は、金融のユニバーサルサービスを義務付けることとしていますが、利潤追求の株式会社では、収益のあがらない山間僻地のサービスが真っ先に切り捨てられる事が危惧され、ユニバーサルサービスとは両立できません。政府が責任を持つ三事業一体経営の特殊会社か、公社形態でこそ、金融と通信のユニバーサルサービスは守られると考えます。

よって、衆・参両議院及び政府におかれましては、これまで培ってきた郵政事業の積極面を良く考慮され、山間僻地の振興と地域の支援に欠かすことのできないこの郵政事業を守るために、下記の点に留意されて郵政民営化の抜本的な見直しを強く要望します。

記

1. 郵便事業、郵便貯金、簡保生命の三事業を一体経営とし、効率的事業運営とすること。
2. 郵便貯金、簡保生命の金融についてもユニバーサルサービスを義務付けること。
3. 全国24,600の郵便局ネットワークを維持し、山間、離島を含め、あまねく公平にサービスを提供すること。
4. 日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の「株式の処分の停止等に関する法律」を維持し、近い将来に政府が責任を持つ特殊会社か、公社形態をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 3月16日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
総務大臣	原口一博	殿
金融・郵政改革担当大臣	亀井静香	殿
財務大臣	菅直人	殿
内閣官房長官	平野博文	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 2 号

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充・
国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 竹 内 俊 夫

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の
拡充・国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書（案）

四国地方は、連年のように台風や集中豪雨等による水害や土砂災害を受け、一方で渇水による水不足で住民生活の麻痺・困窮の事態も発生しています。とりわけ、近年では地球温暖化や異常気象等の中で、洪水と渇水は繰り返され頻度も高くなっています。

このため、四国においては、河川の氾濫、高潮被害、土砂災害等の自然災害に対する対策や環境保全、安定的水利用対策が強く求められています。

また、道路網整備が遅れている地域では人口や所得等の伸びに格差がみられるため、地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要となっています。

さらに、地震や津波などに対する防災対策や危機管理体制の拡充も急務となっています。

こうした国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本整備・管理は国が責任を持って実施することが憲法上の責務です。しかし、現在進められている「地方分権改革」「道州制導入」の動きは、憲法・地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地方分権の実現に向けたものではなく、国の役割、とりわけ憲法が保障する国民に対する責任を放棄するものであり、国土の均等ある発展にも影響を及ぼしかねません。

憲法第25条では、国は、すべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとし、国の社会的使命が規定されています。

国民の生命と財産を守るための社会資本の整備・管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められています。

さらに、地域住民の安全・安心の確保と、さらには地域の中小建設関連業界の経営安定、雇用情勢の改善の為に、必要な防災や生活関連公共事業予算の確保、責任ある行政機関・業務執行体制の確保・拡充が重要であるといえます。

よって、国におかれては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の三点について強く要望します。

記

1. 「地方分権」については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
2. 防災、生活・環境安全、維持関連公共事業予算の確保・拡充をはかること。
3. 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な整備局・事務所・出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 3月16日

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 江田五月 殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
国土交通大臣 前原誠司 殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 3 号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める 意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 龍 太 郎

賛成者 " 山 崎 晃 子

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

日本社会における労働環境の大きな変化は、働くことが困難な人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000 年以降の急速な構造改革により経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで「ワーキング・プア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつukれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPO 協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、こうした地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして今、大変注目を集めています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約が出来ない、社会保障の負担が、働く個人にかかるなどの問題があります。

すでに欧米では、労働協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなどの法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は一体のものです。誰もが「希望と誇りを持って働く」仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人のつながりや社会のつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

よって国におかれては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月16日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
総務大臣	原口一博	殿
財務大臣	菅直人	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 4 号

企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山崎晃子

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 山崎龍太郎

企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出について（案）

違法献金事件や土地購入資金事件、虚偽献金疑惑は、国民の強い怒りと政治へのさらなる不信を引き起こしました。『政治とカネ』の問題による政治腐敗事件は後を絶たず、その多くが政治家をめぐる企業・団体献金に起因しています。

元々、営利を目的とする企業や業界団体が政治献金をするのは、何らかの見返りを期待したものと推察されることから、現行の政治資金規正法では、企業や団体が政治家に献金することを禁じています。しかし、政党やその支部にいったん献金し、資金管理団体などの政治団体にまわす『迂回献金』の抜け道は残されています。

リクルート事件やゼネコン汚職など、企業と政治家をめぐる金権・腐敗事件が相次いだ時、企業・団体献金をなくすという名目で、1995年には政党助成金が導入されましたが、今でも企業・団体献金は全面禁止されるには至っていません。

よって、衆・参両議院議長および政府におかれては、企業・団体からの政治献金を全面的に禁止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年 3月16日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 5 号

住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 竹 内 俊 夫

住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書（案）

民主党が総選挙のマニフェストで、「所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、『子ども手当』を創設する」と提唱したことをうけ、政府税調では、配偶者控除の廃止は先送りするものの、扶養控除は廃止する方向で議論が進んでいます。また、厚生労働省は、平成 22 年度予算の概算要求で、子ども手当の財源の一部として、現行の児童手当を廃止するとしています。

子育て世帯にとっては、所得税の増税にとどまらず、保育料をはじめ公営住宅の家賃値上げなど、所得税額を基準にしている負担の増を招き、子ども手当が支給されない扶養家族を持つ世帯は、所得税増税の影響をまともに受けることとなります。

また、政府税調では、住民税の扶養控除も廃止する方向を固めたとされています。住民税の扶養控除が廃止され、住民税が増税された場合、雪だるま式負担増の影響はあっという間に広がることとなります。

子育て支援の拡充は当然ですが、その財源を庶民増税に求めるのは筋違い
と言わなければなりません。

よって、国におかれては、所得税・住民税の扶養控除の廃止はおこなわな
いよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 3月16日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
総務大臣	原口一博	殿
財務大臣	菅直人	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 6 号

くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 16 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 久 保 信 彦

賛成者 " 片 岡 守 春

くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）

雇用問題を始め、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大している今、国や地方行政の役割が重要となっています。国民・住民の要求にこたえるためにも、行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大しています。こうした中、一律的な定員削減を行うべきではありません。国民・住民の安全と安心を確保し、セーフティネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要です。

また、国が進めている「地方分権改革」は、地方支分部局を整理統合することで、単に公務員を減らし、地方自治体に国の責任を押しつけ、国が直接責任をもって行うことを放棄するものであり、憲法違反の恐れや、何よりも国民・住民へ行政サービスの責任が果たせません。

よって、国におかれては下記事項について実現されるよう要望します。

- 1 . 地方に犠牲を強いる「地方分権改革」は行わないこと
- 2 . 行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと
- 3 . 公務員を一律に削減する定員削減計画などを行わないこと
- 4 . 地方においても国民・住民の安心・安全が確保されるよう、財政・行政体制の拡充をはかること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 2 年 3 月 1 6 日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	菅直人殿
厚生労働大臣	長妻昭殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第7号

現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年 3月16日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者	香美市議会議員	矢野公昭
賛成者	〃	小松紀夫
賛成者	〃	依光美代子

現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

社会保障審議会少子化対策特別部会は、平成21年2月24日に現行の保育制度に代わる「新たな保育の仕組み」を盛り込んだ第1次報告「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて」を決定しました。この「新たな保育の仕組み」は、市町村の保育実施義務を後退させ、介護保険制度と同じような「認定」の仕組みを導入するなど、子どもの健全な成長と保護者の就労の権利を保障する、現行の公的保育制度の縮小が懸念されます。

地方において限られた保育所運営費の中では、施設整備や職員体制の充実に回ることができません。

少子化対策は、国の将来を左右する最重要課題であり、国及び地方自治体による保育の拡充は、一刻の猶予も許されない課題です。よって、国におかれては、児童福祉法第24条（市町村の保育実施義務）による現行保育制度を活かし、公的責任に基づく保育事業を推進すること。また、そのための保育予算を抜本的に増額し、国と地方自治体の責任で公立保育所及び民間保育所を充実させるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年 3月16日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
厚生労働大臣	長妻昭殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	菅直人殿
少子化対策担当大臣	福島瑞穂殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成22年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第4号	平成22年度香美市一般会計予算	原案可決	22. 3. 16
第5号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃
第6号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
第7号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
第8号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃
第9号	平成22年度香美市老人保健特別会計予算	〃	〃
第10号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	〃	〃
第11号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	〃	〃
第12号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	〃	〃
第13号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
第14号	平成22年度香美市水道事業会計予算	〃	〃
第15号	平成22年度香美市工業用水道事業会計予算	〃	〃
第16号	平成21年度香美市一般会計補正予算（第7号）	〃	22. 3. 3
第17号	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃	22. 3. 16
第18号	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	22. 3. 3
第19号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	〃	22. 3. 16
第20号	平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	〃	〃
第21号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第22号	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第24号	香美市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第25号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第26号	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第27号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第28号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第29号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

事件の 番号	件 名	議決結果	議 決 年月日
第 30 号	香美市消防団の設置に関する条例及び香美市消防団員の定員、 任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい	原案可決	22. 3. 16
第 31 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	〃	〃
第 32 号	香美市退職手当審査会設置条例の制定について	〃	〃
第 33 号	香美市私債権の管理に関する条例の制定について	〃	〃
第 34 号	香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
第 35 号	香美市情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定に ついて	修正案可決	〃
第 36 号	香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約を 廃止する規約について	原案可決	〃
第 37 号	市有財産の無償貸付けについて	〃	〃
第 38 号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	〃	〃
第 39 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	〃	〃
第 40 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	〃	〃
第 41 号	香美市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 42 号	香美市立鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約 の締結について	〃	〃
推薦第 1 号	香美市農業委員会委員の推薦について	推 薦	22. 3. 3
推薦第 2 号	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	〃
推薦第 3 号	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	〃
推薦第 4 号	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	〃
意見書案 第 1 号	郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書の提出について	原案可決	22. 3. 16
意見書案 第 2 号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡 充・国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出に	〃	〃
意見書案 第 3 号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意 見書の提出について	〃	〃
意見書案 第 4 号	企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書の提出について	〃	〃
意見書案 第 5 号	住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見 書の提出について	〃	〃
意見書案 第 6 号	くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出につ いて	原案否決	〃
意見書案 第 7 号	現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	原案可決	〃